

自己資本比率規制に関するQ&A

(平成 18 年 3 月 31 日公表、同年 7 月 28 日追加、同年 12 月 27 日追加、
平成 19 年 3 月 23 日追加、同年 5 月 9 日追加、同年 9 月 28 日追加、
同年 12 月 6 日追加、平成 20 年 3 月 31 日追加、同年 11 月 17 日追加、
同年 12 月 24 日追加、平成 21 年 3 月 27 日追加、同年 9 月 24 日修正、
平成 22 年 3 月 31 日追加・修正、同年 12 月 17 日修正、
平成 23 年 3 月 31 日修正、同年 9 月 12 日追加・修正、
平成 24 年 6 月 6 日公表、同年 8 月 7 日追加、同年 12 月 12 日追加・修正、
平成 25 年 3 月 28 日追加・修正、同年 9 月 20 日追加・修正、
平成 26 年 3 月 6 日修正、平成 27 年 3 月 31 日追加・修正、
平成 28 年 3 月 11 日追加・修正、平成 28 年 7 月 1 日修正、平成 28 年 8 月 31 日追加、
平成 30 年 3 月 23 日追加・修正、
平成 31 年 2 月 18 日追加、平成 31 年 3 月 15 日追加・修正、
令和元年 10 月 24 日追加、令和 2 年 3 月 31 日追加・修正、令和 3 年 2 月 12 日追加)

以下に記されている条文番号は、特に記載のない限り、銀行法第 14 条の 2 に基づく告示の条文番号となっています。

【総論、自己資本比率計算】

【第 2 章～第 5 章（国際統一基準及び国内基準）関係】

<投資損失引当金・偶発損失引当金等の取扱い>

【関連条項】第 1 条、第 7 条等、第 10 条等、第 71 条

第 1 条-Q1 投資損失引当金・偶発損失引当金について、一般貸倒引当金や個別貸倒引当金と同様の取扱いが認められますか。(平成 20 年 12 月 24 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正)

(A)

一般的に、投資損失引当金や偶発損失引当金は、信用リスクにかかる引当金として実務的に定着しており、一般貸倒引当金、あるいは個別貸倒引当金の計上方法に準じた取扱いとなっていることから、内部格付手法においては、適格引当金（第 1 条）として、標準的手法においては、一般貸倒引当金（第 7 条等）、あるいは個別貸倒引当金（第 10 条等、第 71 条）と同様のものとして、取扱うことで差し支えはありません。

ただし、投資損失引当金や偶発損失引当金などの勘定科目を有している場合でも、それが、

一般貸倒引当金に準じる形で計上されているもの、あるいは、個別貸倒引当金に準じる形で計上されているものとを適切に区分した上で、告示上、その性格に応じた引当金の勘案を行う必要があります。

<保有している TLAC の計測方法について>

【関連条項】第 1 条第 86 号等

第 1 条第 86 号-Q1 自己資本比率の計測にあたり、保有しているエクスポージャーが「その他外部 TLAC 関連調達手段」に該当するか否かをどのように確認すればよいでしょうか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)
--

(A)

自らが保有するエクスポージャーにつき、その他外部 TLAC 関連調達手段 (①発行体におけるその他外部 TLAC 調達手段 (これに相当するものを含む)、②発行体に係る①と同順位の債務、③特例外部 TLAC 調達手段) か否かを判断するためには、各発行体の破綻処理戦略 (SPE/MPE)、保有している債券が TLAC 適格債として発行されているか否か (発行体に対して貸付けを行っている場合には、当該貸付けが TLAC 適格ローンとして行われているか否か)、TLAC 適格要件としての劣後性の内容、当該法域における倒産処理における TLAC 債の債権者順位等を各金融機関において確認する必要があります。

自己資本比率の計測にあたっては、計測基準日において存在する、発行体による最新の開示資料を基に、その他外部 TLAC 関連調達手段への該当性の判断を行うこととなります。具体的には、バーゼル銀行監督委員会が 2017 年 3 月 29 日に公表した「開示要件 (第 3 の柱) の統合及び強化—第 2 フェーズ」と題する文書のテンプレートに従った開示がなされている場合、「CCA」(発行済みの規制資本調達手段・外部 TLAC 調達手段の契約の概要)、「TLAC1」(TLAC の構成)、「TLAC3」(債権者順位) 等を参照することが想定されます。

ただし、自らが直接保有している又は間接保有していてもルックスルー可能な債券等につき、発行体の TLAC 適格となることを企図して発行されたことが契約書・附属書面等で確認できるものについては、計測基準日における発行体による開示資料が存在しない場合であってもその他外部 TLAC 関連調達手段として認識する必要があると考えられます (例えば、平成 31 年 3 月 31 日の規制適用開始時点では、本邦の TLAC 規制対象会社は TLAC に関する法定開示を行っていないことが予想されるものの、これら TLAC 規制対象会社がその他外部 TLAC 調達手段となることを企図して発行している債券等については、保有銀行においては社債要項・目論見書等の記載を踏まえ、その他外部 TLAC 調達手段として認識する必要があると考えられます。)

また、契約書・附属書面等や最新の開示資料によってもその他外部 TLAC 関連調達手段への該当性の判断ができない場合には、入手可能な資料に基づき適切に該当性を判断することとなりますが、その際、第三者 (実績のある格付機関や外部情報ベンダー等) の公表情報を用いることも許容されることが考えられます。

なお、破綻処理対象法人がグループ内から借入れを行っている場合、当該エクスポージャ

一は貸付先における「その他外部 TLAC 関連調達手段」には該当しないと考えられます。

「その他外部 TLAC 関連調達手段」のイメージについては以下の図をご参照ください。

<各金融機関が発行する「その他外部 TLAC 関連調達手段」に係る債権者順位のイメージ>



※ 上記はあくまで簡便的に図式化したものに過ぎず、法域や個別の金融機関によって詳細は異なることには十分留意してください。

※ 太線で囲んだ部分が「その他外部 TLAC 関連調達手段」に該当し得ます。

※ 太点線で囲んだ部分は、該当するものが存在しない法域における金融機関については勘案しません。

<海外金融機関が発行した損失吸収規制対応債券等について>

【関連条項】第 1 条第 86 号等

第 1 条第 86 号-Q2 海外の金融機関が各国の損失吸収力規制対応のために発行する債券は、全て「その他外部 TLAC 関連調達手段」に含まれるのでしょうか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

第 1 条第 86 号の「その他外部 TLAC 調達手段及びこれに相当するもの」とは、本邦の TLAC 規制対象会社が発行するその他外部 TLAC 調達手段に加え、海外 G-SIBs の破綻処理対象法人 (resolution entity 又はそれに準ずる主体) が発行する TLAC 規制対応債が想定され、G-SIBs ではない海外金融機関が発行する損失吸収債券 (いわゆる欧州の MREL 規制対応債等)

は含まれません。

海外金融機関については、G-SIBs か否かの判定は金融安定理事会（FSB）が公表する内容に従うものとしますが、当該金融機関に対して当該法域における TLAC 規制（本 Q&A においては外部 TLAC の最低所要水準を指します。）の適用が開始されるまでの間はその TLAC 規制対応債を「その他外部 TLAC 関連調達手段」に含める必要はなく、その後到来する自己資本比率の計測時点から「その他外部 TLAC 関連調達手段」に含めることとなります。また、FSB がある海外金融機関につき G-SIBs の指定を解除したことを公表した場合、それ以降、当該金融機関が発行する債券等は「その他外部 TLAC 関連調達手段」から除外することとなります。

海外金融機関に対する TLAC 規制の適用時期等は、FSB の TLAC タームシートを踏まえると下表のようになると考えられますが、実際に各金融機関に対して当該法域における TLAC 規制が適用されているか否かは、計測基準日における個々の金融機関の開示資料や、関連当局が発表している情報等を用いて確認することが必要です。

<参考：海外金融機関に対する TLAC 規制の適用時期等>

金融安定理事会（FSB）が 2015 年 11 月 9 日に公表した「グローバルなシステム上重要な銀行の破綻時の損失吸収及び資本再構築に係る原則」（以下「TLAC 合意文書」）§2・21 に従い、仮想の金融機関 A～L につき TLAC 規制の適用有無等の場合分けしたものを。

各年において FSB が公表する G-SIBs リスト（毎年 11 月公表。以下「G-SIBs リスト」）に各金融機関が記載されている場合、該当する欄を網掛けしている。

○：適用あり（外部 TLAC の最低所要水準は RWA16%又は LRE6%のいずれか高い方）

◎：適用あり（外部 TLAC の最低所要水準は RWA18%又は LRE6.75%のいずれか高い方）

	2015	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	...
A					○ ¹	○	○	◎ ¹	◎	◎	◎	◎	◎	◎	...
B								◎ ¹	◎	◎	◎	◎	◎	◎	...
C								◎ ²	◎	◎	◎	◎	◎	◎	...
D								◎ ¹	◎	◎	◎	◎	◎	◎	...
E									◎ ²	◎	◎	◎	◎	◎	...
F										◎ ²	◎	◎	◎	◎	...
G					○ ¹	○ ³					◎ ²	◎	◎	◎	...
H								◎ ^{1・3}				◎ ²	◎	◎	...
I									◎ ²	◎ ³				◎ ²	...
J ⁴											○ ¹	○	○	◎ ¹	...
K ⁴														◎ ¹	...
L ⁴														◎ ²	...

(注 1) 1 月 1 日から適用

(注 2) G-SIBs リストの公表から 36 ヶ月以内に適用

(注 3) 当該年の G-SIBs リストが公表されるまで適用

(注 4) 新興国市場の金融機関

(1) 新興国市場以外の金融機関 (A~I)

①2015 年以降毎年、G-SIBs リストに記載がある場合

2019 年 1 月 1 日に適用開始 (A・G)

②2016 年~2018 年のいずれかの年から毎年、G-SIBs リストに記載がある場合

2022 年 1 月 1 日に適用開始 (B・D・H)

③2019 年以降の任意の年から毎年、G-SIBs リストに記載がある場合

G-SIBs リストの公表から 36 ヶ月以内に適用開始 (C・E~I)

④TLAC 規制が適用されていた金融機関がある年の G-SIBs リストから外れた場合

TLAC 規制は適用されなくなる。それ以降に再度 G-SIBs リストに記載された場合は②③に従う (D~I)。

(2) 新興国市場の金融機関 (J~L)

①2015 年以降毎年、G-SIBs リストに記載がある場合

2025 年 1 月 1 日に適用開始 (J)

(※) 本 Q&A 公表日時点においては Bank of China (中国銀行)、Industrial and Commercial Bank of China Limited (中国工商銀行)、Agricultural Bank of China (中国農業銀行)、China Construction Bank (中国建設銀行) の 4 行が該当。

②2016 年以降の任意の年から毎年、G-SIBs リストに記載がある場合

G-SIBs リストの公表から 36 ヶ月以内 (当該日が 2028 年 1 月 1 日以前となる場合には 2028 年 1 月 1 日) に適用開始 (K・L)

(※) 今後、FSB の決定により上記の「2025 年」「2028 年」は前倒しになる可能性あり。

③TLAC 規制が適用されていた金融機関がある年の G-SIBs リストから外れた場合

TLAC 規制は適用されなくなる。それ以降に再度 G-SIBs リストに記載された場合は②に従う。

<TLAC 債の同順位債について>

【関連条項】 第 1 条第 86 号等

第 1 条第 86 号-Q3 その他外部 TLAC 調達手段又はこれに相当するものを発行している金融機関に対するエクスポージャーを保有している場合、当該エクスポージャーがその他外部 TLAC 調達手段又はこれに相当するものと法的又は経済的に同順位か否かはどのように判断すればよいでしょうか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

発行体において、その他外部 TLAC 調達手段又はこれに相当するもの (以下本項において「TLAC 適格債」といいます。) ではないものの、これと法的又は経済的に同順位の債務としては、以下の類型が考えられます。

① 残存期間が 1 年未満となったこと等により、TLAC 適格債に該当しなくなった債務

- ② 発行体が発行する TLAC 適格債が「契約上の劣後」又は「法定劣後」により TLAC 適格債の適格要件たる劣後要件を満たしていると考えられる場合において、発行体の倒産時の順位が TLAC 適格債と同順位となることが想定される債務（ただし、TLAC 告示に規定する除外債務及びこれに相当するものを除く。）
- ③ 発行体が発行する TLAC 適格債が「構造上の劣後」により TLAC 適格債の適格要件たる劣後要件を満たしている場合において、発行体の破綻時に TLAC 適格債よりも優先的に弁済を受けることが想定されない債務（ただし、TLAC 告示に規定する除外債務及びこれに相当するものを除く。）

ここでいう「TLAC 適格債よりも優先的に弁済を受ける」とは、発行体の法的倒産手続において優先的弁済を受けることに加え、TLAC 適格債につき元本削減等が行われる前に弁済を受ける（又はそれと同等の効果を享受できる）ことを含みます。例えば、有効な破綻時の相殺予約等により、債権者が TLAC 適格債の債権者に先立って弁済を受けられることが確実と考えられる債務については、同順位債には該当しないと考えられます（単純な期限の利益喪失条項や、相殺が禁止されていないことだけでは、破綻時に確実に弁済を受けられるとは限らないことに注意が必要です。）。

また、かかる場合において、短期資金取引に基づく債務等については、通常、TLAC 適格債の発行体の子会社である銀行等が負うことが想定されるため、これに該当しないと考えられます。

※ 契約上の劣後 (contractual subordination) : 契約上、除外債務よりも劣後しているもの。

法定劣後 (statutory subordination) : 法令により、除外債務よりも劣後することが定められているもの。

構造上の劣後 (structural subordination) については TLAC 告示 Q&A 第 4 条-Q1 をご参照ください。

<経過措置も踏まえた TLAC 債等を保有した場合の取扱いの整理>

【関連条項】第 1 条第 85 号～88 号、第 7 条第 2 項第 5 号、第 8 条第 7 項第 4 号、第 19 条第 2 項第 5 号、第 20 条第 4 項第 4 号、第 76 条の 4 の 2 第 2 項・第 3 項、第 178 条の 4 の 2 第 2 項・第 3 項、附則第 2 条、附則第 3 条

第 1 条第 86 号-Q4 その他外部 TLAC 関連調達手段につき、経過措置も含め、発行体や商品の種類毎の取扱いの差異はどのようになりますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

別紙 1・2 をご参照ください。

<5%基準額を超えないその他外部 TLAC 関連調達手段>

【関連条項】第 76 条の 4 の 2 第 3 項、第 178 条の 4 の 2 第 3 項

第 1 条第 86 号-Q5 複数のその他外部 TLAC 関連調達手段を保有しており、そのリスク・

ウェイトがそれぞれ異なる場合、通常の金融機関（等）向けエクスポージャーとしてリスク・アセットの額を算出すべき部分に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額はどのように算出しますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

保有しているその他外部 TLAC 関連調達手段については、国際統一基準行においては Tier2 控除相当となる部分、国内基準行においてはその他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額を超えるために 150%のリスク・ウェイトが適用される部分（以下「5%閾値超過分」）を除き、通常の金融機関（等）向けエクスポージャーとしてリスク・ウェイトを算出することが必要です。

ここで、リスク・ウェイトが異なる複数のその他外部 TLAC 関連調達手段を保有している場合にあつては、5%閾値超過分及び経過措置の適用対象となる部分を除き、保有量に応じて按分して信用リスク・アセットの額を計算することになります。

具体的な計算例については別紙 3 をご参照ください。

<特例外部 TLAC 調達手段>

【関連条項】第 1 条第 88 号、第 7 条第 2 項第 5 号、第 19 条第 2 項第 5 号、第 76 条の 4 の 2 第 1 項、第 178 条の 4 の 2 第 1 項等

第 1 条第 88 号-Q1 特例外部 TLAC 調達手段とはどのようなものですか。また、特例外部 TLAC 調達手段を保有した場合のリスク・ウェイト等の計算方法を教えてください。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

特例外部 TLAC 調達手段とは、TLAC 合意文書 § 11 の最後から 3 番目及び 2 番目の段落に記載されている、例外的に所定の劣後要件がなくとも外部 TLAC への算入が認められる債務を指します。すなわち、本邦以外のある法域において、

① ある法域において、「全ての TLAC 除外債務につき、破綻処理（ベイルイン）に用いられるツールの範囲から法的に除外される結果、破綻処理（ベイルイン）の際に元本削減又は資本転換ができないこと」を前提に、TLAC 除外債務と債権者順位が同順位であり、破綻処理（ベイルイン）に用いられるツールに含まれる債務であつて、劣後要件以外の外部 TLAC の適格基準を満たす債務を外部 TLAC に算入することを当局が認めている場合

又は、

② 一定の条件の下で、破綻処理当局が TLAC 除外債務を破綻処理（ベイルイン）の対象から除外することが認められる場合において、当該法域における発行体の、TLAC 除外債務と同順位であつて劣後要件以外の外部 TLAC の適格基準を満たす債務を外部 TLAC に算入することを当局が認めている場合

には、①の場合は原則として全額、②の場合は外部 TLAC の最低所要水準がリスク・アセット対比 16%のときはリスク・アセットの 2.5%相当額、最低所要水準がリスク・アセット対比 18%のときはリスク・アセットの 3.5%相当額をそれぞれ上限として、当該発行体の外部 TLAC

への算入が認められます。

各発行体における当該例外規定の適用の有無、及び、適用がある場合における特例外部 TLAC 調達手段の外部 TLAC への算入可能割合は、当該発行体により開示されることが想定されます。具体的には、バーゼル銀行監督委員会が 2017 年 3 月 29 日に公表した「開示要件（第 3 の柱）の統合及び強化—第 2 フェーズ」と題する文書のテンプレートに従った開示がなされている場合、「KM2」（TLAC に係る主要な指標）の項番 6a～6c に従い、上記①の例外規定の適用がある場合は項番 6a の欄に、上記②の例外規定の適用がある場合は項番 6b の欄にその旨の記載がなされたうえ、外部 TLAC への算入可能割合が項番 6c の欄に記載されることとなります。

本邦の金融機関が特例外部 TLAC 調達手段を保有する場合、自己資本比率の計測にあたっては、計測基準日において存在する最新の開示資料等を基に上記算入可能割合を確認したうえで、保有額に上記算入可能割合を乗じて得られた計数を TLAC 保有規制対象額（5% 閾値超過分の判定にあたって用いる額）として計算することが必要です。

具体的な計算例については別紙 3 をご参照ください。

<海外営業拠点>

【関連条項】第 2 条、第 25 条、第 37 条、第 78 条、第 136 条等

第 2 条-Q1 海外駐在員事務所は「海外営業拠点」に該当しますか。

(A)

海外駐在員事務所は、「海外営業拠点」に該当しません。したがって、海外に駐在員事務所のみを有している銀行には、国際統一基準は適用されません。

<カウンター・シクリカル・バッファの算出における信用リスク・アセットの範囲>

【関連条項】第 2 条の 2 第 4 項第 1 号・第 2 号、第 14 条の 2 第 4 項第 1 号・第 2 号

第 2 条の 2-Q1 カウンター・シクリカル・バッファについて、「信用リスク・アセット」には「ソブリン向けエクスポージャー」及び「金融機関等向けエクスポージャー」を含めるべきでしょうか。（平成 28 年 3 月 11 日追加）

(A)

バーゼル合意に沿って、カウンター・シクリカル・バッファの計算にあたっては、信用リスク・アセットから、第 1 条第 36 号に定める「ソブリン向けエクスポージャー」及び同条第 37 号に定める「金融機関等向けエクスポージャー」に係る信用リスク・アセットを除外して計算することとします。

<信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものの計算方法>

【関連条項】第 2 条の 2 第 4 項第 1 号・第 2 号、第 14 条の 2 第 4 項第 1 号・第 2 号

第 2 条の 2-Q2 カウンター・シクリカル・バッファについて、「信用リスク・アセット」の額の合計額のうち当該国又は地域に係るものは、どのように計算すべきでしょうか

か。(平成 28 年 3 月 11 日追加)

(A)

バーゼル合意では、可能なかぎり、最終リスクベースにより、当該国又は地域に係る信用リスク・アセットを算出すべきとされています。したがって、可能なかぎり、最終リスクベースでの算出を行うべきと考えられますが、可能でない場合には、債務者の所在地ベースでの算出を認めることとします。ただし、債務者の所在地に代えて、記帳地を用いることは、所在地ベースでの算出が実務的に困難な資産（たとえば、一部のファンド・証券化商品等）に限ることとします。

<支店・現地法人向け与信等の所在地に係る取り扱い>

【関連条項】第 2 条の 2 第 4 項第 1 号・第 2 号、第 14 条の 2 第 4 項第 1 号・第 2 号

第 2 条の 2-Q3 カウンター・シクリカル・バッファーについて、「信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るもの」を計算するにあたり、債務者の所在地について、ある法人の支店や現地法人向け与信を一律に当該法人の本店向け与信として扱うことは認められるのでしょうか。(平成 28 年 3 月 11 日追加)

(A)

<最終リスクベースを用いる場合>

支店向けの場合、本店と当該支店を一体と見なし、本店所在地向けの与信として扱うこととなります。現地法人向けの場合、グループ本社による当該現地法人への保証があると認められる場合には、グループ本社所在地向けの与信として扱うこととなりますが、認められない場合には、当該現地法人所在地向けの与信として扱うこととなります。

<所在地ベースを用いる場合>

当該支店もしくは当該現地法人の所在地向けの与信として扱うこととなります。

以上、纏めると下表のとおりとなります。

	最終リスクベース	所在地ベース
(ケース 1) 本店所在地が A 国の法人の B 国支店向け与信	A 国向け与信	B 国向け与信
(ケース 2) グループ本社が A 国の法人 の B 国現地法人向け与信	B 国向け与信 (グループ本社による当該現地法人への保証があると認められる場合、A 国向け与信)	B 国向け与信

<本邦以外の国又は地域の金融当局が定めるカウンター・シクリカル・バッファー比率>

【関連条項】第 2 条の 2 第 4 項第 2 号、第 14 条の 2 第 4 項第 2 号

第 2 条の 2-Q4 カウンター・シクリカル・バッファーについて、「本邦以外の国又は地域

の金融当局が定める比率」とありますが、どのようにこの比率を入手すべきでしょうか。(平成 28 年 3 月 11 日追加、平成 28 年 7 月 1 日修正)

(A)

バーゼル銀行監督委員会がウェブサイト等で公表する比率とします。平成 28 年 7 月 1 日現在においては、以下のウェブサイトにおける「Current CCyB」または「Future CCyB」に係る「Add-on (percent of RWA)」とある欄に記載されている、決算基準日において適用されることとなる数値を以て、「本邦以外の国又は地域の金融当局が定める比率」とします。なお、「n/a」とあるものについては、計算上、0%として扱うこととします。

<http://www.bis.org/bcbs/ccyb/index.htm>

<信用リスク・アセットを合計する国又は地域の範囲>

【関連条項】第 2 条の 2 第 4 項第 2 号、第 14 条の 2 第 4 項第 2 号

第 2 条の 2-Q5 カウンター・シクリカル・バッファーについて、「信用リスク・アセットの額の合計額のうち当該国又は地域に係るものを当該額で除して得た値を乗じて得た比率を合計して得た比率」とありますが、合計する範囲として、具体的にどの国又は地域の金融当局を指すのでしょうか。(平成 28 年 3 月 11 日追加)

(A)

バーゼル銀行監督委員会のメンバー国・地域のみを指します。これは、同委員会の以下のウェブサイトにおいて、「Basel Committee member jurisdictions」とされている国・地域のみを指すものとします。

<http://www.bis.org/bcbs/ccyb/index.htm>

<連結における重要性の原則>

【関連条項】第 3 条、第 26 条

第 3 条-Q1 連結の範囲について、連結財務諸表規則第 5 条第 2 項に規定する重要性の原則は適用されますか。

(A)

金融子会社（「保険会社等」を除く）のうち、連結財務諸表規則第 5 条第 1 項各号に該当しないものについては、同条第 2 項（重要性の原則）を適用せず、連結の範囲に含めます。

<決算日が異なる場合>

【関連条項】第 3 条、第 26 条

第 3 条-Q2 親会社と子会社の決算日が異なる場合、どのように扱いますか。

(A)

- (1) 子会社は、原則として親会社の決算日（連結決算日）に正規の決算に準ずる合理的な手続きによる仮決算を行うものとします。
- (2) 親会社と子会社の決算日の差異が 3 か月を超えない場合には、子会社の正規の決算

を基礎として連結決算を行っても差し支えありません。ただし、資産・負債等に重要な変動がある場合及び連結会社間の取引に係る重要な不一致がある場合には必要な調整を行うものとします。

- (3) 子会社のオフ・バランス取引は、当該子会社の財務諸表基準日現在のオフ・バランス取引残高を基礎として連結するものとします。
- (4) 第2条のマーケット・リスク相当額の算出にあたっては、子会社のマーケット・リスク相当額は親会社の算出基準日現在で算出するものとします。

<在外子会社の円換算相場>

【関連条項】第3条、第26条

第3条-Q3 在外子会社の財務諸表項目を円換算する際、どの時点の為替相場を適用しますか。

(A)

在外子会社の財務諸表項目（資本勘定等を除く）を円換算する際の為替相場は、本邦における次のいずれかの為替相場を継続して適用するものとします。

- ① 子会社の決算日における為替相場（TTM）
- ② 親会社の決算日（連結決算日）における為替相場（TTM）

<マーケット・リスク相当額不算入の特例>

【関連条項】第4条、第16条、第27条、第39条

第4条-Q1 自己資本比率の計算式にマーケット・リスク相当額に係る額を算入しないことができる当期の期中に係る条件（以下「期中の量的基準」といいます。）は、いつの時点で満たすことを確認するのですか。

(A)

期中の量的基準は、連結ベースの特定取引勘定の資産及び負債の合計額（特定取引勘定設置銀行以外の銀行においては、連結ベースの商品有価証券勘定及び売付商品債券勘定の合計額をいう。以下、まとめて「対象勘定合計額」という。）を日次で算出したものが基準を満たすことを確認します。

ただし、当面は、毎月末において対象勘定合計額が基準を満たすことを確認する方法を用いて差し支えありません。

なお、マーケット・リスク相当額を算入する銀行は、期中の量的基準を確認することは不要です。

<普通株式に係る株主資本の額>

【関連条項】第5条第1項、第17条第1項、第28条第1項、第40条第1項

第5条-Q1 普通株式に係る株主資本の額はどのように計算すれば良いでしょうか。（平

成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正)

(A)

会計上の株主資本を構成する資本金、資本剰余金及び利益剰余金の額の合計額のうち、第 5 条第 3 項若しくは第 17 条第 3 項又は第 28 条第 3 項若しくは第 40 条第 3 項の要件を満たす普通株式に清算時に分配されるであろうと考えられる残余財産の額が、普通株式に係る株主資本の額に該当します。例えば、残余財産の分配について普通株式に優先する株式（優先株式）を発行している場合、上記合計額から社外流出予定額及び当該優先株式の残余財産分配請求権の額（ただし、残余財産分配請求権の額が払込金額より小さい場合には払込金額）の合計額を控除することで、普通株式に係る株主資本の額を計算することとなります。

<普通株式に係る新株予約権>

【関連条項】第 5 条第 1 項、第 17 条第 1 項、第 28 条第 1 項、第 40 条第 1 項

第 5 条-Q2 普通株式に係る新株予約権の範囲を教えてください。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正)

(A)

普通株式に係る新株予約権は、普通株式をその目的とする新株予約権に限られ、優先株式等の第 5 条第 3 項若しくは第 17 条第 3 項又は第 28 条第 3 項若しくは第 40 条第 3 項の要件を満たさない株式をその目的とする新株予約権は普通株式に係る新株予約権に含まれません。また、国際統一基準行について、普通株式をその目的とする新株予約権であっても、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段の要件を満たすために発行された新株予約権や、銀行が株式以外の金銭その他の財産を対価として取得することが可能とされている新株予約権（やむを得ないと認められる一定の場合にのみ取得可能なものを除く。）については、普通株式に係る新株予約権に含まれません。

なお、予定された払込みがなされていない場合や、付与の実質的対価が給付されていない部分がある場合には、その資本算入は認められません。

<連結子法人等の発行する新株予約権の取扱い>

【関連条項】第 5 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、第 6 条第 1 項第 3 号及び第 5 号、第 7 条第 1 項第 3 号及び第 5 号、第 8 条第 1 項各号、第 28 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、第 29 条第 1 項

第 5 条-Q3 連結子法人等の発行する新株予約権は、どのように取り扱われますか。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正)

(A)

連結子法人等の発行する新株予約権は、調整後非支配株主持分（等）の額に取り込まれることを通じ、国際統一基準行については親法人等である銀行の普通株式等 Tier 1 資本に係る基礎項目、その他 Tier1 資本に係る基礎項目又は Tier2 資本に係る基礎項目に、また、国内基準行についてはコア資本に係る基礎項目の額に、それぞれ算入されることとなります。このため、第 5 条第 1 項第 3 号、第 6 条第 1 項第 3 号及び第 7 条第 1 項第 3 号又は第 28 条第 1

項第3号に掲げる新株予約権は、親法人等である銀行の発行する新株予約権のみが該当することになります。

<償却済の営業権等>

【関連条項】第5条第2項、第17条第2項、第28条第2項、第40条第2項

第5条-Q4 既に償却済の営業権、連結調整勘定も普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目又はコア資本に係る調整項目に含まれるのですか。(平成25年9月20日修正)

(A)

既に償却済の営業権、連結調整勘定については、普通株式等 Tier1 資本に係る調整項目又はコア資本に係る調整項目に含める必要はありません。

<発行者と密接な関係を有する者>

【関連条項】第5条第3項第12号、第6条第4項第3号、第7条第5項第3号、第17条第3項第12号、第18条第4項第3号、第19条第5項第3号、第28条第3項第12号、同条第4項第3号、第40条第3項第12号、同条第4項第3号

第5条-Q5 「発行者と密接な関係を有する者」に含まれる者を教えてください。(平成24年6月6日追加、平成31年3月15日修正)

(A)

発行者の親法人等、子法人等及び関連法人等並びに当該親法人等の子法人等（発行者を除く。）及び関連法人等が含まれます。

<関連する繰延税金負債>

【関連条項】第5条第4項、第8条第13項、第28条第5項、第29条第10項

第5条-Q6 銀行の繰延税金資産の額を、所在地国の異なる子法人等の繰延税金負債の額と相殺することはできますか。(平成24年6月6日追加)

(A)

できません。

<関連する繰延税金負債>

【関連条項】第5条第4項、第8条第13項、第28条第5項、第29条第10項

第5条-Q7 第1四半期又は第3四半期において一部の子法人等の繰延税金資産又は繰延税金負債の額の発生要因別内訳が明らかではない場合、どのように発生要因別内訳を算出すれば良いでしょうか。(平成24年6月6日追加)

(A)

第1四半期又は第3四半期において一部の重要性のない連結子法人等の繰延税金資産又は繰延税金負債の額の発生要因別内訳を算出することが困難な場合にあつては、他の合理的な方法によって当該連結子法人等の繰延税金資産又は繰延税金負債の額を発生要因毎に見積も

ることが可能です。

<無形固定資産>

【関連条項】第5条第2項、第8条第9項及び第10項、第17条第2項、第20条第6項及び第7項、第28条第2項、第29条第6項及び第7項、第40条第2項、第41条第5項及び第6項

第5条-Q8 無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツを除く。）の額の算出に際して実効税率相当分を勘案しても良いでしょうか。（平成24年6月6日追加、平成25年9月20日修正）

(A)

無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツを除く。以下同じ。）の額の算出に際して、税効果会計の適用対象ではないため繰延税金負債が認識されていない無形固定資産についても、繰延税金資産の回収可能性の判断にかかわらず、その全額を費用認識した場合に生じる税効果相当額を実効税率等により合理的に見積もった上で、この額と当該無形固定資産の額を相殺しても構いません。ただし、この場合、第8条第9項第3号及び第10項第3号又は第20条第6項第3号及び第7項第3号（国内基準行の場合には、第29条第6項第3号及び第7項第3号又は第41条第5項第3号及び第6項第3号）に掲げる繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額に当該税効果相当額を加算することが求められます。

なお、のれんについては、このような税効果相当額を勘案することはできません。

<期待損失額の合計額から適格引当金の合計額を控除した額の計算>

【関連条項】第5条第2項第1号ニ、第17条第2項第1号ニ、第28条第2項第1号ハ、第40条第2項第1号ハ

第5条-Q9 少数出資に係る10パーセント基準額、特定項目に係る10パーセント基準額及び特定項目に係る15パーセント基準額は、普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額（国内基準行については、コア資本に係る基礎項目の額）から普通株式等Tier1資本に係る調整項目（国内基準行については、コア資本に係る調整項目）のうち告示に定めるものの額を控除することで計算されることから、他の金融機関等の対象資本調達手段のうち、これらの基準額を超えることから普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額、その他Tier1資本に係る調整項目の額又はTier2資本に係る調整項目の額（国内基準行については、コア資本に係る調整項目の額）とされたものの額については、リスク・アセットの額の算出の対象とならないこととなります。これを前提として、第5条第2項第1号ニ若しくは第17条第2項第1号ニ又は第28条第2項第1号ハ若しくは第40条第2項第1号ハに掲げる事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額から適格引当金の合計額を控除した額についての具体的な計算手順を教えてください。（平成24年6月6日追加、平成25年9月20日修正）

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法に従って計算することが可能です。

まず、他の金融機関等の対象資本調達手段の額のうち最終的に調整項目の額に含まれることとなる部分についてもリスク・アセットの額に含まれるものと仮定して、事業法人等向けエクスポージャー及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額（以下「当初期待損失額」という。）から適格引当金の合計額を控除した額をいったん計算します。その後、この計算結果に基づく基準額を前提に、告示に従い他の金融機関等の対象資本調達手段の額のうち調整項目の額に含まれる部分の額を計算します。その上で、この調整項目の額に含まれる部分に係る他の金融機関等の対象資本調達手段の額に相当するエクスポージャーの期待損失額（当初期待損失額×他の金融機関等の対象資本調達手段の額のうち調整項目の額に含まれる部分÷他の金融機関等の対象資本調達手段の合計額）を、当初期待損失額から事後的に控除し、その控除後の額から適格引当金の合計額を控除した額を、最終的に、第5条第2項第1号ニ若しくは第17条第2項第1号ニ又は第28条第2項第1号ハ若しくは第40条第2項第1号ハに掲げる額とします。なお、最終的に確定した第5条第2項第1号ニ若しくは第17条第2項第1号ニ又は第28条第2項第1号ハ若しくは第40条第2項第1号ハに掲げる額に基づく基準額による調整項目の再計算は必要ありません。

<関連する繰延税金負債の額との相殺についての算出事例（国際統一基準）>

【関連条項】第5条第4項、第8条第13項

第5条-Q10 国際統一基準が適用される場合における、無形固定資産の額又は前払年金費用の額とこれらに係る繰延税金負債の額との相殺方法及び繰延税金資産の額と繰延税金負債の額の相殺方法についての具体的な算出事例を教えてください。（平成24年6月6日追加、平成25年9月20日修正）

(A)

以下に算出事例をお示しします。

<<前提>>

- ・親会社と海外子法人でグループを構成。
- ・本邦の実効税率は40%であり、海外所在地国の実効税率は20%。

親会社の連結B/S

貸出金	215	預金	160
退職給付に係る資産	5	繰延税金負債	5
無形固定資産	40	再評価に係る繰延税金負債	5
繰延税金資産	10	資本金(※)	100

※ 発行済株式は普通株のみ

親会社の単体 B/S(実効税率 40%)

貸出金	200		預金	150	
前払年金費用	5	a	再評価に係る繰延税金負債	5	c
無形固定資産	30	b			
繰延税金資産(※)	10				
子会社株式	10		資本金	100	

※ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金 5 e

***** **

繰延税金資産小計 25 f

評価性引当額 ▲5

繰延税金資産合計 20 g

繰延税金負債

***** **

繰延税金負債合計 ▲10 h

繰延税金資産の純額 10

海外子法人の単体 B/S(実効税率 20%)

貸出金	15		預金	10
無形固定資産	10	A	繰延税金負債	5
			資本金	10

※ 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

***** **

繰延税金資産合計 5 B

繰延税金負債

***** **

繰延税金負債合計 ▲10 C

繰延税金資産の純額 ▲5

① 前払年金費用の額に係る調整項目の額の計算

	親会社	子法人	合計
前払年金費用の額	a5	—	
▲関連する繰延税金負債の額	2 i	—	

(=前払年金費用の額×実効税率)	(=5×40%)		
調整項目の額	3	—	3

② 無形固定資産の額に係る調整項目の額の計算

	親会社	子法人	合計
無形固定資産の額	^b 30	^A 10	
▲実効税率相当額	12 ^j (=30×40%)	2 ^D (=10×20%)	
調整項目の額	18	8	26

③ 繰延税金資産（一時差異以外）の額に係る調整項目の額の計算

	親会社	子法人	合計
繰延税金資産相当額	32 (= ^e 20+ ^j 12)	7 (= ^B 5+ ^D 2)	
▲関連する繰延税金負債の額	13 (= ^b 10- ⁱ 2+ ^c 5)	^c 10	
相殺後の繰延税金資産相当額	19 ^k	—	
相殺後の繰延税金資産（一時差異以外）	2.6 ^l (=19× ^e 5/(^f 25+ ^j 12))	—	2.6

④ 繰延税金資産（一時差異）の額に係る調整項目の額の計算

	親会社	子法人	合計
相殺後の繰延税金資産（一時差異）の額	16.4 (= ^k 19- ^l 2.6)	—	16.4
▲特定項目に係る十パーセント基準額			6.8 (=(100- ^① 3- ^② 26- ^③ 2.6)×10%)
繰延税金資産（一時差異）に係る調整項目の額			9.6

⑤ 調整項目の額の合計

$$3(①) + 26(②) + 2.6(③) + 9.6(④) = 41.2$$

※ なお、以上の計算においては、評価性引当の内訳が明らかな場合には、その内訳に応じて評価性引当を繰延税金資産の額から減額することも可能です。

<退職給付に係る資産>

【関連条項】第5条第2項第1号ト

第5条-Q11 平成26年3月期より適用される退職給付会計基準の改正を受けて連結財務諸表規則等の規定等の改正が行われましたが、これにより、国際統一基準行の自己資本比率の計算はどのように変更されるのでしょうか。(平成24年6月6日追加、平成25年9月20日追加)

(A)

平成26年3月期より適用される退職給付会計基準等の改正を受けて連結財務諸表規則等の規定等の改正が行われ、確定給付制度の退職給付制度を採用している場合に退職給付債務と年金資産の差額を、連結貸借対照表上、退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産の科目で固定負債又は固定資産に表示することとされました。また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用等については、連結貸借対照表上、退職給付に係る調整累計額の科目でその他の包括利益累計額の項目に表示することとされました。

これを踏まえ、平成26年3月期以降の連結自己資本比率(国際統一基準)の計算においては、退職給付に係る資産の額を普通株式等Tier1資本に係る調整項目の額に算入することとなり、また、退職給付に係る調整累計額についてはその他の包括利益累計額として普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されることとなります。

なお、単体自己資本比率(国際統一基準)の計算については従前からの変更はありません。

<社外流出予定額>

【関連条項】第5条、第17条、第28条、第40条等

第5条-Q12 「社外流出予定額(剰余金の配当の予定額)」とは、どの時点における剰余金の配当の予定額を指すのですか。(平成19年9月28日追加)

(A)

会社法の施行(平成18年5月)に伴い剰余金の配当が柔軟化されたこと、及びバーゼルII(第3の柱)において自己資本比率等の四半期開示が実施されることを踏まえ、自己資本比率の算出における「社外流出予定額(剰余金の配当の予定額)」の取扱いについては、毎四半期(3月期、6月期、9月期及び12月期)における決算期末後3ヵ月以内に、①株主総会もしくは取締役会が剰余金の配当として決議した額または決議を予定している額、または、②株主総会における剰余金の配当に関する決議案として取締役会が決議した額または決議を予定している額、のいずれかに該当するものを指すこととします。

<自社の信用リスクによるデリバティブの評価差額>

【関連条項】第5条第2項第1号へ

第5条-Q13 第5条第2項第1号へに規定する「負債の時価評価により生じた時価評価差額」には、デリバティブの評価差額のうち、銀行又は連結子法人等自身の信用リスクの変動に基づく評価調整額は含まれますか。(令和元年10月24日追加)

(A)

デリバティブの評価差額のうち、銀行又は連結子法人等自身の信用リスクの変動に基づく評価調整額は、第5条第2項第1号へに規定する「負債の時価評価により生じた時価評価差額」に含まれます。なお、当該評価調整額は、ネットィング・セットを単位として集計してください。

<その他 Tier1 資本調達手段に係る清算時又は倒産手続における劣後の内容>

【関連条項】第6条第4項第2号、第18条第4項第2号

第6条-Q1 「他の債務」には、その他 Tier1 資本調達手段に該当する債務は含まれますか。(平成24年6月6日追加)

(A)

Tier2 資本調達手段に該当する債務は含まれますが、その他 Tier1 資本調達手段に該当する債務は含まれません。

<発行後5年を経過する日前の償還事由>

【関連条項】第6条第4項第5号、第7条第5項第5号、第18条第4項第5号、第19条第5項第5号、第28条第4項第5号、第40条第4項第5号

第6条-Q2 「発行の目的に照らして償還(等)を行うことについてやむを得ない事由があると認められる場合」とは具体的にどのような場合を指すのでしょうか。(平成24年6月6日追加、平成31年3月15日修正)

(A)

税務上の事由や規制上の事由(規制の変更等により、当該資本調達手段が規制資本としての適格性を失うおそれがある場合又は適格性を失った場合等)のほか、上場会社である発行者が上場廃止となること等の事由により、償還(等)することがやむを得ないと認められる場合を指します。なお、こうした場合であっても、償還(等)を行うためには各条各項第5号に定める償還(等)に関する要件を全て満たす必要があります。

<SPC 発行証券に係る劣後保証又はサポート契約等の取扱い>

【関連条項】第6条第4項第3号、第7条第5項第3号、第18条第4項第3号、第19条第5項第3号

第6条-Q3 要件の一つとして「他の資本調達手段に対して優先的内容を有するものとするための特約が定められていないこと」とありますが、特別目的会社(SPC)等を通じて発行する優先出資証券や劣後債の配当若しくは利払い又は元本の弁済等について、一定の場合にその親法人等である銀行が保証する行為(劣後保証)や金銭拠出を行う

行為（サポート契約）はこれに抵触しますか。（平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正）

(A)

SPC が発行する優先出資証券や劣後債の配当若しくは利払い又は元本の弁済等につき、その親法人等が発行する同順位の資本調達手段の配当若しくは利払い又は元本の弁済等に優先して行われることを保証等するものでない場合には、こうした劣後保証やサポート契約を付すことは上記要件に抵触するものではないと考えられます。ただし、当該要件に抵触するかどうかの判断は個別の契約内容に拠ることから、個別の案件毎に実態に即した判断を行う必要があります。

<剰余金の配当又は利息の支払の停止に係る発行者の完全な裁量>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 7 号、第 18 条第 4 項第 7 号、第 28 条第 4 項第 7 号、第 40 条第 4 項第 7 号

第 6 条-Q4 その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式について、「剰余金の配当又は利息の支払の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができる」とありますが、具体的にどのような場合がこの要件に抵触することとなりますか。（平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

具体的には、例えば以下のような事例が抵触することとなります。

- ① 他の資本調達手段に対して剰余金の配当又は利息の支払を行った場合に当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に係る配当が義務づけられる等、一定の場合に当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式の剰余金の配当又は利息の支払を義務づける特約が定められている場合（ただし、第 6 条-Q6 を参照のこと。）
- ② 当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、停止された配当金又は利息の代わりに金銭以外の財産（当該銀行の普通株式その他の資本調達手段を含む。）を交付することを義務づける特約が定められている場合
- ③ 当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、停止された配当金又は利息の全部又は一部を実質的に補填するための金銭を銀行が任意に支払うことを可能とする特約が定められている場合
- ④ 当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払を全部又は一部停止した場合に、剰余金の配当又は利息の支払につき銀行が完全な裁量を有しない他の資本調達手段に対する剰余金の配当又は利息の支払の停止を義務づける特約が定められている場合
- ⑤ 当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は

利息の支払を全部又は一部停止した場合に、銀行の通常の業務又は事業の買収若しくは処分を含む事業再編活動を制約する特約が定められている場合

- ⑥ 当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に当該銀行の株式への転換請求権が付されている場合において、当該転換請求権の行使につき当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払が全部又は一部停止されたことを条件とする特約が定められている場合

<剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における普通株式に係る剰余金の配当に関する制約>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 7 号、第 18 条第 4 項第 7 号、第 28 条第 4 項第 7 号、第 40 条第 4 項第 7 号

第 6 条-Q5 剰余金の配当又は利息の支払の停止を行った場合における同等以上の質の資本調達手段に係る剰余金の配当に関する制約であっても、その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に係る発行要項又は契約内容に定めることが認められないものはありますか。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正)

(A)

同等以上の質の資本調達手段（普通株式又はその他 Tier1 資本調達手段若しくは強制転換条項付優先株式）に係る剰余金の配当に関する制約であっても、例えば、当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払が停止される期間を超えて普通株式又は他のその他 Tier1 資本調達手段若しくは強制転換条項付優先株式に係る剰余金の配当が禁止される場合など、当該その他 Tier1 資本調達手段又は強制転換条項付優先株式に対する剰余金の配当又は利息の支払につき銀行の裁量に実質的な制約が課されていると認められる場合には、第 6 条第 4 項第 7 号イ若しくは第 18 条第 4 項第 7 号イ又は第 28 条第 4 項第 7 号イ若しくは第 40 条第 4 項第 7 号イの要件を満たさないものと考えられます。

<優先株式に関する剰余金の配当の停止に係る発行者の完全な裁量>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 7 号、第 18 条第 4 項第 7 号、第 28 条第 4 項第 7 号、第 40 条第 4 項第 7 号

第 6 条-Q6 一般的に優先株式は普通株式に優先して剰余金の配当が行われる内容となっていますが、そのような内容の優先株式は、「剰余金の配当の停止を発行者の完全な裁量により常に決定することができる」との要件に抵触しないでしょうか。(平成 24 年 6 月 6 日追加)

(A)

例えば、普通株式と優先株式に係る剰余金の配当の決定が同日又は近接した日に行われる場合等、配当政策において普通株式及び優先株式の配当が一体的に決定されており、普通株式に係る剰余金の配当の実施が優先株式に係る剰余金の配当の実施を実質的に強制している

とは認められない場合については、本要件に抵触しないものと考えられます。

＜発行者の信用状態を基礎として算定しない利息の支払額＞

【関連条項】第6条第4項第9号、第7条第5項第7号、第18条第4項第9号、第19条第5項第7号、第28条第4項第9号、第40条第4項第9号

第6条-Q7 「剰余金の配当額又は利息の支払額が、発行後の発行者の信用状態を基礎として算定されるものでないこと」とありますが、LIBOR や TIBOR を参照することは可能ですか。(平成24年6月6日追加、平成31年3月15日修正)

(A)

可能です。

＜ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還（等）を行う蓋然性を高める特約＞

【関連条項】第6条第4項第4号、第7条第5項第4号、第18条第4項第4号、第19条第5項第4号、第28条第4項第4号、第40条第4項第4号

第6条-Q8 ステップ・アップ金利等に係る特約その他の償還（等）を行う蓋然性を高める特約に該当する具体的な事例を教えてください。(平成24年6月6日追加、平成31年3月15日修正)

(A)

具体的には、例えば以下のような事例が該当します。

- ① 当該資本調達手段を償還しなかった場合に、当該資本調達手段のクレジット・スプレッドが上昇する内容となっている場合
- ② 金利の算定方法が発行後一定期間経過後に変更される場合において、「変更後の参照レートに対するクレジット・スプレッド」が、「当初の支払金利レートとスワップ・レートの差額」を上回る場合
- ③ 当該資本調達手段を償還しなかった場合に当該銀行がその支払利息に関して当該資本調達手段の保有者に課される源泉徴収税を肩代わりする義務を負う等、当該銀行の支払利息を実質的に増加させる内容となっている場合
- ④ 当該資本調達手段を償還しなかったことを条件として、当該資本調達手段が株式に転換され又は当該資本調達手段の保有者が当該銀行の株式への転換請求権を行使することができる内容となっている場合

＜元本の削減等がなければ発行者が存続できないと認められる場合＞

【関連条項】第6条第4項第15号、第7条第5項第10号、第18条第4項第15号、第19条第5項第10号

第6条-Q9 元本の削減等又は公的機関による資金の援助その他これに類する措置が講ぜられなければ発行者が存続できないと認められる場合において、これらの措置が講ぜられる必要があると認められるとき（実質破綻認定時）とは、銀行又は銀行持株会社

に関して具体的にどのような場合を指すのでしょうか。(平成 24 年 12 月 12 日追加、平成 26 年 3 月 6 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

バーゼル合意において、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段について実質破綻認定時に元本の削減又は普通株式への転換がなされること(以下「実質破綻時損失吸収条項」)が求められる趣旨は、破綻に瀕した金融機関について、本来損失を負担すべきである当該金融機関のこれらの資本調達手段が公的資金によって保護されることを防ぐという点にあると考えられます。したがって、本邦において実質破綻認定時がどのような場合を指すのかについては、かかるバーゼル合意の趣旨を踏まえ、その時々において有効な法令の下での破綻に瀕した金融機関に係る金融危機への対応の枠組みに照らして判断されることとなります。

この点、本邦の現行法令を前提とすると、預金保険法においては、このような破綻に瀕した金融機関に係る金融危機への対応の枠組みとして、(i)同法に規定する金融機関のうち破綻金融機関又はその財産をもって債務を完済することができない金融機関に対するペイオフコストを超える資金援助(同法第 102 条第 1 項第 2 号。以下「第二号措置」)及び特別危機管理(同項第 3 号。以下「第三号措置」)並びに(ii)その財産をもって債務を完済することができない金融機関等若しくはその財産をもって債務を完済することができない事態が生ずるおそれがある金融機関等又は債務の支払を停止した金融機関等若しくは債務の支払を停止するおそれがある金融機関等に対する特定資金援助等(同法第 126 条の 2 第 1 項第 2 号。以下「特定第二号措置」)が整備されていることから、現行法令において整備されているこれらの措置と実質破綻認定とを関連付けて整理することが適当と考えられます。

そこで、銀行については、実質破綻認定時を、(i)当該銀行について第二号措置若しくは第三号措置を講ずる必要がある旨の認定が行われる場合又は(ii)当該銀行について特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われる場合を指すこととします。

また、銀行持株会社については、実質破綻認定時を、当該銀行持株会社について特定第二号措置を講ずる必要がある旨の特定認定が行われる場合を指すこととします。

<優先株式等に係る実質破綻認定時の元本の削減等に係る特約の取扱い>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 15 号、第 7 条第 5 項第 10 号、第 18 条第 4 項第 15 号、第 19 条第 5 項第 10 号

第 6 条-Q10 銀行又は銀行持株会社の発行する優先株式等について、実質破綻認定時に元本の削減等が行われる旨の特約をその要項に規定する必要がありますか。(平成 24 年 12 月 12 日追加、平成 26 年 3 月 6 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

銀行又は銀行持株会社の発行する優先株式等であっても、実質破綻認定時に元本の削減等が行われる旨の特約をその要項に規定する必要があります。

＜実質破綻認定時における元本の削減又は普通株式への転換に係る特約の取扱い＞

【関連条項】第6条第4項第15号、第7条第5項第10号、第18条第4項第15号、第19条第5項第10号

第6条-Q11 実質破綻認定時における元本の削減又は普通株式への転換に係る特約のいずれかを契約上任意に選択することが認められない場合はありますか。(平成24年12月12日追加、平成26年3月6日修正、平成31年3月15日修正)

(A)

銀行の発行する資本調達手段の実質破綻時損失吸収条項に関して普通株式への転換を選択するためには、銀行に第三号措置の認定がされる場合には、かかる普通株式への転換が、当該認定に基づき預金保険機構による全株式の取得がなされるまでに全て完了することが必要です。その全てにつき普通株式への転換を完了することができない場合には、元本の削減を選択する必要があります。

＜SPC スキーム＞

【関連条項】銀行持株会社告示第6条第3項及び第4項第14号、第7条第3項及び第5項第9号

第6条-Q12 特別目的会社（SPC）等を通じて資本調達手段を発行する場合、当該特別目的会社等の発行する資本調達手段の発行代り金の全額を当該特別目的会社等の親法人等が即時かつ無制限に利用可能であること等の要件がありますが、銀行持株会社の連結子法人等であるSPCが発行した資本調達手段により調達した資金を、当該銀行持株会社に回金することなく、その子銀行のSPCを通じ又は当該子銀行に直接回金することで当該子銀行自身が最終的に利用するスキーム（いわゆるダブルSPCスキーム等）は、これらの要件に抵触しますか。(平成25年9月20日追加、平成31年3月15日修正)

(A)

本ケースにおける子銀行は銀行持株会社連結グループの一部を形成していますが、銀行持株会社はその連結グループ外から調達した資金は、最終的にその連結子法人等である子銀行によって利用されることが一般的と考えられることから、このような場合には、銀行持株会社に直接資金を回金しなくとも、銀行持株会社が制限無くそのSPCを通じて連結子法人等である子銀行に対する出資等を行うことができる等、銀行持株会社がSPCを通じて発行代わり金を即時かつ無制限に継続的に利用することが可能な内容となっているのであれば、当該要件には抵触しないと考えられます。したがって、例えば銀行持株会社がSPCを通じてTier2資本調達手段を発行する場合、銀行持株会社の倒産手続においては、その発行代わり金も含めて、銀行持株会社の一般債権者を含む上位債権者に対して必要な弁済が全てなされた後に、銀行持株会社における実質的同順位の債権者及び株主との間で等しく弁済を受ける内容となっていることが必要です。この場合、当該SPCが子銀行に対して発行する資本調達手段について、第6条第3項第3号又は第7条第3項第3号に定める要件の充足性を検討する必要があります。

あると考えられますが、当該 SPC は同時に複数の連結子法人等である子銀行の資本調達手段を保有することはできないことに留意が必要です。なお、当該要件に抵触しないか否かの判断は個別の案件内容に拠ることから、個別の案件ごとに実態に即した判断を行う必要があります。

<借入れ形式の資本調達手段>

【関連条項】第 6 条第 4 項、第 7 条第 5 項、第 18 条第 4 項、第 19 条第 5 項

第 6 条-Q13 銀行又は銀行持株会社が行う借入れも資本調達手段に該当しますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

告示に定める要件を満たす金銭消費貸借であれば、当該金銭消費貸借に係る銀行又は銀行持株会社の借入れはその他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段に該当します。この場合、「発行者」とは借入れを行う銀行又は銀行持株会社を、「発行」とは借入れの実行を指します。

<LIBOR の公表停止を踏まえた資本性要件の取扱い>

【関連条項】第 6 条第 4 項第 5 号ロ、第 7 条第 5 項第 5 号ロ、第 18 条第 4 項第 5 号ロ、第 19 条第 5 項第 5 号ロ

第 6 条-Q14 令和 3 年末以降の LIBOR の恒久的な公表停止に向けた備えを進めていく必要がありますが、金利指標として LIBOR を参照している資本調達手段についてその代替となる金利指標をあらかじめ定めていない場合、告示上の「償還（等）又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと」の要件との関係ではどのように考えればよいでしょうか。(令和 3 年 2 月 12 日追加)

(A)

金利指標として LIBOR を参照している資本調達手段のうち、LIBOR が恒久的に公表停止された場合に備えた代替金利指標が定められていない既存契約については、新たな契約の締結による代替金利指標への移行や、後継金利を定めたいわゆるフォールバック条項の導入などの対応が求められます。

もっとも、このような移行又はフォールバック条項の導入を実施するには契約変更の手続が必要となります。日本法を準拠法として発行されたその他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段に該当する債券（本 Q&A において「本邦劣後債」という。）の契約変更の際には会社法に基づく社債権者集会の手続きが求められるところ、対象銘柄や社債権者が多数にのぼる点をはじめとする社債権者集会の開催の実務上の負担に鑑みると、本邦劣後債に係る契約変更の手続が特に困難になる可能性が想定されます。

この点、本邦劣後債のうち、期限前償還条項が付されており、期限前償還日の翌日以降に LIBOR に連動する金利指標が定められているため LIBOR の恒久的な公表停止により当該金利指標の算出が不可能となるおそれがあるものについて、当該債券の発行者が社債権者集会を

開催しないことにより契約変更が行われない場合には、銀行告示第6条第4項第5号ロ等に定める「償還(等)又は買戻しについて期待を生じさせる行為を発行者が行っていないこと」(本Q&Aにおいて「償還インセンティブに関する資本性要件」という。)を充足しない可能性があると考えられます。

このような状況に鑑み、本邦劣後債であって期限前償還日の翌日以降にLIBORに連動する金利指標を定める資本調達手段については、代替金利指標への移行に関する本邦での議論の状況に照らし、令和元年12月31日以前に発行されたものであって、期限前償還日が令和3年12月31日から起算して10年を経過する日以前に到来する場合に限り、当該期限前償還日までは、償還インセンティブに関する資本性要件を充足するものと取り扱って差し支えないこととします。

ただし、当該取扱いの適用を受ける発行者は、適用対象の資本調達手段の期限前償還日の少なくとも一年前までに、償還等の際の金融庁長官の確認(第6条第4項第5号イ等)の手続きに準じ、自己資本の充実についてあらかじめ金融庁長官の確認を受けることが求められます。なお、本Q&Aの公表日において既に償還予定日まで一年未満となった資本調達手段については、できる限り速やかに確認の手続きをとることが求められます。

本Q&Aは、健全性規制の観点から償還インセンティブに関する資本性要件の取扱いについて例外的な取扱いを明らかにしたものであり、現にLIBORを参照する金利指標が適用されている等、速やかに代替金利指標を定める必要性が高いと考えられる場合には、社債権者集会の開催を含め適切な対応が求められる点に留意が必要です。

<海外における土地の再評価差額金>

【関連条項】第7条、第19条

第7条-Q1 海外における土地の再評価差額金に相当する額は、Tier2資本に係る基礎項目の額に計上して差し支えありませんか。(平成25年9月20日修正)

(A)

海外において、法律により土地の再評価が認められるとともに、財務上、我が国の再評価差額金に相当するものとして、再評価準備金等を計上することが認められており、連結貸借対照表に当該準備金等を計上している場合には、その額をTier2資本に係る基礎項目の額に含めて差し支えありません。

<Tier2資本調達手段に係る清算時又は倒産手続における劣後的内容>

【関連条項】第7条第5項第2号、第19条第5項第2号

第7条-Q2 「他の債務(その他Tier1資本調達手段又はTier2資本調達手段に該当する債務を除く。)」には、その他外部TLAC調達手段やその他内部TLAC調達手段に該当する債務は含まれますか。(平成31年3月15日追加)

(A)

発行者がTLAC規制対象会社である場合には発行者のその他外部TLAC調達手段を含

み、発行者が TLAC 規制対象会社の主要子会社（銀行 TLAC 告示第 1 条第 12 号、銀行持株会社 TLAC 告示第 1 条第 12 号及び最終指定親会社 TLAC 告示第 1 条第 12 号に規定する主要子会社をいいます。）である場合においては発行者のその他内部 TLAC 調達手段（銀行 TLAC 告示第 7 条第 3 項、銀行持株会社 TLAC 告示第 7 条第 3 項及び最終指定親会社 TLAC 告示第 7 条第 3 項に規定するその他内部 TLAC 調達手段をいいます。）を含みます。

<TLAC 規制対象銀行による TLAC 保有>

【関連条項】第 7 条第 3 項、第 8 条第 7 項、第 19 条第 3 項、第 20 条第 4 項

第 7 条-Q3 TLAC 規制対象銀行がその他外部 TLAC 関連調達手段を保有した場合において、マーケット・メイク目的保有 TLAC の額の計算をどのように行うべきでしょうか。
(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

TLAC 規制対象銀行がその他外部 TLAC 関連調達手段を保有した場合、自己資本控除に該当しないいわゆる 5%の追加閾値を利用するためには、第 7 条第 3 項第 2 号に規定するマーケット・メイク目的保有 TLAC の要件を満たす必要があります。具体的には、①当該銀行又は連結子法人等の特定取引勘定に含まれること、②保有期間が 30 営業日以内であること、③銀行がその他外部 TLAC 関連調達手段の額の合計額から控除するものとして指定していることが必要です。

かかる指定については、特定取引勘定において、対象となる債券を内部的にマーケット・メイク目的保有 TLAC として管理することで足りると考えられますが、マーケット・メイク目的保有 TLAC として管理する債券の銘柄・残高等の算定に係る内部規則を定めたいえ、その残高を継続的に把握できる態勢を整備しておくことが必要と考えられます。

また、かかる指定にあたっては、個々の債券等の単位ではなく、ISIN 等の証券コード（プール）単位で指定することでも差し支えありませんが、その場合、同一単位でのプールは当該 TLAC 規制対象銀行及びその連結子法人等で合算して 1 つのみ認められるものとします（一部の連結子法人等を合算の対象としないことも可能ですが、その場合、当該連結子法人等が保有するその他外部 TLAC 関連調達手段については 5%の追加閾値の利用はできません。）。

プールを指定した場合の計算方法としては、以下のような例が考えられます。

- ・自己資本比率の計測時点におけるプールの額（グロス・ロングベースの計上額）がその 30 営業日前におけるプールの額（グロス・ロングベースの計上額。以下、「基準額」といいます。）を上回る額をもって、計測時点におけるマーケット・メイク目的保有 TLAC の額とみなします。
- ・いったんマーケット・メイク目的保有 TLAC に使用する対象としてプールを指定した場合、(a)その後の測定日におけるプールの額が当該測定日に係る基準額を上回るときは、当該基準額が当初の基準額を上回る額について、(b)その後の測定日におけるプールの額が当該測定日に係る基準額を下回るときは、当該測定日におけるプールの額が当初の基準額を上回る額について、それぞれマーケット・メイク目的保有 TLAC の要件を失った

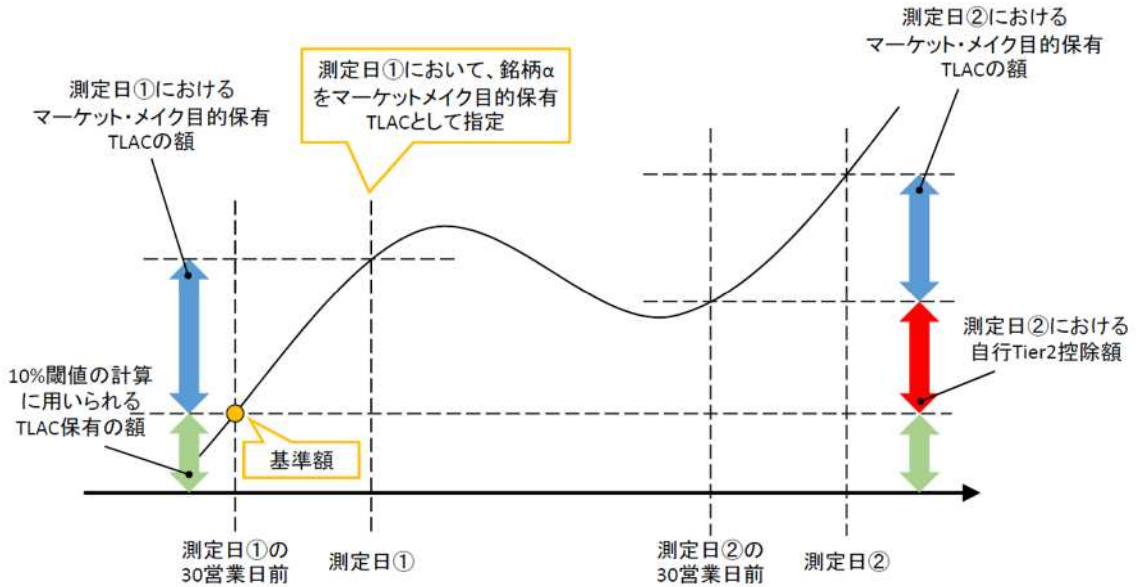
ものとみなし、同額を自行の Tier2 資本から控除します（プールの額が当初の基準額を下回らない限り、指定は解除されず、かかる扱いが継続するものとします。）。

- ただし、プール指定後、その後の測定日までのいずれかの時点でプールの額が当初の基準額を下回った場合、当該プールの指定は解除され、その後の自己資本比率の計測において当該プールを再度マーケット・メイク目的保有 TLAC に使用する対象として指定したときには、当該計測時点の 30 営業日前のプールの額が新たな基準額となるものとします。

上記に基づく具体的な取扱いの例を以下に示します。

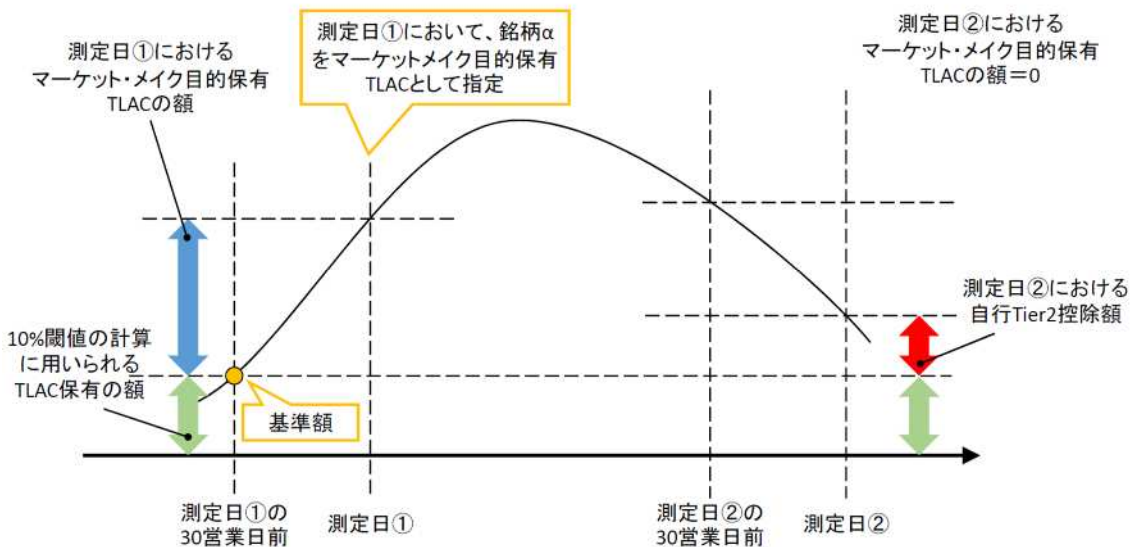
<例 1>

測定日①における指定以降、測定日②の 30 営業日前までにプールの額が当初の基準額を一度も下回ることがなく、かつ、測定日②におけるプールの額が測定日②の 30 営業日前のプールの額を上回る場合



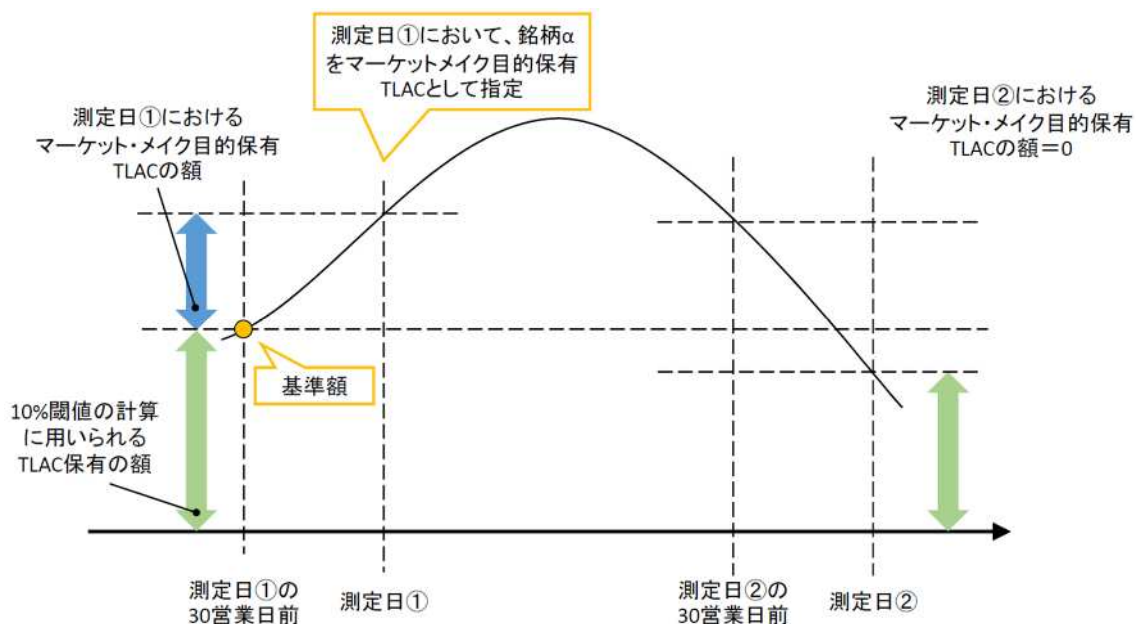
<例 2>

測定日①における指定以降、測定日②の 30 営業日前までにプールの額が当初の基準額を一度も下回ることがなく、かつ、測定日②におけるプールの額が測定日②の 30 営業日前のプールの額を下回るが、当初の基準額は上回っている場合



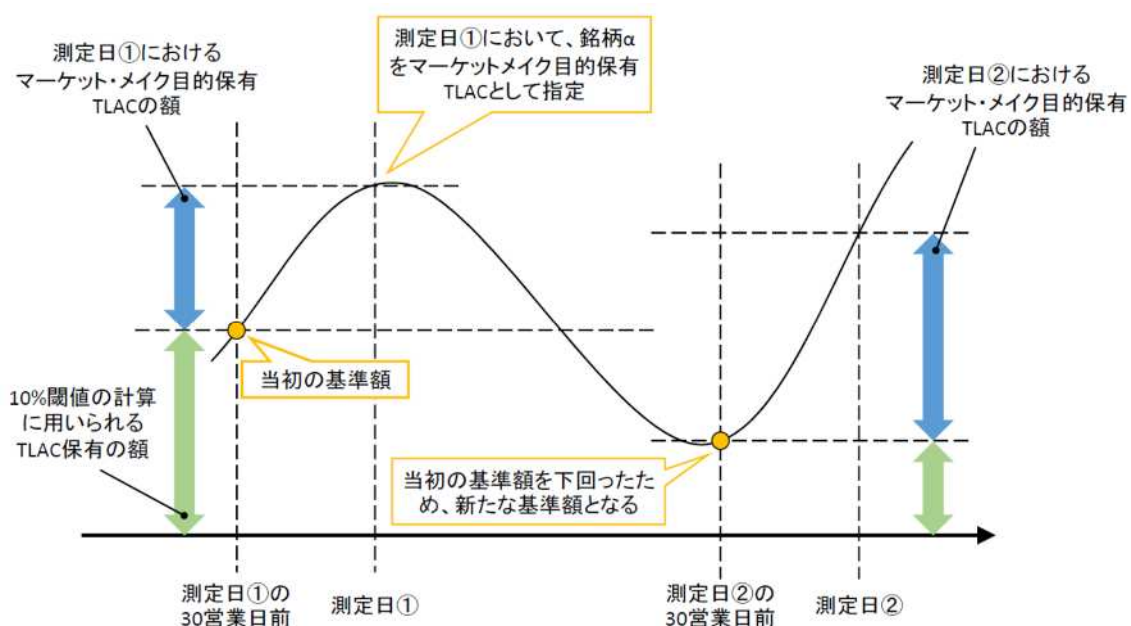
<例 3>

測定日①における指定以降、測定日②の 30 営業日前までにプールの額が当初の基準額を一度も下回ることがなく、かつ、測定日②におけるプールの額が測定日②の 30 営業日前のプールの額及び当初の基準額を下回る場合（測定日①における指定以降、測定日②の 30 営業日前までにプールの額が当初の基準額を下回ったことがあり、かつ、測定日②におけるプールの額が測定日②の 30 営業日前のプールの額を上回った場合で、測定日②において同一プールをマーケット・メイク目的保有 TLAC のために再度指定しなかったときも同様）



<例 4 >

測定日①における指定以降、測定日②の 30 営業日前までにプールの額が当初の基準額を下回ったことがあり、かつ、測定日②におけるプールの額が測定日②の 30 営業日前のプールの額を上回る場合に、測定日②において同一プールをマーケット・メイク目的保有 TLAC のために再度指定したとき



<調整後非支配株主持分（等）の額を計算する際の連結子法人等のリスク・アセット額の算出方法①>

【関連条項】第8条第1項各号、第29条第1項

第8条-Q1 調整後非支配株主持分（等）の額を計算する際、連結子法人等の連結リスク・アセットの額と、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち連結子法人等に関連するものの額のいずれか少ない額を用いる必要がありますが、連結子法人等の連結リスク・アセットの額を計算することが困難な場合に、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち連結子法人等に関連するものの額を用いることは可能ですか。（平成24年6月6日追加）

(A)

調整後非支配株主持分（等）の額を計算する場合、原則として、連結子法人等の連結リスク・アセットの額と、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち当該連結子法人等に関連するものの額のいずれか少ない額を用いる必要があります。ただし、第1条第1項第7号に定める「金融機関」以外の連結子法人等については、その連結リスク・アセットの額を計算することが困難な場合であって、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち当該連結子法人等に関連するものの額が当該連結子法人等の連結リスク・アセットの額よりも小さい蓋然性が高いと見込まれるときは、親法人等である銀行の連結リスク・アセット額のうち当該連結子法人等に関連するものの額を用いて構いません。

<調整後非支配株主持分（等）の額を計算する際の連結子法人等のリスク・アセット額の算出方法②>

【関連条項】第8条第1項各号、第29条第1項

第8条-Q2 調整後非支配株主持分（等）の額の計算において、連結子法人等の連結リスク・アセットの額及び親法人等である銀行の連結リスク・アセットの額のうち当該連結子法人等に関連するものの額を計算する場合、当該連結子法人等の調整項目の額について、例えば、リスク・ウェイト1,250%を乗じた上で連結リスク・アセットの一部として計上することは可能ですか。（平成24年6月6日追加）

(A)

連結リスク・アセット額の計算において、連結子法人等の調整項目の額を勘案することはできません。

<リスク・アセットの額のうち特定連結子法人等に関する部分の額の計算>

【関連条項】第8条第1項第1号、第29条第1項

第8条-Q3 少数出資に係る10パーセント基準額、特定項目に係る10パーセント基準額及び特定項目に係る15パーセント基準額は、普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額から普通株式等Tier1資本に係る調整項目のうち告示に定めるものの額を控除する

ことで計算される場所、普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額には、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額が定義上含まれています（第 5 条第 1 項第 4 号）。しかし、この調整後非支配株主持分の額（第 8 条第 1 項第 1 号）を計算するためには、リスク・アセットの額のうち特定連結子法人等に関する部分の額（第 8 条第 1 項第 1 号ロ）を用いることとなりますが、この額には、特定連結子法人等が保有する対象資本調達手段の額のうち、調整後非支配株主持分の額を含む普通株式等 Tier1 資本の額に基づく基準額以内に収まったもののリスク・アセットの額が含まれることから、結果として、調整後非支配株主持分の額を計算するのに、調整後非支配株主持分の額が必要となるという循環構造になっています。これを前提として、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額はどのように計算すればよいか、具体的な計算手順を教えてください。

※ 国内基準については、「普通株式等 Tier1 資本」を「コア資本」と読み替え、かつ、関連条文を国内基準に適用ある条文に読み替えます。

（平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法に従って計算することが可能です。

特定連結子法人等が保有する対象資本調達手段について、その全部（基準額を超えるため調整項目の額となる部分も含むという意味）がリスク・アセットの額の算出の対象となるものと仮定して計算したリスク・アセットの額を第 8 条第 1 項第 1 号ロの分母の額に含めて、これを基に、第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、調整後非支配株主持分の額をいったん計算します。その後、この調整後非支配株主持分の額を含む普通株式等 Tier1 資本の額に基づく基準額を前提に、告示に従い調整項目の額を計算するとともに、その基準額以下に収まった対象資本調達手段の額を、最終的にリスク・アセットの額の算出の対象とします（第 76 条の 3 及び第 178 条の 3）。そして、そのリスク・アセットの額の算出の対象としたもののうち特定連結子法人等が保有する部分のみが第 8 条第 1 項第 1 号ロの分母の額に含まれるものとして、再度、第 8 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、調整後非支配株主持分の額を計算し、この額を、最終的に調整後非支配株主持分の額とします。なお、この調整後非支配株主持分の額を含む普通株式等 Tier1 資本の額に基づく基準額による調整項目の再計算は必要ありません。

以上の考え方は国内基準についても同様に妥当するものであり、「普通株式等 Tier1 資本」を「コア資本」と読み替え、また、関連条文を国内基準における条文と読み替えた上で、本 Q&A を準用することとなります。

<調整後非支配株主持分等の算出方法（国際統一基準）>

【関連条項】第 8 条第 1 項～第 3 項

第 8 条-Q4 国際統一基準が適用される場合における、調整後非支配株主持分（等）の額の具体的な算出方法を教えてください。（平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20

(A)

銀行の連結子法人等である x 社に係る調整後非支配株主持分（等）の額は、以下の計算方法に従い算出します。また、連結子法人等が複数ある場合には、それぞれについて調整後非支配株主持分（等）の額を算出した上で、それらを合計することになります。

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額

①算式への当てはめ $RWA^x \times 7\% \times CET1_{mi}^x \div CET1^x$

②上限 $CET1_{mi}^x$

③比較 ①と②のうち小さい額

④算出額 ③の額

※ただし、x 社が特定連結子法人等に該当しない場合には、④の額はゼロとなる。

(2) その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額

①算式への当てはめ $RWA^x \times 8.5\% \times T1_{mi}^x \div T1^x$

②上限 $T1_{mi}^x$

③比較 ①と②のうち小さい額

④算出額 ③の額から上記 (1) ④の額を控除した額

(3) Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額

①算式への当てはめ $RWA^x \times 10.5\% \times TC_{mi}^x \div TC^x$

②上限 TC_{mi}^x

③比較 ①と②のうち小さい額

④算出額 ③の額から上記 (1) ④の額及び上記 (2) ④の額の合計額を控除した額

なお、各記号の定義は以下のとおりです。

$CET1^x$; x 社の単体普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額

$CET1_{mi}^x$; x 社の非支配株主持分相当普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額

$T1^x$; x 社の単体 Tier1 資本に係る基礎項目の額

$T1_{mi}^x$; x 社の非支配株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額

TC^x ; x 社の単体総自己資本に係る基礎項目の額

TC_{mi}^x ; x 社の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額

RWA^x ; 第 8 条第 1 項各号において使用する x 社の連結リスク・アセットの額。すなわち、以下のイ及びロのうちいずれか少ない額

イ ; x 社を連結自己資本比率を算出する銀行とみなして算出した x 社及びその連結子法人等の連結リスク・アセットの額

ロ ; x 社の親法人等である連結自己資本比率を算出する銀行の連結リスク・アセット

の額に含まれる x 社及びその連結子法人等に関連するものの額

《具体的な計算例》

P 社；連結自己資本比率を算出する銀行

S1 社；P 社の子法人等（特定連結子法人等に該当する者）

S2 社；P 社の子法人等（特定連結子法人等に該当しない者）

R1 社；S1 社の子法人等（特定連結子法人等に該当する者）

R2 社；S1 社の子法人等（特定連結子法人等に該当しない者）

※1 上記 S1 社・S2 社・R1 社・R2 社は、いずれも P 社の連結子法人等に該当する

※2 この計算例では、小数点第 2 位を四捨五入している。

(各数値)

	CET1 ^x	CET1 _{mi} ^x	T1 ^x	T1 _{mi} ^x	TC ^x	TC _{mi} ^x	RWA ^x
S1 社	100	30	150	40	230	100	1000
S2 社	70	30	100	40	155	80	800
R1 社	25	5	41	11	64	26	400
R2 社	13	3	25	7	40	17	300

(1) 普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額

	①算式	②上限	③比較	④算出額
S1 社	21.0	30.0	21.0	21.0
S2 社	—	—	—	0
R1 社	5.6	5.0	5.0	5.0
R2 社	—	—	—	0
合計	—	—	—	<u>26</u>

(2) その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額

	①算式	②上限	③比較	④算出額
S1 社	22.7	40.0	22.7	1.7
S2 社	27.2	40.0	27.2	27.2
R1 社	9.1	11.0	9.1	4.1
R2 社	7.1	7.0	7.0	7.0
合計	—	—	—	<u>40.0</u>

(3) Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額

	①算式	②上限	③比較	④算出額
S1 社	45.7	100.0	45.7	23.0

S2 社	43.4	80.0	43.4	16.2
R1 社	17.1	26.0	17.1	8.0
R2 社	13.4	17.0	13.4	6.4
合計	—	—	—	<u>53.6</u>

＜自己保有資本調達手段及びその他金融機関等に係る資本等調達手段の間接保有＞

【関連条項】第 8 条第 4 項及び第 6 項～第 8 項、第 20 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項、第 29 条第 2 項及び第 4 項～第 6 項、第 41 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項

第 8 条-Q5 自己保有資本調達手段（国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。）及び他の金融機関等に係る資本等調達手段について、「他の法人等に対する投資その他これに類する行為を通じて実質的に保有している場合に相当すると認められる場合その他これに準ずる場合」（いわゆる間接保有）とは、具体的にどのような場合ですか。また、これらの場合における資本等調達手段の保有額は、どのように計算されますか。（平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正）

(A)

自己保有資本調達手段又は他の金融機関等に係る資本等調達手段の取得及び保有を行う連結範囲外の法人等（例：ファンド又は SPC）に対する投資を行い、これにより当該資本等調達手段の価値変動や信用リスク等を実質的に負担することとなる場合や、これらの資本等調達手段の価値に直接連動する派生商品取引（例：株式オプション）を行っている場合をいいます。

例えば、具体的には以下のような事例が該当しますが、必ずしもこれらの事例に限られるわけではありません。

- ① 他の金融機関等に係る資本等調達手段を保有するファンドに対して出資している場合（日経平均株価や東証株価指数に連動する株式投資信託や ETF を含む。）
- ② 連結範囲外の法人等に対する貸付けを通じて当該法人等に他の金融機関等に係る資本等調達手段を保有させていると認められる場合
- ③ 他の金融機関等に係る資本等調達手段について、第三者とトータル・リターン・スワップ契約を結んでいる場合
- ④ 第三者による他の金融機関等への出資について保証や CDS のプロテクションを提供している場合
- ⑤ 他の金融機関等に係る資本等調達手段についてコール・オプションを購入している又はプット・オプションを売却している場合
- ⑥ 他の金融機関等に係る資本等調達手段を将来取得する契約を結んでいる場合
- ⑦ 他の金融機関等に係る資本等調達手段を裏付資産とする特定社債や証券化商品に対して投資している場合

これらの場合における他の金融機関等に係る資本等調達手段の保有額は、これらの資本等調達手段が全額毀損したと仮定した場合に銀行に生じる損失額等を基に算出することとなります。例えば、ファンド等を通じた間接保有であれば、原則としてルックスルーを行った上で、他の金融機関等に係る資本等調達手段への投資割合を勘案して算出することとなります。一方で、派生商品取引であれば、当該取引を通じて実質的に保有していると認められる額を見積もることが必要となります。例えば、個別株オプションであればデルタポジション、スワップであれば想定元本を保有額と見なすこと等が考えられますが、当該取引の特性を踏まえて適切に見積もることが求められます。

なお、自己保有資本調達手段には、会計上、貸借対照表の株主資本の部の控除項目とされる自己株式は含まれません。

<間接保有のルックスルーの方法>

【関連条項】第 8 条第 4 項及び第 6 項～第 8 項、第 20 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項、第 29 条第 2 項及び第 4 項～第 6 項、第 41 条第 1 項及び第 3 項～第 5 項

第 8 条-Q6 ファンド等を通じた間接保有について、ルックスルーを行うことが困難である場合、保有額をどのように計算すれば良いでしょうか。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正)
--

(A)

ファンド等を通じた間接保有については、原則としてルックスルーを行った上で自己保有資本調達手段（国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。）又は他の金融機関等に係る資本等調達手段への投資割合を勘案して保有額を算出する必要があります。

また、ファンド等を通じた間接保有につきルックスルーすることができず、そのため保有額を正確に把握できない場合であっても、当該ファンド等の資産の運用に関する基準が明らかでない場合には、当該基準に基づき他の金融機関等に係る資本等調達手段に対する出資金額を推計することが可能です。

一方、ルックスルーにより保有額を正確に把握できず、かつ、当該ファンド等の資産の運用に関する基準も明らかでない場合には、当該ファンドが他の金融機関等に係る資本等調達手段に最大でどの程度投資し得るかにつき合理性をもって保守的に見積もった金額を、他の金融機関等に係る資本等調達手段の保有額とすることとなります。

なお、自己保有資本調達手段に係る間接保有について、他の金融機関等に係る資本等調達手段と区別して把握することが困難である場合には、これらを併せて他の金融機関等に係る資本等調達手段の間接保有と見なして取扱うことも許容されます。

<ファンドを通じた TLAC の間接保有①>

【関連条項】第 8 条第 7 項第 4 号、第 20 条第 4 項第 4 号、第 76 条の 4 の 2 第 2 項、第 76 条

の5、第178条の4の2第2項、附則第2条、附則第3条

第8条-Q6の2 ファンド経由でその他外部 TLAC 関連調達手段を保有（間接保有）している場合において、附則第2条（TLAC 規制対象会社の同順位商品に関する5年間の経過措置）及び第3条（その他外部 TLAC 関連調達手段に係るエクスポージャーに関する10年間の経過措置）に定める TLAC 保有規制における経過措置の適用対象はどのように計算すればよいですか。（平成31年3月15日追加）

(A)

その他外部 TLAC 関連調達手段をファンド経由で保有（間接保有）している場合、TLAC 保有規制における経過措置の適用対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段（以下「経過措置対象 TLAC」）として認められるものは、ルックスルーが可能な範囲に限られます。

その上で、まず、2019年3月31日時点においては、当該時点における当該ファンドの裏付となる資産等への経過措置対象 TLAC の組入額に、当該時点における当該ファンドへの出資比率を乗じて得られた額が、規制上の経過措置適用額となります。この場合、第76条の5-Q6にかかわらず、2019年3月31日時点の明細情報に代えて、2019年3月31日より前の直近の明細情報を利用することは原則として認められません。

そして、ファンド経由で保有している経過措置対象 TLAC についても、直接保有している場合と同様、ファンドにおいて当該商品を保有し続けていることが確認でき、かつ、当該ファンドに出資し続けている範囲に限り、経過措置の適用対象として認められます。

もっとも、ファンドが経過措置対象 TLAC を保有し続けているか確認するにあたっては、ファンドにおいて約定単位での購入・売却を個別に把握・記録する必要があることから、投資対象が多岐にわたりかつ頻繁に売買が行われるようなファンドにおいては、かかる継続保有の確認が実務的に困難な場合もあると考えられます。

このような場合、簡便的な方法として、2019年3月31日以後の各計測基準日（銀行については例えば四半期末。以下同じ。）におけるファンドの経過措置対象 TLAC の保有額を保守的に計算することも認められます。例えば、ある計測基準日における任意の経過措置対象 TLAC の保有額（当該時点における当該ファンドの裏付となる資産等への当該商品の組入額に、当該時点における当該ファンドへの出資比率を乗じて得られた額をいう。以下同じ。）を計算するに当たり、①過去の計測基準日における保有額と比較して最も少ない額を、当該計測基準日における当該商品の経過措置適用額とするとともに、②2019年3月31日時点の保有額を基準とし、当該ファンドにおける当該商品の購入売却頻度の状況及び当該ファンドへの出資比率の変動等を踏まえ、時間の経過とともに減少する（この場合、残額が0になるまでの期間は最大で10年間とする）ような上限額を設定し、①が②を上回る場合には②を当該計測基準日における経過措置適用額とすることが考えられます。また、かかる簡便的な方法を用いる場合には、商品毎の各ファンド経由での保有分につき、2019年3月31日以後の各計測基準日における保有額等、必要な情報について適時適切に整理・保存しておく必要があります。

具体的な計算例については別紙3のケース3・4をご参照ください。

<ファンドを通じた TLAC の間接保有②>

【関連条項】第 8 条第 7 項第 4 号等、第 76 条の 4 の 2 第 2 項・第 3 項、第 76 条の 5 第 4 項・第 5 項

第 8 条-Q6 の 3 ファンド経由でその他外部 TLAC 関連調達手段を保有（間接保有）している場合において、当該ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルックスルー方式を適用するとき、第 76 条の 5 第 4 項及び第 5 項に規定する第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合の取扱いはどのようになりますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A) （第 76 条の 5-Q5 もご参照ください。）

金融機関がファンド向け出資を行っている場合において、当該ファンドの裏付けとなる資産等にその他外部 TLAC 関連調達手段が含まれるとき、投資家たる金融機関においては、（ファンドの裏付けとなる資産等に資本調達手段が含まれる場合と同様に）当該ファンドのその他外部 TLAC 調達手段への投資額に、当該ファンドへの出資割合を乗じて得られた額（以下「ファンド経由 TLAC 保有額」）を把握したうえで、他の保有分と合算して TLAC 保有に係る 5%基準額（国際統一基準行においては第 8 条第 7 項第 1 号等に規定する少数出資に係る五パーセント基準額を、国内基準行においては第 76 条の 4 の 2 第 2 項に規定するその他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額をいう。以下同じ。）への該当性を判断し、資本控除額の算出や適用されるリスク・ウェイトを決定する必要があります。

この場合、当該ファンド向け出資についてルックスルー方式を適用し、かつ、第三者が判定したリスク・ウェイトを使用しているときであっても、当該第三者においては、投資家たる金融機関の自己資本の額や、投資家たる金融機関が他に保有するその他外部 TLAC 関連調達手段の額を把握することは困難であるため、TLAC 保有に係る 5%基準額への該当性を判定できず、結果としてファンド経由 TLAC 保有額に係るエクスポージャーに最終的に適用されるリスク・ウェイトの判定を第三者が行っているとは言えない場合があることが想定されます。

したがって、投資家たる金融機関が、第三者が一次的に判定したリスク・ウェイトを使用している場合であっても、ファンドの保有しているその他外部 TLAC 関連調達手段を把握したうえで、TLAC 保有に係る 5%基準額への該当性を自ら判断して資本控除額の算出やリスク・ウェイト判定を行っている場合には、当該ファンド経由 TLAC 保有額に係るエクスポージャーの最終的なリスク・ウェイトを金融機関自ら判定していると評価できます（したがって、そのような場合には、当該リスク・ウェイトを「1.2 倍」する必要はありません。）。

<自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本等調達手段に係るショート・ポジションとの相殺①>

【関連条項】第 8 条第 5 項及び第 11 項、第 20 条第 2 項及び第 8 項、第 29 条第 3 項及び第 8 項、第 41 条第 2 項及び第 7 項

第8条-Q7 自己保有資本調達手段（国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。）及び他の金融機関等に係る資本等調達手段について、一定のショート・ポジションを保有する場合に相殺可能とありますが、具体的にどのような場合に相殺が可能ですか。（平成24年8月7日追加、平成25年9月20日修正、平成31年3月15日修正）

(A)

具体的には、以下のいずれかに該当する場合に相殺が可能です。

- ① ロング・ポジション（インデックスに含まれる場合など、間接保有による場合も含みます。）と同一の資本等調達手段のショート・ポジション（自己保有資本調達手段のロング・ポジションを有する場合には、カウンター・パーティーリスクを有しないものに限ります。③において同じ。）を有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合
- ② インデックスに含まれるロング・ポジションについては、上記①に該当する場合に加えて、同一のインデックスのショート・ポジションを有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合
- ③ 上記①及び②にかかわらず、ロング・ポジションと同一の資本等調達手段を原資産に含むインデックスのショート・ポジションを有しており、かつ、当該ショート・ポジションのマチュリティが当該ロング・ポジションのマチュリティと同一である場合又は残存マチュリティが1年以上の場合であって、以下の要件の全てを満たす場合
 - (イ) ヘッジ対象となるロング・ポジション及びヘッジ手段であるインデックスがいずれもトレーディング勘定で保有されていること
 - (ロ) いずれのポジションも貸借対照表において公正価値で評価されていること
 - (ハ) 監督当局の評価対象となる銀行の内部管理プロセスの下、ヘッジが有効であると認められること

<自己保有資本調達手段及び他の金融機関等に係る資本等調達手段に係るショート・ポジションとの相殺②>

【関連条項】第8条第5項及び第11項、第20条第2項及び第8項、第29条第3項及び第8項、第41条第2項及び第7項

第8条-Q8 自己保有資本調達手段（国内基準行においては、自己保有普通株式等。以下同じ。）及び他の金融機関等に係る資本等調達手段について、ショート・ポジションのマチュリティがロング・ポジションのマチュリティと同一であるか否かは、どのように判断されますか。（平成24年8月7日追加、平成25年9月20日修正、平成31年3月15日修正）

(A)

ショート・ポジションとロング・ポジションのマチュリティが同一でない場合であっても、トレーディング勘定において保有しているポジションについては、例えば、他の金融機関等に係る資本等調達手段（株式等）のロング・ポジションを保有している銀行が、同時に当該株式のプット・オプションを有している場合や当該株式の先物売り若しくはコール・オプションのショート・ポジションを有している場合等、ヘッジ取引の一環として、特定の時点において当該銀行が当該ロング・ポジションを売却する契約上の権利を有しており、その権利行使により取引相手方（カウンターパーティ）が当該ポジションを購入する契約上の義務を負う場合又は特定の時点において当該銀行が当該ロング・ポジションを売却する契約上の義務を有している場合等については、ロング・ポジションとショート・ポジションのマチュリティが同一であるとみなして構いません。

<他の金融機関等に係る資本調達手段の額のうちのれん相当差額の取扱い>

【関連条項】第5条第2項第1号、第8条第6項～第12項、第17条第2項第1号、第20条第3項～第9項、第28条第2項第1号、第29条第4項～第9項、第40条第2項第1号、第41条第3項～第8項

第8条-Q9 他の金融機関等に係る資本調達手段の額のうち、のれん相当差額として調整項目に含まれた部分については、調整項目の対象となる他の金融機関等に係る対象資本調達手段の額又は対象普通株式等の額には含めなくて良いでしょうか。（平成24年6月6日追加、平成25年9月20日修正）

(A)

含めない取扱いとして構いません。

<調整項目の対象となる他の金融機関等の範囲>

【関連条項】第8条第6項～第12項、第20条第3項～第9項、第29条第4項～第9項、第41条第3項～第8項

第8条-Q10 調整項目の対象となる他の金融機関等である「金融機関若しくはこれに準ずる外国の者又は金融業、保険業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む者（これに準ずる外国の者を含み、金融システムに影響を及ぼすおそれがないと認められる者その他の者を除く。）」の具体的な範囲を教えてください。（平成24年6月6日追加、同年12月12日修正、平成25年9月20日修正）

(A)

原則として、日本標準産業分類の「J. 金融業、保険業」に該当する事業を主たる事業として営む者及び「K. 不動産業、物品賃貸業」のうち「7011. 総合リース業」に該当する事業を主たる事業として営む者が該当します。また、外国法人についても、これらに準ずる者が該当することとなります。

ただし、「621.中央銀行」や「6616.預・貯金等保険機関」に該当する者の他、金融秩序・信用秩序の維持や金融・金融取引の円滑化等のための公益的な業務のみを専ら行う者について

は、対象に含まれません。

なお、これらに該当する事業を含む複数の事業を営む者であっても、その主たる事業が上記以外のものである場合には、当該者は調整項目の対象となる他の金融機関等に含まれません。

また、上記に形式的に該当する者であっても、これが実質的にファンドに類すると認められる場合については、ファンド等を通じた間接保有の場合と見なして取り扱うことも許容されます。

<他の金融機関等に係る資本調達手段の該当 Tier の判別基準>

【関連条項】第 8 条第 6 項～第 12 項、第 20 条第 3 項～第 9 項

第 8 条-Q11 他の金融機関等のうち銀行以外の者に係る資本調達手段について、調整項目の額の算出において、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに相当するかを具体的にどのように判断すれば良いでしょうか。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

他の金融機関等が発行する資本調達手段（規制金融機関の資本調達手段にあつては、当該規制金融機関に適用される経営の健全性を判断するための基準又はこれと類似の基準において自己資本に該当するものに限り、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに相当するかについては、原則として、各 Tier の算入要件に照らし、どの Tier の要件に最も適合しているかを踏まえ、判断することとなります。

この点、平成 24 年改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）の適用日（平成 25 年 3 月 31 日）前に国際統一基準行が発行した資本調達手段や、他の金融機関等のうち国際統一基準行以外の者が発行する資本調達手段（普通株式を除く。）は、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段に係る実質破綻認定時の元本削減等の要件（第 6 条第 4 項第 15 号、第 7 条第 5 項第 10 号等）や、その他 Tier1 資本調達手段のうち負債性資本調達手段に係るゴーイング・コンサーン水準での元本削減等の要件（第 6 条第 4 項第 11 号等）を通常満たさないと考えられますが、これらの資本調達手段については、上記要件以外の各 Tier に係る算入要件に照らし、どの Tier の要件に最も適合しているかを踏まえ、相当する Tier を判断することとなります。

なお、他の金融機関等のうち銀行以外の者が発行する資本調達手段についての上記判断に際しては、当該者に適用あるその健全性を判断するための基準等における取扱いを勘案する必要はなく、保有している資本調達手段の商品性（満期の有無や優先・劣後構造、利払いの裁量性等）に着目し、当該資本調達手段が普通株式、その他 Tier1 資本調達手段又は Tier2 資本調達手段のいずれに最も近い商品性を有しているかという観点から判断すれば足りると考えられます。

また、上記に従い判断した結果、普通株式、その他 Tier1 資本調達手段及び Tier2 資本調達手段のいずれにも近い商品性を有さず、どの Tier の要件にも適合しないと認められる資

本調達手段については、みなし普通株式として、普通株式と同様に取り扱われることとなります。

<経過措置の対象となる資本調達手段への出資の取扱い>

【関連条項】第8条第6項～第12項、第20条第3項～第9項、第29条第4項～第9項、第41条第3項～第8項

第8条-Q12 経過措置の適用により他の銀行等においてその一定額が資本算入される資本調達手段を保有している場合、発行者である当該銀行等において自己資本に算入可能な金額の上限が減額されるのに応じて、調整項目の対象となる当該銀行等の資本調達手段の額を減額することは可能ですか。(平成24年6月6日追加、平成25年9月20日修正)

(A)

減額することはできません。

<少数出資金融機関等に該当するか否かの判断基準>

【関連条項】第8条第7項、第20条第4項、第29条第5項、第41条第4項

第8条-Q13 少数出資金融機関等とは、銀行及び連結子法人等がその総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等と定義されていますが、その議決権保有割合の計算に際し、自己資本比率の算出基準日の議決権数を把握することが困難な場合には、直近の公表資料等を用いてこれに代替することは可能ですか。また、株式会社形態でない金融機関等の議決権の保有割合はどのように算出するのでしょうか。(平成24年6月6日追加)

(A)

少数出資金融機関等に該当するか否かは、原則として自己資本比率の算出基準日における議決権の保有割合を以って判断する必要がありますが、当該算出基準日における保有割合の把握が困難である場合には、直近の他の金融機関等の公表資料等によって把握可能な数字を用いて判断しても構いません。

また、株式会社形態でない金融機関等についても、総社員又は総出資者の議決権のうち百分の十を超える議決権を保有しているか否かによって少数出資金融機関であるか否かを判断することとなります。したがって、例えば、株式会社形態でない金融機関等につき、その総会等における議決権のない資本調達手段のみを保有している場合には、当該金融機関等に係る資本調達手段は全て少数出資金融機関等向けの出資として取り扱われることとなります。

<総株主等の議決権に含まれる保有株式等の議決権の範囲>

【関連条項】第8条第7項～第10項、第20条第3項～第6項、第29条第5項～第8項、第41条第3項～第7項

第8条-Q14 少数出資金融機関等又はその他金融機関等の該当性の判断に際して、総株

主等の議決権には、銀行が金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として所有する株式等に係る議決権は含まれますか。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正)

(A)

委託者又は受益者が行使し、又はその行使について銀行に指図を行うことができる株式等に係る議決権は含まれませんが、信託財産である株式等に係る議決権で銀行が委託者若しくは受益者として議決権を行使し、又はその行使について指図を行うことができる株式等に係る議決権は含まれます。

<引受けによる例外の起算日>

【関連条項】第 8 条第 12 項第 2 号、第 20 条第 9 項第 2 号、第 29 条第 9 項第 2 号、第 41 条第 8 項第 2 号

第 8 条-Q15 引受けにより取得し、かつ、保有期間が 5 営業日以内の資本等調達手段については、当該資本等調達手段を少数出資金融機関等又はその他金融機関等に係る対象資本等調達手段等の算出対象額から除外することが可能とされていますが、かかる保有期間の起算日はどの時点になりますか。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

払込日が起算日となります。

<非連結子会社又は関連会社への出資>

【関連条項】第 8 条第 8 項第 1 号、第 20 条第 5 項第 1 号、第 29 条第 6 項第 1 号、第 41 条第 5 項第 1 号

第 8 条-Q16 「非連結子会社への出資」又は「関連会社への出資」の自己資本比率計算上の取扱いを教えてください。(平成 25 年 9 月 20 日修正)

(A)

<国際統一基準行の場合>

非連結子会社又は関連会社が、第 8 条第 8 項第 1 号又は第 20 条第 5 項第 1 号に定める「その他金融機関等」に該当する場合、これらの者への出資が、下記に記載する表の上欄の資本調達手段のいずれに相当するかにより、同表の下欄に掲げる条文に従い、調整項目の額の計算対象に含める必要があります(ただし、第 9 条が適用される場合を除く。)。なお、この計算により調整項目の額とされた部分については、リスク・アセットの額を計算する必要はありません。

普通株式 (みなし普通株式を含む。)	その他 Tier1 資本調達手段	Tier2 資本調達手段
-----------------------	------------------	--------------

第8条第9項第1号、第10項第1号（連結） 第20条第6項第1号、 第7項第1号（単体）	第8条第8項第1号（連結） 第20条第5項第1号（単体）	第8条第8項第2号（連結） 第20条第5項第2号（単体）
--	---------------------------------	---------------------------------

以上に対し、関連会社のうち、第8条第8項第1号ニに定める「金融業務を営む関連法人等」に該当する者につき第9条により比例連結の方法を用いた場合には、同条及び監督指針の記載に従って自己資本比率を計算することとなり、上記取扱いは適用されません。また、その他金融機関等に該当しない非連結子会社又は関連法人等の株式その他の資本調達手段についても、上記取扱いは適用されず、当該資本調達手段のリスク・アセットの額を告示に従い計算する必要があります。

<国内基準行の場合>

非連結子会社又は関連会社が、第29条第6項第1号又は第41条第5項第1号に定める「その他金融機関等」に該当する場合、これらの者への出資が、下記に記載する表の上欄の資本調達手段のいずれに相当するかにより、同表の下欄に記載する条文に従い、同欄に記載する取扱いを行う必要があります。なお、これらの計算によりコア資本に係る調整項目の額とされた部分については、リスク・アセットの額を計算する必要はありません。

対象普通株式等 (みなし普通株式を含む。)	左記以外の対象資本調達手段
第29条第6項第1号又は第7項第1号の規定に従い、コア資本に係る調整項目の額の計算対象に含める（第32条が適用される場合を除く。）。(連結) 第41条第5項第1号又は第6項第1号の規定に従い、コア資本に係る調整項目の額の計算対象に含める。(単体)	第76条の2の3若しくは第178条の2の3又は第302条の14に従い、リスク・アセットの額を計算する。

以上に対し、関連会社のうち、第8条第8項第1号ニに定める「金融業務を営む関連法人等」に該当する者につき第32条により比例連結の方法を用いた場合には、同条及び監督指針の記載に従って自己資本比率を計算することとなり、上記取扱いは適用されません。また、その他金融機関等に該当しない非連結子会社又は関連法人等の株式その他の資本調達手段についても、上記取扱いは適用されず、当該資本調達手段のリスク・アセットの額を告示に従い計算する必要があります。

<株式等エクスポージャーに対し計上されている投資損失引当金の取扱い>

【関連条項】第 8 条、第 20 条、第 31 条、第 43 条

第 8 条-Q17 PD/LGD 方式の適用対象となる株式等エクスポージャーに対し、投資損失引当金が計上されている場合、当該引当金により、株式等エクスポージャーにかかる期待損失額を減額することは可能ですか。(平成 20 年 12 月 24 日追加)

(A)

減額しても差し支えありません。

<複数の資産及び取引を裏付けとする資産に係る外国為替リスクの取扱い>

【関連条項】第 11 条等

第 11 条-Q1 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）が特定取引勘定以外の勘定に属する場合、当該ファンドの外国為替リスクに係るマーケット・リスク相当額の算出は、どのように行えば良いですか。(平成 19 年 5 月 9 日追加、平成 30 年 3 月 23 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

第 2 条の算式におけるマーケット・リスク相当額の算出に際しては、特定取引勘定以外の勘定の取引に関しても、当該取引が外国為替リスクを伴う限り、算出対象に含まれることとなります。従って、特定取引勘定以外の勘定に属するファンド向け出資に係るエクスポージャーについても、当該エクスポージャーが外国為替リスクを伴う場合、当該エクスポージャーに係るマーケット・リスク相当額を算出することとなります。その際、金融機関内部で設定された合理的な基準に基づき、ファンドごとに一貫性をもって適用することを前提に、当該ファンドへの出資の基準通貨に基づいて外国為替リスクを評価する方法と、告示第 76 条の 5 第 2 項に規定するルック・スルー方式と同様に、当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引を把握し、当該裏付けとなる個々の資産及び取引の外国為替リスクを評価する方法のいずれかに拠って、マーケット・リスク相当額を算出することが可能です。

<強制転換条項付優先株式>

【関連条項】第 28 条第 4 項、第 40 条第 4 項

第 28 条-Q1 強制転換条項付優先株式に、その株主が普通株式を対価として銀行が当該強制転換条項付優先株式を取得することを請求することを可能とする取得請求権を付すことは可能ですか。また、取得条項における普通株式へ転換される条件としての一定の時期の到来について、どの程度の期間を設定することが可能ですか。(平成 25 年 9 月 20 日追加)

(A)

強制転換条項付優先株式に、普通株式を対価とする取得請求権を付すことは可能です。なお、取得条項における取得の条件としての一定の時期の到来については、強制転換条項付優先株式がコア資本に係る基礎項目の額に含められる趣旨を踏まえ、当該強制転換条項付優先株式の他の発行条件等に照らして合理的と認められる期間（例えば 15 年）である必要があります。

ます。

<繰延税金資産の額の計算方法（国内基準）>

【関連条項】第 28 条第 5 項、第 29 条第 10 項又は第 11 項、第 40 条第 5 項、第 41 条第 9 項又は第 10 項

第 28 条-Q2 国内基準が適用される場合において、無形固定資産の額又は退職給付に係る資産若しくは前払年金費用の額とこれらに係る繰延税金負債の額との相殺方法及び繰延税金資産の額と繰延税金負債の額の相殺方法について、具体的な算出事例を教えてください。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A) 以下に計算例をお示しします。

なお、国内基準においては、本計算に用いられる繰延税金資産及び繰延税金負債については、その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金又は繰延ヘッジ損益に係るものが含まれないものとして算出しなければならないことに留意する必要があります。

※ ただし、経過措置により土地再評価差額金の一部をコア資本に係る基礎項目の額に算入する場合には、平成 25 年改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 5 条に従い、再評価に係る繰延税金資産又は繰延税金負債についてはこれを含めて算出する必要があります。

<前提>

- ・本邦の実効税率を 40%とする。
- ・貸借対照表に、前払年金費用 7.5 及び無形固定資産 15 がそれぞれ計上されている。
- ・繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳並びに評価性引当の内訳は以下のとおり。

繰延税金資産		評価性引当の内訳	
貸倒引当金	35	貸倒引当金分	▲5
その他有価証券評価差額金	30	その他有価証券評価差額金分	▲5
繰越欠損金	40	繰越欠損金分	▲20
繰延税金資産小計	105		
評価性引当額	▲30		
繰延税金資産合計	75		
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	10		
固定資産圧縮積立金	15		
その他	15		
繰延税金負債合計	▲40		
繰延税金資産の純額	35		

<計算例>

1. 評価性引当の按分

評価性引当の額を、繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）又はその他有価証券評価差額金、土地再評価差額金若しくは繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産のそれぞれの額に応じて按分します。

- ・繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）に対する引当相当額： $30 \times 40 / 105 = 11.4$
- ・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に対する引当相当額： $30 \times 35 / 105 = 10$
- ・その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金又は繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産に対する引当相当額： $30 - (11.4 + 10) = 8.6$

2. 規制上の加算・除外

その他有価証券評価差額金、土地再評価差額金又は繰延ヘッジ損益に係る繰延税金資産及び繰延税金負債を、本計算の対象から除外します（下記表の(A)の部分）。

また、前払年金費用又は無形固定資産の額の計算において、実質的に税効果を勘案した場合には、繰延税金資産の額に、当該税効果分を加算する必要があります（下記表の(B)の部分）。

繰延税金資産		評価性引当の按分結果	
貸倒引当金(a)	35	貸倒引当金分(g)	▲10
その他有価証券評価差額金	30	(A) その他有価証券評価差額金分	▲8.6 (A)
<u>前払年金費用のうち、繰延税金資産相当(b)</u>	<u>3</u>	(B) 繰越欠損金分(h)	▲11.4
<u>無形固定資産のうち、繰延税金資産相当(c)</u>	<u>6</u>	(B)	
繰越欠損金(d)	40		
繰延税金資産小計	105		
評価性引当額	▲30		
繰延税金資産合計	75		
繰延税金負債			
その他有価証券評価差額金	10	(A)	
固定資産圧縮積立金(e)	15		
その他(f)	15		
繰延税金負債合計	▲40		
繰延税金資産の純額	35		

3. 繰延税金資産の額の計算

評価性引当につき上記1.において算出された額を、それぞれ繰延税金資産（一時差異に

係るものを除く。)及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額から減額します。

- ・繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額からの評価性引当の減額((d)-(h))
 $40-11.4=28.6\cdots(i)$
- ・繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額からの評価性引当の減額((a)+(b)+(c)-(g))
 $35+3+6-10=34\cdots(j)$

その上で、これらの繰延税金資産と関連する繰延税金負債を、按分計算の方法により相殺します。

- ・繰延税金負債の額の合計額の算出((e)+(f))
 $15+15=30\cdots(k)$
- ・調整項目としての繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額の算出((i)-(k)×(d)/{(a)+(b)+(c)+(d)})
 $28.6-30\times 40/(35+3+6+40)=14.3$
- ・調整項目としての繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額の算出((j)-(k)×{(a)+(b)+(c)}/{(a)+(b)+(c)+(d)})
 $34-30\times(35+3+6)/(35+3+6+40)=18.3$

※ 小数点第2位を四捨五入している。

※ なお、以上の計算においては、評価性引当の内訳が明らかな場合には、その内訳に応じて評価性引当を繰延税金資産の額から減額することも可能です。

<一般貸倒引当金の算入可能額及び調整項目の額の計算>

【関連条項】第28条第1項第5号、第2項第4号～第6号等

第28条-Q3 国内基準が適用される場合において、少数出資に係る10パーセント基準額、特定項目に係る10パーセント基準額及び特定項目に係る15パーセント基準額はコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目のうち告示に定めるものの額を控除することで計算されるところ、コア資本に係る基礎項目の額には、一般貸倒引当金の額が含まれます(第28条第1項第5号)。一般貸倒引当金については、その額のうち信用リスク・アセットの額の合計額に1.25パーセントを乗じて得た額(「一般貸倒引当金上限額」)までコア資本に算入することができますが、この信用リスク・アセットの額の合計額には、少数出資金融機関等の対象普通株式等の額のうち少数出資に係る10パーセント基準額以下の部分又はその他金融機関等の対象普通株式等の額のうち特定項目に係る10パーセント基準額及び特定項目に係る15パーセント基準額以下の部分に相当するため自己資本比率の計算において信用リスク・アセットの額に算入されるもの(「基準額以下部分」)も含まれることとなり、計算が循環構造となる場合があります。このような場合のコア資本に係る調整項目の額及び一般貸倒引当

金上限額の具体的な計算方法を教えてください。(平成 25 年 9 月 20 日追加、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法で計算することが可能です。

まず、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして少数出資に係る 10 パーセント基準額、特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額を計算した上で、これを前提に全てのコア資本に係る調整項目の額を計算します。これらの計算によりコア資本に係る調整項目の額が確定することで、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額も確定することとなりますので、当該基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を、自己資本比率計算式の分母に含まれる信用リスク・アセットの額の合計額に含めた上で、これに 1.25 パーセントを乗じて得た額を、最終的な一般貸倒引当金上限額とします。その上で、一般貸倒引当金の額のうち、当該一般貸倒引当金上限額以下に収まった額を、自己資本比率の分子部分のうちコア資本に係る基礎項目の額に最終的に算入することとなります。

※ なお、協同組織金融機関の場合には、上記に加えて、連合会の対象普通出資等のうち連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額以下の部分に相当するものの信用リスク・アセットの額の計算も同様に該当することとなります。

※ その他外部 TLAC 調達手段を保有している場合、第 28 条-Q3 の 2 も参照してください。

以下、計算例をお示しします。

<前提条件>

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）：2000…(a)
- ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
- ・告示第 28 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げるコア資本に係る調整項目の額：100…(c)
- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額：25…(d)
- ・保有する少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等の額：300…(e)
- ・保有するその他金融機関等が発行する対象普通株式等の額：240…(f)
- ・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額：200…(g)
- ・信用リスク・アセットの額の合計額（上記(e)ないし(g)に掲げるものに係る信用リスク・アセットの額を除く。）：10,000…(h)

※ モーゲージ・サービシング・ライセンスに係る無形固定資産はないものとする。

<計算例>

(ア) 少数出資に係る 10 パーセント基準額を計算します。この計算において、コア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額は、上記(e)ないし(g)のうちコア資本に係る調整項目の額に含まれず信用リスク・アセットの額に算入される部分の額

を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして算出した、一般貸倒引当金上限額以下の額に限られます。

・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 ($\min((b)、(h) \times 1.25\%)$)

$$\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125 \cdots (i)$$

・少数出資に係る 10 パーセント基準額の計算 ($\{ (a) + (i) \} - \{ (c) + (d) \}$)
 $\times 10\%$)

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25) \} \times 10\% = 200 \cdots (j)$$

(イ) コア資本に係る調整項目である少数出資金融機関等の対象普通株式等の額を計算します。 $((e) - (j))$

$$300 - 200 = 100 \cdots (k)$$

(ウ) (イ) において算出された額に含まれなかった部分の額については、分母計算を行います。 $((e) - (k))$

$$300 - 100 = 200 \cdots (l)$$

(エ) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を計算します。 $(\{ (a) + (i) \} - \{ (c) + (d) + (k) \}) \times 10\%$)

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25 + 100) \} \times 10\% = 190 \cdots (m)$$

(オ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を計算します。 $(\{ (f)、(g) \} - (m))$

$$(\text{その他金融機関等の対象普通株式等の額}) \quad 240 - 190 = 50 \cdots (n)$$

$$(\text{繰延税金資産}) \quad 200 - 190 = 10 \cdots (o)$$

(カ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。 $((f) + (g) - \{ (n) + (o) \})$

$$240 + 200 - (50 + 10) = 380 \cdots (p)$$

(キ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。 $(\{ (a) + (i) \} - \{ (c) + (d) + (f) + (g) + (k) \}) \times 15/85$)

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25 + 240 + 200 + 100) \} \times 15/85 = 257.65 \cdots (q)$$

※1 小数点第 3 位を四捨五入している。

※2 経過期間中については、平成 25 年改正告示附則第 11 条第 1 項の適用により計算方法が異なることに留意する必要がある。具体的には、国内基準に関する平成 25 年改正告示附則第 8 条-Q1 を参照のこと。

(ク) 特定項目に係る調整対象額を算出します。 $((p) - (q))$

$$380 - 257.65 = 122.35 \cdots (r)$$

(ケ) その他金融機関等の対象普通株式等の額から第 29 条第 6 項第 1 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。

$$(\{ (f) - (n) \} \div (p))$$

$$(240 - 50) \div 380 = 0.5 \cdots (s)$$

- (コ) 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から第 29 条第 6 項第 3 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。 $\{(g) - (o)\} \div (p)$
 $(200 - 10) \div 380 = 0.5 \dots (t)$
- (サ) 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額を算出します。 $((r) \times (s), (r) \times (t))$
（その他金融機関等の対象普通株式等） $122.35 \times 0.5 = 61.18 \dots (u)$
（繰延税金資産） $122.35 \times 0.5 = 61.18 \dots (v)$
※ 小数点第 3 位を四捨五入している。
- (シ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び特定項目に係る 15 パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250%のリスク・ウェイトの適用対象となります $((f) - (n) - (u), (g) - (o) - (v))$
（その他金融機関等の対象普通株式等） $240 - 50 - 61.18 = 128.82$
（繰延税金資産） $200 - 10 - 61.18 = 128.82$
（これらの信用リスク・アセットの額） $(128.82 + 128.82) \times 250\% = 644.1 \dots (w)$
- (ス) (ウ) 又は (シ) において分母計算の対象とされたものの信用リスク・アセットの額を、信用リスク・アセットの額の合計額に加算し、これに 1.25%を乗じたものが、最終的な一般貸倒引当金上限額となります。 $\{(h) + (l) + (w)\} \times 1.25\%$
 $(10000 + 200 + 644.1) \times 1.25\% = 135.55$
※1 少数出資金融機関等の対象普通株式等のリスク・ウェイトは 100%と仮定する。
※2 小数点第 3 位を四捨五入している。

<その他外部 TLAC 関連調達手段を保有している場合の一般貸倒引当金の算入可能額の計算>

【関連条項】第 28 条第 1 項第 5 号、第 76 条の 4 の 2 第 2 項、第 178 条の 4 の 2 第 2 項等

第 28 条-Q3 の 2 国内基準が適用される場合において、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る 5 パーセント基準額（「5 パーセント基準額」）はコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目の額を控除することで計算されること、コア資本に係る基礎項目の額には、一般貸倒引当金の額が含まれます（第 28 条第 1 項第 5 号）。一般貸倒引当金については、その額のうち信用リスク・アセットの額の合計額に 1.25 パーセントを乗じて得た額（「一般貸倒引当金上限額」）までコア資本に算入することができますが、この信用リスク・アセットの額の合計額には、その他外部 TLAC 関連調達手段につき、5 パーセント基準額以下の部分に相当するため通常の金融機関（等）向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトが適用される部分と、5 パーセント基準額超の部分に相当するため 150%のリスク・ウェイトが適用される部分が含まれることとなり、計算が循環構造となる場合があります。このような場合の 5 パーセント基準額及び一般貸倒引当金上限額の具体的な計算方法を教えてください。（平成 31 年 3 月 15

日追加)

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法で計算することが可能です。

まず、その他外部 TLAC 関連調達手段について、その全部（5 パーセント基準額を超えた場合に 150%のリスク・ウェイトが適用される部分も含む）について通常の金融機関（等）向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトが適用されるものと仮定して得られた信用リスク・アセットの額の合計額をいったん計算します。その上で、これに 1.25 パーセントを乗じて得た額を、一般貸倒引当金上限額とします。

そして、一般貸倒引当金の額のうち、当該一般貸倒引当金上限額以下に収まった額を、自己資本比率の分子部分のうちコア資本に係る基礎項目の額に算入したうえで、5 パーセント基準額を計算し、5 パーセント基準額以下の額と 5 パーセント基準額超の額を求めた上、それぞれについて所定のリスク・ウェイトを適用し、その他外部 TLAC 関連調達手段に係る信用リスク・アセットの額を確定します。

さらに、コア資本に係る調整項目の額及び一般貸倒引当金上限額の計算に当たって第 28 条-Q3 に従った計算を行う場合には、上記のその他外部 TLAC 関連調達手段に係る信用リスク・アセットの額を用いて信用リスク・アセットの額の合計額を算出した上、算入可能な一般貸倒引当金の額の計算を行ってください。それ以外の場合においては、上記のその他外部 TLAC 関連調達手段に係る信用リスク・アセットの額に基づく一般貸倒引当金上限額の再計算は必要ありません。

<退職給付に係る資産及び前払年金費用>

【関連条項】第 28 条第 2 項第 1 号へ、第 40 条第 2 項第 1 号へ

第 28 条-Q4 平成 26 年 3 月期より適用される退職給付会計基準の改正を受けて連結財務諸表規則等の規定等の改正が行われましたが、かかる退職給付会計に関する科目は、国内基準の自己資本比率の計算においてどのように取り扱われるのでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

平成 26 年 3 月期より適用される退職給付会計基準等の改正を受けて連結財務諸表規則等の規定等の改正が行われ、確定給付制度の退職給付制度を採用している場合に退職給付債務と年金資産の差額を、連結貸借対照表上、退職給付に係る負債又は退職給付に係る資産の科目で固定負債又は固定資産に表示することとされました。また、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用等については、連結貸借対照表上、退職給付に係る調整累計額の科目でその他の包括利益累計額の項目に表示することとされました（ただし、適用される業法に基づき当該表示を要しないものとされる協同組織金融機関を除く。）。

これを踏まえて、連結自己資本比率（国内基準）の計算においては、退職給付に係る資産の額をコア資本に係る調整項目の額に算入し、また、退職給付に係る調整累計額を計上する場合には、これをその他の包括利益累計額としてコア資本に係る基礎項目の額に算入するこ

とが必要とされています。

他方、単体自己資本比率（国内基準）の計算においては、前払年金費用の額についてコア資本に係る調整項目の額に算入することが必要ですが、未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用等については、連結貸借対照表の表示と異なり、単体貸借対照表上、評価・換算差額等の項目に表示されず、したがってコア資本に係る基礎項目の額には含まれません。

<普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するものの範囲>

【関連条項】第 29 条第 5 項、第 41 条第 4 項

第 29 条-Q1 対象普通株式等は、対象資本調達手段のうち、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するものをいうと規定されていますが、株式会社以外の形態の会社が発行する資本調達手段のうち、どのようなものが普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当すると判断されるのでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

協同組織金融機関に適用される自己資本比率規制（国内基準）において、非累積的永久優先出資がコア資本に係る基礎項目の額に含められることを踏まえ、株式会社である他の金融機関等が発行する普通株式又は強制転換条項付優先株式の他、例えば、協同組織金融機関の発行する非累積的永久優先出資も、普通株式又は強制転換条項付優先株式に相当するものと考えられます。

他方、株式会社である他の金融機関等が発行する社債型優先株式や劣後債はこれらに相当するものではありません。

※ 上記の考え方は、国内基準の適用を受ける協同組織金融機関が、他の金融機関等の発行する対象資本調達手段について、対象普通出資等に該当するか否かを判断する際にも同様に妥当します。

<対象普通株式等又は対象資本調達手段の時価による評価替えを行わない場合の額>

【関連条項】第 29 条第 12 項、第 41 条第 11 項

第 29 条-Q2 コア資本に係る調整項目の額の算出において、その時価評価差額がその他の包括利益累計額（又は評価・換算差額等）の項目として計上される他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段については、時価による評価替えを行わない場合の額を用いることとされますが、金融商品会計に基づく有価証券の減損処理を行った場合には、減損処理後の帳簿価額が「当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段の額」となるのでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

この場合、減損処理後の帳簿価額が「当該他の金融機関等又はその他金融機関等の対象普通株式等又は対象資本調達手段の額」となります。

【附則（国際統一基準、国内基準共通）＜総論、自己資本比率計算関係＞】

＜所要自己資本の額の下限＞

【関連条項】附則（平成18年金融庁告示第19号）第9条、第13条、第24条、第36条、第47条

附則第9条-Q1 所要自己資本の額の下限（いわゆるフロア）を計算する際の参照手法はどのように考えればよいですか。（平成19年9月28日修正、平成22年3月31日修正、平成25年3月28日修正）

(A)

内部格付手法又は先進的計測手法を新たに採用する金融機関に対しては、告示に定める一定期間中全体所要自己資本額のフロアの計算が求められますが、原則として、当該手法を採用する直前に採用していた手法が参照手法となります。ただし、基礎的内部格付手法から先進的内部格付手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、標準的手法を参照手法とすることも可能です。同様に、粗利益配分手法から先進的計測手法へ移行する場合には、当該直前に採用していた手法として、基礎的手法を参照手法とすることも可能です。

なお、バーゼルⅠを常に参照手法として用いることが可能ですが、その際、信用リスクとオペレーショナル・リスク全体に適用することとなります。この場合、フロアの目的に鑑み、新所要自己資本の額としては、バーゼルⅢにおける経過措置期間の調整等（調整項目に係る経過措置、危機対応出資等）を行わないものとして算出した新所要自己資本の額を用いることとなります。

（注）バーゼルⅢ実施後のフロアの取扱いについては、現時点（平成25年3月28日時点）で、国際的な課題の一つであり、当該議論の結果によっては、本邦での取扱いが変更となる可能性があることに留意が必要です。

以下、具体例に沿って典型例を解説します（なお、バーゼルⅡ初年度の平成19年3月末をT期とし、特別な言及が無い場合には、T期より前はバーゼルⅠを、当該日以降は信用リスクに関しては標準的手法、オペレーショナル・リスクに関しては粗利益配分手法を適用しているものとします。）。

適用手法について次のとおり略称を使用します。

S A：標準的手法	B I A：基礎的手法
F I R B：基礎的内部格付手法	T S A：粗利益配分手法
A I R B：先進的内部格付手法	A M A：先進的計測手法

- ① T期以降、F I R B→A I R B→A M Aの承認を受けた場合の参照手法
 (①' 上記①の場合で参照手法としてバーゼルⅠを用いる場合)
- ② T期以降、F I R B→A M A→A I R Bの承認を受けた場合の参照手法
 (②' 上記②の場合で参照手法としてバーゼルⅠを用いる場合)
- ③ T+1期以降、F I R B→A I R B→A M Aの承認を受けた場合の参照手法

④ T+1期以降、FIRB→AMA→AIRBの承認を受けた場合の参照手法

①の場合

		→ FIRB		→ AIRB		→ AMA	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%	90%	80%		
	参照手法	バーゼル I			FIRB (or SA) TSA		FIRB (or SA) AMA
オペレー ショナル ・リスク	参照手法				95%		90%
	フロアの 水準	95%	90%	90%			

①' の場合

		→ FIRB		→ AIRB		→ AMA	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%
	参照手法	バーゼル I					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法						
	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%

②の場合

		→ F I R B		→ A M A		→ A I R B	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%	80%		90%	80%
	参照手法	バーゼル I		S A A M A		F I R B (or S A) A M A	
オペレー ショナル ・リスク	参照手法			F I R B T S A (or B I A)		A I R B T S A (or B I A)	
	フロアの 水準	95%	90%		80%		

(②' の場合)

		→ F I R B		→ A M A		→ A I R B	
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5
信用 リスク	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%
	参照手法	バーゼル I					
オペレー ショナル ・リスク	参照手法						
	フロアの 水準	95%	90%		80%	90%	80%

③の場合

				← F I R B		← A I R B		← A M A
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5	
信用 リスク	フロアの 水準	/	90%	90%	80%			
	参照手法		S A T S A	F I R B (or S A) T S A		F I R B (or S A) A M A		
オペレー ショナル ・リスク	参照手法	/	/	/	/	A I R B T S A (or B I A)		
	フロアの 水準					90%	80%	

④の場合

				← F I R B		← A M A		← A I R B
		T	T+1	T+2	T+3	T+4	T+5	
信用 リスク	フロアの 水準	/	90%	80%		90%	80%	
	参照手法		S A T S A	S A A M A		F I R B (or S A) A M A		
オペレー ショナル ・リスク	参照手法	/	/	F I R B T S A (or B I A)		A I R B T S A (or B I A)		
	フロアの 水準			90%	80%			

【附則（国際統一基準）＜総論、自己資本比率計算関係＞】

＜資本調達手段に係る経過措置（その他 Tier1 資本から Tier2 資本への振替）＞

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 3 条第 1 項、第 2 項

附則第 3 条-Q1 経過措置の対象となる資本調達手段のうち適格旧 Tier1 資本調達手段について、経過措置期間中に適格旧 Tier2 資本調達手段に振り替えることは可能ですか。
(平成 24 年 6 月 6 日追加)

(A)

経過措置期間中の振替は認められません。ただし、改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）の適用日（平成 25 年 3 月 31 日）時点において、適格旧 Tier1 資本調達手段の全部又は一部を適格旧 Tier2 資本調達手段とみなし、適格旧 Tier2 資本調達手段に係る基準額の中を含め、経過措置期間中、継続的に適格旧 Tier2 資本調達手段として取扱うことは可能です。

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 3 条第 1 項、第 2 項

附則第 3 条-Q2 適格旧 Tier1 資本調達手段及び適格旧 Tier2 資本調達手段のうち連結子法人等の発行するものについて、第 6 条第 1 項第 5 号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額の計算における取扱いを教えてください。(平成 24 年 6 月 6 日追加)

(A)

第 8 条第 1 項第 2 号及び第 3 号の定めるところにより算出される第 6 条第 1 項第 5 号に掲げるその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額及び第 7 条第 1 項第 5 号に掲げる Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額の計算に際しては、改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 3 条第 1 項又は第 2 項に基づきその他 Tier1 資本に係る基礎項目の額又は Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入された連結子法人等の適格旧 Tier1 資本調達手段又は適格旧 Tier2 資本調達手段に相当する部分の額を、重ねて算入することはできません。

<その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算方法>

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 5 条

附則第 5 条-Q1 その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算において、「なお従前の例による」こととされる部分の具体的な取扱いについて教えてください。（平成 24 年 6 月 6 日追加、同年 12 月 12 日修正）

(A)

以下の表の左欄に掲げる対象の区分に応じ、同表の右欄に掲げる取扱いに従って計算してください。

対象		取扱い	
その他有価証券評価差額金 <small>(注 1)</small>		正の値の場合	グロス評価益の 45%相当額：T2 算入 <small>(注 2)</small> 上記以外の部分の額：不算入
		負の値の場合	AT1 算入
土地再評価差額金		45%相当額：T2 算入 上記以外の部分の額：不算入	
繰延ヘッジ 損益	第 5 条第 2 項第 1 号ハの括弧書き以外の部分 <small>(注 3)</small>	不算入	
	第 5 条第 2 項第 1 号ハの括弧書き部分 <small>(注 4)</small>	正の値の場合	AT1 算入
負の値の場合		45%相当額：T2 算入 上記以外の部分の額：不算入	
為替換算調整勘定		AT1 算入	

※ なお、各記号の定義は以下のとおり

AT1：その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額

T2：Tier2 資本に係る基礎項目の額

(注 1) 連結子会社の計上する「その他有価証券評価差額金」及び「土地再評価差額金」の非支配株主持分相当額のうち、支配獲得後の増減に係る部分について、自己資本比率算出は「非支配株主持分」から控除し、それぞれ「その他有価証券評価差額金」又は「土地再評価差額金」に合算するという旧告示における取扱いは行わない。

(注 2) 旧告示第 8 条第 1 項第 1 号等に規定する「意図的に保有している他の金融機関の資本調達手段」に該当するものに係るその他有価証券評価差額金を除くという旧告示における取扱いは行わない。

(注 3) ヘッジ対象に係る時価評価差額が第 5 条第 1 項第 2 号のその他の包括利益累計額又は第 17 条第 1 項第 2 号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額以外の部分を指す。

(注4) ヘッジ対象に係る時価評価差額が第5条第1項第2号のその他の包括利益累計額又は第17条第1項第2号の評価・換算差額等の項目として計上されている場合におけるヘッジ手段に係る損益又は時価評価差額を指す。

<非支配株主持分等に係る経過措置の計算事例>

【関連条項】改正告示（平成24年金融庁告示第28号）附則第6条

附則第6条-Q1 非支配株主持分等に係る経過措置の計算事例を示してください。（平成24年6月6日追加、平成25年9月20日修正）

(A)

非支配株主持分等総自己資本に係る基礎項目の額のうち、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額、その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額及び Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分の額に含まれなかったものの額については、附則第6条に従い非支配株主持分等に係る経過措置の対象となりますが、その計算は、以下の手順に従い行います。

- ① 非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額から、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額、その他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額及び Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分の額の合計額を控除した額を算出します。…(a)
- ② 算出基準日が属する附則第6条第1項の表の上欄に掲げる期間の区分に応じ、①で算出した額に同表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を算出します。…(a')
- ③ 連結子法人等（特定連結子法人等に限られません。以下同じ。）の非支配株主持分相当普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額から、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額を控除した額を算出します。…(b)
- ④ 連結子法人等の非支配株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額から、普通株式等 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額及びその他 Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額の合計額を控除した額を算出します。…(c)
- ⑤ 連結子法人等の非支配株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額から連結子法人等の非支配株主持分相当普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額を控除した額を算出します。…(d)
- ⑥ 連結子法人等の非支配株主持分等相当総自己資本に係る基礎項目の額から連結子法人等の非支配株主持分等相当 Tier1 資本に係る基礎項目の額を控除した額を算出します。…(e)
- ⑦ Tier2 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。
$$a' \times e / (c + e) \dots (f)$$
- ⑧ その他 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。
$$a' \times c / (c + e) \times d / (b + d) \dots (g)$$
- ⑨ 普通株式等 Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入可能な額を、以下の算式により計算します。
$$a' \times c / (c + e) \times b / (b + d) \dots (h)$$

<計算例記載>

第8条-Q4の事例を基に、2014年3月31日を算出基準日として上記計算手順に従い計算を行うと、以下のとおりとなります。

※ この計算例では、小数点第2位を四捨五入している。

(1) a～eの額

	aの額	a'の額	bの額	cの額	dの額	eの額
S1社	54.3	43.4	9	17.3	10	60
S2社	36.6	29.3	30	12.8	10	40
R1社	8.9	7.1	0	1.9	6	15
R2社	3.6	2.9	3	0	4	10
合計	<u>103.4</u>	<u>82.7</u>	<u>42</u>	<u>32</u>	<u>30</u>	<u>125</u>

(2) f～hの額

	fの額 (Tier2資本に係る基礎 項目の額に算入可能な 額)	gの額 (その他Tier1資本に係 る基礎項目の額に算入可 能な額)	hの額 (普通株式等Tier1資本 に係る基礎項目の額に算 入可能な額)
S1社	33.7	5.1	4.6
S2社	22.2	1.8	5.3
R1社	6.3	0.8	0
R2社	2.9	0	0
合計	<u>65.1</u>	<u>7.7</u>	<u>9.9</u>

<調整項目に係る経過措置の計算事例>

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）附則第 7 条、第 8 条

附則第 7 条-Q1 調整項目に係る経過措置の計算事例を示してください。（平成 24 年 8 月 7 日追加、平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

以下に計算例を示します。

(1) 第 5 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる項目の経過措置期間における取扱い例

項目	金額例	取扱い(注 1)	金額		
			25 年 3 月	26 年 3 月	27 年 3 月
のれんに係る無形固定資産 の額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	100	80	60
繰延税金資産（一時差異に 係るものを除く。）の額(注 2)	100	CET1 控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60
内部格付手法採用行におい て、期待損失額が適格引当 金を上回る額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	50	40	30
		T2 控除	50	40	30
証券化取引に伴い増加した 自己資本に相当する額	100	CET1 控除	0	20	40
		AT1 控除	100	80	60
意図的に保有している他の 金融機関等の普通株式の額 （旧告示においても控除項 目に該当していたものと仮 定）	100	CET1 控除	0	20	40
		T2 控除	100	80	60

(注 1) CET1、AT1 及び T2 は、それぞれ普通株式等 Tier1 資本、その他 Tier1 資本及び Tier2 資本を表す。また、分母計算は、告示の計算方法に従いリスク・アセットの額を算出することを表す。以下、(2) 及び(3)においても同じ。

(注 2) 繰延税金資産についてはその純額が旧告示（改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）による改正前の告示。以下、(2) 及び(3)においても同じ。）における基本的項目の額の 20 パーセントに相当する額を上回らないものと仮定。なお、旧告示において繰延税金資産の純額が基本的項目の額の 20 パーセントに相当する額を上回る場合に当該上回る額を基本的項目の額から控除するものとされる場合であっても、かかる基本的

項目の額から控除される額に相当する部分の算出に当たり、基本的項目の額を第2条第2号に定めるTier1資本の額と読み替えて計算しても構わない。

(2) 少数出資金融機関等の普通株式の額等の経過措置期間における計算例

<前提条件>

- ・ 第5条第1項各号に掲げる額の合計額^(注)：1,000…(a)
(注) 附則第5条及び第6条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・ 第5条第2項第1号から第3号までに掲げる額の合計額^(注)：100…(b)
(注) 附則第7条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・ 保有するA社^(注)の普通株式の額：50…(c)
- ・ 保有するB社^(注)のその他Tier1資本調達手段の額：40…(d)
- ・ 保有するB社^(注)のTier2資本調達手段の額：30…(e)
(注) A社及びB社はいずれも少数出資金融機関等に該当するものとする。
- ・ 附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合：x%…(f)

① 新告示（改正告示（平成24年金融庁告示第28号）による改正後）における算出手順

- (ア) 少数出資に係る10パーセント基準額を算出します。 $\{(a) - (b)\} \times 10\%$
 $(1,000 - 100) \times 10\% = 90 \dots (g)$
- (イ) 少数出資調整対象額を算出します。 $\{(c) + (d) + (e) - (g)\}$
 $(50 + 40 + 30) - 90 = 30 \dots (h)$
- (ウ) 少数出資調整対象額につき、資本区分毎の資本調達手段の額の合計額に応じて比例按分し、各資本区分の調整項目の額を算出します。 $\{(h) \times \{(c), (d), (e)\} \div \{(c) + (d) + (e)\}\}$
(A社の普通株式) $30 \times 50 \div 120 = 12.5 \dots (i)$
(B社のその他Tier1資本調達手段) $30 \times 40 \div 120 = 10 \dots (j)$
(B社のTier2資本調達手段) $30 \times 30 \div 120 = 7.5 \dots (k)$
- (エ) (ウ)において算出された額に含まれなかった部分の額については、それぞれにつき分母計算を行います。 $\{(c), (d), (e)\} - \{(i), (j), (k)\}$
(A社の普通株式) $50 - 12.5 = 37.5 \dots (l)$
(B社のその他Tier1資本調達手段) $40 - 10 = 30 \dots (m)$
(B社のTier2資本調達手段) $30 - 7.5 = 22.5 \dots (n)$

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出された調整項目の額について、附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後の調整項目の額を算出します。経過措置適用後の調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		25年3月	26年3月	27年3月
A社の普通株式	CET1 控除 (i) × (f)	0	2.5 (12.5 × 20%)	5.0 (12.5 × 40%)
	旧告示取扱い (i) × {100% - (f)} (経過措置分) (注)	12.5	10.0 (12.5 × 80%)	7.5 (12.5 × 60%)
	分母計算(1) (非控除部分)	37.5	37.5	37.5
B社の その他 Tier1 資本調達手段	AT1 控除 (j) × (f)	0	2 (10 × 20%)	4 (10 × 40%)
	旧告示取扱い (j) × {100% - (f)} (経過措置分) (注)	10	8 (10 × 80%)	6 (10 × 60%)
	分母計算(m) (非控除部分)	30	30	30
B社の Tier2 資本調達手段	T2 控除 (k) × (f)	0	1.5 (7.5 × 20%)	3.0 (7.5 × 40%)
	旧告示取扱い (k) × {100% - (f)} (経過措置分) (注)	7.5	6.0 (7.5 × 80%)	4.5 (7.5 × 60%)
	分母計算(n) (非控除部分)	22.5	22.5	22.5

(注)「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有等の控除項目に該当する場合には、Tier2 資本に係る調整項目の額に含まれる (T2 控除) こととなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算する (分母計算) こととなる。

(3) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び 15 パーセント基準超過額の経過措置期間における計算例

<前提条件>

- ・ 第 5 条第 1 項各号に掲げる額の合計額^(注) : 2,200…(a)

(注) 附則第 5 条及び第 6 条の経過措置適用前の完全実施ベースの額

- ・ 第 5 条第 2 項第 1 号から第 4 号までに掲げる額の合計額^(注) : 200…(b)

(注) 附則第 7 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額

- ・保有する A 社（関連会社）の普通株式の額：300…(c)
- ・保有する A 社のその他 Tier1 資本調達手段の額：200…(d)
- ・繰延税金資産（一時差異に係るもの）の額：180…(e)
- ・附則第 7 条第 1 項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合：x%…(f)

① 新告示（改正告示（平成 24 年金融庁告示第 28 号）による改正後）における算出手順

- (ア) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を算出します。($\{(a) - (b)\} \times 10\%$)
 $(2,200 - 200) \times 10\% = 200 \dots (g)$
- (イ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を算出します。($\{(c), (e)\} - (g)$)
(A 社の普通株式) $300 - 200 = 100 \dots (h)$
(繰延税金資産) $180 - 200 = -20$ (0 以下なので、0) …(i)
- (ウ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。($(c) + (e) - \{(h) + (i)\}$)
 $300 + 180 - (100 + 0) = 380 \dots (j)$
- (エ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。($\{(a) - (b)\} \times 15\%$) (注)
 $(2,200 - 200) \times 15\% = 300 \dots (k)$
(注) 経過措置期間中であるため、附則第 8 条に基づき読み替えられた特定項目に係る 15 パーセント基準額の算出方法に従う。
- (オ) 特定項目に係る調整対象額を算出します。($(j) - (k)$)
 $380 - 300 = 80 \dots (l)$
- (カ) その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に該当するものの額から第 8 条第 9 項第 1 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。($\{(c) - (h)\} \div (j)$)
 $(300 - 100) \div 380 = 0.53 \dots (m)$ ※ 小数点第 3 位を四捨五入している。
- (キ) (カ) の普通株式に係る部分を繰延税金資産に置き換え、繰延税金資産についても同様に計算し、割合を算出します。($\{(e) - (i)\} \div (j)$)
 $(180 - 0) \div 380 = 0.47 \dots (n)$ ※ 小数点第 3 位を四捨五入している。
- (ク) 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額を算出します。($(l) \times (m), (l) \times (n)$)
(A 社の普通株式) $80 \times 0.53 = 42.4 \dots (o)$
(繰延税金資産) $80 \times 0.47 = 37.6 \dots (p)$
- (ケ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び特定項目に係る 15 パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250 パーセントのリスク・ウェイトの適用対象となります。($(c) - (h) - (o), (e) - (i) - (p)$)
(A 社の普通株式) $300 - 100 - 42.4 = 157.6 \dots (q)$
(繰延税金資産) $180 - 0 - 37.6 = 142.4 \dots (r)$
- (コ) A 社のその他 Tier1 資本調達手段の額については、その全額が AT1 に係る調整項目の額となります。…(s)

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出された調整項目の額について、附則第7条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後の調整項目の額を算出します。経過措置適用後の調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		25年3月	26年3月	27年3月
A社の普通株式	CET1 控除 $\{(h)+(o)\} \times (f)$	0	28.5 (142.4×20%)	57.0 (142.4×40%)
	旧告示取扱い $\{(h)+(o)\} \times \{100\%-(f)\}$ (経過措置部分) ^(注1)	142.4	113.9 (142.4×80%)	85.4 (142.4×60%)
	分母計算(q) (RW250%対象分)	157.6	157.6	157.6
繰延税金資産 (一時差異に係るもの)	CET1 控除 $\{(i)+(p)\} \times (f)$	0	7.5 (37.6×20%)	15.0 (37.6×40%)
	旧告示取扱い $\{(i)+(p)\} \times \{100\%-(f)\}$ (経過措置部分) ^(注2)	37.6	30.1 (37.6×80%)	22.6 (37.6×60%)
	分母計算(r) (RW250%対象分)	142.4	142.4	142.4
A社の その他 Tier1 資本調達手段	AT1 控除 $(s) \times (f)$	0	40 (200×20%)	80 (200×40%)
	旧告示取扱い $(s) \times \{100\%-(f)\}$ (経過措置部分) ^(注1)	200	160 (200×80%)	120 (200×60%)

(注1) A社の普通株式及びその他 Tier1 資本調達手段に関して「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有や金融業務を営む関連法人等の控除項目に該当する場合には、Tier2 資本に係る調整項目の額に含まれることとなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算することとなる。

(注2) 繰延税金資産に関して「旧告示取扱い」とされる部分については、その純額が旧告示における基本的項目の額の 20 パーセントに相当する額を上回らない場合につい

ては、新告示に従いリスク・アセットの額を計算することとなる（100パーセントのリスク・ウェイトを適用）。

※ 上記計算においては小数点第2位を四捨五入している。

【附則（国内基準）＜総論、自己資本比率計算関係＞】

＜資本調達手段に係る経過措置（国内基準）＞

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 3 条第 1 項～第 3 項

附則第 3 条-Q1 資本調達手段に関する経過措置の計算事例を示してください。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

＜前提＞

- ・コア資本の額（平成25年改正告示附則第3条第2項の定義の通り、経過措置を適用する前の完全実施ベースの額）：100
- ・適格旧非累積的永久優先株及び適格旧資本調達手段については、以下のとおり：

	発行額	発行日	償還（弁済） 期限	期限前償還 （弁済）条項	ステップ・アップ条項
社債型非累積的永久優先株式	50	H24. 7. 1	/	H34. 7. 1以降	/
期限付劣後債	50	H23. 3. 31	H33. 3. 31	H28. 3. 31以降	有(H28. 3. 31)
期限付劣後ローン	10	H26. 3. 30	H36. 3. 30	/	/
永久劣後ローン	60	H21. 3. 30	/	H36. 3. 31以降	/

※ 以上は、いずれも平成 26 年 3 月 31 日時点の額とする。

① 算入上限額の算出

適格旧非累積的永久優先株と適格旧資本調達手段毎に、算入上限額を計算します。

(i) 適格旧非累積的永久優先株の算入上限額

適格旧非累積的永久優先株に係る経過措置期間の算入上限額は、平成 26 年 3 月 31 日における適格旧非累積的永久優先株の額に、対応する期間に応じて平成 25 年改正告示附則第 3 条第 1 項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額となります。

したがって、上記前提条件下における適格旧非累積的永久優先株の算入上限額は、以下の通りとなります。

～H32. 3. 30	～H33. 3. 30	～H34. 3. 30	～H35. 3. 30	～H36. 3. 30
50	45	40	35	30
～H37. 3. 30	～H38. 3. 30	～H39. 3. 30	～H40. 3. 30	～H41. 3. 30
25	20	15	10	5

(ii) 適格旧資本調達手段の算入上限額

適格旧資本調達手段に係る経過措置期間の算入上限額は、平成 26 年 3 月 31 日における適格旧資本調達手段の額を基準額として、これに対応する期間に応じて平成 25 年改正

告示附則第3条第2項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額となります。

ただし、旧告示における期限付劣後債又は期限付劣後ローン（いわゆる Lower Tier2）については、適用日である平成26年3月31日において、これらの額がコア資本の額の2分の1に相当する額を上回る場合には、当該上回る額を上記基準額から控除しなければなりません。したがって、上記の前提条件のもとでは、適用日における期限付劣後債及び期限付劣後ローンの額の合計額60のうち、コア資本の2分の1に相当する額である50を超える10について、基準額から控除する必要があります。

また、適用日において、旧告示における補完的項目の額（ただし、上記控除額をその額から控除します。）が、コア資本の額を上回る場合には、当該上回る額を上記基準額から控除しなければなりません。そのため、Lower Tier2に係る控除額である10を除いた補完的項目の額である110のうち、コア資本の額である100を上回る10について、上記基準額から控除する必要があります。

したがって、上記基準額は、50、10及び60の合計額である120から、10と10の合計額である20を控除することで算出される100となり、これにより上記前提条件下における適格旧資本調達手段の算入上限額は、以下の通りとなります。

～H27.3.30	～H28.3.30	～H29.3.30	～H30.3.30	～H31.3.30
100	90	80	70	60
～H32.3.30	～H33.3.30	～H34.3.30	～H35.3.30	～H36.3.30
50	40	30	20	10

② 算入額の算出

適格旧非累積的永久優先株と適格旧資本調達手段毎に、算入額を計算します。

(i) 適格旧非累積的永久優先株の算入額

自己資本比率の算出基準日における適格旧非累積的永久優先株の額のうち、上記①(i)で計算された算入上限額に収まる額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。

したがって、仮に初回償還可能日である平成34年7月1日に償還した場合には、以下の額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することとなります。

～H32.3.30	～H33.3.30	～H34.3.30	～H34.6.30	以後
50	45	40	35	0

(ii) 適格旧資本調達手段の算入額

自己資本比率の算出基準日における適格旧資本調達手段の額のうち、上記①(ii)で計算された算入上限額に収まる額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。

この場合において、期限付劣後債及び期限付劣後ローンのうち、償還期限までの期間が5年以内になったものについては、償還期限までの期間が5年になった日から償還期

限まで、日割り計算により適格旧資本調達手段の額が減額されることに注意が必要です。また、適用日以降にステップ・アップ日が到来した適格旧資本調達手段については、当該ステップ・アップ日以降、コア資本に係る基礎項目の額には一切算入できなくなります。

そのため、本設例においては、弁済・償還期限前に弁済又は償還されないものと仮定すると、以下の額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することとなります。

～H27. 3. 30	～H28. 3. 30	～H29. 3. 30	～H30. 3. 30	～H31. 3. 30
100	90	70 (注)	70	60
～H32. 3. 30	～H33. 3. 30	～H34. 3. 30	～H35. 3. 30	～H36. 3. 30
50	40	30	20	10

(注) 期限付劣後債 50 については H28. 3. 31 にステップ・アップ日が到来するため、当該期限付劣後債について H28. 3. 31 以後コア資本に係る基礎項目の額に算入できない。

<土地再評価差額金に係る経過措置>

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 5 条第 1 項、第 2 項

附則第 5 条-Q1 土地再評価差額金に係る経過措置を適用して土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の 45 パーセントに相当する額の一定部分をコア資本に係る基礎項目の額に算入する場合、当該経過措置適用期間中における当該土地の信用リスク・アセットの額の計算については、再評価後の土地の価額を用いることとなるのでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

上記の場合、当該経過措置適用期間中における当該土地の信用リスク・アセットの額の計算においては再評価後の土地の価額を用いるのに対し、経過措置適用期間終了後においては、再評価前の土地の価額を用いることになります。

また、当該経過措置適用期間中においては、再評価に係る繰延税金資産又は繰延税金負債の全額が一時差異に係るものに含まれるものとして調整項目の額又は信用リスク・アセットの額における繰延税金資産の額を算出しなければならず、他方で、経過措置適用期間終了後は、これらを含めないものとして算出しなければならないことに注意が必要です。

なお、当該土地再評価差額金に係る経過措置を含めて、平成 25 年改正告示附則において金融機関が任意に適用可能とされている経過措置については、それぞれにつき金融機関が任意に適用の採否を判断することが可能ですが、計算方法の継続性及び一貫性の観点から、その採否については継続的かつ一貫した判断を行うことが適当と考えられます。

<退職給付会計に関するものと経過措置の適用関係>

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 6 条第 1 項、第 8 条第 1 項

附則第 6 条-Q1 退職給付に係る資産、退職給付に係る調整累計額及び前払年金費用に関する経過措置期間中の取扱いを教えてください。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

第 28 条-Q4 に記載のとおり、連結自己資本比率（国内基準）の計算においては、退職給付に係る資産の額をコア資本に係る調整項目の額に算入し、また、退職給付に係る調整累計額を計上している場合には、これをその他の包括利益累計額としてコア資本に係る基礎項目の額に算入することが必要です。また、単体自己資本比率（国内基準）の計算においては、前払年金費用の額についてコア資本に係る調整項目の額に算入することが必要となります。

このうち、退職給付に係る調整累計額については、平成 26 年 3 月 31 日から平成 31 年 3 月 30 日までの間、平成 25 年改正告示附則第 6 条第 1 項により、対応する期間に応じて同項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することとなります。

他方、退職給付に係る資産及び前払年金費用については、共にコア資本に係る調整項目に該当することから、平成 26 年 3 月 31 日から平成 31 年 3 月 30 日までの間、平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項により、対応する期間に応じて同附則第 6 条第 1 項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額をコア資本に係る調整項目の額に算入することが可能です。

<非支配株主持分等に係る経過措置>

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 7 条第 1 項、第 2 項

附則第 7 条-Q1 非支配株主持分等に関する経過措置の計算事例を示してください。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

非支配株主持分については、特定連結子法人等に係るものとそれ以外の連結子法人等に係るものに分けて計算することとなります。

すなわち、特定連結子法人等の非支配株主持分相当コア資本に係る基礎項目の額のうち、告示第 29 条第 1 項の規定により算出される額（コア資本に係る調整後非支配株主持分の額）については、その全額をコア資本に係る基礎項目の額に算入することができます。また、上記のうちコア資本に係る調整後非支配株主持分の額以外の額については、平成 25 年改正告示附則第 7 条第 1 項に従い、対応する期間に応じて同附則第 3 条第 1 項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することができます。

他方、特定連結子法人等以外の非支配株主持分（期限付優先株によるものや海外特別目的会社の発行する優先出資証券によるもの、また、適格旧非累積的永久優先株や適格旧資本調達手段として同附則第 3 条第 1 項又は第 2 項の適用対象となるものは除きます。）については、同附則第 7 条第 2 項に従い、対応する期間に応じて同附則第 3 条第 2 項に掲げる表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することができます。

以下、計算例を示します。

<前提>

平成33年3月31日時点において、当行は以下の連結子法人等を有するものとします。

	当行連結貸借対照表 における非支配株主 持分	株主資本の額	連結リスク・アセットの 額
証券子会社 A	50	200	1000 (注)
ノンバンク子会社 B	50		
リース子会社 C	10		
海外特別目的会社 D	30 (優先出資証券)		

(注) 当該額は、当行の連結リスク・アセットの額のうち証券子会社 A に関連するものの額と異なるものとする。

< 計算例 >

まず、特定連結子法人等である証券子会社 A については、コア資本に係る調整後非支配株主持分の額である 10 ($1000 \times 4\% \times 50 / 200$) を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。また、残りの 40 についても、平成 25 年改正告示附則第 7 条第 1 項に従い、その 80% である 32 を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。したがって、非支配株主持分 50 のうち、合計 42 をコア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能となります。

他方、特定連結子法人等以外の連結子法人等である子会社 B 及び子会社 C については、同附則第 7 条第 2 項に従い、その 30% である合計 18 を、コア資本に係る基礎項目の額に算入することが可能です。

なお、海外特別目的会社 D の非支配株主持分については、適格旧資本調達手段として同附則第 3 条第 2 項により算入可能額が算出されることとなります。

< 調整項目に係る経過措置 >

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 8 条第 1 項、第 2 項

附則第 8 条-Q1 調整項目に係る経過措置の計算事例を示してください。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

以下に計算例を示します。

(1) 第 28 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる項目の経過措置期間における取扱い例

平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項により、対応する期間に応じて同附則第 6 条第 1 項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る調整項目の額に算入することができます。

この場合において、同附則第 8 条第 1 項によってコア資本に係る調整項目の額に含まれない額については、同条第 2 項に従い、このうち旧告示第 28 条第 1 項各号に定める基本的項目から控除されるもの又は旧告示第 31 条第 1 項各号に定める控除項目に該当するものについては、コア資本に係る調整項目の額に含まれることとなり、他方で、これらに

該当しないものについては、従前同様にリスク・アセットの額を計算して分母に計上されることとなります。

以上を踏まえた計算例を以下に示します。

項目	金額例	取扱い	金額		
			～27年 3月30日	～28年 3月30日	～29年 3月30日
のれんに係る無形固定資産の額	100	資本控除	100	100	100
のれん又はモーゲージ・ サービシング・ライセンス以外 の無形固定資産の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60
繰延税金資産（一時差異 に係るものを除く。）の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算 (注)	100	80	60
内部格付手法採用行において、 期待損失額が適格引当金を上回る額	100	資本控除	100	100	100
証券化取引に伴い増加した 自己資本に相当する額	100	資本控除	100	100	100
意図的に保有している他の 金融機関等の対象資本調達手段の額 （旧告示において控除項目に該当 していたものと仮定）	100	資本控除	100	100	100
退職給付に係る資産又は 前払年金費用の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60

(注) 主要行の場合には、基本的項目の額の20パーセントに相当する額を上回る部分に相当する額については、コア資本に係る調整項目の額に含めることとなるが、この場合の「基本的項目の額」の読み替えについては平成24年改正告示附則第7条-Q1を参照。なお、この場合に分母計算として適用されるリスク・ウェイトは、250パーセントではなく100パーセントである。

※ 資本控除とは、コア資本に係る調整項目の額に含めることを表す。

(2) 少数出資金融機関等の対象普通株式等の額の経過措置期間における計算例

<前提条件> ※ 第 28 条-Q3 と共通の事例を用います。

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）^(注)：2,000…(a)
（注）平成 25 年改正告示附則第 3 条ないし第 7 条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
- ・告示第28条第2項第1号又は第2号に掲げるコア資本に係る調整項目の額^(注)：100…(c)
（注）平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額^(注)：25…(d)
（注）平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・保有する少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等の額：300…(e)
うち、
 - ・保有する A 社^(注)の普通株式の額：150…(ea)
 - ・保有する B 社^(注)の強制転換条項付優先株式の額：100…(eb)
 - ・保有する C 社（協同組織金融機関）^(注)の優先出資の額：50…(ec)
（注）A 社、B 社及び C 社はいずれも少数出資金融機関等に該当するものとする。
- ・信用リスク・アセットの額の合計額^(注)：10,000…(h)
（注）第 28 条-Q3 に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等、その他金融機関等が発行する対象普通株式等及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る信用リスク・アセットの額を含めない。
- ・平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなるものの割合：x%

① 新告示（平成 25 年改正告示による改正後）における算出手順

(ア) 少数出資に係る 10 パーセント基準額を算出します。なお、この場合におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の計算方法については、第 28 条-Q3 を参照のこと。

・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算（ $\min((b)、(h) \times 1.25\%)$ ）

$$\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125 \dots (i)$$

・少数出資に係る 10 パーセント基準額の計算（ $\{ \{ (a) + (i) \} - \{ (c) + (d) \} \} \times 10\%$ ）

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25) \} \times 10\% = 200 \dots (j)$$

(イ) コア資本に係る調整項目である少数出資金融機関等の対象普通株式等の額を計算します。（ $(e) - (j)$ ）

$$300 - 200 = 100 \dots (k)$$

うち、

$$(A \text{ 社の普通株式}) : 150 \times 100 / 300 = 50 \dots (ka)$$

(B社の強制転換条項付優先株式) : $100 \times 100 / 300 = 33.33 \dots$ (kb)

(C社の優先出資) : $50 \times 100 / 300 = 16.67 \dots$ (kc)

※ 小数点第3位を四捨五入している。

(ウ) (イ)において算出された額に含まなかった部分の額については、それぞれにつき分母計算を行います。 $\{(ea), (eb), (ec)\} \times \{(e) - (k)\} / (e)$

(A社の普通株式) : $150 \times (300 - 100) / 300 = 100 \dots$ (1a)

(B社の強制転換条項付優先株式) : $100 \times (300 - 100) / 300 = 66.67 \dots$ (1b)

(C社の優先出資) : $50 \times (300 - 100) / 300 = 33.33 \dots$ (1c)

※ 小数点第3位を四捨五入している。

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出されたコア資本に係る調整項目の額について、平成25年改正告示附則第8条第1項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目の額を算出します。経過措置の適用により調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		26年3月	27年3月	28年3月
A社の普通株式	資本控除 (ka) × x%	0	10.0 (50 × 20%)	20.0 (50 × 40%)
	旧告示取扱い (ka) × {100% - x%} (経過措置分) ^(注)	50.0	40.0 (50 × 80%)	30.0 (50 × 60%)
	分母計算(1a) (非控除部分)	100	100	100
B社の 強制転換条項 付優先株式	資本控除 (kb) × x%	0	6.67 (33.33 × 20%)	13.33 (33.33 × 40%)
	旧告示取扱い (kb) × {100% - x%} (経過措置分) ^(注)	33.33	26.66 (33.33 × 80%)	20.00 (33.33 × 60%)
	分母計算(1b) (非控除部分)	66.67	66.67	66.67
C社(協同組織 金融機関)の 優先出資	資本控除 (kc) × x%	0	3.33 (16.67 × 20%)	6.67 (16.67 × 40%)
	旧告示取扱い (kc) × {100% - x%} (経過措置分) ^(注)	16.67	13.34 (16.67 × 80%)	10.00 (16.67 × 60%)
	分母計算(1c)	33.33	33.33	33.33

	(非控除部分)			
--	---------	--	--	--

(注)「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有等の控除項目に該当する場合には、コア資本に係る調整項目の額に含まれる(資本控除)こととなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算する(分母計算)こととなる。

(3) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び 15 パーセント基準超過額の経過措置期間における計算例

<前提条件> ※ 第 28 条-Q3 及び上記(2)と共通の事例を用います。

- ・コア資本に係る基礎項目の額(一般貸倒引当金の額を除く。)^(注) : 2,000…(a)
(注) 平成 25 年改正前告示附則第 3 条ないし第 7 条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・一般貸倒引当金の額 : 150…(b)
- ・告示第 28 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げるコア資本に係る調整項目の額^(注) : 100…(c)

(注) 平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額

- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額^(注) : 25…(d)
(注) 平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・コア資本に係る調整項目としての少数出資金融機関等の対象普通株式等の額^(注) : 100…(k)

(注) 平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額

- ・保有するその他金融機関等が発行する対象普通株式等の額 : 240…(f)
うち、
 - ・保有する A 社(関連会社)の普通株式の額 : 160…(fa)
 - ・保有する B 社(議決権の 10%超を保有する非関連会社・非子会社)の普通株式の額 : 80…(fb)

- ・繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)の額 : 200…(g)

- ・信用リスク・アセットの額の合計額^(注) : 10,000…(h)

(注) 第 28 条-Q3 に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通株式等、その他金融機関等が発行する対象普通株式等及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る信用リスク・アセットの額を含めない。

- ・平成 25 年改正告示附則第 8 条第 1 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合 : x%

※ モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産はないものとする。

① 新告示（平成 25 年改正告示による改正後）における算出手順

(ア) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を算出します。なお、この場合におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の算出方法については、第 28 条-Q3 を参照のこと。

・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 ($\min((b)、(h) \times 1.25\%)$)

$$\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125 \cdots (i)$$

・特定項目に係る 10 パーセント基準額の計算 ($\{ \{ (a) + (i) \} - \{ (c) + (d) + (k) \} \} \times 10\%$)

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25 + 100) \} \times 10\% = 190 \cdots (m)$$

(イ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を算出します。($\{ (f)、(g) \} - (m)$)

(その他金融機関等の対象普通株式等) $240 - 190 = 50 \cdots (n)$

(繰延税金資産) $200 - 190 = 10 \cdots (o)$

(ウ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。($(f) + (g) - \{ (n) + (o) \}$)

$$240 + 200 - (50 + 10) = 380 \cdots (p)$$

(エ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。($\{ \{ (a) + (i) \} - \{ (c) + (d) + (k) \} \} \times 15\%$)^(注)

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25 + 100) \} \times 15\% = 285 \cdots (q')$$

(注) 経過措置期間中であるため、平成 25 年改正告示附則第 11 条第 1 項に基づき読み替えられた特定項目に係る 15 パーセント基準額の算出方法に従っている。

(オ) 特定項目に係る調整対象額を算出します。($(p) - (q')$)

$$380 - 285 = 95 \cdots (r')$$

(カ) その他金融機関等に係る対象普通株式等の額から第 29 条第 6 項第 1 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。($\{ (f) - (n) \} \div (p)$)

$$(240 - 50) \div 380 = 0.5 \cdots (s)$$

(キ) 繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額から第 29 条第 6 項第 3 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。($\{ (g) - (o) \} \div (p)$)

$$(200 - 10) \div 380 = 0.5 \cdots (t)$$

(ク) 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額を算出します。($(r') \times (s)、(r') \times (t)$)

(その他金融機関等の対象普通株式等) $95 \times 0.5 = 47.5 \cdots (u')$

(繰延税金資産) $95 \times 0.5 = 47.5 \cdots (v')$

(ケ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び特定項目に係る 15 パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250 パーセントのリスク・ウェイトの適用対象となります。($(f) - (n) - (u')、(g) - (o) - (v')$)

(その他金融機関等の対象普通株式等) $240 - 50 - 47.5 = 142.5 \cdots (w')$

(繰延税金資産) $200 - 10 - 47.5 = 142.5 \dots (x')$

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出された調整項目の額について、平成25年改正告示附則第8条第1項により調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目に含まれる額を算出します。経過措置の適用によりコア資本に係る調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		26年3月	27年3月	28年3月
その他金融機関等の対象普通株式等	コア資本控除 $\{(n)+(u')\} \times x\%$	0	19.5 ($97.5 \times 20\%$)	39.0 ($97.5 \times 40\%$)
	旧告示取扱い $\{(n)+(u')\} \times \{100\% - x\%$ (経過措置部分) (注1)	97.5	78.0 ($97.5 \times 80\%$)	58.5 ($97.5 \times 60\%$)
	分母計算(w') (RW250対象分)	142.5	142.5	142.5
繰延税金資産 (一時差異に係るもの)	コア資本控除 $\{(o)+(v')\} \times x\%$	0	11.5 ($57.5 \times 20\%$)	23.0 ($57.5 \times 40\%$)
	旧告示取扱い $\{(o)+(v')\} \times \{100\% - x\%$ (経過措置部分) (注2)	57.5	46.0 ($57.5 \times 80\%$)	34.5 ($57.5 \times 60\%$)
	分母計算(x') (RW250対象分)	142.5	142.5	142.5

(注1) 設例では、当行は、その他金融機関等の対象普通株式等として、A社(関連会社)の普通株式を160、B社(議決権の10%超を保有する非関連会社・非子会社)の普通株式を80保有している。そのため、「旧告示取扱い」とされる部分のうち、A社の普通株式に相当すると認められる部分(3分の2相当)については、旧告示でも金融業務を営む関連法人等として控除項目に該当していたことから、コア資本に係る調整項目の額に算入することとなる。他方、B社の普通株式に相当すると認められる部分(3分の1相当)については、旧告示において意図的保有に該当していなかったと仮定すると、リスク・アセットの額を計算することとなる。したがって、例えば、26年3月末時点では、 $97.5 \times 2/3 = 65$ がコア資本控除となり、27年3月末時点では、19.5に加え、 $78.0 \times 2/3 = 52$ の合計71.5がコア資本控除となり、また、28年3月末時点では、39.0

に加え、 $58.5 \times 2/3 = 39$ の合計 78 がコア資本控除となる。

(注 2) 主要行の場合には、基本的項目の額の 20 パーセントに相当する額を上回る部分に相当する額については、コア資本に係る調整項目の額に含めることとなるが、この場合の「基本的項目の額」の読み替えについては平成 24 年改正告示附則第 7 条-Q1 を参照。なお、この場合に分母計算として適用されるリスク・ウェイトは、250 パーセントではなく 100 パーセントである。

<他の金融機関等の対象資本調達手段のエクスポージャーに係る経過措置>

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 12 条第 1 項、第 2 項

附則第 12 条-Q1 他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーについて、経過措置の内容を教えてください。
（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

他の金融機関等の対象資本調達手段のうち対象普通株式等に該当するもの以外のものに係るエクスポージャーについては 250%のリスク・ウェイトが適用されますが（第 76 条の 2 の 3 又は第 178 条の 2 の 3）、平成 25 年改正告示附則第 12 条第 1 項及び第 2 項において、以下の経過措置が定められています。

対象	金融機関 ^(注) 、銀行持株会社 又は最終指定親会社が発行した適格旧非累積的永久優先株又は適格旧資本調達手段	（左記を除く）適用日において保有するものであり、かつ、保有を継続しているもの		
期間	H26. 3. 31～H41. 3. 30	H26. 3. 31 ～ H27. 3. 30	H27. 3. 31～ H29. 3. 30	H29. 3. 31 ～ H31. 3. 30
リスク・ウェイト	100%	100%	150%	200%

（注）金融機関とは、第 1 条第 7 号に定める金融機関を表す。

【標準的手法】

【第6章（標準的手法）－第1節（総則）及び第2節（リスク・ウェイト）関係】

＜複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャーに該当しないもの）の取扱い＞

【関連条項】第48条

第48条-Q1 複数の資産及び取引を裏付けとする資産に係るエクスポージャーのうち、ファンド向け出資に係るエクスポージャーに該当しないエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出は、どのように行えば良いですか。（平成31年3月15日追加）

(A)

複数の資産及び取引を裏付けとする資産のうち、投資信託等（所謂ファンド）への出資に係るエクスポージャーについては、告示第76条の5の規定に従い、原則として、同条第2項に定めるルック・スルー方式によってリスク・ウェイトを算出することとされています。

他方で、例えばクレジット・リンク債やリパッケージ債等の一部の仕組商品については、複数の資産及び取引を裏付けとする点でファンド向け出資に係るエクスポージャーと同様であり、裏付けとする資産及び取引のリスク水準がこうした商品の信用リスク・アセットの額に反映されるべきと考えられることから、ファンド向け出資に係るエクスポージャーと同様に、ルック・スルーにより裏付けとなっている個々の資産及び取引の状況を把握し、当該個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの額を算出・合算する取扱い（※）が望ましいと考えられます（この際、個々の資産及び取引のエクスポージャー額は標準的手法採用行の投資持分の割合に応じて調整する必要があります。）。

なお、こうした商品はファンドとは異なり、商品の組成後に裏付けとなる資産及び取引の入替えは発生せず、ファンド向け出資に係るエクスポージャーには該当しないことから、ルック・スルーにより信用リスク・アセットの額を算出する場合であっても、告示第76条の5第2項第1号及び第2号の要件は適用されないものとして扱って差し支えありません。

※ 仕組商品については、その態様が様々であることから、信用リスク・アセットの額の算出方法について一律に規定する趣旨ではありません。各金融機関において、商品性を踏まえた適切な取扱いにより信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。

＜非依頼格付の使用禁止＞

【関連条項】第48条、第49条、第76条の5、第167条、第258条、第259条、第260条、第284条

第49条-Q1 どのようなものが「非依頼格付」となるのですか。（平成19年3月23日

追加、平成 31 年 3 月 15 日修正)

(A)

標準的手法を採用する金融機関がリスク・ウェイトの判定にあたり使用できる格付とは、中央政府に付与されたものを除き、適格格付機関が発行体からの依頼に基づき付与している格付（依頼を受けて格付が開始されたことを指すものではなく、自己資本比率の算出時点において、発行体からの依頼が継続していることを要する）を指します。従って、適格格付機関が付与した格付であっても、公開情報のみに基づき付与された格付（いわゆる「勝手格付」）を含め、発行体からの依頼に基づくことなく付与された格付は、第 49 条に規定する「非依頼格付」に該当し、自己資本比率の算出上での使用は認められません。ただし、適格格付機関が個々の債券等の格付（個別格付）を付与することについて、発行体からの包括的な依頼を受けていることが特定できる場合や、適格格付機関が公表する情報等に基づき、標準的手法を採用する金融機関が使用しようとする格付が非依頼格付でないことが明らかになっている場合には、必ずしも個別格付毎に依頼の有無を確認することを要しません。

なお、上記に関らず、マーケット・リスク規制（標準的方式）において金利リスク・カテゴリーの個別リスクの額を算出する場合、証券化エクスポージャーの所要自己資本額を算出する場合（外部格付準拠方式を用いる場合、及び、混合プール又は SA プールに係る証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式、標準的手法準拠方式における裏付資産の所要自己資本率を算出する場合。）、及び複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）について、裏付けとなる個々の構成資産の信用リスク・アセット額を算出する場合においては、適格格付機関が発行体からの依頼に基づくことなく付与した格付も使用できます（複数の資産及び取引を裏付けとする資産については、個々の構成資産の売買について、金融機関自身が指図できるものを除く）。

<依頼の有無の特定>

【関連条項】第 49 条、第 51 条

第 49 条-Q2 適格格付機関が格付を付与している場合であっても、発行体による依頼の有無が特定できない場合は、無格付扱いとなりますか。（平成 19 年 3 月 23 日追加）

(A)

発行体又は適格格付機関等を通じた確認の結果、依頼の有無が特定できない格付については、無格付扱いとして差し支えありません。ただし、標準的手法を採用する金融機関が保有するエクスポージャーに対して付与された個別格付について依頼の有無が特定できない場合であっても、当該発行体の他の債務に対する個別格付や債務者信用力格付が依頼に基づき付与されていることが特定できる場合には、第 51 条の規定（個別格付が付与されていないエクスポージャーの取扱い）が適用されます。

なお、標準的手法を採用する金融機関が使用する格付について、依頼の有無を確認することなく無格付扱いとすることは認められませんが、具体的な確認方法は各金融機関の任意の方法によることとします。例えば、①適格格付機関の公表情報等に基づく確認、②適格格付

機関への照会、③発行体への照会、④市場情報提供会社等の活用、といった手段が考えられますが、各金融機関が通常用いることとしている確認手段を通じて依頼の有無が特定できない場合は、無格付として差し支えありません。

<格付等の使用基準の設定>

【関連条項】第 50 条、第 1 条第 14 号

第 50 条-Q1 適格格付機関は、我が国当局により選定されたもののみが使用できるのでしょうか。例えば、国際的な格付機関と提携している現地の格付機関等を連結ベースのリスク・アセット算出において使用する際には、我が国当局の承認が必要となるのでしょうか。

(A)

我が国の規制においては、国内外の別なく、格付機関が我が国の基準に照らして適格であれば、適格格付機関として選定されることになっていることから、リスク・ウェイトの判定には海外のエクスポージャーを含め、我が国当局が選定した適格格付機関の格付のみが使用可能となります。

<現金>

【関連条項】第 55 条

第 55 条-Q1 「現金」とは何を指しますか。

(A)

現金とは、連結貸借対照表の「現金勘定」を指すものとします。したがって、銀行券・硬貨、外国通貨、金のほか、手形小切手等も含まれます。

<中央政府>

【関連条項】第 56 条、第 94 条第 1 項第 1 号表脚注

第 56 条-Q1 「中央政府」とは何を指しますか。

(A)

我が国の「中央政府」とは、国の行政機関である府、省、委員会及び庁を指し、これらが所掌事務を遂行するために設置した内部部局、審議会・協議会その他の機関及び地方支分部局も含めるものとします。なお、立法機関、司法機関についても上記に準ずるものとします。

外国の「中央政府」とは、各国の自己資本比率規制上定めたそれぞれの「中央政府」の定義によるものとし、定義が定められていない場合には我が国の「中央政府」の基準に準じて取扱うものとします。

<我が国の地方公共団体>

【関連条項】第 58 条

第 58 条-Q1 「我が国の地方公共団体」とは何を指しますか。(平成 20 年 3 月 31 日修正)

(A)

「我が国の地方公共団体」とは、地方自治法第1条の3第2項及び第3項に定める以下のものを指します。

- ・ 普通地方公共団体：都道府県及び市町村
 - ・ 特別地方公共団体：特別区、地方公共団体の組合、財産区及び地方開発事業団
- なお、地方公務員等共済組合等は「我が国の地方公共団体」には該当しません。

<地方公営企業>

【関連条項】第58条

第58条-Q2 地方公営企業向けのエクスポージャーは、どのように扱いますか。

(A)

地方公営企業は、地方自治法に基づき地方公営企業法によって具体的内容が定められており、実質的には地方公共団体の内部組織であることから、我が国の地方公共団体向けのエクスポージャーと同様に取扱うこととします。

<外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門>

【関連条項】第59条

第59条-Q1 「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」の判断基準は何ですか。

(A)

「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」に該当するかどうかの判断は、各国が自己資本比率規制上定めたそれぞれの「公共部門」の定義によるものとし、定義が定められていない場合には、我が国の「政府関係機関」及び「地方公共団体」の基準に準じて取扱うものとします。

<預金保険機構、整理回収機構>

【関連条項】第61条、第63条

第61条-Q1 「預金保険機構」及び「整理回収機構」に対するエクスポージャー（預金保険機構の「金融安定化拠出基金」及び「企業再生支援勘定」に対する拠出金を含む）については、どのように扱いますか。（平成21年9月24日修正）

(A)

「預金保険機構」は預金保険法により設立され、かつ政府過半出資の法人であることから「我が国の政府関係機関」に該当します。よって、「預金保険機構」に対するエクスポージャーには第61条が適用されます。

「整理回収機構」は株式会社ですが、銀行免許を取得していることから「金融機関」に該当します。よって、「整理回収機構」に対するエクスポージャーには第63条が適用されます。

<株式会社日本政策投資銀行向けエクスポージャー>

【関連条項】第61条、第63条、第1条第36号及び第37号等

第61条-Q2 株式会社日本政策投資銀行が、預金の受入れ等を開始した後は、どのよう

な取扱いとなりますか。(平成 20 年 11 月 17 日追加)

(A)

株式会社日本政策投資銀行（以下、「会社」という。）は、株式会社日本政策投資銀行法第 9 条において、同法第 3 条第 1 項第 1 号に規定する預金の受入れ又は金融債（日本政策投資銀行債）の発行を開始しようとするときは、内閣総理大臣の同意の下、あらかじめ財務大臣の承認を受けなければならないこととされており、当該承認を受けた後の会社については、同法第 10 条に基づき、銀行法の規定が準用されます。財務大臣による当該承認を受けた後の会社向けエクスポージャーについては、第 63 条に規定する「金融機関向けエクスポージャー」（内部格付手法採用行の場合は、第 1 条第 37 号に規定する「金融機関等向けエクスポージャー」）として取り扱うことが適当と考えられます。

なお、会社が、財務大臣による当該承認を受ける前において、政府による出資が過半を下回ることとなる場合には、会社が当該承認を受けるまでの間、第 65 条に規定する「法人等向けエクスポージャー」（内部格付手法採用行の場合は、第 1 条第 35 号に規定する「事業法人向けエクスポージャー」）として取り扱われることに留意が必要です。

<外国銀行>

【関連条項】第 63 条

第 63 条-Q1 「外国銀行」とは何を指しますか。

(A)

「外国銀行」とは、外国の法令に準拠して外国において銀行業を営む者（銀行法第 10 条第 2 項第 8 号）を指し、原則として貸出と預金の受入れを併せ行う金融機関をいいます。例えば、香港の DTC (Deposit-Taking Companies)、イギリスの住宅金融組合 (Building Societies) なども「外国銀行」として取扱って差し支えありません。

<外国の国立銀行、国営銀行>

【関連条項】第 63 条、第 59 条

第 63 条-Q2 外国の国立銀行又は国営銀行はどのように扱いますか。

(A)

銀行法第 10 条第 2 項第 8 号に規定された「外国銀行」に該当する場合には、すべて「金融機関向けエクスポージャー」として扱うものとします。

「外国銀行」に該当しない場合であって、第 59 条の「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」に該当するときは、第 63 条第 1 項に定めるリスク・ウェイトを適用します（「外国の中央政府及び中央銀行以外の公共部門」の判断基準については「第 59 条-Q1」も参照のこと）。

上記のいずれにも該当しない場合には、法人等向けエクスポージャーとして、第 65 条が適用されます。

<負債性資本調達手段に該当する債券>

【関連条項】第 63 条第 3 項

第 63 条-Q3 金融機関等の発行する債券のうち永久劣後債、期限付劣後債等の負債性資本調達手段に該当する債券を保有する場合、標準的手法においてどのように扱いますか。(平成 25 年 9 月 20 日修正)

(A)

金融機関等の発行する債券のうち、永久債・期限付劣後債等の負債性資本調達手段に該当する債券については、標準的手法においては、国際統一基準行及び国内基準行のそれぞれにつき、下記の表に従った取扱いを行うこととなります。

<国際統一基準行>

分類	相当するもの	取扱い	条文
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段	その他 Tier1 資本調達手段	全額につきその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入	第 8 条第 6 項第 2 号等
	Tier2 資本調達手段	全額につき Tier2 資本に係る調整項目の額に算入	第 8 条第 6 項第 3 号等
少数出資金融機関等の対象資本調達手段	その他 Tier1 資本調達手段	右記条文に従い算出される額をその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入 残額については、100%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入	第 8 条第 7 項第 2 号等 第 63 条第 3 項
	Tier2 資本調達手段	右記条文に従い算出される額を Tier2 資本に係る調整項目の額に算入 残額については、100%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入	第 8 条第 7 項第 3 号等 第 63 条第 3 項
その他金融機関等の対象資本調達手段	その他 Tier1 資本調達手段	全額につきその他 Tier1 資本に係る調整項目の額に算入	第 8 条第 8 項第 1 号等
	Tier2 資本調達手段	全額につき Tier2 資本に係る調整項目の額に算入	第 8 条第 8 項第 2 号等

※1 なお、調整項目の額への算入相当部分については、第 10 条第 2 項第 1 号等により、当該債券をリスク・アセットの額に含めることは不要となります。

※2 対象資本調達手段に該当しないもの（その発行者の健全性判断基準において、規制資本に算入されないもの）については、第 63 条第 3 項の適用により、100%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入されることとなります。

※3 国際統一基準又は国内基準の経過措置に基づき資本算入が認められる旧型の資本調達

手段については、これが発行者において資本算入される限りは告示上の対象資本調達手段に含まれることとなりますが、これがどの Tier の資本調達手段に相当するかの判断については第 8 条-Q11 を参照してください。

<国内基準行>

分類	取扱い	条文
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段	全額につきコア資本に係る調整項目の額に算入	第 29 条第 4 項等
上記以外の、他の金融機関等の対象資本調達手段	250%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入 (経過期間中の取扱いについては、平成 25 年改正告示附則第 12 条-Q1 を参照)	第 76 条の 2 の 3

※1 なお、調整項目の額への算入相当部分については、第 33 条第 2 項第 1 号等により、当該債券をリスク・アセットの額に含めることは不要となります。

※2 対象資本調達手段に該当しないもの（その発行者の健全性判断基準において、規制資本に算入されないもの）については、第 63 条第 3 項の適用により、100%のリスク・ウェイトを適用してリスク・アセットの額に算入されることとなります。

<転換社債>

【関連条項】 第 63 条、第 64 条、第 65 条、第 76 条等

第 63 条-Q4 「転換社債」(新株予約権付社債) はどのように扱いますか。

(A)

「転換社債」について、一定の価格（基準価格）を上回った場合に新株予約権を行使する権利を社債権者が有している場合、「転換」までは社債として扱い、権利行使後は株式として扱うこととします。

<コール取引の取扱い>

【関連条項】 第 63 条

第 63 条-Q5 コール取引について、短資会社が介在した場合にはどのような取扱いとなるのですか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

契約当初の満期が 3 か月以内の国内におけるコール取引は、短資会社の介在の有無に拘わらず全て、第 63 条第 2 項に該当する取引として取り扱うこととし、リスク・ウェイトは 20% を適用します。なお、上記以外のコール取引については、原則通り取引相手（例えば、ディ

ーリング方式の場合は短資会社) に対するエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出します。

< 第一種金融商品取引業者等 >

【関連条項】 第 64 条

第 64 条-Q1 第一種金融商品取引業者（これに準ずる外国の者を含む）又は経営管理会社（これに準ずる外国の者を含む）が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断はどのように行いますか。
(平成 19 年 9 月 28 日修正)

(A)

第一種金融商品取引業者又は経営管理会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断は、当該第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の本店所在地を基準として行うものとします。

なお、この場合の当該第一種金融商品取引業者又は経営管理会社とは、連結ベースの親会社ではなく、個々の第一種金融商品取引業者又は経営管理会社の本店所在地によって判断することに留意が必要です。

国内の経営管理会社が「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受けるか否かの判断は、当該経営管理会社が金融コングロマリット監督指針Ⅱ - 2 - 1 (2) ② (算定方法) の規定又は平成 18 年金融庁告示第 20 号 (銀行法第 52 条の 25 の規定に基づき、銀行持株会社が銀行持株会社及びその子会社の保有する資産等に照らしそれらの自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準) の規定に基づき合算自己資本等の計算を行っているかどうかを基準として行うものとします。

なお、「バーゼル銀行監督委員会の定める自己資本比率の基準又はこれと類似の基準」の適用を受ける国としては、ベルギー、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、ルクセンブルグ、オランダ、スウェーデン、スイス、イギリス及びアメリカが含まれます。

< ローン・パーティシペーション >

【関連条項】 第 65 条等

第 65 条-Q1 標準的手法採用行が「ローン・パーティシペーション」を行った場合、どのように扱いますか。

(A)

標準的手法採用行がローン・パーティシペーション取引を行った場合において、日本公認会計士協会の「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示 (平成 7 年 6 月 1 日付会計制度委員会報告第 3 号)」に基づき、原債権に係る信用リスク (原債務者に対する信用リスク) が、参加割合についてすべて投資家に移転することとなる場合、参加利益の売却を行った標準的手法採用行は、当該参加割合の原債権に係るリスク・アセットを計上する必要はあ

りません。

また、標準的手法採用行が、このような参加利益を購入した場合は、当該参加利益に係るリスク・アセットを計上する必要がありますが、その際適用されるリスク・ウェイトは、原債務者と原債権者（参加利益の売却者）それぞれのリスク・ウェイトを合算したリスク・ウェイトとします。

<フル・リコース型の債権譲渡取引の取扱い>

【関連条項】 第 65 条等

第 65 条-Q2 譲渡人（セラー）より債権を購入するに際し、譲渡対象債権に 3 月以上延滞等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた譲渡対象債権をセラーが買い戻すことが条件となっているときは、セラー向けの直接与信として信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加）

(A)

譲渡人（セラー）より債権を購入した場合、譲受人である標準的手法採用行は当該譲渡対象債権の信用リスク・アセットの額を第 48 条に基づき算出することとなります。もっとも、譲渡対象債権に 3 月以上延滞等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた譲渡対象債権をセラーが無条件で全額買い戻すこと（補償・補填を通じ、譲受人の損失が発生しないことを含む）が条件となっているときは、セラー向けのエクスポージャーとリスク特性が同様になり得るほか、本邦の金融実務においてもセラー向けの直接与信として管理されていることが通常です。こうしたリスク特性及び本邦金融実務を踏まえ、次の 2 つの要件を満たしている債権譲渡取引については、譲渡対象債権に係るリスク・ウェイトに代えて、セラー向けのエクスポージャーのリスク・ウェイトを第 6 章第 2 節に基づいて適用することを可能とします。

- ① セラーが譲渡対象債権を買い戻す事由に、当該譲渡対象債権について支払期日又は当初予定されていた返済スケジュールに遅延が生じる場合が含まれていること（注）。
- ② 譲渡対象債権を買い戻す事由が発生した場合は、セラーは当初約定された回収金引渡し期日又は買い戻し期日までに当該事由が生じた譲渡対象債権を譲受人より遅滞なく買い戻し、譲受人である標準的手法採用行は、セラーに対して当該事由が生じた譲渡対象債権の残高相当額に関する支払いを求めることができるのと同等の請求権を有する旨契約書に定められていること。

例えば、以下のような取引において、上記①及び②に掲げる条件を満たしている場合は、セラー向けのエクスポージャーとして取扱うことが想定されます。

- 企業（商社等）が自社の売掛債権又は当該売掛債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（製造業者等）が自社の輸出手形債権又は当該輸出手形債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。

- 企業（小売業者等）が自ら賃借する建物等の賃貸人に対する貸付金債権又は貸付金債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- リース会社が自社のリース料債権又は当該リース料債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。

（注）セラーが譲渡対象債権を買戻す事由として要件①通りの内容が契約上記されていない場合でも、当該契約上明記されている買戻し事由によって要件①が実質的に担保されているならば、要件を満たす扱いとして差し支えありません。

< 法人等向けエクスポージャーの特例 >

【関連条項】 第 67 条

第 67 条-Q1 第 67 条第 1 項に「標準的手法採用行は、継続的に用いることを条件として、すべての法人等向けエクスポージャーに百パーセントのリスク・ウェイトを用いることができる」との特例が規定されていますが、この特例を事業単位毎に適用することは可能でしょうか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

この特例を適用する場合には、全ての事業単位の法人等向けエクスポージャーについてリスク・ウェイトを 100%とする必要があります。

< 「一の債務者」の名寄せ >

【関連条項】 第 68 条第 1 項

第 68 条-Q1 「一の債務者」の具体的な名寄せの範囲はどのようになりますか。

(A)

以下に掲げる者を「一の債務者」として主たる債務者と名寄せするものとします。なお、名寄せは、オフ・バランス取引等の与信相当額も含めて行うこととなりますので、ご留意下さい。

- ① 債務者たる中小企業の代表者
- ② 債務者たる中小企業を親会社とする子会社（中小企業に限る。）及びその代表者
- ③ 債務者たる中小企業の代表者と生計を一にする家族
- ④ 債務者と生計を一にする家族
- ⑤ その他当該債務者と密接不可分な関係にある者

< 「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け >

【関連条項】 第 68 条第 1 項

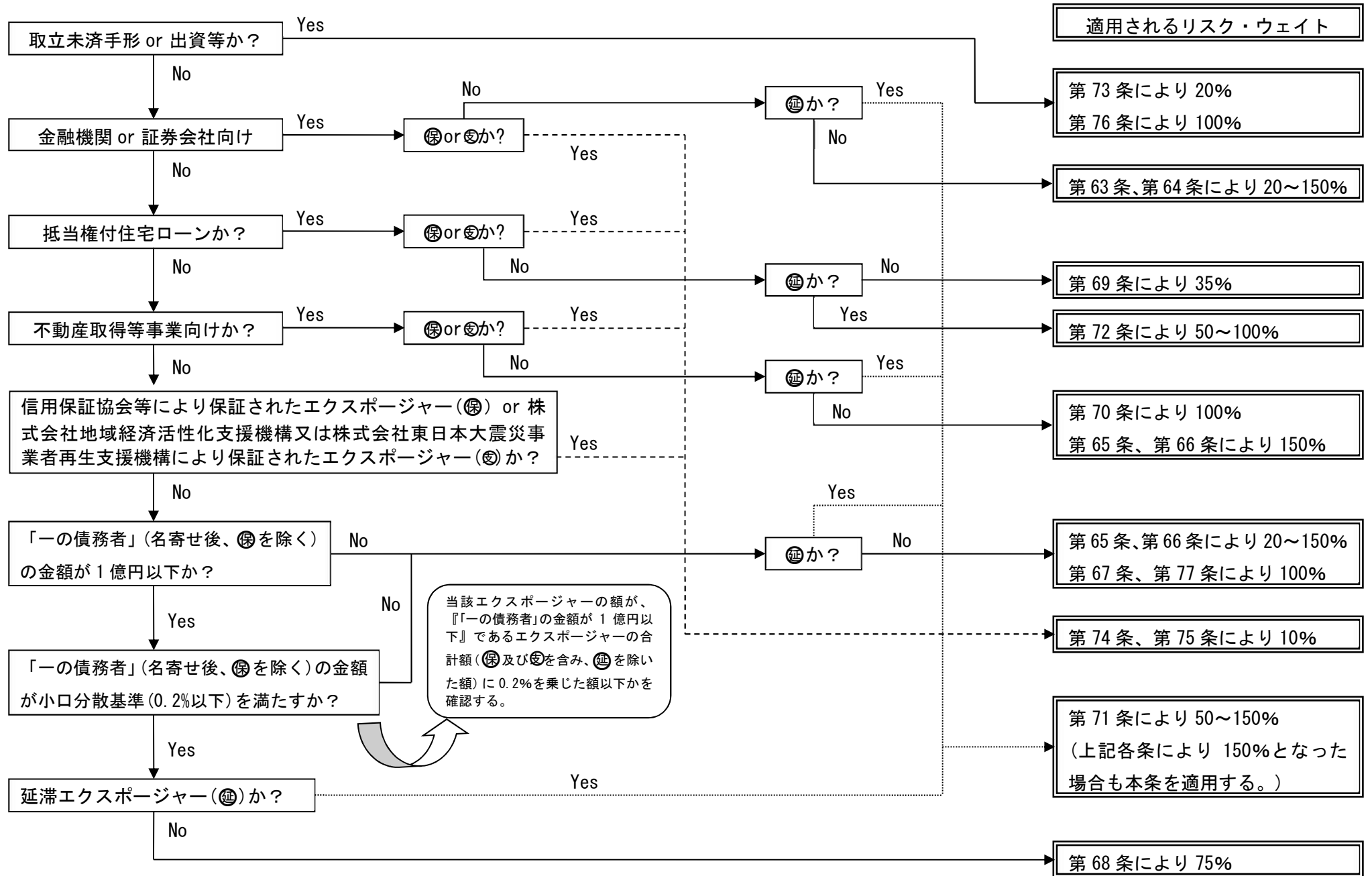
第 68 条-Q2 中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャーを算出する際のエクスポージャーの仕分けはどのように行えばよいのですか。（平成 25 年 9 月 20 日修正）

(A)

別添のフローチャート図（「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け）を参照してください。

なお、重要な出資のエクスポージャー、特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー又は他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに該当するものについては、第 76 条の 2 乃至第 76 条の 4 の規定に従い、同フローチャート図とは異なる取扱いが適用されうることに留意が必要です。

(別添)「中小企業等向けエクスポージャー及び個人向けエクスポージャー」の仕分け



<中小企業等の定義>

【関連条項】 第 68 条第 3 項

第 68 条-Q3 法人の業種はどのように分類するのですか。

また、会社以外の法人の場合、従業員とはどういうものをいうのですか。

(A)

日本標準産業分類に基づき業種を分類します。

また、会社以外の法人の場合、従業員とはその法人に常勤する者を指します。

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q1 「抵当権付住宅ローン」には、資金用途による制限があるのですか。

(A)

35%のリスク・ウェイトが適用される「抵当権付住宅ローン」の資金用途は、自己居住用住宅及び賃貸用住宅の取得・建築及び増改築を目的とするものに限られます。

次のような住宅関連貸出は「抵当権付住宅ローン」の対象とはなりません。

(例)

- ・別荘等購入資金の抵当権付貸出（第 69 条第 1 号イ）
- ・社宅建築用資金の貸出（第 69 条第 3 号ロ）
- ・分譲住宅又は転売目的の住宅取得用資金の貸出
- ・従業員用住宅ローンへの転貸を目的とする会社向け貸出
- ・住宅担保付で資金用途自由の消費者ローン

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q2 店舗住宅など、一つの不動産が事業用（賃貸住宅を除く）と自己居住用の併用となっている場合、床面積で按分し、後者の部分に関する抵当権の額に対応するエクスポージャーを、35%のリスク・ウェイトが適用される「抵当権付住宅ローン」として扱うことはできますか。

(A)

一つの不動産に事業用（賃貸住宅を除く）の部分がある場合、当該不動産に自己居住用部分があっても、自己居住用部分に関する抵当権の額をもって、エクスポージャーの一部又は全部を「抵当権付住宅ローン」として扱うことはできません。

<抵当権付住宅ローン>

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q3 抵当権付住宅ローンの抵当権の範囲はどこまで含まれるのですか。

(A)

抵当権付住宅ローンが第 69 条の要件を満たすためには、住宅ローンの資金使途が「住宅の建設、取得又は増改築」である必要があります。しかし、当該住宅ローンが「抵当権により完全に保全されている」（同条第 2 号）かどうかを判断するに当たって、抵当権の設定対象である住宅及びその敷地の「全部」が当該住宅ローンにより取得されたことが必要なのではありません。よって、抵当権の設定対象である住宅及びその敷地の一部が自己資金など、当該住宅ローン以外の手段により取得されたものであっても、それを含めて当該住宅ローンが「抵当権により完全に保全されている」かどうかを判断することができます。

< 抵当権付住宅ローン >

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q4 住宅ローンに根抵当権が付いている場合のリスク・ウェイトは何%となりますか。

(A)

根抵当権であっても第 69 条の要件を満たせばリスク・ウェイトを 35%とすることができます。この場合、算出基準日において、住宅ローンの残高が極度額（担保評価額が極度額を下回る場合には担保評価額）の範囲内であれば、「抵当権により完全に保全されている」として差し支えありません。

< 抵当権付住宅ローン >

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q5 住宅ローンの保証人である保証会社が、抵当権者である場合も、第 69 条の抵当権付住宅ローンとして扱うことはできますか。

(A)

第 69 条の抵当権付住宅ローンの抵当権は、当該住宅ローンが保証会社により保証されている場合には、保証会社が抵当権者である場合を含むものとします。その場合、抵当権は原則として第一順位のものである必要がありますが、公的機関が第一順位の抵当権者であり、かつ、担保余力がある場合には、当該保証会社が次順位の抵当権者である場合でも第 69 条の要件を満たします。

< 抵当権付住宅ローン >

【関連条項】 第 69 条

第 69 条-Q6 附則第 17 条の経過措置の対象となるものを除き、抵当権付住宅ローンとして 35%のリスク・ウェイトを適用するためには、第 69 条第 2 号の「抵当権により完

全に保全されていること」の充足が必要になりますが、どの程度の確認を行う必要がありますか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

一般に、金融機関は小口かつ多数の住宅ローン債権を保有していることから、全ての住宅ローンについて担保物件の評価を頻繁に行うことは、実務上困難かつ負担が大きいものと考えられます。各金融機関による担保物件の管理方法は多様であることから、物件評価の手法・頻度・範囲については、各金融機関の創意・工夫により合理的かつ実現可能な方法でこれを行うことで差し支えありません。第 69 条第 2 号に規定する要件は、住宅ローンの抵当権による保全状況について必要限度を超えた頻繁な確認を求めるものではありません。また、確認を行う範囲についても、必ずしも全ての物件を対象とする必要はなく、実行時における頭金の比率や地価下落の状況等に応じて対象を絞ることも合理的であると考えます。なお、既存の住宅ローンについて平成 19 年 4 月 1 日以降に追加実行を行った場合は、「平成 19 年 3 月 31 日において保有する」ものでないことから、附則第 17 条における経過措置の適用対象外となることに注意が必要です。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】第 71 条

第71条-Q1 延滞エクスポージャーのリスク・ウェイト判断に当たってエクスポージャー額に対する個別貸倒引当金等の割合を計算する際に、ディスカウント部分を個別貸倒引当金等と同様に扱うことはできますか。

(A)

ディスカウント部分は、第 71 条に規定する個別貸倒引当金等に該当しないことから、エクスポージャー額に対する個別貸倒引当金等の割合の計算において勘案することはできません。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】第 71 条

第71条-Q2 第71条に規定する「個別貸倒引当金等」に、一般貸倒引当金(DCF法によるものを含む)は含まれますか。

(A)

一般貸倒引当金は第 71 条に規定する「個別貸倒引当金等」には含まれません。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】第 71 条、第 72 条

第 71 条-Q3 抵当権付住宅ローンとそれ以外のエクスポージャーが同一の債務者に供与されている場合、①抵当権付住宅ローン又は②それ以外のエクスポージャー

のいずれか一方のみが延滞しているときでも当該債務者に対するエクスポージャーはすべて延滞エクスポージャーになるのですか。

(A)

同一の債務者に供与されている①又は②のエクスポージャーのいずれかが延滞していれば、①及び②の双方を延滞エクスポージャーとして扱います。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】第71条、第72条

第71条-Q4 延滞エクスポージャーのリスク・ウェイト判断のために第71条の引当率を計算する際、同一の債務者に抵当権付住宅ローンとそれ以外のエクスポージャーが供与されている場合、それぞれの引当率はどのように計算すればよいのですか。

(A)

原則として、実際の引当状況に応じて引当率を算出します。ただし、同一の債務者に係る引当金を抵当権付住宅ローン向けとそれ以外のエクスポージャー向けとの間で厳密に区分することが実務的に困難な場合には、個別貸倒引当金をエクスポージャーの残高に応じて比例按分し、各エクスポージャーの引当率を計算しても差し支えありません。

<延滞エクスポージャー>

【関連条項】第71条、第72条

第71条-Q5 同一銀行グループ内の複数の法人（銀行及びその子会社等）で同一債務者に信用供与を行っている場合、信用供与を行っている法人のいずれかにおいて延滞エクスポージャーとなっているときは、他の法人でも延滞エクスポージャーとする必要がありますか。（平成18年7月28日追加）

(A)

一般に、同一銀行グループ内での信用供与については、グループ内で整合的な取扱いが行われるものと考えられますが、必ずしも、いずれかの法人で延滞エクスポージャーとされている債務者について、他の法人で延滞エクスポージャーとしなくても差し支えありません。

<未決済為替貸>

【関連条項】第73条

第73条-Q1 「未決済為替貸」のリスク・ウェイトは何%ですか。

(A)

「未決済為替貸」（内国為替決済制度における金融機関相互間の対他行為替貸借を日本銀行の預け金口座により資金決済するまでの間の未決済勘定を処理する勘定）は「取立未済手形」として取扱うこととし、20%のリスク・ウェイトを適用するものとします。

なお、「未決済為替貸」と「未決済為替借」との相殺は認められません。

<緊急保証などリスク・ウェイト特例の対象となる保証>

【関連条項】第74条

第74条-Q1 「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」にはどのようなものが該当しますか。(平成21年3月27日追加、平成28年7月1日修正、平成30年3月23日修正)

(A)

中小企業信用保険法第2条第5項に規定する特定中小企業者(注)に対する同法第12条に規定する経営安定関連保証は、信用保証協会の責任負担100%を前提とした保証であり、その保証については、ほぼ全額政府の財政措置によるバックアップが講じられていることから、特例的にリスク・ウェイトを0%としたものです。

具体的には、日本政策金融公庫再保険分にかかる政府出資金による財政措置に加え、公庫の再保険が付されていない部分についても、全国信用保証協会連合会補償分にかかる政府補助金による財政措置があり、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものです。

したがって、例えば、中小企業等経営強化法第4条第1項に規定する創業等関連保証、産業競争力強化法第115条第1項に規定する創業関連保証、中小企業信用保険法第3条の9に規定する事業再生保険に係る保証については、上記と同様に、ほぼ全額政府予算によるバックアップが講じられているものであり、「中小企業信用保険法に規定する経営安定関連保証であって必要な財政上の措置が講じられているものその他これに類する保証」として取り扱うことで差し支えありません。

なお、上記の保証に関しては、現在における政府の財政措置のあり方等が変更される場合には、リスク・ウェイトの取扱いを見直す場合があることに留意が必要です。

(注) 対象となる特定中小企業者は、同者のうち、「経営安定関連保証第1号～第6号(第5号については、平成30年3月31日以前に保証申込みの受付がされたものに限る。)」の認定を受けたもの、若しくは、特別小口保険にかかる保証および小口零細企業保証を受けたものが該当します。

<重要な出資のエクスポージャー>

【関連条項】第76条の2、第178条の2

第76条の2-Q1 重要な出資のエクスポージャーの規定の適用対象となる「対象出資」の範囲を教えてください。(平成25年9月20日追加)

(A)

金融機関等以外の事業会社への出資に伴うリスクを一定限度以下に抑制するとの本条及びバーゼル合意の趣旨を踏まえ、銀行(又はその連結子法人等)が総株主等の議決権の100

分の10を超える議決権を保有している法人等であって、その他金融機関等を含む他の金融機関等に該当する者以外の者が、これに該当すると解されます。

<重要な出資に係る15パーセント基準額>

【関連条項】第76条の2、第76条の2の2、第178条の2、第178条の2の2

第76条の2-Q2 平成24年改正告示附則又は平成25年改正告示附則による経過措置期間中、重要な出資に係る15パーセント基準額の算出においてこれらの附則に従った経過措置を勘案して良いでしょうか。(平成25年9月20日追加)

(A)

重要な出資に係る15パーセント基準額は、大要、国際統一基準においては第2条第3号又は第14条第3号の算式における総自己資本の額に15パーセントを乗じた額とされており、国内基準においては第25条又は第37条の算式における自己資本の額に15パーセントを乗じた額をいうものとされているように、経過措置を勘案した後の総自己資本の額又は自己資本の額に15パーセントを乗じた額となります。

<リスク・ウェイトのみなし計算における計算方式の部分適用>

【関連条項】第76条の5

第76条の5-Q1 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産(ファンド向け出資に係るエクスポージャー)のリスク・ウェイトを算出するに当たって、1つのファンドに対して複数の計算方式を部分的に適用することは可能ですか。(平成31年3月15日追加)

(A)

投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産(ファンド向け出資に係るエクスポージャー)のリスク・ウェイトの算出に当たっては、告示第76条の5の規定に従って、優先順位の高い計算方式から順に適用可否を判断することとなります。

具体的には、①ルック・スルー明細情報(ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引(以下「裏付けとなる資産等」という。))毎に信用リスク・アセットの額の算出に必要な情報が掲載されたデータ)が取得でき、かつ告示第76条の5第2項に規定するルック・スルー方式(LTA)の適用要件を充足する場合はLTAを、②LTAが適用できない場合であって、資産運用基準が明らかである場合はマンドート方式(MBA)を、③LTA及びMBAが適用できない場合であって、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが250%/400%を下回る蓋然性が高いことを標準的手法採用行が疎明できる場合は蓋然性方式(250%/400%)を、④上記①～③のいずれも適用できない場合はフォールバック方式(FBA)を適用することとなります。

原則として、標準的手法採用行は、ファンドの裏付けとなる資産等の全体に渡りルック・スルー明細情報を取得し、LTAを適用することが求められます。しかしながら、実際には、ファンド運営会社等から取得できるルック・スルー明細情報が、裏付けとなる資産等の一部の

みを対象としている状況が考えられます。このような場合、ルック・スルー明細情報が取得できた部分については、上記の適用要件の充足を前提に LTA を適用することが可能です。また、残りの部分についても、資産運用基準が明らかである場合は MBA を適用することができる一方、当該基準が明らかでない場合は FBA を適用することとなります。なお、蓋然性方式の部分適用は許容されません。

<レバレッジの掛かったファンドの取扱い>

【関連条項】第 76 条の 5

第 76 条の 5-Q2 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、当該ファンドがレバレッジを掛けている場合は、どのように取扱う必要がありますか。（平成 19 年 5 月 9 日追加、平成 30 年 3 月 23 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正（旧「第 48 条-Q2」の修正））

(A)

「第 76 条の 5-Q1」に記載の通り、投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たっては、原則としてルック・スルー方式を適用し、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）を把握し、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出することが求められます（ルック・スルー方式が適用できない場合は、マンドート方式を適用）。その上で、告示第 76 条の 5 第 2 項（マンドート方式の場合は同条第 6 項）に従い、当該信用リスク・アセットの総額をファンドの総資産で除して得られる割合をリスク・ウェイトとして用いることとなります。

借入等によってファンドの裏付資産が膨らんでいる場合（レバレッジが掛かっている場合）においては、当該ファンドのレバレッジの比率（ファンドの総資産の純資産に対する比率）により、上述のリスク・ウェイトを適切に調整する必要があります。具体的には、次の算式に示す通り、ルック・スルー方式あるいはマンドート方式により算出したリスク・ウェイトに、レバレッジの比率を乗じることにより調整を行います。

$$RWA_{investment} = (RW_{fund} \times Leverage_{fund}) \times Exposure_{investment}$$

- $RWA_{investment}$: ファンド投資持分に係る信用リスク・アセットの額
- RW_{fund} : ルック・スルー方式あるいはマンドート方式により算出される、ファンド自体のリスク・ウェイト（裏付けとなる資産等の加重平均リスク・ウェイト）
- $Leverage_{fund}$: ファンド自体のレバレッジの比率（※1）
- $Exposure_{investment}$: ファンド投資持分に係るエクスポージャーの額

※1：マンドート方式においては、同条第 8 項第 2 号の規定に従い、資産運用基準におい

て許容される最大のレバレッジの比率により調整することを原則としますが、資産運用基準に許容される最大のレバレッジの比率に係る定めがなく、かつ信用リスク・アセットの額の算出基準日時点におけるファンドの実際のレバレッジの比率が判明している場合は、当該実際のレバレッジの比率を利用することも可能とします。

また、上記の算式は、次のように表現することも可能です。次の算式のように、レバレッジの比率によりリスク・ウェイトを調整するのではなく、ファンドの裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額に出資比率を乗じる方法により、直接、ファンド投資持分に係る信用リスク・アセットの額を算定して頂いても構いません。

$$\begin{aligned}
 RWA_{investment} &= (RW_{fund} \times Leverage_{fund}) \times Exposure_{investment} \\
 &= \frac{RWA_{fund}}{Asset_{fund}} \times \frac{Asset_{fund}}{Equity_{fund}} \times Exposure_{investment} \\
 &= RWA_{fund} \times \frac{Exposure_{investment}}{Equity_{fund}} \\
 &= RWA_{fund} \times \text{出資比率}
 \end{aligned}$$

- RWA_{fund} : ファンドの裏付となる資産等の信用リスク・アセットの総額
- $Asset_{fund}$: ファンドの総資産
- $Equity_{fund}$: ファンドの純資産

なお、ファンドがショート・ポジションを持つことによってレバレッジが掛かっている場合においても、同様に裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出することとなりますが、当該信用リスク・アセットの総額の算出において、当該ファンドのショート・ポジションの対象資産に係るリスクについては考慮する必要はありません。

以下に計算例をお示しします。

<前提条件>

- ファンドの純資産価値：20 百万円
- 当該ファンドへの金融機関の投資持分（金融機関における簿価）：10 百万円
- 当該ファンドの貸借対照表（ファンド B/S）における総資産：120 百万円
- 当該ファンドの借入額：80 百万円
- 運用報告書等に基づく情報
 - 株式ロング・ポジション：40 百万円
 - 株式ショート・ポジション：15 百万円

- 日本国債のロング・ポジション：60 百万円
- 日本国債による金融機関（※2）への担保提供：20 百万円（ファンド B/S 非計上）
- その他のロング・ポジション（※3）：20 百万円
- その他のショート・ポジション：5 百万円

※2：当該金融機関の RW は 20%。

※3：当該ファンドの運用基準によると、株式、日本国債以外では、「A」格以上の社債、邦銀預金でのみ資金を運用することが可能。

■ 裏付けとなる資産等のうちルック・スルー方式を適用する部分（オン・バランス）

	残高 (ロング)	残高 (ショート)	リスク・ ウェイト
株式	40 百万円	15 百万円	100%
日本国債	60 百万円		0%

■ 裏付けとなる資産等のうちルック・スルー方式を適用する部分（オフ・バランス）

	与信相当額	リスク・ ウェイト
金融機関への担保提供（日本国債）	20 百万円	20%

■ 裏付けとなる資産等のうちマンドレート方式を適用する部分

	残高 (ロング)	残高 (ショート)	リスク・ ウェイト
その他の資産	20 百万円		50%

当該ファンドの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額

$$= 40 \text{ 百万円} \times 100\% + 60 \text{ 百万円} \times 0\% + 20 \text{ 百万円} \times 20\% + 20 \text{ 百万円} \times 50\% = 54 \text{ 百万円}$$

当該ファンドを保有する金融機関におけるリスク・ウェイト（レバレッジ調整あり）

$$= (54 \text{ 百万円} \div 120 \text{ 百万円}) \times (120 \text{ 百万円} \div 20 \text{ 百万円}) = 270\%$$

当該ファンドを保有する金融機関における信用リスク・アセットの額

$$= 10 \text{ 百万円} \times 270\% = 27 \text{ 百万円}$$

<複数の資産及び取引を裏付けとする資産における派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額>

【関連条項】第 76 条の 5 第 2 項、第 79 条、第 79 条の 2、第 79 条の 4、改正告示（平成

30 年金融庁告示第 13 号) 附則第 2 条

第 76 条の 5-Q3 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）について、ルック・スルー方式により信用リスク・アセットの額を算出する場合において、当該ファンドに含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引の与信相当額を算出するにあたって、SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式（CEM）の適用関係はどのように整理されるのでしょうか。（平成 31 年 3 月 15 日追加（旧「第 48 条-Q3」の修正））

(A)

派生商品取引の与信相当額の算出にあたって SA-CCR を適用する標準的手法採用行が、ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルック・スルー方式を適用する場合には、当該ファンドに含まれる派生商品取引の与信相当額の算出についても、原則として SA-CCR の適用が求められることとなります。ただし、SA-CCR 適用に係る準備期間を確保するため、平成 30 年改正告示附則第 2 条が適用される間は、ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が認められます。

他方、第 79 条第 2 項により、平成 30 年改正告示附則第 2 条の適用期間後も CEM を選択する国内基準行は、ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が恒久的に認められます。

(参考：SA-CCR と CEM の適用関係) (※1)

国際 /国内	第 79 条第 2 項各号に掲 げる銀行	附則第 2 条の適用期間		附則第 2 条の適用期間後	
		与信相当額の 算出方法	ファンド内	与信相当額の 算出方法	ファンド内
国際統一 基準行	該当	CEM 又は SA-CCR	ファンド毎 に選択可 (※2)	SA-CCR	SA-CCR (※3)
国内 基準行					
国内 基準行	非該当	CEM 又は SA-CCR	ファンド毎 に選択可 (※2)	CEM	ファンド毎 に選択可 (※2)
				SA-CCR	SA-CCR (※3)

※1：当該適用関係は、長期決済期間取引の与信相当額の算出においても該当します。

※2：銀行が保有するファンドについて、一旦 SA-CCR を適用した場合は、当該ファンドについて継続的に SA-CCR を適用することが求められます。

※3：平成 30 年改正告示附則第 2 条の適用期間後において、SA-CCR の適用が求められる

ファンドについては、SA-CCR による与信相当額の算出ができない場合はルック・スルー方式を用いることができなくなります。

<ルック・スルー方式の適用関係>

【関連条項】第 76 条の 5 第 2 項

第 76 条の 5-Q4 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、標準的手法採用行がルック・スルー方式（LTA）を適用する場合は LTA 適用要件の充足が必要ですが、どのように充足状況を確認・評価する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）について、標準的手法採用行が、ルック・スルー方式（LTA）により当該資産のリスク・ウェイトを算出する場合、告示第 76 条の 5 第 2 項に規定されているように、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポージャーに関する情報（以下「ルック・スルー明細情報」という。）が次の 2 つの要件を充足する必要があります。

- (1) 標準的手法採用行により十分かつ頻繁に取得されていること
- (2) 独立した第三者により検証されていること

当該要件の充足状況の確認・評価については、(i) 市場性ファンドと (ii) 非市場性ファンドで、ファンドの特性が大きく異なることを踏まえ、以下のとおり考え方を示します。

(※1)

※1：ここでは、「(i) 市場性ファンド」と「(ii) 非市場性ファンド」は、ファンドが主たる投資対象としている商品の市場流動性や、基準価額（又は純資産価値）の算出される頻度を踏まえて判別します。基準価額（又は純資産価値）の算出頻度の観点では、(i) は「月次以上の頻度」で算出されるファンド、(ii) は (i) に該当しないファンド、が判別の目安になると考えられます。

(i) 市場性ファンドの場合

<要件 (1) について>

要件 (1) の充足のためには、ルック・スルー明細情報が、「十分」かつ「頻繁」に取得される必要があります。

ここで、「十分」とは、標準的手法採用行において、リスク・ウェイトを判定可能な程度に詳細な情報であることを意味します。ルック・スルー明細情報は、原則として裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、それぞれのエクスポージャー額やリスク・ウェイトの判定

に資する情報項目を取得することが必要となります。

一方、「頻繁」とは、投資家である標準的手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の頻度を意味します。例えば、当該標準的手法採用行の自己資本比率の算出・公表の頻度が「四半期毎」である場合は、ルック・スルー明細情報の取得頻度は、四半期毎以上であることが必要となります。

<要件(2)について>

要件(2)の充足のためには、「独立した第三者」により、ルック・スルー明細情報の適切性が検証されている必要があります(第三者検証要件)。ただし、ファンド側における(ルック・スルー明細情報の作成・提供を含めた)業務運営の適切性を確保するための統制の仕組みも、ファンドにより様々であると考えられることから、必ずしも第三者検証要件の充足判定に当たり、画一的な基準に依拠することを要請するものではありません。

ファンドの業務運営に携わるステークホルダは複数存在しており、それぞれが異なる業務を遂行しています。こうした中、それぞれ独立した立場で業務を行う異なる二者の間で確認/検証/照合作業等を行うことにより、ルック・スルー明細情報の適切性が確保される(あるいは適切性が推定される)場合には、第三者検証要件を充足するものとして扱うことができると考えられます。

例えば、運用会社と信託会社或いは計理事務を担当するアドミニストレータとの間で、「基準価額」や「純資産価値」、又は「ポートフォリオ明細」等の確認(※2、3)が、標準的手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の頻度で行われている場合は、第三者検証要件を充足するものとして差し支えありません。(本邦における「金銭の信託」については、信託会社内の独立した異なる部署間での検証作業等を通じて、明細情報の適切性が確保される態勢が整っている場合は、「独立した第三者」による検証として扱うことも可能とします。)

※2：ルック・スルー明細情報自体ではなく、基準価額又は純資産価値のみを対象とした適切性の確認が運用会社と信託会社等の間で行われているファンドであっても、適切性が疑われる場合には速やかに明細レベルで原因究明を行い、(重要性の基準が設けられている場合は当該基準に照らして)必要に応じて基準価額又は純資産価値を修正し、適切性を確保する運用が行われている場合は、実態として明細レベルの検証に相当するものとみなします。

※3：運用会社と信託会社の両者について、基準価額あるいは純資産価値の計算及び照合作業が外部委託されている場合であっても、実質的に両者による計算作業が独立して実施され、照合作業が実施されているのであれば同様に評価できるものと考えられます。

(ii) 非市場性ファンドの場合

非市場性ファンドについては、市場性ファンドと比べ、裏付けとなる資産等の変動（入替え）の頻度は低く、また裏付けとなる資産等の価格も標準的手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の頻度で取得することは必ずしも容易ではないという状況が考えられます。こうした状況を踏まえ、非市場性ファンドについては、投資家たる標準的手法採用行において、

- イ) 少なくとも年1回以上の第三者検証（会計監査も可）を受けた明細情報を取得し、かつ、
- ロ) 期中の個々の投資活動に係る情報（購入・売却等の対象資産及びその価格を含む。）を適時に（購入・売却等の都度又は月次等の頻度で）確認することにより継続的に資産構成を把握し、適切にファンドをモニタリングできる態勢が整っている場合は、LTA 適用要件（上記の（1）及び（2））を充足するものとみなすこととします。（※4）

※4：非市場性ファンドにおける LTA 適用要件の充足に係る考え方は上記の通りですが、ルック・スルー明細情報を極力高い頻度（半期毎や四半期毎）で取得し、上記（ロ）で確認した内容との整合性も確認した上で、当該明細情報を信用リスク・アセット算出に使用することが望ましいものと考えられます。

<第三者により判定されたリスク・ウェイトの利用>

【関連条項】第76条の5第2項、第4項、第5項

第76条の5-Q5 ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルック・スルー方式を適用する際、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引について、第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合の取扱いはどのようになりますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

告示第76条の5第4項及び第5項に規定されているように、標準的手法採用行は、自らがファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポージャーに関する情報を同条第2項第1号の要件を満たす形で取得できない場合であっても、第三者（当該標準的手法採用行以外の者）が「十分」（※）かつ「頻繁に」当該情報を取得・保有できているときは、当該第三者に標準的手法の枠組みによるリスク・ウェイトの判定を委ね、当該判定されたリスク・ウェイトを用いて、同条第2項の「裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額」を算出することが可能です（当該計算方式は、ファンドの裏付けとなる資産等の一部に対して適用することも許容されます。）。ただし、このように第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いる場合は、原則として、同条第5項の規定に従い、当該リスク・ウェイトを「1.2倍」することとなります。

※ ここで「十分」な情報とは、裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、それぞれのエクスポージャー額や（標準的手法の枠組みの下で）リスク・ウェイトの判定に資する情報

項目を含むリスク・スルー明細情報を表します。

しかしながら、第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合であっても、当該判定が適切に実施されていることが確認でき、実態として、標準的手法採用行自らが、リスク・ウェイトを判定する場合と同等と評価できるのであれば、資本賦課の面でも標準的手法採用行自らがリスク・ウェイト判定する場合と同等に取扱う（「1.2 倍」しない取扱い）ことは許容されるものと考えます。

「標準的手法採用行自らがリスク・ウェイト判定する場合と同等」と評価できる例としては、標準的手法採用行が、第三者側でリスク・ウェイト判定や信用リスク・アセットの額の算出が行われた結果の情報（場合によっては集約された情報）を受領する場合に、当該情報とは別に、裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、エクスポージャー額やリスク・ウェイトの判定に資する情報項目を含むリスク・スルー明細情報を少なくとも年1回受領した上で、サンプルチェック等を通じて、第三者によるリスク・ウェイト判定の適切性を確認している場合が考えられます。

<リスク・スルー明細情報の基準日>

【関連条項】第76条の5第2項、第4項

第76条の5-Q6 リスク・スルー方式によりファンド向け出資に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定する上で必要となるリスク・スルー明細情報は、標準的手法採用行の自己資本比率算出の基準日よりも前の直近のものを利用することは許容されますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

リスク・スルー方式によりファンド向け出資に係るエクスポージャーのリスク・ウェイトを判定するため、銀行はリスク・スルー明細情報を取得し、裏付けとなる個々の資産及び取引のエクスポージャーの詳細を把握する必要がありますが、ファンド毎に一貫性をもって用いることを前提に、標準的手法採用行の自己資本比率算出の基準日に対応する明細情報に代えて、当該基準日前の直近の明細情報を利用することも可能とします。

<マンドート方式におけるマンドートの範囲>

【関連条項】第76条の5第6項

第76条の5-Q7 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、マンドート方式を用いる場合、どのような情報が資産運用基準（マンドート）として利用できますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

ファンドの運用対象資産の範囲や制約に係る情報については、①明確な遵守事項として

設定される基準、②投資方針・ガイドラインといった（厳格に遵守を要請しない）目安としての基準の双方が存在するものと考えられます。

マンドート方式によるリスク・ウェイトの算出においては、保守的に資産構成を仮定する必要がありますが、前者（①）の基準は明確な遵守事項であることから、保守的な仮定を設定する上で相応しい情報であると考えられる一方、後者（②）の基準については、必ずしも遵守が要請されないことから、資産運用基準（マンドート）として利用できる情報であるかが論点となります。

この点、マンドートとしての利用可否は、実態として遵守事項として機能しているか否かにあると考えられます。②のような、投資の方針や目安を示す情報であっても、毎期の運用報告書の確認その他のファンドに対するモニタリングを通じて、基本的には当該方針どおりの運用が行われていることが継続的に確認できる場合は、実態として遵守基準として機能していると考えられることから、マンドートに相当するものと評価して構いません。

（※1、2）

※1：ただし、マンドートとして利用する情報は、上記①②のいずれについても、ファンド運用会社と（当該ファンドの）全ての投資家との間で共有する文書において、明記されていることを必要とします。当該情報が掲載される文書の態様（契約書、目論見書、事業体の定款等）や公表・非公表の別は問いません。

※2：また、マンドートの内容を特定するに当たっては、入手可能な全ての情報を考慮に入れる必要がある点にご留意ください（抽象度の高い情報のみを抽出してマンドートとして使用することは許容されません。）。

なお、マンドート方式においては、ファンドの運用対象資産の範囲や制約に係る情報として、ファンドの「マンドート」だけでなく、ファンドやその運用方針等を規制する各国の法令に含まれる情報も利用可能です。

<マンドート方式におけるリスク・ウェイトの計算方法>

【関連条項】第76条の5第6項、第7項

第76条の5-Q8 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、マンドート方式を適用する場合、どのような点に注意する必要がありますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

標準的手法採用行がマンドート方式を適用してリスク・ウェイトを算出する場合、告示第76条の5第6項及び第7項に従い、資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となるよう裏付けとなる資産等の構成を想定し、当該額を算出する必要があります

が、このとき、標準的手法採用行が、当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーを直接保有しているものとみなして、信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。具体的には、次の3つのエクスポージャーについて信用リスク・アセットの額を算出し、その合計額を当該「信用リスク・アセットの総額」とすることとなります。

① オンバランス・シートのエクスポージャー

- バランスシートに計上される資産のうち派生商品取引に係る資産は除きます。

② オフバランス・シートのエクスポージャー

- オフバランス・シート項目や派生商品取引の対象資産（参照資産）について、第1の柱で信用リスク・アセットの額の算出が要請される場合はエクスポージャーを認識する必要があります。
- 派生商品取引の対象資産（参照資産）が不明な場合は、保守的に想定元本の全額をエクスポージャーとして認識する必要があります。（CCFを100%とする取扱い。）
- 派生商品取引の想定元本が不明な場合は、保守的に、資産運用基準で許容される最大の想定元本を使用する必要があります。

③ 派生商品取引のカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャー

- SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式のいずれかを想定して、保守的にエクスポージャー額を認識するものとします（マンドート方式を適用するファンドについては、標準的手法採用行が直接保有する派生商品取引に対して適用する方式と同じ方式を想定するものとします。）。
- カレント・エクスポージャー方式を想定する場合、
 - ・ 再構築コストが不明な場合は、想定元本の額で代替する必要があります。
 - ・ アドオンの額を算出するに当たって、アドオンの掛目が不明な場合は、想定される最も保守的な掛目を使用する必要があります。
- SA-CCR を想定する場合においても、同様に、SA-CCR の枠組みにおいて保守的な水準となる状況を設定するものとします。

<蓋然性方式の利用>

【関連条項】第76条の5第9項

第76条の5-Q9 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、蓋然性方式を用いる場合、どのような取扱いとなりますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

告示第76条の5第9項に規定する蓋然性方式を利用する場合、ファンド向け出資に係るエクスポージャー自体のリスク・ウェイトの水準が、250%/400%を下回る蓋然性を評価することになります。この際、標準的手法採用行は、自行に適用される信用リスク・アセットの額の算出の枠組みを前提とし、足許のファンドの裏付けとなる資産等（オフバランス取引

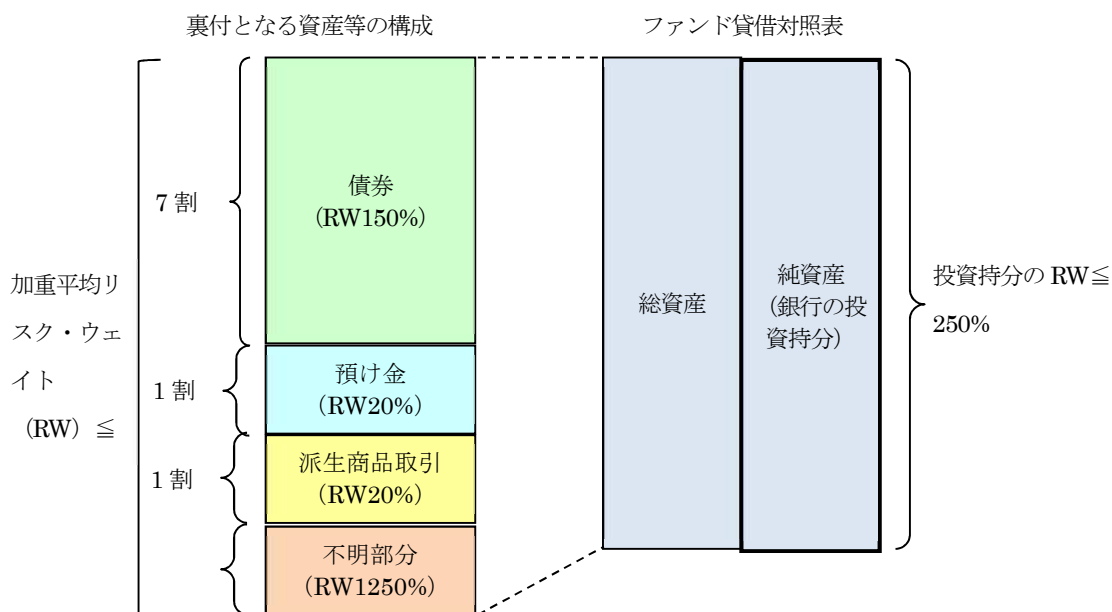
や派生商品取引等を含む。)の構成及びレバレッジの状況に基づいて当該蓋然性を評価することが必要となります。

例えば、足許の裏付けとなる資産等の構成及びレバレッジの状況について、個別資産・取引毎の詳細や正確なレバレッジの比率(ファンドの総資産の純資産に対する比率)の水準に係る情報を取得しない場合でも、以下のように蓋然性評価に資する形で概要としての情報が提供されている場合は、保守性も勘案の上、各行においてファンド向け出資に係るエクスポージャー自体のリスク・ウェイトを見積もることが可能であると考えられます。

<例>

- ① 裏付けとなる資産等のエクスポージャーの7割は、債券(対象資本調達手段に該当せず、また証券化エクスポージャーにも該当しない。)により構成されているが、これらの発行体及び外部格付は明らかではない。
- ② 裏付けとなる資産等のエクスポージャーの1割は、銀行向けの預け金であり、当該銀行の設立された国の中央政府の外部格付は「AA」である。
- ③ 裏付けとなる資産等のエクスポージャーの1割(※)は、銀行を相手方とする派生商品取引(CVAリスク相当額を算出する必要がある派生商品取引)であり、当該銀行の設立された国の中央政府の外部格付は「AA」である。
※ 告示第76条の5第3項に規定する「1.5倍」の取扱いを勘案した後のエクスポージャーの状況。
- ④ ファンドのレバレッジの比率の水準は不明だが、裏付けとなる資産等のエクスポージャーの総額は100百万円、当該ファンドの純資産は70百万円である。

上記の例では、裏付けとなる資産等のエクスポージャーの7割については、証券化エクスポージャーに該当しない債券(対象資本調達手段に該当しない。)になるため、外部格付を保守的に仮定した場合のリスク・ウェイトは150%と考えられます。同様に、計2割部分を構成する銀行向け預け金及び銀行を相手方とする派生商品取引については、外部格付よりリスク・ウェイトは20%となり、それ以外の1割部分は明らかではないため、最も保守的な1250%となります。こうした保守的な仮定の下で想定される裏付けとなる資産等の加重平均リスク・ウェイトは234%、信用リスク・アセットの総額は234百万円となり、純資産の額70百万円で除して得られるリスク・ウェイトは400%に達しないことから、ファンド向け出資に係るエクスポージャー自体のリスク・ウェイトの水準が400%を下回る蓋然性は高いと考えられます。



なお、蓋然性方式を、ファンドの裏付けとなる資産等の一部に適用すること（部分適用）ができない点には注意が必要です。

<ファンド・オブ・ファンズのリスク・ウェイトの計算方法>

【関連条項】第76条の5

第76条の5-Q10 標準的手法採用行が投資しているファンドが別のファンドに投資している場合、どのようにリスク・ウェイトを算出する必要がありますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

ファンド・オブ・ファンズのように、標準的手法採用行が直接に投資しているファンド（ファンド①とします。）が別のファンド（ファンド②とします。）に投資している場合についても、告示第76条の5の規定がそれぞれのファンドに対して適用されることとなります。

例えば、ファンド①にルック・スルー方式を適用する場合、ファンド①が同条第2項の適用要件を充足することが必要となります。また、ファンド①のルック・スルー明細情報にファンド②の投資持分が含まれることとなりますが、当該投資持分に適用するリスク・ウェイトも、同条の規定に従い判定する必要があります。ファンド②に対してもルック・スルー方式を適用する場合は、同様に同条第2項の適用要件の充足が必要です。

なお、下位の階層のファンド（ファンド②）についてルック・スルー方式を適用するには、直前の上位の階層（ファンド①）においてルック・スルー方式が適用できることが前提となります。また、方式の部分適用やレバレッジの勘案に係るルールも同様に、各階層のファンドに対して適用されます。

<未収収益>

【関連条項】第 77 条

第 77 条-Q1 「未収収益」のリスク・ウェイトはどのように判断しますか。

(A)

「未収収益」についても、原則として取引相手方に応じたリスク・ウェイトを適用しなければなりません。ただし、取引相手方が判別できない場合は、リスク・ウェイトを 100%とします。

<保管有価証券等>

【関連条項】第 77 条

第 77 条-Q2 債券貸借取引において借入れた有価証券や、先物取引の受託により受け入れた証拠金代用有価証券等の現物を処理する「保管有価証券等」は、リスク・アセットの対象外としてよいですか。

(A)

リスク・アセットの対象外として差し支えありません。

【第6章（標準的手法）－第3節（オフ・バランス取引）関係】

<「信用供与に直接的に代替する偶発債務」等>

【関連条項】第78条

第78条-Q1 「信用供与に直接的に代替する偶発債務」、「特定の取引に係る偶発債務」とは何をいうのですか。

(A)

「信用供与に直接的に代替する偶発債務」（掛目100%）とは、取引相手方の金融債務を直接保証することによって生ずる偶発債務であり、借入金の保証、有価証券の保証、手形の引受けの他、関税保証、租税延納保証、運賃等後納保証、元本補填信託契約等が該当します。

これに対し、「特定の取引に係る偶発債務」（掛目50%）とは、取引相手方の金融債務そのものを補強するものではなく、日常業務の取引遂行能力に関して保証することによって生ずる偶発債務であり、契約履行保証、入札保証、品質保証の他、貿易取引に係る引取保証、貨物貸および前受金返還保証、前払式証票発行保証等もこれに該当します。

<買戻条件付資産売却の想定元本額>

【関連条項】第78条

第78条-Q2 買戻条件付資産売却の想定元本額は、売却・買戻のいずれの額とするのですか。

(A)

買戻条件付資産売却の想定元本額は、当該資産の「買戻金額」とします。

<フォワード・コミットメントの与信換算率>

【関連条項】第78条

第78条-Q3 フォワード・コミットメントの掛目は何%ですか。

(A)

契約の締結日からコミットメント期間の終了日までが1年超であるフォワード・コミットメントは、通常のコミットメントと同様に、原則として掛目は50%となります。

ただし、銀行が一定の通知期間なく無条件で取消可能な期間ないし期日がある場合には、取消不能となった日からコミットメント期間の終了日までの期間が1年以内であれば、20%の掛目を適用します。

<任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は自動的に取消し可能なコミットメント>

【関連条項】第78条

第78条-Q4 「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」にはどのような取引が該

当しますか。(平成 27 年 3 月 31 日追加)

(A)

告示第 78 条第 1 項第 1 号に規定する「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」への該当性は、①コミットメント性の有無及び②任意の時期に無条件で取消し可能か、又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能かを判断することとなります。

つまり、①のコミットメント性が認められない場合は、オフ・バランス取引として与信相当額を認識する必要はありません。なお、コミットメント性が認められるか否かは、銀行が与信枠を設定しているか否かという形式面だけでなく、相手方から引出(貸出)の申し出があった場合に、その引出(貸出)を留保できるかという実質面を踏まえて判断することが可能です。例えば一般的な当座貸越契約などで、銀行が枠の取消しを行うまでの間、相手方が自由に現金等の引出(貸出)や手形の決済ができる場合にはコミットメント性が肯定されます。他方で、特殊な当座貸越契約等、銀行が与信枠設定をしている一方で、実際には相手方から現金等の引出(貸出)の申し出がある都度、銀行に引出(貸出)の留保を判断する機会がある場合には、相手方は自由に現金等の引出(貸出)ができないことからコミットメント性が否定されます。

<更改型のコミットメント契約>

【関連条項】第 78 条

第 78 条-Q5 更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が 1 年以下のコミットメント」となる要件は何ですか。

(A)

更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が 1 年以下のコミットメント」となる要件は以下のとおりです。

- ① 契約期間が 1 年以下の契約であること。
- ② 契約を更改する前に十分な期間及び内容の与信再審査を行い、当該再審査の結果によっては無条件に更新しないことができること。

<自行保証付き債券の取得>

【関連条項】第 78 条、第 80 条

第 78 条-Q6 自行が保証している債券を取得した場合にはどのように扱いますか。

(A)

自行が保証している債券を取得した場合、取得した債券は無保証扱いとなり、債券発行者のリスク・ウェイトを適用するものとします。

債券の保証は、「信用供与に直接的に代替する偶発債務」に該当するため、掛目を 100%としたうえで、当該債券発行者に対するリスク・ウェイトが適用されますが、保有債券相当額

は当該保証の総額から控除して差し支えありません。

<取引の経済効果を反映した想定元本>

【関連条項】第78条第1項

第78条-Q7 カレント・エクスポージャー方式において、「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、具体的に何をいうのですか。

(A)

「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、必ずしも契約上定められる想定元本額そのものではなく、オフ・バランス取引の実際の取引規模を表す想定元本をいいます。

例えば、金利スワップ契約（固定・変動）において、変動金利を「LIBOR×3」としているような場合、「その取引の経済効果を反映した想定元本」は、「契約上定められている想定元本額」×3となります。

<コミットメント、当座貸越契約の原契約期間>

【関連条項】第78条

第78条-Q8 コミットメントの原契約期間はどのように認識しますか。（平成18年7月28日追加、平成27年3月31日修正）

(A)

コミットメント（長期貸出の未実行部分を含む。）の掛目については、原契約期間が1年以内の場合は20%（第78条第1項第2号）、1年超の場合は50%（同項第6号）が適用されます。なお、長期貸出の未実行部分の原契約期間は、通常、未実行貸出の実行可能日から実行可能期限までの期間とします。

ただし、以下の(1)または(2)の場合には、各々の掛目が適用されます。

(1) 契約上の原契約期間が1年以内であっても、実質的に判断して銀行が義務を負っている期間が1年超の場合には、原契約期間は1年超であると判断し、50%の掛目が適用されます。例えば、契約上の原契約期間が1年以内であっても、自動延長可能な場合や延長を銀行が拒絶できない場合は、1年超と判断されます。

なお、取引相手先の再審査を行い、契約の延長可否及びその内容（期間や条件を含む。）に対し銀行が総合的な裁量権を有する場合には、延長した契約を新規のもののみとし、新・旧契約それぞれの原契約期間に応じて判断するものとします。

(2) 銀行が一定の通知期間なく任意の時期に無条件で取消し可能であり、かつ、最低1年に1度は取引相手先の再審査等（注）を行う場合には、0%の掛目が適用されます。

なお、当座貸越契約が上記の要件を満たす場合には0%の掛目が適用されますが、取消不能の旨の取決めがなされている場合には、「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント」とは扱われません。

(注) 例えばカードローンにおいては、当面の措置として、毎月の延滞状況の調査(いわゆるスクリーニング)も再審査とみなします。

<投資事業組合等への出資枠の取扱い>

【関連条項】第 78 条

第 78 条-Q9 事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。(平成 18 年 12 月 27 日追加)

(A)

事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求(キャピタル・コール)があった場合に、一定の金額(出資枠)を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額(融資枠又はコミットメント額)を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、出資枠から既に出資した額を控除した未引出額の与信相当額を算出するに際しては、第 78 条第 1 項のコミットメントに係る掛目を当該未引出額に乗じることとします。例えば、当該出資契約を任意の時期に無条件で取消可能な場合、第 78 条第 1 項に基づき、未引出額に対して 0%の掛目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。同様に、当該出資契約の原契約期間が 1 年以内の場合には 20%の掛目を、原契約期間が 1 年超の場合には 50%の掛目を未引出額に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。

<有価証券の貸付・担保提供等の想定元本額>

【関連条項】第 78 条第 1 項第 8 号、第 91 条

第 78 条-Q10 有価証券の貸付や担保の提供等の取引を行った場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額はどのように算出すれば良いのか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

有価証券の貸付、担保の提供等の取引を行った場合は、第 78 条第 1 項第 8 号の定めに従い与信相当額を算出する必要がありますが、その際に掛目を乗じる対象となる額(第 78 条第 1 項柱書では「想定元本額」と記載)は、有価証券の時価(手形については額面)となります。

なお、当該取引相手より借り入れた資産、受け入れた担保等が存在し、これらが適格金融資産担保の要件を満たす場合は、信用リスク削減効果を勘案することが可能となります。この際、適格金融資産担保に係る信用リスク削減手法について包括的手法を用いる金融機関は、エクスポージャーの額(E。信用リスク削減手法適用前の与信相当額)に対して「 $1 + He$ (エクスポージャーが第 78 条第 1 項第 8 号に規定する与信相当額である場合において、

取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率)」を乗じたうえで、信用リスク削減効果を勘案する必要があることに留意が必要です(第91条参照)。ただし、契約上のキャッシュ・フローが確定している有価証券の貸付や担保提供等を行う場合は、上記E×(1+He)について、自己資本比率算出基準日以降のキャッシュ・フローの単純合計値を上限とすることで差し支えありません。

<株価指数先物取引の取扱い>

【関連条項】第78条第2項等

第78条-Q11 株価指数先物取引の信用リスク・アセットの額はどのように計算すればよいですか。(平成20年3月31日追加、平成25年3月28日修正)

(A)

株価指数先物取引は第78条第2項第2号に規定する「先物資産購入」に該当する取引であるため、同項の規定により、当該取引の対象資産に係る与信相当額に当該資産に係るリスク・ウェイトを適用して(標準的手法採用行にあつては出資等のエクスポージャー、内部格付手法採用行にあつては株式等エクスポージャーとして)、当該取引の対象資産に係る信用リスク・アセットの額を算出する必要があります。

<総合口座取引の取扱い>

【関連条項】第78条

第78条-Q12 預金者が定期預金等の残高の一定額について貸越を受けることを予め約したいいわゆる総合口座取引について、エクスポージャーの額をどのように認識する必要がありますか。(平成27年3月31日追加)

(A)

総合口座取引は、銀行が定期預金等の預金者に対して、その預金残高の一定額を上限として貸し越すことを予め約しており、契約上、明示的に与信枠が設定され、銀行は当該与信枠に達するまでは利用者の追加引出しの要請に応諾する義務を有しているため、コミットメント性が否定されない商品であると考えられます。

一方で、当該商品の経済的側面に着目すると、預金者の引出行為は、現金同等物たる定期預金の事前の払い出しに相当すると評価できることから、エクスポージャーを認識する必要性が低いものであると考えられます。この点に鑑み、総合口座取引については、エクスポージャーの額を認識しない取り扱いも可能とします。

ただし、一律にエクスポージャーの額の認識を不要とするものではなく、定期預金のみを担保とする総合口座取引であり、かつ、定期預金の額の範囲内での払い出しが確保されているのであれば、現金同等物たる定期預金によって保全されていることから、定期預金の事前の払い出しに相当するものと評価することが可能と考えられます。一方で、公共債等の定期預金以外の金融商品を担保として用いる総合口座取引については、預金の事前の払い出し

と見なすことはできないため、エクスポージャーの額の認識が必要となります。

なお、例えば定期預金と公共債等が共に担保に供されている場合にあつては、その担保額の割合に応じて当該取扱いを行うことも可能です。

<差入れ担保の取扱い>

【関連条項】第78条第1項第8号

第78条-Q13 現金又は有価証券による担保の提供を行った場合において、当該担保が分別管理されており、かつ、当該相手方から倒産隔離されている場合には、当該相手方に対する信用リスクに係る与信相当額に含める必要はありますか。(平成28年8月31日追加)

(A)

現金又は有価証券による担保の提供のうち、相手方以外の第三者において分別管理されており、かつ、当該相手方に係る倒産手続又は外国における倒産手続と同種類の手続に伴う当該担保に対する損失の発生を防ぐために必要な方策が講ぜられているものについては、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額に含めることを要しません。

【第6章（標準的手法）－第4節（派生商品取引及び長期決済期間取引）関係】

<長期決済期間取引のアドオン掛目>

【関連条項】第79条第4項第1号、第79条の4

第79条-Q1 長期決済期間取引となる同時決済取引で、経過営業日数が4日以内のものについてカレント・エクスポージャー方式を用いる場合、アドオンの掛目はどの残存期間のものを用いますか。（平成18年7月28日追加、平成30年3月23日修正）

(A)

長期決済期間取引となる同時決済取引について、決済日の後、経過営業日数が4日以内のものについても派生商品取引と同様の扱いを維持することとした（第79条第4項第1号）のは、第79条の5で資本賦課の対象となるのが経過営業日数が5日以上であるため、それまでの期間は決済日以前の扱いを維持することを目的としています。

よって、決済日の後、経過営業日数が4日以内の期間においても、「1年以内」の残存期間に対応する掛目を用いるものとします。

<マージン・アグリーメント>

【関連条項】第79条の2第1項

第79条の2-Q1 マージン・アグリーメントは、どのような要件を満たしている必要があるのでしょうか。（平成30年3月23日追加）

(A)

マージン・アグリーメントは、第79条の2第1項において、「取引相手方に係るエクスポージャーの額が指定された額を超えたときに、当該取引相手方に対して担保の提供を求めることができる旨の契約のことをいう」と定義しています。そのため、取引相手方に対して担保の提供を求めることができない一方向契約は、マージン・アグリーメントに該当しません。

また、SA-CCRでは、適格金融資産担保に対して包括的手法に基づいたヘアカットを適用した上で担保効果を勘案することから、マージン・アグリーメントによって受領する担保が、第六章第五節第二款の規定を満たす必要があります。

<オプション権の売却>

【関連条項】第79条の2第1項

第79条の2-Q2 オプション権を売却する派生商品取引については、与信相当額をゼロとしてよいのですか。（平成30年3月23日追加）

(A)

オプション権を売却する派生商品取引については、プレミアムが前もって支払われており、かつ、他の派生商品取引を対象とするネットティング・セット及びマージン・アグリーメ

ントから除外されている場合には、与信相当額をゼロとすることができます。

<信用極度額及び最低引渡担保額の設定金額が大きい場合>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 2 項

第 79 条の 2-Q3 信用極度額及び最低引渡担保額を変動証拠金の授受が実際には発生し得ないような金額に設定している場合においても、マージン・アグリーメントを締結している場合として与信相当額を算出する必要はあるのでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

マージン・アグリーメントを締結している場合として算出したネットティング・セットに係る与信相当額が、マージン・アグリーメントを締結していない場合として算出したネットティング・セットに係る与信相当額を上回るときは、後者を与信相当額とすることができます。

<リスク・ドライバーに基づく取引の区分の割り当て>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 7 項

第 79 条の 2-Q4 ネットティング・セット内の取引は、どのような判断基準で取引の区分に割り当てればよいのでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

当該取引のリスク・ドライバーに基づいて、どの取引の区分に割り当てるべきかを判断していくこととなりますが、例えば、カレント・エクスポージャー方式における、金利関連取引は金利デリバティブ、外国為替関連取引は外国為替デリバティブ、クレジット・デリバティブは信用デリバティブ、株式関連取引はエクイティ・デリバティブ、貴金属関連取引（金関連取引を含む。）及びその他のコモディティ関連取引はコモディティ・デリバティブに割り当てることができると考えられます(告示及び本 Q&A において定める場合を除きます。)

<ベースス（同一通貨の異なるリスク・ファクター間の差異）を参照する取引>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 9 項

第 79 条の 2-Q5 ベーススを参照する取引には、例えばどのような取引が該当しますか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

ベーススを参照する取引には、例えば、次のような類似するものの同一とはいえないリスク・ファクター間の差異を参照する取引（両方のレグは同一通貨建てであるとしみます。）が該当します。

- ・ 3 カ月 LIBOR と 6 カ月 LIBOR
- ・ 6 カ月 LIBOR と 6 カ月 TIBOR
- ・ 3 カ月 LIBOR と OIS レート

- ・ ブレント原油価格とヘンリーハブ価格

なお、異なる2つの通貨の変動金利を参照する金利スワップについては該当せず、当該金利スワップは外国為替デリバティブに区分されます。

<インフレ・スワップの取引の区分>

【関連条項】第79条の2第7項～第10項

第79条の2-Q6 インフレ・スワップについては、どの取引の区分に割り当てればよいでしょうか。(平成30年3月23日追加)

(A)

インフレ・スワップについては、金利デリバティブに区分されます。ただし、インフレ・スワップは、第79条の2第8項から第10項までに規定する金利デリバティブのヘッジセットとは別に、同一通貨のインフレ率を参照するインフレ・スワップごとに設けられたヘッジセットに割り当てることとします。

<想定元本額の算出>

【関連条項】第79条の2第11項～第15項

第79条の2-Q7 想定元本額が満期まで固定されていない場合や明確に定まらない場合には、想定元本額をどのように算出するのですか。(平成30年3月23日追加)

(A)

次に掲げる派生商品取引の想定元本額の計上基準は、次のとおりとします。

- ・ デジタル・オプションや target redemption forwards 等の条件付の複数の支払日を有する派生商品取引
条件ごとに想定元本額を算出した上で、それらのうちの最大の額
- ・ 想定元本額が時価に基づいて変動する派生商品取引
自己資本比率の算出基準日の時価に基づいて算出した想定元本額
- ・ アモタイジング・スワップやアキュムレーション・スワップ等の想定元本変動型スワップ
残存期間に係る平均想定元本額
- ・ レバレッジド・スワップ
レバレッジをかけていない金利スワップのキャッシュ・フローに一定の乗数を乗じることで当該レバレッジド・スワップのキャッシュ・フローを複製できる場合、当該レバレッジド・スワップの想定元本額に当該乗数を乗じた金額
- ・ 元本交換が複数回行われる派生商品取引
想定元本額に元本が交換される回数を乗じた金額

<デジタル・オプション（バイナリー・オプション）の想定元本額>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 11 項～第 15 項

第 79 条の 2-Q8 デジタル・オプション（バイナリー・オプション）については、権利行使時の支払額があらかじめ固定されている場合には、当該支払額から想定元本額を算出することはできますか。（平成 30 年 3 月 23 日追加）

(A)

デジタル・オプションについては、権利行使時の支払額があらかじめ固定されている場合には、次に掲げる取引の区分に応じて、当該支払額を用いた次の算式により当該デジタル・オプションの想定元本額を算出することができます。

① 金利デリバティブ又は信用デリバティブ

$$\frac{\text{当該支払額}}{\text{掛目} \times \text{デュレーション調整値} \times \text{デルタ調整値} \times \text{マージン期間調整値}}$$

② 外国為替デリバティブ、エクイティ・デリバティブ又はコモディティ・デリバティブ

$$\frac{\text{当該支払額}}{\text{掛目} \times \text{デルタ調整値} \times \text{マージン期間調整値}}$$

<外国為替デリバティブの想定元本額>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 12 項

第 79 条の 2-Q9 外国為替デリバティブについては、想定元本額をどのように算出するのですか。（平成 30 年 3 月 23 日追加）

(A)

外国為替デリバティブについては、外貨レグの想定元本額を円建て換算した額を、当該外国為替デリバティブの想定元本額とします。ただし、両方のレグが異なる外貨である外国為替デリバティブについては、両方のレグの想定元本額をそれぞれ円建て換算した額のうち、いずれか大きい額を当該外国為替デリバティブの想定元本額とします。

<元本交換が無いクーポン・スワップの想定元本額>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 12 項

第 79 条の 2-Q10 異種通貨間のスワップ取引のうち、元本交換が無いクーポン・スワップについては、想定元本額をどのように算出するのですか。（平成 30 年 3 月 23 日追加）

(A)

元本交換が無く、かつ、固定金額の受払いが行われるのみであるクーポン・スワップについては、将来受払いするキャッシュ・フローの額を想定元本額とすることができます。なお、受取額と支払額のいずれを想定元本額とするかは、第 79 条の 2-Q9（<外国為替デリバティブの想定元本額>）に従うこととします。

<ボラティリティ又はバリエーションを参照する場合の時価調整後想定元本額>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 14 項・第 15 項

第 79 条の 2-Q11 ボラティリティ又はバリエーションを参照するエクイティ・デリバティブ又はコモディティ・デリバティブについては、時価調整後想定元本額をどのように算出するのですか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

参照するボラティリティ又はバリエーションの水準に契約単位を乗じた額を時価調整後想定元本額とします。

<事業法人等が複数の外部格付を有する場合>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 13 項

第 79 条の 2-Q12 クレジット・デリバティブが参照する事業法人等が複数の外部格付を有する場合は、どのように取り扱えばよいでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

クレジット・デリバティブが参照する事業法人等が複数の外部格付を有する場合には、信用リスクの標準的手法に係る格付の使用基準に準じて取り扱うことが適切であると考えられます。すなわち、掛目の判定に当たっては、あらかじめ適格格付の使用基準を設けることが必要となるほか、複数の格付がある場合は 2 番目に低い掛目をを用いることとなります。

<実効想定元本額の算出に使用する M_i 、 S_i 、 E_i の具体例>

【関連条項】 第 79 条の 2 第 11 項～第 15 項

第 79 条の 2-Q13 実効想定元本額の算出に使用する M_i 、 S_i 、 E_i の具体例を示してください。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

M_i 、 S_i 、 E_i については、例えば、次の表のようになります。

商品の種類	M_i	S_i	E_i
残存期間 10 年の金利スワップ又は CDS	10	0	10
5 年後に開始する 10 年物金利スワップ又はフォワード	15	5	15
6 カ月後に開始し、12 カ月後に終了する FRA (開始時点で決済される場合)	0.5	0.5	1
6 カ月後に開始し、12 カ月後に終了する FRA (終了時点で決済される場合)	1	0.5	1
現金決済されるヨーロピアン・スワップション (5 年物金利スワップが原資産であり、行使日が 6 カ月後に到来するもの)	0.5	0.5	5.5

現物決済されるヨーロッパ・スワップション（5年物金利スワップが原資産であり、行使日が6カ月後に到来するもの）	5.5	0.5	5.5
残存期間10年のバミューダ・スワップション（行使日が年1回到来するもの）	10	1	10
残存期間5年の金利キャップ又は金利フロア（原資産が6カ月物金利であるもの）	5	0	5
最終行使日が1年後の債券オプション（原資産が残存期間5年の債券であるもの）	1	1	5
残存期間1年の3カ月ユーロドル先物	1	1	1.25
残存期間2年の債券先物（原資産が20年国債であるもの）	2	2	22
残存期間6カ月のオプション（残存期間2年の債券先物を参照し、当該債券先物の原資産が20年国債であるもの）	2	2	22

<特定の期日に時価が零になるように契約条件が再設定される場合の残存期間>

【関連条項】第79条の2第3項第1号及び第11項第7号イ

第79条の2-Q14 特定の支払期日においてその時点でのエクスポージャーを清算する構造で、かつ、当該特定の支払期日において時価が零になるように契約条件が再設定される派生商品取引の残存期間は、どのように算出するのですか。（平成30年3月23日追加）

(A)

次の再設定日までの期間を残存期間とみなすことができます。

<暦日数の使用>

【関連条項】第79条の2第3項第1号、第11項～第15項

第79条の2-Q15 ボラリティ調整率の調整、デュレーション調整値、マージン期間調整値及びデルタ調整値の算出において、営業日数ではなく、暦日数を用いることは可能でしょうか。（平成30年3月23日追加）

(A)

規制裁定行為や恣意的な利用がなされない限りにおいて、営業日数ではなく、暦日数を用いることができます。この場合において、第79条の2第3項第1号及び同条第11項第7号の算式における「250」は、算出基準日から1年を経過する日までの間の暦日数とします。

<デルタ調整値の算出に使用する P_i >

【関連条項】第79条の2第11項～第15項

第79条の2-Q16 オプションに係るデルタ調整値の算出に使用する P_i には、スポット

レートを用いれば良いでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

P_i について、原資産のフォワードレートを用いることが適切な場合には、当該フォワードレートを用いなければなりません。ただし、当該フォワードレートの算出が困難な場合には、当面の間、第 79 条の 2-Q17 (<デルタ調整値の算出が困難であるオプションの取扱い>) に従いデルタ調整値の算出を行うこととします。

<デルタ調整値の算出が困難であるオプションの取扱い>

【関連条項】第 79 条の 2 第 11 項～第 15 項

第 79 条の 2-Q17 オプションに係るデルタ調整値の算出が困難である場合に、当該デルタ調整値をどのように算出すれば良いでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日追加)

(A)

オプションに係るデルタ調整値は、原則として、第 79 条の 2 第 11 項第 6 号イの表の上欄に掲げる取引の区分に応じて同表の下欄に定める算式を用いて算出する必要があります。ただし、当該算式を用いてデルタ調整値を算出することが困難である場合には、当面の間、次のとおり取り扱うことを可能とします。

- ・ 取引の区分が「コール・オプションの買い」または「プット・オプションの売り」に該当する場合は、デルタ調整値を「1」とします。
- ・ 取引の区分が「コール・オプションの売り」または「プット・オプションの買い」に該当する場合は、当該オプションのデルタ調整値を「-1」とします。

<相殺消去>

【関連条項】第 79 条の 2、第 79 条の 3、第 79 条の 4

第 79 条の 2-Q18 派生商品取引及び長期決済期間取引のうち、本支店間または連結会社間の取引は相殺消去しても差し支えないでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日修正)

(A)

派生商品取引及び長期決済期間取引等のオフ・バランス取引についても、本支店間または連結会社間の取引は連結決算上、相殺消去すべき取引であり、リスク・アセットに計上する必要はありません。

<ウォーク・アウェイ条項>

【関連条項】第 79 条の 2 第 1 項、第 79 条の 4 第 2 項・3 項

第 79 条の 2-Q19 相対ネットティングにウォーク・アウェイ条項を含む場合の扱いはどうなりますか。(平成 30 年 3 月 23 日修正)

(A)

ウォーク・アウェイ条項(注)を含む契約に関しては、与信相当額の算出に際しネットィ

ング効果を勘案することはできません。

(注) ウォーク・アウェイ条項とは、債務不履行当事者がネット債権者となった場合であっても、債務不履行当事者の取引相手方が支払額を限定ないし全く支払わないことを許容する条項をいいます。

<相対ネットティング契約の法的有効性>

【関連条項】第79条の2第1項、第79条の4第2項第2号、第103条、第104条、第113条第2項及び第3項

第79条の2-Q20 「法的に有効な相対ネットティング契約」とは、具体的にどのような契約をいうのですか。(平成18年7月28日追加、平成30年3月23日修正)

(A)

「法的に有効な相対ネットティング契約」とは、関係各国の法律の下において法的有効性を有している相対ネットティング契約のことをいいます。

法的有効性は、具体的には、法的紛争が生じた場合、関連する法律に照らして、銀行のエクスポージャーが当該ネットティング契約の下でネットされた額に止まると所管の法廷および当局が判断するであろうことを示す、書面による合理的な法的見解(リーガル・オピニオン)が存在していることを確認することによって判断するものとします。

なお、関連する法律とは、次のとおりです。

- ・ 取引相手に設立の許認可を与えた国の法律、また、取引相手の海外支店が含まれる場合、上記に加え当該支店の所在する国の法律
- ・ ネットティングの対象となる個々の取引に係る法律
- ・ ネットティングを実行するために必要な契約に係る法律

<相対ネットティング契約の法的有効性>

【関連条項】第79条の2第1項、第79条の4第2項第2号、第103条、第104条、第113条第2項及び第3項

第79条の2-Q21 相対ネットティング契約の法的有効性に関する書面による合理的な法的見解(リーガル・オピニオン)の存在は、どのように確認すればよいのでしょうか。また、個々の相対ネットティング契約毎にリーガル・オピニオンを取得しておくことが必要ですか。(平成18年7月28日追加、平成30年3月23日修正)

(A)

各金融機関は、外部の法律事務所、自行の法務関連部署等にリーガル・オピニオンを作成させるなど、最も適切と考えられる方法で合理的な法的見解が存在することを確認することが必要です。

また、規制上、個々の相対ネットティング契約毎にリーガル・オピニオンを取得することは必ずしも必要とされませんが、各金融機関は、締結されている個々の相対ネットティング契約

について、取得済のリーガル・オピニオンに照らして法的に有効であると判断されることを確認し、必要と判断される場合には、当該リーガル・オピニオンを補強することが必要と考えられます。

<相対ネットティング契約の対象取引>

【関連条項】第79条の2第1項、第79条の4第2項2号、第103条、第104条、第113条第2項及び第3項

第79条の2-Q22 相対ネットティング契約の対象取引に、与信相当額の算出対象から除外することが認められている取引（原契約期間が5営業日以内の外国為替関連取引）が含まれている場合には、どのように扱いますか。（平成18年7月28日追加、平成30年3月23日修正）

(A)

相対ネットティング契約の対象取引に、与信相当額の算出対象から除外することが認められている取引が含まれている場合には、銀行はネットティング効果を勘案する際に、当該取引を含める方式と含めない方式の何れかを選択して差し支えありません。

ただし、この選択は原則として変更することはできないものとします。

<個別誤方向リスクが特定されたエクスポージャーの取扱い>

【関連条項】第79条の3第9項及び第10項

第79条の3-Q1 期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合に、個別誤方向リスクを有する取引に係る信用リスク・アセットの額の算出方法について教えてください。（平成24年6月6日追加、平成30年3月23日修正）

(A)

個別誤方向リスクを有する取引は、通常の取引とは異なる取扱いが必要となります。

まず、法的に有効な相対ネットティング契約に基づき、他の取引との相殺が認められる取引であったとしても、ネットティング・セットに含めることが認められていません（第79条の4第9項）。そのため、当該取引については、単独でネットティング・セットを構成するものとしてエクスポージャー額を計測する必要があります。

また、信用リスク・アセットの額の算出において、個別誤方向リスクの特性を勘案することが求められています（同条第10項）。この場合の算出方法の具体例として、バーゼル銀行監督委員会による「Basel III: A global regulatory framework for more resilient banks and banking systems」（平成22年12月16日公表）のパラグラフ101において、参照企業と法的な関係のある取引相手方との「クレジット・デフォルト・スワップ契約」や「エクイティ・デリバティブ契約」が挙げられていますが、その他のリスク特性が異なる取引であっても、個別誤方向リスクの特性に応じて、適切に信用リスク・アセットの額を算出することが必要となります。

<期待エクスポージャー方式におけるストレス期間>

【関連条項】第79条の3第3項

第79条の3-Q2 期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合に用いるストレス期間について教えてください。(平成24年6月6日追加、平成30年3月23日修正)

(A)

期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合には、通常の市場データとは別に、ストレス期間を含む市場データを用いる必要があります。

ここで、期待エクスポージャーの算定において、ヒストリカル・ボラティリティを用いる場合、3年間の市場データをもとにボラティリティを算出することが国際的な目線となっています。この場合、足許3年間とストレス期間を含んだ3年間の市場データを用いて与信相当額を算出した上で、ポートフォリオ全体の信用リスク・アセットの額が大きく計算される期間のデータを用いることが必要となります。

なお、CVAリスク相当額の算出において、先進的リスク測定方式を用いる場合のCVAストレス・バリュー・アット・リスクの算出におけるストレス期間としては、期待エクスポージャー方式におけるストレス期間を含んだ3年間から1年間を選定することとなりますが、選定にあたっては、信用スプレッドへのストレスの状況を勘案することが必要となります。

<期待エクスポージャー方式における適格金融資産担保の評価方法>

【関連条項】第79条の3第11項

第79条の3-Q3 期待エクスポージャー方式における適格金融資産担保の評価方法について教えてください。(平成24年6月6日追加、平成30年3月23日修正)

(A)

期待エクスポージャー方式で与信相当額を算出する場合には、原則として、ネットイング・セットの評価にあたって、適格金融資産担保の価格変動についても適切にモデル化することが必要となります。適格金融資産担保の価格変動をモデル化できない場合は、包括的手法に基づいたヘアカットを適用することとなります。

<外国為替関連取引の想定元本額>

【関連条項】第79条の4第3項

第79条の4-Q1 カレント・エクスポージャー方式を用いた場合に、外国為替関連取引の想定元本額はどのような基準で計上するのですか。(平成30年3月23日修正)

(A)

外国為替関連取引における想定元本額の計上基準は次のとおりとします。

- ・ 異種通貨間の金利スワップ

金利支払サイドの通貨による想定元本金額

- ・ 先物外国為替取引
売為替または買為替いずれかの想定元本金額
- ・ 通貨先物取引
いずれか一方の通貨の想定元本金額
- ・ 通貨オプション
コール・オプションの買の想定元本金額、プット・オプションの買の想定元本金額

<金利関連取引の想定元本額>

【関連条項】 第 79 条の 4 第 3 項

第 79 条の 4-Q2 カレント・エクスポージャー方式を用いた場合に、金利関連取引の想定元本額はどのような基準で計上するのですか。(平成 30 年 3 月 23 日修正)

(A)

金利関連取引における想定元本額の計上基準は次のとおりとします。

- ・ 同一通貨間の金利スワップ
想定元本金額
- ・ 金利先渡取引 (FRA)
想定元本金額
- ・ 金利先物取引
想定元本金額
- ・ 金利オプション
コール・オプションの買の想定元本金額、プット・オプションの買の想定元本金額

<変則キャッシュ・フローと結びついたスワップ取引の想定元本額>

【関連条項】 第 79 条の 4 第 3 項

第 79 条の 4-Q3 カレント・エクスポージャー方式において、変則キャッシュ・フローと結びついたスワップ取引の想定元本額はどのように算出するのですか。(平成 30 年 3 月 23 日修正)

(A)

変則キャッシュ・フロー (例：分割弁済付ローン、分割実行ローン、リパッケージ債) と結びついたスワップ取引の想定元本額については、残存期間中の最大値とします。

<FRA の契約期間>

【関連条項】 第 79 条の 4 第 3 項

第 79 条の 4-Q4 カレント・エクスポージャー方式において、FRA の契約期間はどのよ

うに取扱うのですか。(平成 30 年 3 月 23 日修正)

(A)

FRA (Forward Rate Agreement) 取引の契約期間については、契約日 (取引日) を初日とし、契約実行日 (資金決済日) を期日とするものとします。

<先物為替予約延長時の原契約期間>

【関連条項】第 79 条の 4 第 3 項

第 79 条の 4-Q5 カレント・エクスポージャー方式において、先物為替予約の延長が行われた場合、当該取引の原契約期間はどのように考えますか。(平成 30 年 3 月 23 日修正)

(A)

先物為替予約の延長が行われた場合、当該取引の原契約期間は、延長手続日 (延長した予約のスタート日) から新期日までとします。

<IMM ロール取引>

【関連条項】第 79 条の 4 第 3 項

第 79 条の 4-Q6 カレント・エクスポージャー方式において、金利スワップにおける IMM ロール取引の“1 年もの”はすべて「1 年」として取扱ってよいでしょうか。(平成 30 年 3 月 23 日修正)

(A)

金利スワップにおける IMM ロール取引の“1 年もの”は、実日数が 365 日を超えるケースも含めすべて「1 年」として取扱って差し支えありません。

【第6章（標準的手法）－第4節の2（未決済取引）関係】

<未決済取引及び長期決済期間取引の取扱い>

【関連条項】第79条の5等

第79条の5-Q1 未決済取引に係る信用リスク・アセットの額を算出する上で、長期決済期間取引との関係についてどのように整理すればよいですか。（平成20年3月31日追加、平成25年9月20日修正）

(A)

「未決済取引」とは、ある取引について約定がなされた後、有価証券の引渡しや資金の支払といった決済が完了していない取引を指し、第79条の5において「同時決済取引」と「非同時決済取引」の二つに分け、それぞれについて信用リスク・アセットの額の算出方法を定めています。

いずれも約定日以降は「未決済取引」に該当しますが、「同時決済取引」の場合、約定上の決済期日後において有価証券等の引渡し又は資金の支払が行われていない営業日数（「経過営業日数」）が4日以内であれば、未決済取引としての信用リスク・アセットの額の算出を要しません。「非同時決済取引」の場合も、取引の相手方による反対取引の約定決済日（所謂「第二期日」）に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行うものについて、約定日から当該有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う日（所謂「第一期日」）までの間は、未決済取引としての信用リスク・アセットの額の算出を要しません。

ただし、約定日から受渡し又は決済期日までの期間が5営業日（ $=t+5$ ）又は市場慣行による期間を超えることが予め決まっている（約定されている）取引は「長期決済期間取引」とされ、上記、「未決済取引」としての信用リスク・アセットの額の算出を要しないとされる期間においても、カレント・エクスポージャー方式等により算出した与信相当額に、取引の相手方に応じたリスク・ウェイトを乗じて得た額を信用リスク・アセットの額として計上する必要があります。

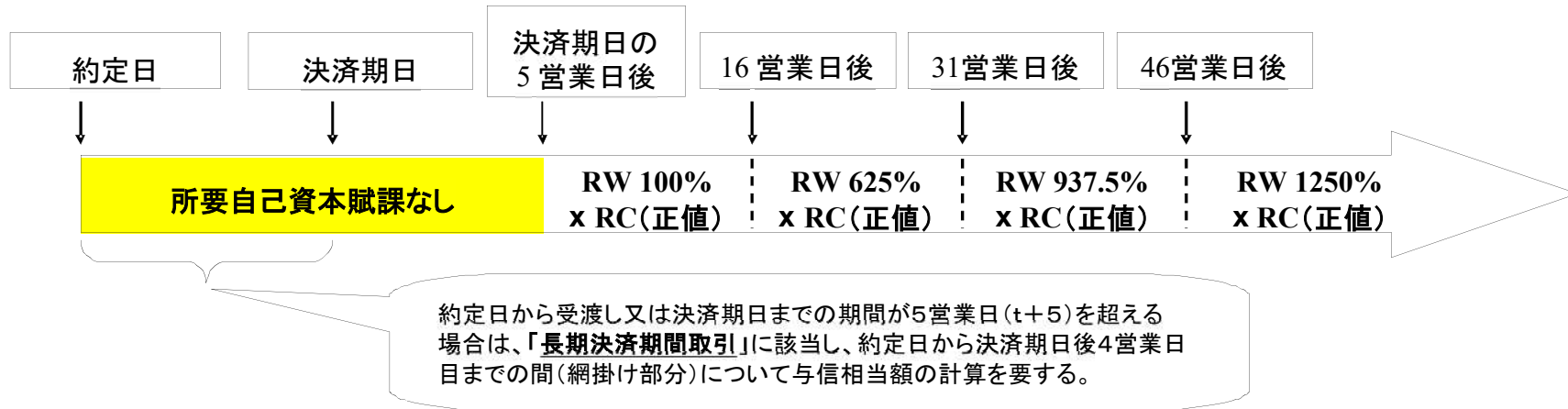
なお、「長期決済期間取引」についても、「同時決済取引」の場合は、約定上の決済期日後において有価証券等の引渡し又は資金の支払が行われていない営業日数（＝経過営業日数）が5日以上となる時点から、また、「非同時決済取引」の場合は、取引の相手方に対し、反対取引に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行った日（第一期日）以降は、「未決済取引」としての信用リスク・アセットの額の算出が必要となることに留意が必要です。

(表 1)

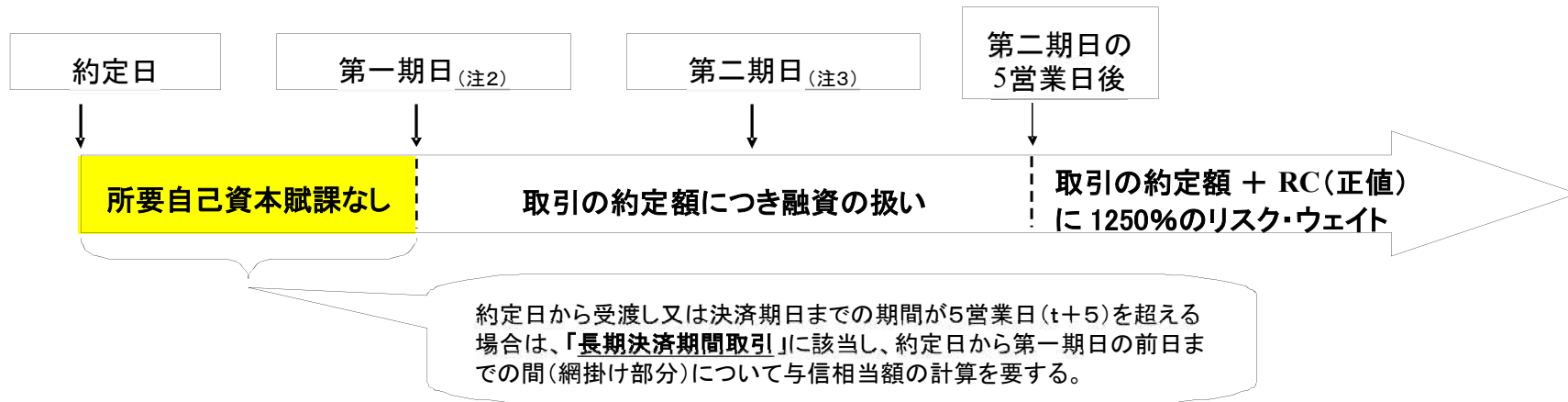
		条件		信用リスク・アセットの額の算出方法
同時決済取引	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超えない</u> ことが約定されている	約定上の決済期日まで		算出不要
		約定上の決済期日の4営業日後まで		算出不要
		約定上の決済期日の5営業日以降		正の再構築コスト×経過営業日数に応じたリスク・ウェイト (図1参照)
	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超える</u> ことが約定されている【長期決済期間取引】	約定上の決済期日まで		与信相当額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
		約定上の決済期日の4営業日後まで		
		約定上の決済期日の5営業日以降		正の再構築コスト×経過営業日数に応じたリスク・ウェイト (図1参照)
非同時決済取引	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超えない</u> ことが約定されている	相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う場合	第一期日まで	算出不要
			第一期日から第二期日の4営業日後まで	取引の約定額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
			第二期日の5営業日以降	取引の約定額+正の再構築コストの合計額に1250%のリスク・ウェイト
		相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行わない場合		算出不要
	約定日から受渡し又は決済の期日までの期間が5営業日又は市場慣行による期間を <u>超える</u> ことが約定されている【長期決済期間取引】	相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う場合	第一期日まで	与信相当額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
			第一期日から第二期日の4営業日後まで	取引の約定額×取引の相手方に応じたリスク・ウェイト
			第二期日の5営業日以降	取引の約定額+正の再構築コストの合計額に1250%のリスク・ウェイト
		相手方に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行わない場合		算出不要

未決済取引及び長期決済期間取引の取扱い

同時決済取引



非同時決済取引



(注1) 「RC」(Replacement Cost)とは、当該取引の再構築コストを指す。

(注2) 「第一期日」とは、反対取引に先立って有価証券等の引渡し又は資金の支払を行う日を指す。

(注3) 「第二期日」とは、反対取引の約定決済日を指す。

【第6章（標準的手法）－第5節（信用リスク削減手法）関係】

<手法の選択>

【関連条項】第85条

第85条-Q1 内部格付手法採用行が重要性の原則等に基づいて標準的手法を適用する部分について、適格金融資産担保の勘案方法として、「包括的手法」と「簡便手法」を併用することは可能ですか。

(A)

内部格付手法採用行は、原則として、包括的手法を用いることが必要です。ただし、重要性の原則等に基づいて標準的手法を用いる部分については、マーケット・リスク相当額の算出の対象となっている資産に関するオフ・バランス取引又は派生商品取引の与信相当額について信用リスク削減手法を適用する部分以外の部分について統一的に使用する限り、簡便手法を用いることが認められます。

<手法の選択>

【関連条項】第85条

第85条-Q2 適格金融資産担保の勘案方法として「簡便手法」と「包括的手法」のいずれかを選択することとされていますが、いずれか一方から他の手法への変更は認められますか。

(A)

いずれかの手法を継続的に用いることが原則ですが、リスク管理の高度化等に伴い、簡便手法から包括的手法に移行することは認められます。

<担保の相関>

【関連条項】第87条

第87条-Q1 「適格金融資産担保付取引の取引相手の信用リスクと当該適格金融資産担保の信用リスクが顕著な正の相関を有する場合」とは、どのような場合を指すのですか。

(A)

少なくとも、当該企業を連結対象とする企業、及び、当該企業の子会社の発行する証券は、原則として顕著な正の相関を有するものとして扱うべきと考えられます。

ただし、顕著な正の相関の有無は、基本的には、各金融機関において、適切なリスク管理の観点から確認すべきものであり、関連会社や系列会社等についても、担保として不適格と考えられる程度の相関の高さが認められる場合には、各金融機関の判断により、不適格にすべきものと考えられます。

<適格金融資産担保の格付>

【関連条項】第 89 条第 4 号及び第 5 号

第 89 条-Q1 適格金融資産担保の要件として第 89 条第 4 号及び第 5 号に規定されている「適格格付機関」は、標準的手法においてリスク・ウェイトを算出するために自行が用いることを選択した適格格付機関と異なる適格格付機関でもよいのですか。

(A)

金融資産担保の適格性判断のために使用できる格付の範囲は標準的手法のリスク・ウェイトの算出のために使用できるものと同じですが、標準的手法においてリスク・ウェイトを算出するために自行が選択したものと異なる適格格付機関の格付を、金融資産担保の適格性判断のために使用することも認められます。

<指定国の代表的な株価指数>

【関連条項】第 89 条第 6 号

第 89 条-Q2 第 89 条第 6 号の「指定国の代表的な株価指数」とはどのようなものを指しますか。(平成 20 年 3 月 31 日修正)

(A)

第 89 条第 6 号に規定する「指定国の代表的な株価指数」の具体的な内容は、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」Ⅳ-2-3-(3)-③に規定されていますのでご参照下さい。

<適格金融資産担保>

【関連条項】第 89 条

第 89 条-Q3 適格金融資産担保となる「自行預金」の範囲はどこまでですか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

適格金融資産担保となる「自行預金」には、自行の預金のほか、債券および信託受益権(元本補填契約が締結されているものに限る。)等が含まれます。

<ボラティリティ調整率と行内担保掛目>

【関連条項】第 97 条

第 97 条-Q1 包括的手法のボラティリティ調整率を用いる場合、行内与信管理上の担保掛目と異なってもよいですか。

(A)

「自行推計ボラティリティ調整率」を用いる場合には、その推計に用いられるデータが行内のリスク管理でも用いられていることが必要になります(第 97 条第 2 項第 1 号)。しかし、「標準的ボラティリティ調整率」を用いる場合には、そのような要件はありません。

<担保付デリバティブ取引の計算方法>

【関連条項】第 113 条、第 79 条の 4、第 88 条

第 113 条-Q1 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）の資本賦課は具体的にどのように計算すればよいですか。（平成 25 年 3 月 28 日修正、平成 30 年 3 月 23 日修正）

(A)

第 79 条の 4 において再構築コスト (RC) が零を下回ることができないとされているのは、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めない趣旨です。これに対し、いわゆる CSA 契約による取引の場合には、差入れられた担保をエクスポージャーと認識するのに対応し、負の再構築コストを認識することが認められます。しかし、負の再構築コストによりアドオンを相殺することを認めないという第 79 条の 4 の趣旨は CSA 契約による取引でも妥当します。その上で、例えば、イニシャルマージンなど、再構築コストを上回る担保を徴求している場合には、当該超過担保によって、アドオンを相殺することは可能です。

<担保付デリバティブ取引におけるアドホック・コール>

【関連条項】第 113 条、第 100 条

第 113 条-Q2 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）に担保の随時請求（アドホック・コール）条項が付されている場合には、最低保有期間に基づくボラティリティ調整率を追加的な調整なしに適用できると考えてよいですか。

(A)

最低保有期間に基づくボラティリティ調整率を適用するためには、担保額調整について随時請求が契約上可能となっているだけでなく、少なくとも、日次の時価評価が行われ、当該評価に基づいてコールを適切に運用できる体制となっていることが必要と考えられます。

<貸出金と自行預金の相殺の約定>

【関連条項】第 117 条

第 117 条-Q1 「貸出金と自行預金の相殺」に関する約定としては、どのようなものが考えられますか。

(A)

「貸出金と自行預金の相殺」としては、各行が定める銀行取引約定書、消費者ローン契約書及び BBA (British Bankers Association) International Deposit Netting Agreement 等、「当該債権」と「当該定期性預金」の法定相殺を可能とする相殺適状の特約の条項を有する契約が考えられます。

<第 117 条の「貸出金」>

【関連条項】 第 117 条

第 117 条-Q2 「貸出金と自行預金の相殺」における「貸出金」は、コールローンや金融機関への預け金を含みますか。(平成 19 年 3 月 23 日修正)

(A)

「コールローン」や「預け金」は、銀行経理における勘定科目は「貸出金」とは別に設けられていますが、「貸出金と自行預金の相殺」の適用においては「貸出金」として扱うことができるものとしします。また同様に、貸出金（コールローンや預け金を含む。）より発生する未収収益についても「貸出金」として取り扱うことができるものとしします。

< 第 117 条の「自行預金」 >

【関連条項】 第 117 条

第 117 条-Q3 「貸出金と自行預金の相殺」における「自行預金」は、満期のない預金（流動性預金）、譲渡性預金、コールマネーを含みますか。

(A)

満期のない預金（流動性預金）及び譲渡性預金については、流動性預金の引出し可能性及び譲渡性預金の譲渡性に照らすと、いずれも受働債権として確実な残存期間を有するといふことができないため、第 132 条により信用リスク削減手法の残存期間不足による調整が求められる「貸出金と自行預金の相殺」の対象としては不適格となります。コールマネーは自行預金と同様に扱うことで差し支えありません。

< 自行預金が継続されないリスクの監視及び管理 >

【関連条項】 第 117 条

第 117 条-Q4 自己資本比率の算出において「貸出金と自行預金の相殺」を行う場合、第 117 条第 1 項第 3 号において「自行預金が継続されないリスクが監視及び管理されていること」が要件とされていますが、具体的にどのような監視・管理を行うことが必要なのでしょうか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

少なくとも、期日管理を行い、受働債権の期日落ちによって当然にネットィング効果が消滅し、エクスポージャーが増加するような管理は必要です。金利動向に起因する預金の途中解約などのリスクについては、各金融機関のリスク管理上の判断に基づいて監視・管理すべきものと考えます。

< 信用状付輸出手形の買取り >

【関連条項】 第 118 条

第 118 条-Q1 信用状付輸出手形の買取りについては、どのように取扱われるのですか。

(A)

信用状付輸出手形の買取りは、信用状を発行した金融機関の保証付き債権として取扱い
ます。

<保証予約>

【関連条項】第 118 条、第 119 条

第 118 条-Q2 債務者の信用状態の悪化に起因して正式保証への切り替えを予定してい
る、いわゆる保証予約について、信用リスク削減効果を認識することは認められま
すか。

(A)

当該保証を行っている会社の財務諸表上において債務者に対する保証予約が債務保証お
よび保証類似行為として注記されている場合、又はその内容が法的に保証と同等の効力を
有することが明らかである場合で、当該会社の正式な内部手続を経ていることが文書その
他により確認でき、当該会社が十分な保証能力を有するものについては、信用リスク削減効
果が認められると考えられます。

<自行の債務保証に対する裏保証>

【関連条項】第 118 条、第 119 条

第 118 条-Q3 自行の債務保証に対して他の金融機関又は証券会社から裏保証を受けた
場合のリスク・ウェイトは、どのようになりますか。

(A)

自行の債務保証に対して他の金融機関又は証券会社から裏保証を受けた場合のリスク・ウ
ェイトは、第 118 条、第 119 条等の保証の要件を満たす限り、次のとおりとなります。

- ・ 他の金融機関又は証券会社の裏保証部分は、原債務者と裏保証を行った金融機関又は
証券会社のいずれか低い方のリスク・ウェイトを適用する。
- ・ 裏保証のない部分は原債務者に対するリスク・ウェイトを適用する。

<公的保証等>

【関連条項】第 118 条、第 119 条、第 122 条

第 118 条-Q4 国際協力銀行保証、日本政策投資銀行保証、日本貿易保険の保険等とい
った公的な保証・保険は、適格な保証となりますか。

(A)

保証の要件を満たす限り、適格な保証として扱うことができます。

<ISDA マスターアグリーメントの早期終了事由>

【関連条項】第 118 条第 3 号

第 118 条-Q5 ISDA マスターアグリーメントに基づく取引では、カウンターパーティがデフォルトに至る以前に早期終了事由の発生による既存取引の一括清算を行う場合がありますが、これは第 118 条第 3 号の「信用リスク削減効果の提供が中止されないこと」には該当しないと考えてよいですか。

(A)

現時点では、現行の ISDA マスターアグリーメントによる早期終了の発生可能性により、例えば、クレジット・デリバティブが信用リスク削減手法の適格要件を充足しないという懸念は有しておりません。

<元本保証商品の取扱い>

【関連条項】第 119 条、第 126 条

第 119 条-Q1 元本部分の返済は保証されているが、金利部分の返済は原債権の実績に連動している場合、元利ともに元本部分の保証人向けのエクスポージャーとして扱って良いですか。(平成 19 年 5 月 9 日追加)

(A)

第 119 条第 1 項第 2 号に規定されている通り、標準的手法を採用する金融機関が保証を信用リスク削減手法として用いる場合、被保証債権の債務者が当該金融機関に支払うべき債務のうち、手数料、利息、その他の元本以外の関連債務も保証の対象としている必要があります。もっとも、被保証債務が元本のみである場合には、当該金融機関は元本以外の関連債務は保証されていないものとして認識し、第 126 条に基づき、元本部分についてのみ信用リスク削減効果を勘案することは可能です(第 119 条第 2 項)。すなわち、当該金融機関は、元本部分は保証人向けのエクスポージャーとして取扱い、保証人のリスク・ウェイトを元本部分に対応するエクスポージャーの額に適用する一方、金利部分等の元本以外の関連債務については、それに対応するエクスポージャーの額を特定した上で、原債権のリスク・ウェイトを適用することとなります。

こうした中、金利部分が株式やヘッジファンド等の原債権の実績に連動している場合、金利部分の与信相当額の特定が困難であることが想定されますが、その際は、被保証債務である元本部分を保証人のリスクに応じた割引率で現在価値に割り引いた額を元本部分のエクスポージャーの額とし、残余の額を金利部分のエクスポージャーの額とすることも可能です。

<ビッグバンプロトコル>

【関連条項】告示第 120 条第 4 号

第 120 条-Q1 契約当事者ではなく決定委員会 (Credit Derivatives Determinations Committee) が信用事由の認定を行うクレジット・デリバティブについて、信用リスク削減手法として用いることができますか。(平成 25 年 3 月 28 日追加)

(A)

プロテクションの購入者である銀行が決定委員会に対して信用事由の認定に関する決議の要求を行うことが可能であり、かつ、決定委員会がプロテクション提供者に対して独立的な立場を確保している場合、当該クレジット・デリバティブを信用リスク削減手法として用いることが可能です。

<保証及びクレジット・デリバティブの計算方法等>

【関連条項】第 124 条

第 124 条-Q1 中央政府等が外国通貨建てのエクスポージャーに対して外国通貨建てで保証等を行っている場合、当該保証部分等に適用される「保証人…のリスク・ウェイト」(第 124 条)はどのように決定されますか。

(A)

中央政府等が外国通貨建てで保証等を行う場合、「保証人…のリスク・ウェイト」は、中央政府等の外国通貨建て格付に基づいて決定します。

<免責額の扱い>

【関連条項】第 125 条

第 125 条-Q1 クレジット・デリバティブ契約における「Payment Requirement」(2003 ISDA Credit Derivatives Definitions Section 4.8(d)) は第 125 条の「免責額」に該当しますか。

(A)

「Payment Requirement」は、市場慣行により設定される限り(即ち、設定された閾値が多額でなく、かつ、設定された閾値を超えれば全額の支払を受けられる性格のものであることにより、実質的に全額の支払を受けられる蓋然性が確保されるということができ、リスク移転を制限する目的で設定するものでないと言える限り)、「免責額」に該当しないものとします。

<自動継続定期預金の残存期間>

【関連条項】第 130 条、第 117 条

第 130 条-Q1 「貸出金と自行預金の相殺」の規定により預金の信用リスク削減効果を勘案する場合、自動継続定期預金の残存期間はどのように判断しますか。
(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

預金者の裁量により自動継続を停止できることから、自動継続定期預金の残存期間は、次の自動継続日までの期間となります。

<据置期間のある定期預金の残存期間>

【関連条項】第 130 条、第 117 条

第 130 条-Q2 「貸出金と自行預金の相殺」の規定により預金の信用リスク削減効果を勘案する場合、期日指定定期預金など、一定期間据置後は解約が自由である定期預金の残存期間はどのように判断しますか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

据置期間経過後は解約が自由であることから、据置期間満了時までが残存期間となります。

<質権を設定した預金のマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】第 130 条

第 130 条-Q3 質権を設定した預金について、マチュリティ・ミスマッチによる調整が必要となりますか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

担保対象預金が定期預金として継続されない場合、満期後預金若しくは供託金の上に引き続き質権を維持するか、又は、速やかに回収することとされているときは、マチュリティ・ミスマッチによる調整は不要と考えられます。

総合口座における当座貸越についても、預金に質権が設定されている場合には、同様となります。

<根担保・根保証契約におけるマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】第 130 条

第 130 条-Q4 担保・保証が「一定期間内に発生する与信をその満期まで担保・保証する」ものである場合、マチュリティ・ミスマッチについてどのように扱いますか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

一定期間内に発生する与信をその満期まで担保・保証するのであれば、当該一定期間内に発生し、既にオンバランスで認識されている与信については、マチュリティ・ミスマッチの問題は生じません。

他方、このような担保・保証の提供を受けた銀行がコミットメント契約を行っており、オフバランスの与信相当額に対して担保・保証の効果を勘案する場合であって、コミットメントの期間よりも担保・保証契約に定める「一定期間」が短いときは、マチュリティ・ミスマッチが問題となります。

この場合、与信相当額のマチュリティは、コミットメント契約の残存期間と、コミットメントによって実行され得る与信の最長の満期の合計とします。

<担保付デリバティブ取引のマチュリティ・ミスマッチ>

【関連条項】第 130 条、第 113 条

第 130 条-Q5 担保付デリバティブ取引（いわゆる CSA 契約による取引）について、マチュリティ・ミスマッチによる調整が必要となりますか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

担保付デリバティブ取引において、適時に担保差入れを請求できる契約内容および体制となっており、かつ、当該担保差入れがなされないことがデフォルト事由に該当し、強制的に与信を回収できるのであれば、マチュリティ・ミスマッチの考慮は不要です。

<エクスポージャーの残存期間>

【関連条項】第 130 条

第 130 条-Q6 約定弁済が行われる場合、その部分については、最終弁済日ではなく、約定弁済日までの期間を残存期間とすることはできますか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

約定弁済が行われる部分については、約定弁済日までの期間を残存期間とすることができます。その場合、次のように取扱います。

- ① 信用リスク削減手法の満期よりも前に約定弁済が行われる部分については、マチュリティ・ミスマッチに関する調整は不要となります。
- ② 信用リスク削減手法の満期よりも後に約定弁済される部分については、第 132 条に基づき、マチュリティ・ミスマッチに関する調整を行います。

【内部格付手法】

【第1章（定義）＜内部格付手法関係＞】

＜大規模規制金融機関等の定義＞

【関連条項】第1条第37号の2

第1条第37号の2-Q1 内部格付手法における相関係数を引き上げる対象となる大規模規制金融機関等の範囲について教えてください。（平成24年6月6日追加、平成25年9月20日修正）

(A)

大規模規制金融機関等である『大規模規制金融機関』及び『非規制金融機関』については、内部格付手法での信用リスク・アセットの額の算出における相関係数を通常の1.25倍することが求められています。

うち、『大規模規制金融機関』については、規制金融機関グループ（本邦では銀行業、証券業、保険業を営む企業及びそれらの持株会社のうち健全性規制が設けられている企業グループが該当）のうち、グループでの連結総資産が一千億合衆国ドルに相当する額以上の企業グループを構成する企業が該当します。ここで一千億合衆国ドルに相当する額については、原則として、算出基準日ごとの為替の水準に基づき算出することが求められますが、円建てで連結財務諸表を作成しているグループに対しては、あらかじめ合理的に設定した円換算額（例えば、改正告示（平成24年金融庁告示第28号）の公布日（平成24年3月30日）を起点とした過去1年間の平均為替レート（1ドル＝79.76円、東京外為市場における取引状況（2011年中）（日本銀行金融市場局）より）で換算した7兆9760億円≒8兆円）を継続的に用いることも許容されます。

『非規制金融機関』については、金融業及び保険業を主に営む企業のうち、大規模規制金融機関及び規制金融機関を除く企業、具体的には、ヘッジファンドに加えて、住宅ローン保証会社や貸金業者等であり、その規模にかかわらず該当します。ただし、「金融機関その他の金融システムに影響を及ぼすものと高い相関関係を有しないもの」である企業、例えば、大規模規制金融機関に該当しない規制金融機関の子法人等であって当該規制金融機関の顧客を中心に金融サービスを提供するリース子会社等は、その金融システムへの影響度にかんがみ、対象外とすることが許容されます。

（参考：規制金融機関グループに属する企業の大規模規制金融機関等への該当是非）

	連結総資産1千億ドル以上	連結総資産1千億ドル未満
親法人等(規制金融機関)	○	×
子法人等(規制金融機関)	○	×
子法人等(非規制金融機関)	○	リース会社等：×

		ヘッジファンド等：○
子法人等(金融機関以外)	○	×

○：大規模規制金融機関等に該当

×：大規模規制金融機関等に非該当

なお、大規模規制金融機関等に係る株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を PD/LGD 方式により算出する場合についても、通常の相関係数を 1.25 倍したものを、その相関係数として用いることが求められます。

<居住用不動産向けエクスポージャー>

【関連条項】 第 1 条第 38 号

第 1 条第 38 号-Q1 自己居住用部分と非自己居住用部分（賃貸や店舗等）とを一体として信用供与の目的としている場合、これを居住用不動産向けエクスポージャーとすることは認められますか。

(A)

債務者が居住する建物の一部を住宅として賃貸若しくは店舗として賃貸・使用する場合で、エクスポージャーが賃貸・店舗部分も含め一体として供与されているとき、自己居住目的以外の部分が付随的であると判断され、各金融機関内部の与信及びリスク管理においてもすべて自己居住目的の信用供与と同様の取扱いをしている場合は、当該信用供与全体を居住用不動産向けエクスポージャーとすることは許容されます。

付随性の判断については、例えば、自己居住用部分と非自己居住用部分の床面積比を基準にすること等が挙げられ、金融機関の信用リスク管理指針等において基準を明確に定めておく必要があると考えられます。

<その他リテール向けエクスポージャー>

【関連条項】 第 1 条第 40 号

第 1 条第 40 号-Q1 「その他リテール向けエクスポージャー」において、一の債務者に対するエクスポージャーの合計額を把握する際の留意点は何ですか。

(A)

連結自己資本比率の算出に当たっては、内部格付手法を採用する金融機関が連結の対象とする範囲で「一の債務者」に対するエクスポージャーの合計額を把握し、当該合計額に基づきその他リテール向けエクスポージャーに該当するか否かについての判断を行って頂くこととなります。また、「一の債務者」については連結財務諸表を作成している債務者グループ等、内部格付手法を採用する金融機関の内部管理にて実質一体として管理している債務者について合算することが基本となります。

もっとも、前者の金融機関のグループ内における合算は、顧客情報の共有化について債務

者の同意が得られている等、個人情報保護法等の関連法令を遵守していることが前提となりますが、事前に使用目的や使用の範囲などを明確にした書面等によるグループ内における顧客情報の共有化についての同意を顧客から得ていることが現時点における一般的な実務であると理解されることから、グループ全体としてリスク管理の高度化の観点から必要な限りにおいて、法令の範囲内における顧客情報の共有化に取り組んで頂くことが期待されます。

<その他リテール向けエクスポージャー>

【関連条項】第1条第40号

第1条第40号-Q2 「その他リテール向けエクスポージャー」について一の債務者に対するエクスポージャーの合計額を把握する際に、信用保証協会等の保証がある債権を除くことは可能ですか。

(A)

保証等が付された場合は、所要自己資本の額の算定に使用するパラメータ（PD・LGD）等においてその効果が勘案されることが原則であり、保証等が付されている部分のエクスポージャーをEADから除外するような取扱いは認められません。第1条第40号における「合計額」を把握する際においても、保証等が付されているエクスポージャーについて、これをエクスポージャーに含めて認識する必要があります。

<中堅中小企業向けエクスポージャー>

【関連条項】第1条第51号

第1条第51号-Q1 「ただし、当該事業法人が卸売業を営む場合その他の当該事業法人の事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切ではない場合」の運用はどのように考えれば良いですか。

(A)

「事業規模を判断するに当たって当該事業法人の売上高を用いることが適切でない場合」に該当する場合としては、当該事業法人が卸売業を営む場合のほか、例えば、日本標準産業分類における「金融・保険業」を主要な事業として営む事業法人であって、当該事業法人の売上高が把握できない場合等が挙げられます。金融機関において当該規定を運用するに当たっては、業種等の範囲、当該業種等に関して事業規模を判断する際の基準として売上高を用いることが適切でない理由等を信用リスク管理指針において明確に定めておく必要があると考えられます。

<適格債権担保>

【関連条項】第1条第53号イ

第1条第53号-Q1 「当初の満期が一年以内」であることが適格債権の要件ですが、振

出日が白地の手形についてはどのような取扱いとなりますか。

(A)

振出日が白地の手形については、原則として、割引日から支払期日までの期間が1年未満のものであれば当該要件を充足しているものとして差し支えありません。

<適格購入事業法人等向けエクスポージャープールの分散度>

【関連条項】第1条第60号、第255条第1項第4号

第1条第60号-Q1 適格購入事業法人等向けエクスポージャープールは、分散度の高いプールとしての構成を求められていますが、具体的にどの程度分散度が高い必要がありますか。(平成31年3月15日修正)

(A)

第三者から購入した事業法人等向けエクスポージャー（購入事業法人等向けエクスポージャー）については、基本的に個々のエクスポージャーごとに信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。もっとも、金融機関内部のリスク管理実務を踏まえ、第1条第60号に規定されている要件を満たしたエクスポージャー（適格購入事業法人等向けエクスポージャー）に関しては、リテール向けエクスポージャーと同様にプール単位での信用リスク・アセットの額の算出が認められています。ただし、その際、複数の適格購入事業法人等向けエクスポージャーによって構成された適格購入事業法人等向けエクスポージャープールは、リテール向けエクスポージャーに準じて、「分散度の高いプール」である必要があります。これは、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出は個別に行うことが原則であり、リテール向けエクスポージャーに準じてプール単位で行うことは、あくまで例外であるためです。

具体的な適格購入事業法人等向けエクスポージャープールの「分散度の高さ」に関しては、これまで当該適格購入事業法人等向けエクスポージャープールに含まれる適格購入事業法人等向けエクスポージャーのうち、「最大のものが総額に占める割合」という数値基準を軸に検討を進めてきました。しかしながら、現時点における金融機関内部のリスク管理実務では、「最大のものが総額に占める割合」が1パーセントから5パーセントまでばらつきがみられたことから、当面は具体的な数値基準を設定せず、各金融機関内部で「最大のものが総額に占める割合」を信用リスク管理指針において5パーセント以下の明確な数値基準として定め、運用して頂くこととします（※）。なお、告示適用後の金融機関内部のリスク管理実務の発展を促しつつ、すべての金融機関共通の数値基準を定めることを引き続き検討していきます。

※ 第255条第1項第4号に規定するように、当該要件は、内部格付手法準拠方式を用いてリスク・ウェイトを算出する証券化エクスポージャーについて、裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）を算出するに当たり、トップ・ダウン・アプローチを準用する場合も該当

します。

【第7章（内部格付手法）－第1節（総則）関係】

<承認手続等>

【関連条項】第143条、附則第4条

第143条-Q1 予備計算の段階で、第143条に掲げられる最低要件を完全に満たす必要はありますか。

(A)

内部格付手法の承認申請時点においては、告示に規定する最低要件を充足する必要がありますが、予備計算の段階では、必ずしも最低要件を完全に満たすことを求めるものではありません。ただし、承認を受けるにあたり、原則として、「最低要件に沿った内部格付制度を、当該承認に先立って三年以上にわたり使用して」いること（第143条第1号、附則第12条第4項に基づく経過措置あり）が求められることや、予備計算が承認を得ようとする日の原則1年前（ただし、平成20年3月31日より先進的内部格付手法を採用する場合は原則2年前）から開始されることを踏まえると、予備計算の届出の前提として、①内部格付手法の採用及びその開始予定時期につき、組織的な意思決定がなされていて、②最低要件との乖離（ギャップ）の認識が適切であり、③当該ギャップは承認を得ようする日までに解消される程度に小さく、④当該ギャップ解消のための具体的なアクション・プランに基づくプロジェクト管理が適切に行われていることが求められます。この点について、予備計算の際に、ギャップ評価表等添付書類の中で明確にして頂く必要があります。

なお、予備計算期間中の準備状況の進捗に照らして、最低要件を充足した段階で承認申請が行われることが期待されます。

<段階的適用>

【関連条項】第146条第1項

第146条-Q1 段階的適用はどのような範囲及び期間について認められますか。（平成31年3月15日修正）

(A)

内部格付手法を採用する金融機関においては、すべてのエクスポージャーについて内部格付手法を適用することが原則であることを踏まえ、段階的適用の範囲及び期間については、合理的な理由がある場合（合併や海外の規制状況等）を除き、以下の基準を目安とします。

- ① 段階的適用を用いる事業単位又は資産区分に係る信用リスク・アセットの額の合計額が、内部格付手法を採用する金融機関の信用リスク・アセットの額の合計額（適用除外の対象となる信用リスク・アセットの額を除く。）に占める割合が概ね10パーセント以下であること。

※ 内部格付手法を採用する金融機関の信用リスク・アセットの額の合計額については、以下に掲げる信用リスク・アセットの額は含まないものとします。

- ・ 適用除外の対象となる信用リスク・アセットの額
- ・ ファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額のうち、マンドート方式（告示第 167 条第 7 項及び第 8 項）、蓋然性方式（同条第 10 項）及びフォールバック方式（同条第 11 項）を適用する部分並びに（本 Q&A 第 167 条-Q9 に記載されているように）ルック・スルー方式を適用する場合において「信用リスク・アセットの信頼性が確保できない」ことが理由で標準的手法を使用することとなる部分の信用リスク・アセットの額
- ・ 証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額

② 段階的適用の当初計画の開始から終了までの期間が概ね 3 年以内であること。

また、合理的な理由により上記の目安を超過する場合には、当該理由を内部格付手法実施計画に明記する必要があります。

なお、標準的手法、内部格付手法を採用する事業単位の間で、信用リスクを移転させることにより、意図的にグループ全体の所要自己資本の額を減らす行為は、禁止されま

す。

<適用除外>

【関連条項】 第 148 条第 1 項

第 148 条-Q1 適用除外の可否を判断する一つの基準である「第 152 条第 1 号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額」はどのように算出するのですか。（平成 25 年 9 月 20 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正）

(A)

適用除外の一つの判断要素である定量基準（個々の適用除外は 2 パーセント、適用除外合計については 10 パーセントの上限基準）に関する充足状況を確認する目的での「第 152 条第 1 号イ及びロ又は第二号イ及びロに掲げる額の合計額」は、連結自己資本比率の算出においては、金融機関の連結対象資産（内部取引消去後）に対し、採用しようとする手法（適用除外対象とする事業単位又は資産区分については標準的手法）により算出します。同様に、単体自己資本比率の算出においては、金融機関単体の資産に対し、採用しようとする手法を用いて算出します。

なお、投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）に係る信用リスク・アセットの額の合計額のうち、第 167 条に規定するマンドート方式（同条第 7 項及び第 8 項）、蓋然性方式（同条第 10 項）及びフォールバック方式（同条第 11 項）を適用する部分並びに（本 Q&A 第 167 条-Q9 に記載されているよ

うに) ルック・スルー方式を適用する場合において「信用リスク・アセットの信頼性が確保できない」ことが理由で標準的手法を使用することとなる部分の信用リスク・アセットの額については、定量基準の充足状況の確認に当たって、第148条第1項第1号及び第2号に規定する「割合」を算出する際の分子・分母に含めないこととします。

<適用除外>

【関連条項】第148条

第148条-Q2 適用除外の対象とすることができる事業単位の考え方はどのようなものですか。

(A)

内部格付手法を採用する金融機関はすべての事業単位及び資産区分に対して内部格付手法を適用することが原則となっていますが、第148条において、信用リスク・アセットの額を算出するにあたって重要性が低いと判断できる事業単位又は資産区分については、標準的手法を適用することが例外的に許容されています。この重要性の基準については、同条第1項に定量基準が定められていますが、たとえ当該定量基準が満たされている事業単位又は資産区分であっても、信用リスク・アセットの額を算出するにあたって重要性が低いと判断すべきではない事業単位又は資産区分も存在し得るものと想定されることから、当該重要性を判断するための定性基準についても、各金融機関において合理的な基準を定めたいうえで適切に判断することが求められます。

その際、例えば、①信用供与を主要業務としている事業単位については、内部格付手法の採用により信用リスク管理の高度化が可能となるとともに事業単位間の裁定行為（チェリーピック）も起り難くなること、②内部格付手法を採用する金融機関の与信業務との関係が密接である事業単位については、当該事業単位より提供される情報の正確性等の確保が適用除外により困難となる蓋然性が高いこと、③グループ全体のリスク管理面における統括機能を有する事業単位については、当該事業単位を適用除外とすることにより、グループ全体の内部統制が行い難くなること、④標準的手法を採用することによって信用リスク・アセットの額が過少に算出されるおそれのある（不良債権の保有比率が高い等）事業単位については、手法間の裁定行為等が容易となり、グループ全体における適切なリスク管理に支障を与えかねないことが想定され、このような先は適用除外の対象とすることは原則的には許容され得ないものと考えます。

なお、株式等エクスポージャーの適用除外については、同条第二項において別途規定があり、上記の定量及び定性基準を満たし、ある事業単位を適用除外とした場合であっても、金融機関が保有する株式等エクスポージャーの直近一年間における平均残高が基本的項目と補完的項目の額の合計額の10パーセント以上となる場合には、当該事業単位において保有されている株式等エクスポージャーについても、適用除外とすることはできないことに留意が必要です。

<適用除外、その他資産>

【関連条項】第148条、第178条第2項

第148条-Q3 僅少なエクスポージャーにより構成されていて、その実務的な煩雑性等からリスク管理が困難な資産区分の一部を、「その他資産」や「適用除外」として取扱うことは可能ですか。

(A)

第178条第2項の規定に基づく「その他資産」は内部格付手法に基づく信用リスク・アセットの額の算出に整合しない与信性の薄い資産を想定しており、例えば、繰延資産、動産不動産（REIT等の投資証券の形を取るものは除く。）、無形固定資産等が挙げられます。

また、「適用除外」については、第148条においては「信用リスク・アセットの額を算出するに当たって重要でない事業単位又は資産区分」に対してのみ「適用除外」が例外的に許容されていますが、資産区分については事業法人向けエクスポージャー、ソブリン向けエクスポージャー、金融機関等向けエクスポージャー、居住用不動産向けエクスポージャー、適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー、その他リテール向けエクスポージャー及び株式等エクスポージャーごとに適用除外の是非を判断することが原則であり、資産区分の一部について適用除外を行うことは、裁定行為（チェリーピック）を容易にする観点から原則として許容できないものと考えています。

従って、例えば、貸出金に準ずる仮払金や未収収益等については通常は与信性の資産であり、個々の与信先の状況に応じて信用リスク・アセットの額を算出することは可能であることから、原則としては「その他資産」の対象とならないと考えられ、部分的に「適用除外」の対象とすることも当然にはできないと考えられます。

もっとも、これら貸出金に準ずる仮払金等の一部について、個々の債権額はもちろん、その合計額についても極めて僅少であり、かつ、個々の債権の信用リスクの詳細な把握に向けた取組みがリスク管理の観点からも極めて重要性に乏しいものについてまで、詳細なリスク管理を求めることは適当ではないと考えており、信用リスク・アセットの額の算出が実務上真に困難である場合であって、一部のエクスポージャーを「適用除外」とすることによる裁定行為が厳密に防止できるような資産区分の一部については、「信用リスク・アセットの額の算出を行うに当たって重要でない」と解釈できる余地はあると考えています。この場合、裁定行為（例えば、標準的手法を適用した方が信用リスク・アセットの額が低下するような貸出金に準ずる仮払金のみを適用除外とするような行為）及び恣意的運用（例えば、標準的手法を適用した方が信用リスク・アセットの額が低下するような資産区分の一部にその適用除外範囲を設定するような行為）防止の観点から、例外的取扱いである適用除外については、適用基準や範囲に関する明確な基準を内部格付手法実施計画に記載する必要があります。

<特定貸付債権におけるスロットティング・クライテリアの適用>

【関連条項】第 149 条

第 149 条-Q1 特定貸付債権に対してスロットティング・クライテリアを利用して信用リスク・アセットの額を算出する場合において、内部格付をスロットティング・クライテリアに割り当てるが必要になりますが、その際の留意点は何ですか。(平成 18 年 12 月 27 日追加)

(A)

特定貸付債権（プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンス及び事業用不動産向け貸付けを総称していう。）においては、一般の事業法人向けエクスポージャーとは異なり、第 153 条第 3 項及び第 5 項に規定された「優」、「良」、「可」、「弱い」、「デフォルト」の 5 つのスロットティング・クライテリアに当該債権に対する内部格付を割り当て、信用リスク・アセットの額を算出することが可能となっています。この背景には、特定貸付債権の利払い及び返済の原資が債務者の信用リスクでなく、特定の事業や有形資産からの収益に強く依存しており、PD と LGD の相関が高いと考えられることから、金融機関内部のリスク管理実務において、一般の事業法人向けエクスポージャーとは異なる内部格付制度を別途構築している事例が多いことがあります。また、特定貸付債権のデフォルト実績はそれほど多くないため、実績値との比較検証（バックテスト）による PD 推計の精緻化が困難となっていることもあります。

内部格付手法では、このようなリスク管理実務を踏まえ、第 213 条に規定された PD の推計についての最低要件を満たすことができない場合に限り、特定貸付債権に対する内部格付をスロットティング・クライテリアに割り当て（マッピング）、5 つの区分それぞれに対応したリスク・ウェイトを適用することが第 153 条において認められています。その際、金融機関においては、別表 1 から別表 4 までに規定された定量基準・定性基準と内部格付を付与する際に勘案されるリスク要因（リスク・ファクター）の対応を分析した上で、内部格付を 5 つの区分に割り当てる方法（マッピング方法）を検討し、第 190 条第 1 項に基づき当該方法を信用リスク管理指針に記載することが求められます。また、マッピング方法の合理性を疎明する文書の整備も必要です（同条第 3 項）。

なお、別表 1 から別表 4 までに規定された定量基準・定性基準と内部格付を付与する際に勘案されるリスク要因（リスク・ファクター）の対応の分析に際しては、全ての基準が内部格付を付与する際に勘案されていることを前提としていませんが、「財務体質」や「政治・法律面の環境」等の個々の大項目に関し、少なくとも一つの基準は勘案されていることが期待されます。例えば、統計的モデルを用いて特定貸付債権に対し内部格付を付与している場合、統計的モデルのリスク・ファクターと別表 1 から別表 4 までに規定された基準の対応を分析し、個々の各大項目に関し少なくとも一つの基準は当該モデル（及び当該モデル外部の定性調整等）のリスク・ファクターとして勘案されていることを確認した上で、内部格付

を5つのスロットティング・クライテリアに割り当てる方法（マッピング方法）を検討する必要があります。また、専門家の定性的な評価に基づき内部格付を付与している場合には、定性的な評価の際に勘案されるリスク・ファクターと別表1から別表4までに規定された基準の対応を分析し、個々の大項目に関し少なくとも一つの基準は当該評価のリスク・ファクターとして勘案されていることを確認した上で、内部格付のマッピング方法を同様に検討する必要があります。

また、内部格付のスロットティング・クライテリアへの割り当て（マッピング）に際しては、各基準を総合的に判断するものであり、必ずしも各基準における最も低い区分がスロットティング・クライテリアになる（ウィークリンクする）ものではありません。もっとも、案件によってはある特定の基準の影響が非常に大きい場合もあると考えられ、その場合にはウィークリンクを行う等の適切な対応が期待されます。なお、基準の性質によっては、必ずしも区分を5段階にする必要があるというわけではありません。

このほか、マッピング方法の合理性の疎明にあたっては、下記の適格格付機関の付与する格付とのおおよその対応関係を参照することも可能です（表1参照）。もっとも、その場合には、当該格付のクライテリアと内部格付のクライテリアとの整合性（例えばLTV<Loan To Value>やDSCR<Debt Service Coverage Ratio>の水準の整合性）を確認するとともに、その整合性を維持するための内部管理態勢の整備が不可欠です。

表1：スロットティング・クライテリアと外部格付との参照対応関係

	優	良	可	弱い	デフォルト
(株) 格付投資情報センター (R&I)	BBB- 以上	BB+~ BB	BB-~ B+	B~C-	該当なし
(株) 日本格付研究所 (JCR)	BBB- 以上	BB+~ BB	BB-~ B+	B~C-	該当なし
ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)	Baa3 以上	Ba1~ Ba2	Ba3~ B1	B2~ C3	該当なし
スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス (S&P)	BBB- 以上	BB+~ BB	BB-~ B+	B~C-	該当なし
フィッチレーティングスリミテッド (Fitch)	BBB- 以上	BB+~ BB	BB-~ B+	B~C-	該当なし

別表 1：プロジェクト・ファイナンスに関する基準

	優	良	可	弱い
財務体質				
市場環境	競合がほとんどない、又は立地条件、コスト若しくは技術力の点で競合を大きく上回る、持続的な優位にある。需要が好調で、さらに伸びている。	競合がほとんどない、又は立地条件、コスト若しくは技術力の点で平均以上の優位にあるが、持続性は不透明。需要が好調かつ安定している。	当該プロジェクトの立地条件、コスト又は技術力の点で優位点はない。需要は十分かつ安定的。	当該プロジェクトの立地条件、コスト又は技術力が平均以下。需要も弱く、落ち込んでいる。
財務指標 (DSCR<Debt Service Coverage Ratio>、LLCR<Loan Life Coverage Ratio>、PLCR< Project Life Coverage Ratio>、デット・エクイティ比率<Debt-to-Equity Ratio>等)	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標が良好。非常に保守的な経済的前提を置くことが可能。	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標が良好又は十分なレベル。保守的な経済的前提を置いている。	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標は標準的。	当該プロジェクトのリスク水準を考慮すると、財務指標は悪い。
ストレス分析	マクロ経済情勢又はセクターの状況(業況)が持続的かつ深刻に悪化した場合でも、期日の債務返済が可能。	マクロ経済情勢又はセクターの状況(業況)が悪化した場合でも、期日の債務返済が可能。深刻な経済情勢の悪化によってのみ、デフォルトに陥ると考えられる。	通常の景気循環におけるストレスから影響を受け易い。一般的な景気後退によってデフォルトに陥る可能性がある。	早期に状況が改善しない限り、デフォルトに陥る可能性が高い。

	優	良	可	弱い
財務構造				
当該プロジェクトの耐用年数と対比した与信期間	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を大きく上回る。	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を上回る。	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を上回る。	当該プロジェクトの耐用年数が融資期間を上回らない場合もある。
償還スケジュール	分割償還（アモチ）型債務。	アモチ型債務。	一括返済（プレット）の割合が低いアモチ型債務。	一括返済（プレット）又は一括返済の割合が高いアモチ型債務。
政治・法律面の環境				
当該プロジェクトの類型（タイプ）及びリスク削減策を考慮した政治リスク（トランスファー・リスク等）	政治リスクは非常に小さく、必要に応じて強力なリスク削減策が見込める。	政治リスクは小さく、必要に応じて十分なリスク削減策が見込める。	政治リスク及びリスク削減策は標準的。	政治リスクが高い。リスク削減策がない、又は弱い。
不可抗力のリスク（戦争、内紛等）	不可抗力のリスクが小さい。	不可抗力のリスクが許容範囲内。	不可抗力のリスク削減策が標準的。	不可抗力のリスクが大きい。不可抗力のリスク削減策も不完全。
長期的な政府支援と当該国にとってのプロジェクトの重要性	当該国にとって政策的に重要性が高いプロジェクト（輸出志向型プロジェクト等）。政府による支援が強力。	当該国にとって重要性が高いプロジェクト。十分な政府支援が見込まれる。	当該国にとって政策的に重要ではないものの、明白な利益（メリット）をもたらすプロジェクト。明示的な政府支援は行われな可能性もある。	当該国にとって政策的な重要性は低いプロジェクト。政府支援もない、又は弱い。

	優	良	可	弱い
法令面の安定性（法律改正のリスク等）	長期的に良好かつ安定した規制環境。	中期的に良好かつ安定した規制環境。	規制の変更が起きる可能性はかなり高い。	現行又は将来的な規制面の問題が当該プロジェクトに影響を与える可能性がある。
ローカル・コンテンツ法の適用除外など必要なサポート及び承認の取得	強い。	まずまず。	平均的。	弱い。
契約、担保徴求及び回収の執行	契約、担保徴求及び回収は執行され得る。	契約、担保徴求及び回収は執行され得る。	一部の重要でない問題があるものの、契約、担保徴求及び回収は執行され得ると考えられる。	実際の契約、担保徴求及び回収の執行に関して重要な問題が未解決。
取引の特徴				
設計及び技術面のリスク	十分な実績のある技術・設計力。	十分な実績のある技術・設計力。	実績のある技術・設計力（初期段階の問題を当該プロジェクト全体の強みで削減している。）。	あまり実績のない技術・設計力。技術面の問題が存在、及び／又は設計が複雑。
施工リスク				
認可及び用地選定	全ての認可を取得済み。	一部の認可はまだ取得していないが、取得できる可能性が極めて高い。	一部の認可はまだ取得していないが、認可のプロセスは確立しており、慣例的と考えられる。	重要事項の認可がまだ取得されておらず、その処理も慣例的ではない。重要な要件が課せられる場合がある。

	優	良	可	弱い
施工契約の種類（タイプ）	定額、期日確定の完成品受渡し方式の施工 EPC（設計及び調達を含む契約）。	定額、期日確定の完成品受渡し方式の施工 EPC。	1 社又は複数施工業者との定額、期日確定の完成品受渡し方式の施工契約。	定額ではない又は一部定額の完成品受渡し方式の契約、かつ／又は、複数の施工業者間でインターフェースの問題がある。
完成保証	金融資産に裏付けられた、高水準の約定損害賠償金、及び／又は財務体質が非常に優れたスポンサーによる強力な完成保証。	金融資産に裏付けられた、相当水準の約定損害賠償金、及び／又は財務体質の良好なスポンサーによる完成保証。	金融資産に裏付けられた、十分な約定損害賠償金、及び／又は財務体質の良好なスポンサーによる完成保証。	不十分な約定損害賠償金、又は金融資産による裏付けがない約定損害賠償金、又は財務体質が弱いスポンサーによる完成保証。
同様のプロジェクトにおける施工業者の過去の実績及び財務体質	強い。	良い。	まずまず。	弱い。
オペレーティング・リスク				
O&M 契約（運営維持管理契約）の範囲と性格	強力かつ長期的な O&M 契約（契約上のパフォーマンス・インセンティブ等を含むことが望ましい。）、及び／又は O&M 準備金勘定。	長期的な O&M 契約、及び／又は O&M 準備金勘定。	限定的な O&M 契約、又は O&M 準備金勘定。	O&M 契約がない。リスク削減策を大幅に超過するオペレーショナル・コストが発生するリスクがある。
事業運営者の能力、実績、財務体質	非常に強い、又はスポンサーの技術支援が約されて（コミットされて）いる。	強い。	容認できる。	限定的／弱い、又は現地当局に依存している現地の事業運営者。

	優	良	可	弱い
オフテイク・リスク				
(a) テイク・オア・ペイ契約又は定額オフ・テイク契約がある場合	オフ・テイカーの信用力が非常に強い、強力な契約解除条項、契約期間が債務返済期日を優に上回る。	オフ・テイカーの信用力が強い、強力な契約解除条項、契約期間が債務返済期日を上回る。	オフ・テイカーの信用力が容認できる、一般的な契約解除条項、契約期間が債務返済期日と概ね一致。	オフ・テイカーの信用力が弱い、不利な契約解除条項、契約期間が債務返済期日を上回らない。
(b) テイク・オア・ペイ契約又は定額オフ・テイク契約がない場合	当該プロジェクトは重要なサービス、又は世界市場で幅広く販売される商品を生産。歴史的な市場成長率より低水準の市場成長率であっても、生産品は見積価格で市場に容易に吸収される。	当該プロジェクトは重要なサービス、又は地域市場で幅広く販売される商品を生産。歴史的な市場成長率であれば、生産品は見積価格で市場に十分吸収される。	当該プロジェクトを通じ生産される商品は限定的な市場で販売され、見積価格よりも低い価格でしか吸収されない場合もある。	当該プロジェクトの生産物は単独又は少数の買い手のみに需要があるか、一般的な市場では売買されていない。
供給リスク				
供給原料の価格／数量、輸送リスク、供給者（サプライヤー）の実績と財務体質	財務体質の優れたサプライヤーとの長期サプライ契約。	財務体質の良好なサプライヤーとの長期サプライ契約。	財務体質の良好なサプライヤーとの長期サプライ契約が存在するものの、一定程度の価格変動リスクが残存する。	短期サプライ契約又は財務体質の弱いサプライヤーとの長期サプライ契約。価格変動リスクが確実に残存する。
リザーブ・リスク（天然資源開発等）	独立した監査、証明及び開発がなされた埋蔵量が、プロジェクトの実施期間にわたる所要量を十分上回る。	独立した監査、証明及び開発がなされた埋蔵量が、プロジェクトの実施期間にわたる所要量を上回る。	証明された埋蔵量で、債務返済期限までプロジェクトへの十分な供給が可能。	当該プロジェクトが、潜在的かつ未開発の埋蔵量に一定程度依存している。
スポンサーの強さ				

	優	良	可	弱い
スポンサーの実績、財務体質、当該国／セクターにおける経験	非常に優れた実績と財務体質を有する優れたスポンサー。	十分な実績と良好な財務体質を有する良いスポンサー。	まずまずの実績と良好な財務体質を有する適切なスポンサー。	実績がない又は疑わしい、かつ／又は財務体質が弱いスポンサー。
スポンサー・サポート（出資、オーナーシップ条項、必要に応じ追加資金を注入するインセンティブ）	強い。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に非常に重要（中核<コア>ビジネス、長期的戦略）。	良好。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に重要（中核<コア>ビジネス、長期的戦略）。	容認できる。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に重要と見なされる（中核<コア>ビジネス）。	限定的。当該プロジェクトは、スポンサーにとって戦略的に重要ではない。
保全パッケージ				
契約及び勘定の譲渡	完全に包括的。	包括的。	容認できる。	弱い。
担保資産（資産の質、評価額及び流動性の考慮）	当該プロジェクトの運営に必要な資産、契約、許認可、勘定の全てに対する第一順位の十分な（又は瑕疵のない）担保権の設定。	当該プロジェクトの運営に必要な資産、契約、許認可、勘定の全てに対する十分な（又は瑕疵のない）担保権の設定。	当該プロジェクトの運営に必要な資産、契約、許認可、勘定の全てに容認できる担保権の設定。	貸手の担保権はほとんどない。担保提供制限条項（ネガティブ・プレッジ）も弱い。
貸手のキャッシュ・フローに対する支配（キャッシュ・スイープ、独立したエスクロー勘定等）	強い。	まずまず。	平均的。	弱い。

	優	良	可	弱い
財務制限条項（強制的繰上返済、支払猶予、段階的支払、配当制限等）の強さ	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べ強力。 当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を一切行わない可能性がある。	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べまずまず。 当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を非常に限定的な範囲で行う可能性がある。	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べ平均的。 当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を限定的な範囲で行う可能性がある。	財務制限条項は同種のプロジェクトに比べ不十分。 当該プロジェクトは、負債による追加的な資金調達を無制限に行う可能性がある。
準備金の状況（債務返済、O&M、設備刷新・増強及び不測の事態等に備えた準備金等）	準備金がカバーする期間が平均よりも長い。準備金の全額が、現金又は高格付けの銀行が発行したL/Cにより裏付けされている。	準備金がカバーする期間が平均的。準備金の全額が、現金等により裏付けされている。	準備金がカバーする期間が平均的。準備金の全額が、現金等により裏付けされている。	準備金がカバーする期間が平均よりも短い。準備金も営業活動によるキャッシュ・フローで賄われている。

別表 2：事業用不動産向け貸付け及びボラティリティの高い事業用不動産貸付けに関する基準

	優	良	可	弱い
財務体質				
市場環境	同種及び立地条件の物件に対する需給は均衡。新規参入の競合物件は、予想された需要と同等かそれを下回る水準。	同種及び立地条件の物件に対する需給は均衡。新規参入の競合物件は、予想された需要と概ね同水準。	市場環境は概ね均衡している。競合物件の参入に加え、他の案件も企画段階にある。当該物件の設計・能力は、新規の物件と比べ、同等のものでない可能性もある。	市場環境は弱い。情勢好転と均衡化の見通しは不透明。リースの期日到来とともにテナントが流出している。更新時のリースの条件は以前と比べて悪化。
財務指標及び前貸し比率	DSCR は高いとみなされる（建設段階は対象外）。LTV も同種の物件に比べ低水準。流通（セカンダリー）市場が存在する場合、取引は市場実勢で引受けられる。	DSCR（不動産開発は対象外）及びLTV は十分な水準。流通市場が存在する場合、取引は市場実勢で引受けられる。	当該物件の DSCR は悪化し、評価額も低下、LTV の上昇につながっている。	当該物件の DSCR は著しく悪化し、LTV も新規貸出（ローン）の引受け水準を大幅に上回っている。
ストレス分析	物件のリソース、偶発的事項、負債構造の面から、厳しいストレス環境（金利上昇や景気後退等）の下でも、期日の債務返済を果し得る。	持続的なストレス環境（金利上昇や景気後退等）の下でも、期日の債務返済を果し得る。深刻な景気後退期でのみ、デフォルトの可能性が生じる。	景気後退期に収益の悪化に苦しみ、設備投資の資金調達が困難になるとともに、デフォルト・リスクが著しく高まる。	当該物件の財務状況が悪化しており、短期的に状況が改善しない限り、デフォルトに陥る可能性が高い。
キャッシュ・フローの予測性				

	優	良	可	弱い
(a) 完工・安定化した物件	信用力の高いテナントとの長期のリース契約で、契約終了の期日も分散している。契約更改に際して継続実績があり、空室率も低い。費用（メンテナンス、保険、セキュリティ、固定資産税等）も予測可能。	大半が長期のリース契約ながら、テナントの信用力にはばらつきがある。契約更改に伴うテナントの回転率は通常の水準。空室率は低く、費用も予測可能。	大半が中期のリース契約で、テナントの信用力にもばらつきがある。契約更改に伴うテナントの回転率は平均的な水準。空室率も平均的な水準。費用は比較的予測可能だが、収益に比べて変動が大きい。	リースの契約期間はまちまちで、テナントの信用力にもばらつきがある。契約更改に伴うテナントの回転率は非常に高い。空室率も高い。新規テナントの誘致には相応な費用を要する。
(b) 完工したが、まだ安定化していない物件	リース状況は予想に一致又は上回っている。近い将来に物件の安定化が見込まれる。	リース状況は予想に一致又は上回っている。近い将来に物件の安定化が見込まれる。	リース状況は概ね予想の範囲内。ただし、物件の安定化にはもう暫く時間がかかる。	リース状況は予想を下回る。占有率は目標水準に達するが、キャッシュフロー・カバレッジは賃貸収入の伸び悩みからタイトになっている。
(c) 建設段階	与信期間に渡り当該物件は完全にプレリースされている、又は投資適格のテナント又は買い手に既に販売されている、若しくは銀行が投資適格の貸し手からテイクアウト・ファイナンスを行う拘束力のあるコミットメントを得ている。	当該物件は完全にプレリースされている、又は信用力のあるテナント又は買い手に既に販売されている、若しくは銀行が信用力のある貸し手から恒久的な与信を行う拘束力のあるコミットメントを得ている。	リース状況は予想の範囲内だが、プレリースはされず、テイクアウト・ファイナンスも実施されない可能性がある。銀行が恒久的な貸し手となる場合もある。	コスト超過、市況悪化、テナント流出等の要因から、物件の収益状況は悪化している。恒久的な与信を行う当事者との争議が発生する可能性もある。
資産の特徴				

	優	良	可	弱い
立地条件	当該物件は、テナントが求めるサービスに対して利便性を有する非常に良好な立地条件にある。	当該物件は、テナントが求めるサービスに対して利便性を有する良好な立地条件にある。	当該物件の立地条件は、競争面であまり有利ではない。	当該物件の立地条件、構造、設計、メンテナンスは、当該物件に問題をもたらしている。
設計・建物の状況	当該物件は、設計、構造、メンテナンスの面で人気があり、新規物件に対する競争力も非常に高い。	当該物件の設計、構造、メンテナンスは適切であり、その構造と能力は新規物件に比べても競争力を有する。	当該物件の設計、構造、メンテナンスは平均的。	当該物件は、設計、構造、メンテナンスに関し、弱い面がある。
建設段階の物件	建設予算が保守的に見積もられており、技術的問題も限定的。施工業者の能力は非常に高い。	建設予算が保守的に見積もられており、技術的問題も限定的。施工業者の能力は非常に高い。	建設予算が適切に見積もられている。施工業者の能力は平均的。	当該プロジェクトは技術的問題があるために、予算超過又は非現実的予算が組まれている。施工業者の能力も低い可能性がある。
スポンサー／開発業者（ディベロッパー）の能力				

	優	良	可	弱い
物件を支援（サポート）する財政的余裕と意志	スポンサー／ディベロッパーは当該物件の建設又は購入に多額の現金を拠出している。スポンサー／ディベロッパーは充実した経営資源を有し、直接的／偶発的債務が限定的。スポンサー／ディベロッパーの物件は地理的にも、種類の点でも多様化している。	スポンサー／ディベロッパーは当該物件の建設又は購入に相当額の現金を拠出している。スポンサー／ディベロッパーの財務状況は、当該物件のキャッシュ・フローに不足が生じても当該物件を支援することができる。スポンサー／ディベロッパーの物件の立地場所は、幾つかの地域に跨っている。	スポンサー／ディベロッパーによる拠出分は、重要でないか、現金以外の出資によるかもしれない。スポンサー／ディベロッパーの財務体質は、平均ないし平均を下回る。	スポンサー／ディベロッパーは当該物件を支援するだけの財政的余裕がない、又はその意志がない。
同様の物件における評判と実績	経験豊富な経営陣であり、スポンサーの資質が高い。同様の物件における高い評価と長年にわたる成功実績がある。	経営陣及びスポンサーの資質は適切な水準。経営陣及びスポンサーは、同様の物件において成功実績がある。	経営陣及びスポンサーの資質は平均的。経営陣及びスポンサーの過去の実績は、深刻な懸念をもたらすものではない。	経営陣及びスポンサーの資質は平均を下回る。経営陣及びスポンサーの資質に問題があることから、過去に物件の管理運営面で問題が生じたことがある。
関連する不動産業者との関係	リース契約代理業者等主たる役割を担う者との取引関係が強い。	リース契約代理業者等主たる役割を担う者との取引関係の実績がある。	リース契約代理業者及びその他重要な不動産関連サービスを提供する業者との取引関係が平均的。	リース契約代理業者、及び／又はその他重要な不動産関連サービスを提供する業者との取引関係が弱い。
保全パッケージ				
担保権の性格	対抗要件を具備した第一順位の担保権（注）。	対抗要件を具備した第一順位の担保権（注）。	対抗要件を具備した第一順位の担保権（注）。	債権者の担保権行使能力に制限がある。

	優	良	可	弱い
賃料収入の譲渡（長期契約のテナントに対してリースされた物件の場合）	債権者は譲渡を受けている。債権者は、現在のテナントに関する情報（賃貸料台帳や当該プロジェクトのリース契約書のコピー等）を管理しており、直接賃料を送金するようテナントに通知することが容易になっている。	債権者は譲渡を受けている。債権者は、現在のテナントに関する情報（賃貸料台帳や当該プロジェクトのリース契約書のコピー等）を管理しており、直接賃料を送金するようテナントに通知することが容易になっている。	債権者は譲渡を受けている。債権者は、現在のテナントに関する情報（賃貸料台帳や当該プロジェクトのリース契約書のコピー等）を管理しており、直接賃料を送金するようテナントに通知することが容易になっている。	債権者は譲渡を受けていない。又は、債権者は、当該物件のテナントに対する通知を容易にする上で必要なテナントに関する情報を管理していない。
保険によるカバーの質	適切。	適切。	適切。	標準以下。

（注）一部市場では、債権者が第二順位以下の担保権を含むローン構造（ローン・ストラクチャー）を広範に用いる場合もある。こうした場合においては、全ての優先債権ポジションも含めた全体のLTVが、標準的な第一優先順位を有するローンを対象にしたLTVを上回らない限りにおいて、第二順位以下の担保権は「対抗要件を具備した第一順位の担保権」と同水準のリスクを指し示すものと解することができる。

別表 3：オブジェクト・ファイナンスに関する基準

	優	良	可	弱い
財務体質				
市場環境	需要は強くかつ成長している。強力な参入障壁がある。技術及び経済情勢の変化への感応度が低い。	需要は強くかつ安定している。参入障壁が存在する。技術及び経済情勢の変化への感応度が存在する。	需要は十分かつ安定している。限定的な参入障壁がある。技術及び経済情勢の変化への感応度はかなり高い。	需要は弱く、減少している。技術及び経済情勢の変化によって影響を受けやすい。事業環境は非常に不透明。
財務指標（DSCR 及び LTV）	同種の資産に比べ、財務指標が良好。非常に保守的な経済的前提を置いている。	同種の資産に比べ、財務指標が良好又は十分な水準。当該プロジェクトに関し、保守的な経済的前提を置いている。	同種の資産に比べ、財務指標は平均的。	同種の資産に比べ、財務指標は悪い。
ストレス分析	景気循環を通じて、深刻な経済情勢にも持ち堪えるだけの安定した長期的収入がある。	十分な水準の、短期的収入がある。財務状況がいくらか悪化した場合でも、ローンの期日返済には問題は生じない。深刻な景気後退期にのみ、デフォルトが発生し得る。	短期的収入が不安定。キャッシュ・フローは、通常の景気循環におけるストレスから影響を受け易い。一般的な景気後退によってデフォルトに陥る可能性がある。	収入の見通しは非常に不透明。状況が改善しない限り、通常の経済情勢においても、デフォルトに陥る可能性がある。

	優	良	可	弱い
市場の流動性	全世界規模の市場構造。当該資産は高い流動性を有している。	市場は、全世界又は地域規模。当該資産は比較的流動性を有している。	短期的には見通しの限定された地域規模の市場。当該資産の低い流動性を示唆している。	市場は、一部の地域に限定され、かつ／又は見通しも不透明。当該資産の流動性は、低いか、又はない状態（特にすき間市場<ニッチ・マーケット>の場合）。
政治・法律面の環境				
政治リスク（トランスファー・リスク等）	政治リスクは非常に小さく、必要に応じて強力なリスク削減策が見込める。	政治リスクは小さく、必要に応じて十分なリスク削減策が見込める。	政治リスク及びリスク削減策は標準的。	政治リスクが高い。リスク削減策がない、又は弱い。
法務／規制面のリスク	担保権の実行及び契約の執行が可能。	担保権の実行及び契約の執行が可能。	担保権の実行に長期間を要し、及び／又は困難であっても、担保権の実行及び契約の執行に対して概ね可能。	貧弱で不安定な法的環境及び規制環境。当該法域では、担保権の実行及び契約の執行は、長時間を要するか、又は不可能となる可能性がある。
取引の特徴				
資産の耐用年数に対比した与信条件	フル・ペイアウト方式又はバルーン方式の返済は最小限。返済猶予期間はなし。	バルーン方式での返済がより多いが許容範囲。	支払猶予期間を伴う可能性のある、高水準のバルーン方式での返済。	細分化された分割、又は非常に高水準のバルーン方式での返済。
オペレーティング・リスク				

	優	良	可	弱い
認可／免許	全ての認可を取得済み。当該資産は現行及び予見可能な安全性基準を満たしている。	全ての認可を取得済み、又は申請中。当該資産は現行及び予見可能な安全性基準を満たしている。	大半の認可を取得済み又は申請中。申請中の許認可も慣例的なものとみなされる。当該資産は現行の安全性基準を満たしている。	全ての許認可を取得する上で問題が生じている。計画した構造の一部、及び／又は計画された事業運営に修正が必要となる可能性がある。
O&M 契約の範囲と性格	強力かつ長期的な O&M 契約（契約上のパフォーマンス・インセンティブ等を含むことが望ましい）、及び／又は O&M 準備金勘定（必要がある場合）。	長期的な O&M 契約、及び／又は O&M 準備金勘定（必要がある場合）。	限定的な O&M 契約、又は O&M 準備金勘定（必要がある場合）。	O&M 契約がない。高水準のオペレーショナル・コストが削減策を超過するリスクがある。
事業運営者の財務体質、当該資産の運営実績、オフリースされた時のマーケティング能力	豊富な実績を有する。リマーケティング能力も高い。	十分な実績とリマーケティング能力を有する。	過去の実績に乏しい。リマーケティング能力は不確実。	過去の実績がない、又は不明。リマーケティング能力がない。
資産の特徴				
同一市場におけるその他資産と比較した、構造／規模／設計／メンテナンス（飛行機の機齢、規模等）	設計及びメンテナンス面で非常に有利。当該有形資産の構造は標準的で、市場流動性も高い。	設計及びメンテナンス面では平均を上回る。当該有形資産の構造は概ね標準的で、市場流動性も高い。	設計及びメンテナンス面は平均的。当該有形資産の構造はやや特殊で、市場流動性に制約がある。	設計及びメンテナンス面は平均を下回る。当該有形資産は経済的耐用年数の末期に近い。当該有形資産の構造は非常に特殊で、市場流動性は非常に低い。
再販価値	現在の再売却価値は、債務の価値を十分に上回っている。	再売却価値は、債務の価値を適度に上回っている。	再売却価値は、債務の価値をやや上回っている。	再売却価値は、債務の価値を下回っている。

	優	良	可	弱い
景気変動に対する、資産価値及び流動性の感応度	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度は比較的低い。	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度は認められる。	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度はやや高い。	資産価値及び流動性の景気変動に対する感応度は非常に高い。
スポンサーの強さ				
事業運営者の財務体質、当該資産の運営実績、オフリースされた時のマーケティング能力	豊富な実績を有する。マーケティング能力も高い。	十分な実績とマーケティング能力を有する。	過去の実績に乏しい。マーケティング能力は不確実。	過去の実績がない、又は不明。マーケティング能力がない。
スポンサーの実績、財務体質	非常に豊富な過去の実績を有する。財務体質も非常に強い。	豊富な過去の実績を有する。財務体質も強い。	十分な過去の実績を有する。財務体質も良好。	実績がない又は疑わしい、かつ／又は財務体質が弱い。
保全パッケージ				
資産に対する支配権	法的文書により、当該資産又は当該資産を保有する企業に対する債権者の実質的支配（対抗要件を具備した第一順位の担保権又はそうした担保権を盛り込んだリース構造）が規定されている。	法的文書により、当該資産又は当該資産を保有する企業に対する債権者の実質的支配（対抗要件を具備した担保権又はそうした担保権を盛り込んだリース構造）が規定されている。	法的文書により、当該資産又は当該資産を保有する企業に対する債権者の実質的支配（対抗要件を具備した担保権又はそうした担保権を盛り込んだリース構造）が規定されている。	契約書では、債権者の保護／担保に関する規定がほとんどなく、資産に対する支配を失うリスクが存在する。
債権者が自由に資産の所在場所と状況を監視（モニタリング）できる権利と方法	債権者は当該資産の所在及び状況を、随時、どこでも、監視（定期的な報告、実地検査等）することが可能。	債権者は当該資産の所在及び状況をほぼ随時、どこでも、監視することが可能。	債権者は当該資産の所在及び状況をほぼ随時、どこでも、監視することが可能。	債権者は限定的にしか、当該資産の所在及び状況を監視することができない。

	優	良	可	弱い
損害に対する保険	上位の優良保険会社による、強力な保険（担保に対する損害を含む）でカバーされている。	優良保険会社による、十分な保険（担保に対する損害を含まない）でカバーされている。	許容水準の保険会社による、平均的な保険（担保に対する損害を含まない）でカバーされている。	保険によるカバー（担保に対する損害を含まない）が不十分、又は下位の保険会社によって付保されている

別表4：コモディティ・ファイナンスに関する基準

	優	良	可	弱い
財務体質				
取引の超過担保の程度	強い。	良い。	まずまず。	弱い。
政治・法律面の環境				
カントリー・リスク	カントリー・リスクなし。	カントリー・リスクは限定的（特に、新興諸国の場合には、オフショア勘定で引当金を計上している等）。	カントリー・リスクがある（特に、新興諸国の場合には、オフショア勘定で引当金を計上している等）。	カントリー・リスクが大きい（特に、新興諸国の場合には、その国内勘定で引当金を計上している等）。
カントリー・リスク削減措置	非常に強力な削減措置： 強力なオフショア制度 戦略的なコモディティ 第一級の買い手	強力な削減措置： オフショア制度 戦略的なコモディティ 強力な買い手	容認可能な削減措置： オフショア制度 あまり戦略的ではないコモディティ 容認可能な買い手	部分的な削減措置にとどまる： オフショア制度がない 非戦略的なコモディティ 弱小な買い手
資産の特徴				
流動性と損害に対する感応度	上場されたコモディティであり、先物又は店頭（OTC）金融商品でヘッジ可能。コモディティは損害を受けにくい。	上場されたコモディティであり、OTC 金融商品でヘッジ可能。コモディティは損害を受けにくい。	非上場のコモディティだが、流動性は高い。ヘッジの可能性は不透明。損害を受けにくい。	非上場のコモディティで、市場の規模や深度の点で流動性も低い。適切なヘッジ手段はなく、損害を受け易い。
スポンサーの強さ				

	優	良	可	弱い
トレーダーの財務体質	取引方針やリスクに比べ、非常に強い。	強い。	適切。	弱い。
後方支援（ロジスティック）プロセスの管理能力を含む実績	同種の取引において広範な実績を有する。営業実績及びコスト効率も優れている。	同種の取引において十分な実績を有する。営業実績及びコスト効率も平均を上回る。	同種の取引における実績が限定的。営業実績及びコスト効率は平均的。	全般的な実績が乏しい、又は不透明。コスト及び収益も不安定。
取引の管理方針とヘッジ方針	取引相手の選別基準、ヘッジ基準、モニタリング基準が厳格。	取引相手の選別基準、ヘッジ基準、モニタリング方針が適切。	過去の取引で問題が発生していない、又は、些少な問題で済んでいる。	過去の取引で、多大な損失を被ったことがある。
財務情報開示の質	非常に良い。	良い。	十分。	開示情報に不明な点がある、又は不十分。
保全パッケージ				
資産に対する支配権	対抗要件を具備した第一順位の担保権により、債権者は必要に応じ随時、担保物件に対する法的な支配権を行使できる。	対抗要件を具備した第一順位の担保権により、債権者は必要に応じ随時、担保物件に対する法的な支配権を行使できる。	プロセスのいずれかの段階で、担保物件に対する債権者の法的な支配権に制約が生じる。そうした制約は、場合によっては、取引プロセスのノウハウ又は第三者の引受けによって軽減される。	契約の不備により、債権者が担保物件に対する法的な支配権を失うリスクがある。債権回収に問題が生じる可能性がある。
損害に対する保険	上位の優良保険会社による、強力な保険（担保の損害を含む）でカバーされている。	優良保険会社による、十分な保険（担保の損害を含まない）でカバーされている。	許容水準の保険会社による、平均的な保険（担保の損害を含まない）でカバーされている。	保険によるカバー（担保に対する損害を含まない）が不十分、又は下位の保険会社によって付保されている。

【第7章（内部格付手法）－第3節（信用リスク・アセットの額の算出）関係】

＜複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャーに該当しないもの）の取扱い＞

【関連条項】第152条、第150条

第152条-Q1 複数の資産及び取引を裏付けとする資産に係るエクスポージャーのうち、ファンド向け出資に係るエクスポージャーに該当しないエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出は、どのように行えば良いですか。（平成31年3月15日追加）

(A)

複数の資産及び取引を裏付けとする資産のうち、投資信託等（所謂ファンド）への出資に係るエクスポージャーについては、告示第167条の規定に従い、原則として、同条第2項に定めるルック・スルー方式によって信用リスク・アセットの額を算出することとされています。

他方で、例えばクレジット・リンク債やリパッケージ債等の一部の仕組商品については、複数の資産及び取引を裏付けとする点でファンド向け出資に係るエクスポージャーと同様であり、裏付けとする資産及び取引のリスク水準がこうした商品の信用リスク・アセットの額に反映されるべきと考えられることから、ファンド向け出資に係るエクスポージャーと同様に、ルック・スルーにより裏付けとなっている個々の資産及び取引の状況を把握し、当該個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの額を算出・合算する取扱い

（※）が望ましいと考えられます（この際、個々の資産及び取引のエクスポージャー額は内部格付手法採用行の投資持分の割合に応じて調整する必要があります。）。

なお、こうした商品はファンドとは異なり、商品の組成後に裏付けとなる資産及び取引の入替えは発生せず、ファンド向け出資に係るエクスポージャーには該当しないことから、ルック・スルーにより信用リスク・アセットの額を算出する場合であっても、告示第167条第2項第1号及び第2号の要件は適用されないものとして扱って差し支えありません。

※ 仕組商品については、その態様が様々であることから、信用リスク・アセットの額の算出方法について一律に規定する趣旨ではありません。各金融機関において、商品性を踏まえた適切な取扱いにより信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。

＜土地信託の取扱い＞

【関連条項】第153条第1項等

第153条-Q1 土地信託において建物の建設等開発に要する資金を受託者が借入れにより調達を行なう場合、受託者である信託銀行が負担する債務にかかる信用リスク・アセットの額の算出はどのように行えばいいですか。

(A)

土地信託において、建物の建設等開発に要する資金を受託者が借入れにより調達を行なう場合、この借入れ行為は信託事務処理の一つであると考えられます。信託財産に関する事務処理費用は、本来信託財産中より支弁すべきものであるところ、受託者は、第三者である債権者に対して、信託財産以外に受託者個人としても債務を負担することになります。受

託者が信託財産中の借入債務を弁済するに当たり、受託者の固有財産から支弁したときは、信託財産に対して補償請求します(信託法第36条第1項)。また、受益者に対しても補償請求することができます(信託法第36条第2項)。このような状況においては、受託者は、第三者である債権者からの借入債務について、信託財産から支弁できない場合又は受益者から補償を受けられない場合に、損失を被るリスクがあると考えられます。

こうした状況を踏まえると、土地信託にかかる信用リスク・アセットの額の算出方法については、下記の二つの考え方(①及び②)が適当であると考えられます。

① 土地信託の事業にかかるリスクとみる考え方

信託銀行が負担する債務にかかる信用リスク・アセットの額は、借入債務が一次的には信託財産に帰属し、土地信託の事業にかかるリスクに他ならないことを踏まえれば、信託財産に対するエクスポージャーとみなして算出する方法、すなわち、借入債務の額をEADとし、当該信託財産に関するPD及びLGD、並びに、事業法人向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第153条第1項)又はその他リテール向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第161条第1項)を用いる方法が考えられます。なお、信託財産に関するPD及びLGDの推計を行うにあたり、最低要件を満たすことができない場合は、事業用不動産向け貸付け(第1条第46号及び同条第49号)に該当する限りにおいて、スロッシング・クライテリア(第153条第3項及び同条第5項)を利用することができると考えられます。

② 受益者に対するリスクとみる考え方

受益者に対しても補償請求することが可能であることを前提として、受益者に対するエクスポージャーとみなして信用リスク管理を行うことも考えられます。このような前提に立つ場合、受益者に対するエクスポージャーとみなして、借入金債務の額をEADとし、当該受益者に対するPD、LGD及び事業法人向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第153条第1項)又はその他リテール向けエクスポージャー事業法人向けエクスポージャーにかかる信用リスク・アセットの額の算式(第161条第1項)を用いる方法が考えられます。この方法による場合、所謂信託財産の担保的機能に鑑み、信用リスク削減効果を勘案することができると考えられます(例えば、基礎的内部格付手法を採用する金融機関であって、受益者が事業法人である場合については第156条第4項の規定を参照。)

もっとも、受益者に対するエクスポージャーとみなす方法は、当該受益者に対する補償請求が可能であることを前提として所要自己資本の算出を行うものであるところ、信託法上受益権の放棄の可否を巡る議論があることには留意が必要です。ただし、信用リスク管理の適切性を図る観点から、土地信託に関する損失の実態に照らして、このような前提を置くことが合理的である限りは、受益者に対するエクスポージャーとみなす方法を一律に否定すべきものではないと考えられます。

以上の通り、土地信託にかかる信用リスク・アセットの額の算出については二つの方式が

想定されますが、案件特性等により主として信託財産の信用リスクと捕らえた方が適切なリスク管理が可能となるケースも、主として受益者の信用リスクと捕らえた方が適切なリスク管理が可能となるケースも存在すると考えています。従って、各金融機関においては、適切なリスク管理の観点から相応しい方式について検討を行い、複数の手法を採用する場合にあっては、両手法間で恣意的な運用が可能でない程度に十分な規定化を行った上で、当該規定を適切に運営して頂く必要があります。

<基礎的内部格付手法採用行が TLAC を保有している場合の取扱い>

【関連条項】第 156 条第 1 項～第 4 項、第 170 条第 2 項・第 3 項

第 156 条-Q1 基礎的内部格付手法採用行が保有しているその他外部 TLAC 関連調達手段は「劣後債権」として LGD75%を適用する必要がありますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)
--

(A)

「劣後債権」か否かは、一義的には保有している商品の形式に従って判断すべきと考えられます。したがって、基礎的内部格付手法採用行においては、その他外部 TLAC 関連調達手段を保有する場合の LGD は以下の通りとなります。

①発行体が構造劣後を採用している場合の TLAC 適格シニア債及びその同順位債

LGD45%

②発行体が契約劣後又は法定劣後を採用している場合の TLAC 債及びその同順位債

劣後債権か否かは契約条項及び当該国の法令に照らして各金融機関にて判断

③ 特例外部 TLAC 調達手段

LGD45%

国内基準行が TLAC 債等を保有した場合の取扱い（2019/3/31 現在）

★：2019/3/31 から 10 年間の経過措置
 ◆：当該発行体への国内 TLAC 規制適用時から 5 年間の経過措置

発行体	商品	合算後保有額	2019/3/31～2021/3/30	2021/3/31～
三菱 UFJFG みずほ FG 三井住友 FG	TLAC 債	基準額以下	★2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能	金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		RW 150%
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下	◆2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2024/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能	金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		RW 150%
野村 HD	TLAC 債	基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としての RW	金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		★2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		◆2021/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2026/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能
海外 G-SIBs の破綻処理対 象法人	TLAC 債	基準額以下	★2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2029/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能	金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		RW 150%
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下	金融機関向けエクスポージャーとしての RW	金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		RW 150%

※ 表中、「TLAC 債」とあるのは、本邦金融機関が発行体である場合は第 1 条第 85 号に定める「その他外部 TLAC 調達手段」を、海外金融機関が発行体である場合は同条第 86 号に掲げる「規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの」及び同条第 88 号に定める「特例外部 TLAC 調達手段」（第 76 条の 4 の 2 第 1 項及び第 178 条の 4 の 2 第 1 項に定める範囲に限る。）を指す。いずれも、当該法域における TLAC 規制の適用を受けている前提。また、償還期限の定めがある「TLAC 債」について償還期限までの期間が 1 年に満たなくなったものは、同順位債ではなく TLAC 債としての経過措置が適用される。

※ 表中、「基準額」とあるのは、第 76 条の 4 の 2 第 2 項に定める「その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額」を指す。

※ 表中、「金融機関向けエクスポージャーとしての RW」とあるのは、標準的手法採用行であれば第 63 条又は第 64 条に基づくリスク・ウェイト、内部格付手法採用行であれば第 7 章に基づく金融機関等向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトを指す。

※ 表中、「RW 150%」とあるのは、標準的手法採用行・内部格付手法採用行の別を問わず適用される。

※ いずれも議決権 10%を超えて保有していない金融機関が発行している前提。また、TLAC 除外債務及びこれに相当する債務並びに破綻処理対象法人ではない子会社が発行する商品は保有規制の対象外となる。

※ 2017 年 12 月にバーゼル銀行監督委員会より公表されたバーゼルⅢ最終化における信用リスクの標準的手法及び内部格付手法の見直しの国内実施時期、並びにそれらが国内実施された後の TLAC 債等の取扱い方針については未定であることに留意する。

国際統一基準行（TLAC 規制対象銀行を除く）が TLAC 債等を保有した場合の取扱い（2019/3/31 現在）

◆：当該発行体への国内 TLAC 規制適用時から 5 年間の経過措置

発行体	商品	規制資本等との合算後保有額	2019/3/31～2021/3/30	2021/3/31～
三菱 UFJFG みずほ FG 三井住友 FG	TLAC 債	基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下	◆2019/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2024/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能	金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除
野村 HD	TLAC 債	基準額以下	金融機関向け エクスポージャー としての RW	金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		◆2021/3/31 において保有し、保有を継続しているものは、 2026/3/30 まで金融機関向けエクスポージャーとして扱うことが可能 TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除
海外 G-SIBs の破綻処理対 象法人	TLAC 債	基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除
	同順位債 (TLAC 非適格)	基準額以下		金融機関向けエクスポージャーとしての RW
		基準額超		TLAC に対応する部分の額を Tier2 資本の額から控除

※ 表中、「TLAC 債」とあるのは、本邦金融機関が発行体である場合は第 1 条第 85 号に定める「その他外部 TLAC 調達手段」を、海外金融機関が発行体である場合は同条第 86 号に掲げる「規制金融機関に適用される総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性を判断するための基準と類似の基準において、その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの」及び同条第 88 号に定める「特例外部 TLAC 調達手段」（第 7 条第 2 項第 5 号等に定める範囲に限る。）を指す。いずれも、当該法域における TLAC 規制の適用を受けている前提。

※ 表中、「規制資本等との合算後保有額」とあるのは、第 8 条第 7 項第 1 号等に定める「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」を指す。

※ 表中、「基準額」とあるのは、第 8 条第 7 項第 1 号等に定める「少数出資に係る十パーセント基準額」を指す。

※ 表中、「金融機関向けエクスポージャーとしての RW」とあるのは、標準的手法採用行であれば第 63 条又は第 64 条に基づくリスク・ウェイト、内部格付手法採用行であれば第 7 章に基づく金融機関等向けエクスポージャーとしてのリスク・ウェイトを指す。

※ いずれも議決権 10%を超えて保有していない金融機関が発行している前提。また、TLAC 除外債務及びこれに相当する債務並びに破綻処理対象法人ではない子会社が発行する商品は保有規制の対象外となる。

※ 2017 年 12 月にバーゼル銀行監督委員会より公表されたバーゼルⅢ最終化における信用リスクの標準的手法及び内部格付手法の見直しの国内実施時期、並びにそれらが国内実施された後の TLAC 債等の取扱い方針については未定であることに留意する。

別紙3 その他外部 TLAC 関連調達手段を保有している場合の計算例

ケース1 (国際統一基準行、直接保有)

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国際統一基準行 (TLAC 規制対象銀行ではない)
- ・少数出資に係る五パーセント基準額 (「5%基準額」) : 180…(a)
- ・少数出資に係る十パーセント基準額 (「10%基準額」) : 360…(b)
- ・保有商品は以下の通り。
 - ①普通株式に相当するもの : 20…(c)
 - ②その他 Tier1 資本調達手段に相当するもの : 60…(d)
 - ③Tier2 資本調達手段に相当するもの : 150…(e)
 - ④その他外部 TLAC 関連調達手段 : 下表の通り

発行体	銘柄	告示上該当するもの	RW	保有量
国内金融機関 α	A	その他外部 TLAC 調達手段 (1条 85 号)	20%	100…(f)
	B	その他外部 TLAC 調達手段と法的又は経済的に同順位であるもの (1条 86 号)	20%	50…(g) ※全て経過措置対象
海外金融機関 β	C	特例外部 TLAC 調達手段 (1条 88 号)	20%	100…(h) ※発行体が開示している外部 TLAC への算入可能割合 : 30%…(ratioh)
	D	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの (1条 86 号)	20%	170…(i)
海外金融機関 γ	E	同上	50%	60…(j)
海外金融機関 δ	F	同上	100%	30…(k)
	G	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているものと法的又は経済的に同順位であるもの (1条 86 号)	100%	10…(l)

* $\alpha \sim \delta$ の発行体はいずれも少数出資金融機関等に該当。

* RW はいずれも告示第 63 条又は第 64 条に基づき判定されたリスク・ウェイト。

<計算例>

(ア) 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が 5%基準額を超えているか

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 $((f) + (h) \times (\text{ratio}h) + (i) + (j) + (k) + (l))$

$$100 + 100 \times 30\% + 170 + 60 + 30 + 10 = 400 \quad \dots (m)$$

- ・5%基準額 ((a))

$$180$$

⇒その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 > 5%基準額

《その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が5%基準額を超えている場合は(イ)に進みます。超えていない場合、その他外部 TLAC 関連調達手段についてはそのまま RWA 計算を行い、対象資本調達手段については別途資本控除の有無を計算することになります。》

(イ) その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が5%基準額を超過する額(「基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段の額」と、保有する対象資本調達手段の額を合計して得られた額(「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」)が10%基準額を超えているか

- ・基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段の額 $((m) - (a))$

$$400 - 180 = 220 \quad \dots (n)$$

- ・保有する対象資本調達手段の額 $((c) + (d) + (e))$

$$20 + 60 + 150 = 230 \quad \dots (o)$$

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 $((n) + (o))$

$$220 + 230 = 450 \quad \dots (p)$$

- ・10%基準額 ((b))

$$360$$

⇒少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 > 10%基準額

《少数出資に係る対象資本等調達手段合計額が10%基準額を超えている場合は(ウ)に進みます。超えていない場合、その他外部 TLAC 関連調達手段及び対象資本調達手段についてはそのまま RWA 計算を行うこととなります。》

(ウ) コレスポンディング・ルールに従い、資本控除すべき額

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額から10%基準額を控除した額 $((p) - (b))$

$$450 - 360 = 90 \quad \dots (q)$$

- ・普通株式等 Tier1 資本からの控除額 $((q) \times (c) \div (p))$

$$90 \times 20 \div 450 = \underline{4}$$

- ・その他 Tier1 資本からの控除額 $((q) \times (d) \div (p))$

$$90 \times 60 \div 450 = \underline{12}$$

- ・Tier2 資本からの控除額

- ・うち、保有する Tier2 資本に対応する額 $((q) \times (e) \div (p))$

$$90 \times 150 \div 450 = 30$$

- ・うち、基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段に対応する額 $((q) \times (n) \div (p))$

$$90 \times 220 \div 450 = 44 \quad \dots (r)$$

$$\Rightarrow \text{Tier2 資本の控除額} = 30 + 44 = \underline{74}$$

(エ) 適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額から Tier2 資本控除相当額を控除した額 $((m) - (r))$

$$400 - 44 = 356 \quad \dots (s)$$

- ・20%の RW が適用される部分

- ・うち、規制対象の分 $((s) \times ((f) + (h) \times (\text{ratio}_h) + (i)) \div (m))$

$$356 \times (100 + 100 \times 30\% + 170) \div 400 = 267$$

- ・うち、規制対象外の分 $((g) + (h) \times (1 - (\text{ratio}_h)))$

$$50 + 100 \times (1 - 30\%) = 120$$

$$\Rightarrow 267 + 120 = \underline{387}$$

- ・50%の RW が適用される部分 $((s) \times (j) \div (m))$

$$356 \times 60 \div 400 = \underline{53.4}$$

- ・100%の RW が適用される部分 $((s) \times ((k) + (l)) \div (m))$

$$356 \times (30 + 10) \div 400 = \underline{35.6}$$

ケース 2 - 1 (国内基準行、直接保有)

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国内基準行
- ・その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額 (「5%基準額」): 180... (a)
- ・保有するその他外部 TLAC 関連調達手段: 下表の通り

発行体	銘柄	告示上該当するもの	RW	保有量
国内金融機関 α	A	その他外部 TLAC 調達手段 (1条 85号)	20%	経過措置対象: 100... (b) 経過措置対象外: 200... (c)
	B	その他外部 TLAC 調達手段と法的又は経済的に同順位であるもの (1条 86号)	20%	経過措置対象: 50... (d)
海外金融機関 β	C	特例外部 TLAC 調達手段 (1条 88号)	20%	経過措置対象: 40... (e) 経過措置対象外: 100... (f) ※発行体が開示している外部 TLAC への算入可能割合: 30%... (ratio_f)
	D	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているもの (1条 86号)	20%	経過措置対象: 100... (g) 経過措置対象外: 170... (h)
海外金融	E	同上	50%	60... (i)

機関 γ				
海外金融 機関 δ	F	同上	100%	30…(j)
	G	その他外部 TLAC 調達手段に相当すると認められているものと法的又は経済的に同順位であるもの (1条 86号)	100%	10…(k)

* $\alpha \sim \delta$ の発行体はいずれも少数出資金融機関等に該当。

* RW はいずれも告示第 63 条又は第 64 条に基づき判定されたリスク・ウェイト。

* 銘柄 E・F・G は全て経過措置対象外。

<計算例>

(ア) 閾値超過分として RW150%が適用される額

- 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 $((c) + (f) \times (ratiof) + (h) + (i) + (j) + (k))$

$$200 + 100 \times 30\% + 170 + 60 + 30 + 10 = 500 \quad \dots (1)$$

- 150%の RW が適用される部分 $((1) - (a))$

$$500 - 180 = \underline{320} \quad \dots (m)$$

(イ) (ア) の他、適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

- 20%の RW が適用される部分

- うち、規制対象の分 $((a) \times ((c) + (f) \times (ratiof) + (h)) \div (1))$

$$180 \times (200 + 100 \times 30\% + 170) \div 500 = 144$$

- うち、規制対象外の分 $((b) + (d) + (e) + (f) \times (1 - (ratiof)) + (g))$

$$100 + 50 + 40 + 100 \times (1 - 30\%) + 100 = 360$$

$$\Rightarrow 144 + 360 = \underline{504}$$

- 50%の RW が適用される部分 $((a) \times (i) \div (1))$

$$180 \times 60 \div 500 = \underline{21.6}$$

- 100%の RW が適用される部分 $((a) \times ((j) + (k)) \div (1))$

$$180 \times (30 + 10) \div 500 = \underline{14.4}$$

ケース 2 - 2 (国内基準行、直接保有)

<前提条件>

- ケース 2 - 1 の後、銘柄 A を 100 売却した。

<計算例>

経過措置対象分は、いわゆる 5% 閾値の計算の埒外となるため、同一銘柄について (1) 2019/3/31 前までに保有している分と (2) 2019/3/31 以降の保有開始分がある場合に当該

銘柄の一部を売却した場合、(2)から先に控除することとなります。

したがって、保有するその他外部 TLAC 関連調達手段は下表の通りとなります。

発行体	銘柄	告示上該当するもの	RW	保有量
国内金融機関 α	A	その他外部 TLAC 調達手段 (1 条 85 号)	20%	経過措置対象：100…(b) 経過措置対象外：100…(c')
(銘柄 B 以下はケース 2-1 と同じ)				

<計算例>

(ア) 閾値超過分として RW150%が適用される額

- 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 $((c') + (f) \times (ratio f) + (h) + (i) + (j) + (k))$

$$100 + 100 \times 30\% + 170 + 60 + 30 + 10 = 400 \quad \dots (1')$$

- 150%の RW が適用される部分 $((1') - (a))$

$$400 - 180 = \underline{220}$$

(イ) (ア) の他、適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

- 20%の RW が適用される部分

- うち、規制対象の分 $((a) \times ((c') + (f) \times (ratio f) + (h)) \div (1'))$

$$180 \times (100 + 100 \times 30\% + 170) \div 400 = 135$$

- うち、規制対象外の分 $((b) + (d) + (e) + (f) \times (1 - (ratio f)) + (g))$

$$100 + 50 + 40 + 100 \times (1 - 30\%) + 100 = 360$$

$$\Rightarrow 135 + 360 = \underline{495}$$

- 50%の RW が適用される部分 $((a) \times (i) \div (1'))$

$$180 \times 60 \div 400 = \underline{27}$$

- 100%の RW が適用される部分 $((a) \times ((j) + (k)) \div (1'))$

$$180 \times (30 + 10) \div 400 = \underline{18}$$

ケース3（国際統一基準行、間接保有）

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国際統一基準行（TLAC 規制対象銀行ではない）
 - ・少数出資に係る五パーセント基準額（「5%基準額」）：400…(a)
 - ・少数出資に係る十パーセント基準額（「10%基準額」）：800…(b)
 - ・保有商品は以下の通り。
- ①普通株式に相当するもの：100…(c)
- ②その他 Tier1 資本調達手段に相当するもの：200…(d)
- ③Tier2 資本調達手段に相当するもの：300…(e)
- ④その他外部 TLAC 関連調達手段：下表の通り、ファンド X・Y 経由で、ケース 1 の銘柄 D・E を間接保有している。

	計測方式	時点	ファンドへの 出資比率	ポートフォリオ組入額	
				銘柄 D (RW20%)	銘柄 E (RW50%)
X	ルックスルー	計測基準日	3%	10000	5000
Y	ルックスルー	計測基準日	10%	1000	400

* 他に銘柄 D を 100、銘柄 E を 110 直接保有。

<計算例>

(ア) 計測基準日におけるその他外部 TLAC 関連調達手段の保有額

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分：10000×3%=300
 ファンド Y 経由での保有分：1000×10%=100
 直接保有分：100
 (合計：500) …(f)

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分：5000×3%=150
 ファンド Y 経由での保有分：400×10%=40
 直接保有分：110
 (合計：300) …(g)

(イ) 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が 5%基準額を超えているか

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 ((f) + (g))

$$500 + 300 = 800 \quad \dots (h)$$

- ・5%基準額 ((a))

$$400$$

⇒その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 > 5%基準額

(ウ) その他外部 TLAC 関連調達手段の合計額が 5%基準額を超過する額（「基準超過その他

外部 TLAC 関連調達手段の額)と、保有する対象資本調達手段の額を合計して得られた額(「少数出資に係る対象資本等調達手段合計額」)が10%基準額を超えているか

- ・基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段の額 ((h) - (a))

$$800 - 400 = 400 \quad \dots (i)$$

- ・保有する対象資本調達手段の額 ((c) + (d) + (e))

$$100 + 200 + 300 = 600 \quad \dots (j)$$

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 ((i) + (j))

$$400 + 600 = 1000 \quad \dots (k)$$

- ・10%基準額 ((b))

$$800$$

⇒少数出資に係る対象資本等調達手段合計額 > 10%基準額

(エ) コレスポンディング・ルールに従い、資本控除すべき額

- ・少数出資に係る対象資本等調達手段合計額から10%基準額を控除した額 ((k) - (b))

$$1000 - 800 = 200 \quad \dots (l)$$

- ・普通株式等 Tier1 資本からの控除額 ((l) × (c) ÷ (k))

$$200 \times 100 \div 1000 = \underline{20}$$

- ・その他 Tier1 資本からの控除額 ((l) × (d) ÷ (k))

$$200 \times 200 \div 1000 = \underline{40}$$

- ・Tier2 資本からの控除額

- ・うち、保有する Tier2 資本に対応する額 ((l) × (e) ÷ (k))

$$200 \times 300 \div 1000 = 60$$

- ・うち、基準超過その他外部 TLAC 関連調達手段に対応する額 ((l) × (i) ÷ (k))

$$200 \times 400 \div 1000 = 80 \quad \dots (m)$$

⇒Tier2 控除額 = 60 + 80 = 140

(オ) 適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

- ・規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額から Tier2 資本控除相当額を控除した額 ((h) - (m))

$$800 - 80 = 720 \quad \dots (n)$$

- ・20%の RW が適用される部分 ((n) × (f) ÷ (h))

$$720 \times 500 \div 800 = \underline{450}$$

- ・50%の RW が適用される部分 ((r) × (g) ÷ (h))

$$720 \times 300 \div 800 = \underline{270}$$

ケース4 (国内基準行、間接保有)

<前提条件>

- ・保有者は標準的手法採用行の国内基準行
- ・その他外部 TLAC 関連調達手段に係る五パーセント基準額（「5%基準額」）：400…(a)
- ・ファンド X・Y 経由で、ケース 2-1 の銘柄 D・E を間接保有している。

	計測方式	時点	ファンドへの 出資比率	ポートフォリオ組入額	
				銘柄 D (RW20%)	銘柄 E (RW50%)
X	ルックスルー	2019/3/31	4%	9000	2500
		2019/6/30	6%	7000	1000
		…	…	…	…
		計測基準日	6%	10000	5000
Y	ルックスルー	2019/3/31	5%	800	100
		2019/6/30	0	300	0
		…	…	…	…
		計測基準日	10%	1000	400

* 他に銘柄 D を 100、銘柄 E を 20 直接保有（いずれも 2019/3/31 以降に保有開始）。

* 経過措置適用額の計測は簡便的な方法を使用。計測基準日における経過措置算入額の上限額は、2019/3/31 時点を基準として、X 経由の銘柄 D・X 経由の銘柄 E・Y 経由の銘柄 D・Y 経由の銘柄 E のいずれについても 60% に設定。

(ア) 計測基準日におけるその他外部 TLAC 関連調達手段の保有額

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分： $10000 \times 6\% = 600$
 ファンド Y 経由での保有分： $1000 \times 10\% = 100$
 直接保有分 : 100
 (合計 : 800) …(b)

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分： $5000 \times 6\% = 300$
 ファンド Y 経由での保有分： $400 \times 10\% = 40$
 直接保有分 : 20
 (合計 : 360) …(c)

(イ) 経過措置適用額

簡便的な方法を用いる場合の例として、商品毎の各ファンド経由での保有分につき、それぞれ 2019/3/31 における経過措置適用分及び過去の計測基準日（各四半期末）における保有額と比較し、最も少ない額を当該計測基準日における経過措置適用額としています（以下では 2019/3/31 時点及び 2019/6/30 時点の保有額とのみ比較していますが、実際は過去の全ての計測基準日時点の保有額と比較する必要があります。）。

・2019/3/31 における保有額

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分： $9000 \times 4\% = 360$
 ファンド Y 経由での保有分： $800 \times 5\% = 40$

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分： $2500 \times 4\% = 100$

ファンド Y 経由での保有分： $100 \times 5\% = 5$

・ 2019/6/30 における保有額

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分： $7000 \times 6\% = 420$

ファンド Y 経由での保有分： $300 \times 0\% = 0$

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分： $1000 \times 6\% = 60$

ファンド Y 経由での保有分： $0 \times 0\% = 0$

・ 計測基準日における経過措置適用額の上限額 (2019/3/31 時点の保有額を基準)

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分： $360 \times 60\% = 300$

ファンド Y 経由での保有分： $40 \times 60\% = 24$

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分： $100 \times 60\% = 60$

ファンド Y 経由での保有分： $5 \times 60\% = 3$

⇒ 計測基準日における経過措置適用額

(銘柄 D) ファンド X 経由での保有分：300

ファンド Y 経由での保有分：0

(合計 : 300) … (d)

(銘柄 E) ファンド X 経由での保有分：60

ファンド Y 経由での保有分：0

(合計 : 60) … (e)

(ウ) 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段

・ 銘柄 D ((b) - (d))

$800 - 300 = 500$ … (f)

・ 銘柄 E ((c) - (e))

$360 - 60 = 300$ … (g)

(エ) 閾値超過分として RW150%が適用される額

・ 規制対象となるその他外部 TLAC 関連調達手段の合計額 ((f) + (g))

$500 + 300 = 800$ … (h)

・ 150%の RW が適用される部分 ((h) - (a))

$800 - 400 = \underline{400}$

(オ) (エ) の他、適用される RW に応じたその他外部 TLAC 関連調達手段の額

・ 20%の RW が適用される部分

・ うち、規制対象の分 ((a) × (f) ÷ (h))

$400 \times 500 \div 800 = 250$

・ うち、規制対象外の分 ((d))

300

⇒ $250 + 300 = \underline{550}$

・ 50%の RW が適用される部分

・ うち、規制対象の分 $((a) \times (g) \div (h))$

$$400 \times 300 \div 800 = 150$$

・ うち、規制対象外の分 $((e))$

$$60$$

$$\Rightarrow 150 + 60 = \underline{\underline{210}}$$

<マチュリティ>

【関連条項】第 158 条第 2 項

第 158 条-Q1 契約上の支払債務の実効マチュリティが算出不可能であり、かつ、契約上定められた当該エクスポージャーの残存期間が明確でないエクスポージャーについて、「その他の保守的な値」はどのように考えれば良いですか。

(A)

事業法人等向けエクスポージャーについて信用供与の残存期間が明確でない場合は、第 158 条第 2 項に従い「その他の保守的な値」をマチュリティとして用いることとなります。当該「その他の保守的な値」については、原則的には金融機関側から無条件に解約が可能となる時点までの期間を保守的に考慮し、信用リスク管理指針等で基準を定めたいえで運用することが求められています。

例えば、満期や期間が明示されていないエクスポージャーとして、①当座貸越等については契約内容及び審査の見直し間隔を考慮した基準の設定、②各種預け金等については業務上の必要性等を考慮した基準の設定（事実上 5 年間以上解約が不可能であるものは、マチュリティの最長期間である 5 年とする等）が考えられます。また、全部又は一部の期限が到来している延滞債権等のエクスポージャーについては、金融機関における期限の利益喪失の手続き等の内部管理と整合的な基準の設定が考えられます。

<マチュリティ>

【関連条項】第 158 条第 3 項第 3 号

第 158 条-Q2 内部格付手法採用行が事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算式に用いるマチュリティの算出において、どのような貿易金融取引について 1 年フロアの適用除外が認められますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

内部格付手法採用行は、第 158 条第 1 項の規定により、事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出するに当たって実効マチュリティの計算が求められており、同項のただし書きの規定により、原則的取扱いとして実効マチュリティには「1 年」の下限（フロア）が適用されます。しかしながら、同条第 3 項の規定より、当初の満期が 1 年未満である一部の短期のエクスポージャーについては、当該フロアを適用しない取扱いが認められています。

こうした中、貿易金融取引については、同項第 3 号に定めるとおり、「短期かつ流動性の高い貿易関連偶発債務」（船荷により担保された商業信用状の発行又は確認によるものをいう。）の他に、「その他これに類するもの」が当該フロアを適用しないものとして認められます。

「その他これに類するもの」とは、商業信用状の発行又は確認によるエクスポージャーに類似するものであり、具体的には、①当初の満期が 1 年未満の短期の貿易関連与信のうち、

②内部格付手法採用行の提供する個々の与信がその発生の原因となっている個々の商取引（輸出債権）とそれぞれ対応関係にあり、当該個々の与信は、ロールオーバーされず、その満期到来時に返済を受けて消滅する（或いは、輸出債権の満期到来時に輸出債権者への決済完了に伴い自動的に消滅する）性質を有するものであって、実態として継続的ではない与信であると評価できるもの、が該当することとなります。

例えば、内部格付手法採用行が顧客（輸出者又は輸入者）からの依頼により行う輸出債権の買取りやユーザンス実行、他の銀行（輸出債権の買取銀行やL/C 発行銀行等）に対して実行するバックファイナンス、輸入者からの債務支払いや輸出者の契約履行に対する保証提供などが該当しうるものと考えられます。また、対応する個々の商取引が同一国内で行われる場合も、上記と同様の性質を有するものであれば該当しうると考えられます。

<従業員向け住宅ローンの取扱い>

【関連条項】第 162 条、第 192 条、第 193 条第 2 項

第 162 条-Q1 従業員向け住宅ローンについて、どのような信用リスク・アセットの額の算出方法がありますか。

(A)

企業の従業員の住宅取得を資金使途とした貸付、所謂従業員向け住宅ローンについては、従業員が所属する事業会社による保証が付与されており、このため債権者である金融機関等による住宅への抵当権設定は行われていないケースや、従業員の退職の際には当該ローンの借換えが行われる取決めとなっているケース等、通常の住宅ローンとは異なる特徴を有しているところです。金融機関のリスク管理実務においてはこのような特徴を踏まえて事業会社向けの与信として内部管理を行ってきた慣行もありますが、このような内部管理のあり方については、これまでのリスク管理の慣行上、相応の合理性は認められるものと考えられます。

一方、内部格付手法においては、たとえ保証によるリスク削減効果を勘案する際であっても、主債務者たる従業員について「保証がないと仮定した場合のプールへの割当て及びそれに基づく PD、LGD 及び EAD の推計」が求められています。しかしながら、既存の案件についてのリスク管理慣行を踏まえ、上記のような住宅ローンを事業会社向けの与信として内部管理を行っている金融機関においては、これを事業会社向けの与信として信用リスク・アセットの額を算出することを許容することとします。

なお、バーゼルⅡの実施後（平成 19 年 3 月 31 日）以降に新規に取扱う案件については、原則通り主債務者の信用リスクを評価した上で、保証の効果を勘案することが求められます。また、既存の案件についても、リテール向けエクスポージャーとして適切に管理が行われている金融機関に対して、又は、事業会社向け与信として内部管理を行ってきたものの住宅ローンとして適切な管理が行われることとなったエクスポージャーに対して、上記に示した例外措置による取扱いを求めるものではなく、リテール向けエクスポージャーとして

信用リスク・アセットの額の算出を行うことは許容されます。

<株価指数先物取引によるヘッジ効果の認識>

【関連条項】第 166 条第 5 項

第 166 条-Q1 内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法及び PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合に、株価指数先物取引を「特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれて」いるものと認識することは可能ですか。

(A)

内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法及び PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合で、現物資産のショート・ポジション及び派生商品取引のショート・ポジションを保有株式のヘッジとして認識し、個別銘柄のロング・ポジションとの相殺を行なうには、第 166 条第 5 項に規定されているように、当該ショート・ポジションが少なくとも「特定の保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれて」いることが必要です。従って、ヘッジの認識が可能となるのは、ヘッジの対象となる個別株式（現物資産）のショート・ポジションや個別株式を参照する派生商品取引のショート・ポジション等が基本的に想定されますが、必ずしもこれらに限定されるものではなく、金融機関の内部管理において特定の保有株式のヘッジとして利用されているヘッジ手段についても、特定の保有株式のヘッジとして安定的に機能する蓋然性について疎明できる限りにおいて、そのヘッジ効果を認識することが可能と考えています。

こうした趣旨から、株価指数先物取引については、内部格付手法を採用する金融機関の内部管理において当該株価指数先物取引が特定の保有株式のヘッジとして利用されており、ヘッジ対象の個別株式と相応の相関を安定的に有していることなど、そのヘッジ効果を合理的な根拠に基づき疎明できる場合は、当該株価指数先物取引を「保有株式のヘッジとして明示的に仕組まれて」いると認識することが可能であると考えられます。

<信用リスク・アセットのみなし計算における外部格付の参照方法>

【関連条項】第 167 条

第 167 条-Q1 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、1 つのファンドに対して複数の計算方式を部分的に適用することは可能ですか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、告示第 167 条の規定に従って、優先順位の高い計算方式から順に適用可否を判断することとなります。

具体的には、①ルック・スルー明細情報（ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）毎に信用リスク・アセットの額の算出に必要な情報が

掲載されたデータ) が取得でき、かつ告示第 167 条第 2 項に規定するルック・スルー方式 (LTA) の適用要件を充足する場合は LTA を、②LTA が適用できない場合であって、資産運用基準が明らかである場合はマンドート方式 (MBA) を、③LTA 及び MBA が適用できない場合であって、当該エクスポージャーのリスク・ウェイトが 250%/400%を下回る蓋然性が高いことを内部格付手法採用行が疎明できる場合は蓋然性方式 (250%/400%) を、④上記①～③のいずれも適用できない場合はフォールバック方式 (FBA) を適用することになります。原則として、内部格付手法採用行は、ファンドの裏付となる資産等の全体に渡りルック・スルー明細情報を取得し、LTA を適用することが求められます。しかしながら、実際には、ファンド運営会社等から取得できるルック・スルー明細情報が、裏付けとなる資産等の一部のみを対象としている状況が考えられます。このような場合、ルック・スルー明細情報が取得できた部分については、上記の適用要件の充足を前提に LTA を適用することが可能です。また、残りの部分についても、資産運用基準が明らかである場合は MBA を適用することができる一方、当該基準が明らかでない場合は FBA を適用することとなります。なお、蓋然性方式の部分適用は許容されません。

<レバレッジの掛かった複数の資産及び取引を裏付けとする資産の取扱い>

【関連条項】 第 167 条

第 167 条-Q2 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産 (ファンド向け出資に係るエクスポージャー) の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該ファンドがレバレッジを掛けている場合は、どのように取り扱う必要がありますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

「第 167 条-Q1」に記載の通り、投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産 (ファンド向け出資に係るエクスポージャー) の信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、原則としてルック・スルー方式を適用し、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引 (以下「裏付けとなる資産等」という。) を把握し、当該裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額を算出することが求められます (ルック・スルー方式が適用できない場合は、マンドート方式を適用)。その上で、告示第 167 条第 2 項 (マンドート方式の場合は同条第 7 項) に従い、当該信用リスク・アセットの総額をファンドの総資産で除して得られる割合 (リスク・ウェイト) を、当該ファンドに対する自行の保有持分に係るエクスポージャーに乗じることで信用リスク・アセットの額を算出することとなります。借入等によってファンドの裏付資産が膨らんでいる場合 (レバレッジが掛かっている場合) においては、当該ファンドのレバレッジの比率 (ファンドの総資産の純資産に対する比率) により、上述の「割合 (リスク・ウェイト)」を適切に調整する必要があります。具体的には、次の算式に示す通り、ルック・スルー方式あるいはマンドート方式により算出した「割合 (リスク・ウェイト)」に、レバレッジの比率を乗じることにより調整を行います。

$$RWA_{investment} = (RW_{fund} \times Leverage_{fund}) \times Exposure_{investment}$$

• $RWA_{investment}$: ファンド投資持分に係る信用リスク・アセットの額
• RW_{fund}	: ルック・スルー方式あるいはマンドレート方式により算出される、ファンド自体のリスク・ウェイト（裏付けとなる資産等の加重平均リスク・ウェイト）
• $Leverage_{fund}$: ファンド自体のレバレッジの比率（※）
• $Exposure_{investment}$: ファンド投資持分に係るエクスポージャーの額

※ マンドレート方式においては、同条第9項第2号の規定に従い、資産運用基準において許容される最大のレバレッジの比率により調整することを原則としますが、資産運用22基準に許容される最大のレバレッジの比率に係る定めがなく、かつ信用リスク・アセットの額の算出基準日時点におけるファンドの実際のレバレッジの比率が判明している場合は、当該実際のレバレッジの比率を利用することも可能とします。

また、上記の算式は、次のように表現することも可能です。次の算式のように、レバレッジの比率により「割合（リスク・ウェイト）」を調整するのではなく、ファンドの裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額に出資比率を乗じる方法により、直接、ファンド投資持分に係る信用リスク・アセットの額を算定して頂いても構いません。

$$\begin{aligned} RWA_{investment} &= (RW_{fund} \times Leverage_{fund}) \times Exposure_{investment} \\ &= \frac{RWA_{fund}}{Asset_{fund}} \times \frac{Asset_{fund}}{Equity_{fund}} \times Exposure_{investment} \\ &= RWA_{fund} \times \frac{Exposure_{investment}}{Equity_{fund}} \\ &= RWA_{fund} \times \text{出資比率} \end{aligned}$$

- RWA_{fund} : ファンドの裏付け資産の信用リスク・アセットの総額
- $Asset_{fund}$: ファンドの総資産
- $Equity_{fund}$: ファンドの純資産

<みなし計算における外部格付の参照方法>

【関連条項】第167条第2項

第167条-Q3 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、内部格付手法採用行がルック・スルー方式を適用する場合であって、当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引の与信先となる事業法人等に対して貸出を直接行っていない等により債務者格付を適切に付与できないときは、外部格付のみを利用して当該裏付けとなる個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの額を算出することは

可能ですか。(平成 31 年 3 月 15 日修正 (旧「第 167 条-Q1」の修正))

(A)

内部格付手法を採用する金融機関が、ファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額をルック・スルー方式により算出する場合において、当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）について、内部格付手法により信用リスク・アセットの額を算出するときは、第 4 節第 1 款から第 8 款までに規定されている内部格付手法に係る最低要件を充足することが求められます。

しかしながら、金融機関が当該裏付けとなる資産等の与信先となる事業法人等に対して貸出を直接行っていない場合には、貸出を行っている場合と比較して入手可能な情報が限定されるという実務的な問題が生じ得ます。このような場合であっても、内部格付付与運営の適切性を損なわない限り、外部格付等の外部の情報をを用いた債務者格付の付与及びこれに基づくデフォルト確率 (PD) 等の推計が求められます。もっとも、その際には、第 185 条第 2 項及び同条第 3 項に規定されているように、「保有する情報量が少ない場合は、債務者格付及び案件格付の付与又はプールへの割当てを、より保守的に行う必要があるほか、「エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割り当てる際の主要な要素として外部格付を用いる場合は、それ以外の関連する情報も考慮に入れ」ることが求められています。

このような要請から、内部格付手法を採用する金融機関は、当該裏付けとなる資産等の与信先となる事業法人等が有する外部格付と自らの債務者格付の性質の違いを十分に認識すること、例えば外部格付を付与する外部信用評価機関等と自らの内部格付制度における格付基準との十分な比較分析、共通の債務者に対して付与されている外部格付と内部格付の比較、各格付区分の PD の実績値及びデフォルトの定義の比較並びに当該比較の時系列での安定性の分析、そして保有する情報量が少ないことによる保守的補正の必要性の是非等を総合的に考慮したうえで、外部格付と内部格付の紐付け (マッピング) を行うことが求められます。

なお、ファンドの裏付けとなる資産等の構成が容易に変化し得る場合や、当該裏付けとなる資産等の与信先となる事業法人等のデフォルトに関する十分な情報を適時適切に入手することが困難な場合は、当該事業法人等は各内部格付に対応する PD 推計のための母集団には含めないことが基本となります。

<ファンドに含まれる派生商品取引等の取扱い>

【関連条項】 第 167 条第 2 項

第 167 条-Q4 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産 (ファンド向け出資に係るエクスポージャー) の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、内部格付手法採用行がルック・スルー方式を適用する場合であって、当該ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引の中に株式関連派生商品取引が含まれている場合の信用リスク・アセットの額の算出方法はどのようになりますか。(平成 25 年 3 月 28 日修正、平成 30 年 3 月 23 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正 (旧「第 167 条-

Q2」の修正))

(A)

ルック・スルー方式によりファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下、「裏付けとなる資産等」という。）の信用リスク・アセットの総額を算出するに当たり、当該裏付けとなる資産等の中に株式関連派生商品取引が含まれるときは、派生商品取引のカウンターパーティリスクに係る EAD（当該派生商品取引が CVA リスク相当額を算出する必要がある場合は、CVA リスク相当額を算出する代わりに当該 EAD を 1.5 倍することを要する。）に、取引の相手方のリスク・ウェイトを乗じることにより、取引の相手方に対する信用リスク・アセットの額を算出する必要があります。これに加えて、資産のリスクに関しては、内部格付手法を採用する金融機関が株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に際して PD/LGD 方式及びマーケット・ベース方式の簡易手法を用いる場合は、第 166 条第 5 項及び同条第 6 項に従い、必要に応じショート・ポジションはロング・ポジションとみなした上で、株式等エクスポージャーの保有に対する信用リスク・アセットの額を算出することになります。

具体的には、以下のような例において、内部格付手法を採用する金融機関がマーケット・ベース方式の簡易手法を用いている場合、次のように信用リスク・アセットの額を算出することになります。

<前提条件>

- ・ファンドの時価及び当該ファンドを保有する金融機関における簿価：100 百万円
- ・株式ロング・ポジション（非上場株式）：90 百万円
- ・派生商品取引（取引所における株価指数先物、取引相手方は適格中央清算機関）のショート・ポジション（ロング・ポジションとすべて異なる銘柄で構成）：想定元本 90 百万円（日経平均株価 15,000 円、取引単位 1,000 円、6 単位、時価 10 百万円、残存期間 1 年以内）

	EAD	リスク・ウェイト	信用リスク・アセットの額
株式ロング・ポジション	90 百万円	400%	360 百万円
株式ショート・ポジション （資産に対するリスク）	90 百万円	300%	270 百万円
株価指数先物の ショート・ポジション （取引の相手方に対するリスク）	15 百万円 （注 1）	2%（注 2）	0.3 百万円
CVA リスク相当額			0 百万円（注 3）

合計	630.3 百万円
----	-----------

(注1) 概算によるもの。なお、下記「注3」の通り、CVA リスク相当額の捕捉が不要な派生商品取引であるため、EAD を1.5倍することは要しない。

(注2) 適格中央清算機関に対するトレード・エクスポージャーのリスク・ウェイト

(注3) 中央清算機関との間の派生商品取引については、CVA リスク相当額の捕捉は不要

<ファンドに含まれる派生商品取引等の EAD>

【関連条項】第167条第2項、第79条、第79条の2、第79条の4、第157条第5項、第165条第5項、改正告示（平成30年金融庁告示第13号）附則第2条

第167条-Q5 ルックスルー方式によりファンドの信用リスク・アセットの額を算出する場合において、当該ファンドに含まれる派生商品取引及び長期決済期間取引の EAD を算出するにあたって、SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式（CEM）の適用関係はどのように整理されるのでしょうか。（平成30年3月23日追加、平成31年3月15日修正）

(A)

派生商品取引の EAD の算出にあたって SA-CCR を適用する内部格付手法採用行が、ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルック・スルー方式を適用する場合には、当該ファンドに含まれる派生商品取引の EAD の算出についても、原則として SA-CCR の適用が求められることとなります。ただし、SA-CCR 適用に係る準備期間を確保するため、平成30年改正告示附則第2条が適用される間は、ファンド毎に SA-CCR と CEM の選択適用が認められます。

(参考：SA-CCR と CEM の適用関係)

附則第2条の適用期間		附則第2条の適用期間後	
EAD の算出方法	ファンド内	EAD の算出方法	ファンド内
	CEM 又は SA-CCR		ファンド毎 に選択可

※1：当該適用関係は、長期決済期間取引の EAD の算出においても該当します。

※2：銀行が保有するファンドについて、一旦 SA-CCR を適用した場合は、当該ファンドについて継続的に SA-CCR を適用することが求められます。

※3：平成30年改正告示附則第2条の適用期間後において、SA-CCR の適用が求められるファンドについては、SA-CCR による EAD の算出ができない場合はルック・スルー方式を用いることができなくなります。

<ルック・スルー方式の適用要件>

【関連条項】第167条第2項

第167条-Q6 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出

資に係るエクスポージャー)の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、内部格付手法採用行がルック・スルー方式(LTA)を適用する場合はLTA適用要件の充足が必要ですが、どのように充足状況を確認・評価する必要がありますか。(平成31年3月15日追加)

(A)

投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産(ファンド向け出資に係るエクスポージャー)について、内部格付手法採用行が、ルック・スルー方式(LTA)により当該資産の信用リスク・アセットの額を算出する場合は、告示第167条第2項に規定されているように、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引(以下「裏付けとなる資産等」という。)のエクスポージャーに関する情報(以下「ルック・スルー明細情報」という。)が次の2つの要件を充足する必要があります。

- (1) 内部格付手法採用行により十分かつ頻繁に取得されていること
- (2) 独立した第三者により検証されていること

当該要件の充足状況の確認・評価については、(i)市場性ファンドと(ii)非市場性ファンドで、ファンドの特性が大きく異なることを踏まえ、以下のとおり考え方を示します。(※1)

※1:ここでは、「(i)市場性ファンド」と「(ii)非市場性ファンド」は、ファンドが主たる投資対象としている商品の市場流動性や、基準価額(又は純資産価値)の算出される頻度を踏まえて判別します。基準価額(又は純資産価値)の算出頻度の観点では、(i)は「月次以上の頻度」で算出されるファンド、(ii)は(i)に該当しないファンド、が判別の目安になると考えられます。

(i) 市場性ファンドの場合

<要件(1)について>

要件(1)の充足のためには、ルック・スルー明細情報が、「十分」かつ「頻繁」に取得される必要があります。

ここで、「十分」とは、内部格付手法採用行において、リスク・ウェイトを判定可能な程度に詳細な情報であることを意味します。ルック・スルー明細情報は、原則として裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、それぞれのエクスポージャー額やリスク・ウェイトの判定に資する情報項目を取得することが必要となります。

一方、「頻繁」とは、投資家である内部格付手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の頻度を意味します。例えば、当該内部格付手法採用行の自己資本比率の算出・公表の頻度が「四半期毎」である場合は、ルック・スルー明細情報の取得頻度は、四半期毎以上であることが必要となります。

<要件 (2) について>

要件 (2) の充足のためには、「独立した第三者」により、ルック・スルー明細情報の適切性が検証されている必要があります (第三者検証要件)。ただし、ファンド側における (ルック・スルー明細情報の作成・提供を含めた) 業務運営の適切性を確保するための統制の仕組みも、ファンドにより様々であると考えられることから、必ずしも第三者検証要件の充足判定に当たり、画一的な基準に依拠することを要請するものではありません。

ファンドの業務運営に携わるステークホルダは複数存在しており、それぞれが異なる業務を遂行しています。こうした中、それぞれ独立した立場で業務を行う異なる二者の間で確認/検証/照合作業等を行うことにより、ルック・スルー明細情報の適切性が確保される (あるいは適切性が推定される) 場合には、第三者検証要件を充足するものとして扱うことができると考えられます。

例えば、運用会社と信託会社或いは計理事務を担当するアドミニストレータとの間で、「基準価額」や「純資産価値」、又は「ポートフォリオ明細」等の確認 (※2、3) が、内部格付手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の頻度で行われている場合は、第三者検証要件を充足するものとして差し支えありません。(本邦における「金銭の信託」については、信託会社内の独立した異なる部署間での検証作業等を通じて、明細情報の適切性が確保される態勢が整っている場合は、「独立した第三者」による検証として扱うことも可能とします。)

※2：ルック・スルー明細情報自体ではなく、基準価額又は純資産価値のみを対象とした適切性の確認が運用会社と信託会社等の間で行われているファンドであっても、適切性が疑われる場合には速やかに明細レベルで原因究明を行い、(重要性の基準が設けられている場合は当該基準に照らして) 必要に応じて基準価額又は純資産価値を修正し、適切性を確保する運用が行われている場合は、実態として明細レベルの検証に相当するものとみなします。

※3：運用会社と信託会社の両者について、基準価額あるいは純資産価値の計算及び照合作業が外部委託されている場合であっても、実質的に両者による計算作業が独立して実施され、照合作業が実施されているのであれば同様に評価できるものと考えられます。

(ii) 非市場性ファンドの場合

非市場性ファンドについては、市場性ファンドと比べ、裏付けとなる資産等の変動 (入替え) の頻度は低く、また裏付けとなる資産等の価格も内部格付手法採用行の自己資本比率の算出・公表以上の高頻度で取得することは必ずしも容易ではないという状況が考えられます。こうした状況も踏まえ、非市場性ファンドについては、投資家たる内部格付手法採用行において、

- イ) 少なくとも年1回以上の第三者検証（会計監査も可）を受けた明細情報を取得し、かつ、
- ロ) 期中の個々の投資活動に係る情報（購入・売却等の対象資産及びその価格を含む。）を適時に（購入・売却等の都度又は月次等の頻度で）確認することにより継続的に資産構成を把握し、適切にファンドをモニタリングできる態勢が整っている場合は、LTA 適用要件（上記の（1）及び（2））を充足するものとみなすこととします。（※4）

※4：非市場性ファンドにおける LTA 適用要件の充足に係る考え方は上記の通りですが、ルック・スルー明細情報を極力高い頻度（半期毎や四半期毎）で取得し、上記（ロ）で確認した内容との整合性も確認した上で、当該明細情報を信用リスク・アセット算出に使用することが望ましいものと考えられます。

<第三者により判定されたリスク・ウェイトの利用>

【関連条項】第 167 条第 2 項、第 5 項、第 6 項

第 167 条-Q7 ファンド向け出資に係るエクスポージャーにルック・スルー方式を適用する際、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引について、第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合の取扱いはどのようになりますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

告示第 167 条第 5 項及び第 6 項に規定されているように、内部格付手法採用行は、自らがファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）のエクスポージャーに関する情報を同条第 2 項第 1 号の要件を満たす形で取得できない場合であっても、第三者（当該内部格付手法採用行以外の者）が「十分」（※）かつ「頻繁に」当該情報を取得・保有できているときは、当該第三者に標準的手法の枠組みによるリスク・ウェイトの判定を委ね、当該判定されたリスク・ウェイトを用いて、同条第 2 項の「裏付けとなる資産等の信用リスク・アセットの総額」を算出することが可能です（当該計算方式は、ファンドの裏付けとなる資産等の一部に対して適用することも許容されます。）。ただし、このように第三者により判定されたリスク・ウェイトを用いる場合は、原則として、同条第 6 項の規定に従い、当該リスク・ウェイトを「1.2 倍」することとなります。

※ ここで「十分」な情報とは、裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、それぞれのエクスポージャー額や（標準的手法の枠組みの下で）リスク・ウェイトの判定に資する情報項目を含むルック・スルー明細情報を表します。

しかしながら、第三者により判定されたリスク・ウェイトを使用する場合であっても、当該判定が適切に実施されていることが確認でき、実態として、内部格付手法採用行自らが、リスク・ウェイトを判定する場合と同等と評価できるのであれば、資本賦課の面でも内部格付手法採用行自らがリスク・ウェイト判定する場合と同等に取扱う（「1.2 倍」しない取扱い）ことは許容されるものと考えます。

「内部格付手法採用行自らがリスク・ウェイト判定する場合と同等」と評価できる例としては、内部格付手法採用行が、第三者側でリスク・ウェイト判定や信用リスク・アセットの額の算出が行われた結果の情報（場合によっては集約された情報）を受領する場合に、当該情報とは別に、裏付けとなる個々の資産/取引毎の粒度で、エクスポージャー額やリスク・ウェイトの判定に資する情報項目を含むルック・スルー明細情報を少なくとも年 1 回受領した上で、サンプルチェック等を通じて、第三者によるリスク・ウェイト判定の適切性を確認している場合が考えられます。

<ルック・スルー明細情報の基準日>

【関連条項】第 167 条第 2 項、第 5 項

第 167 条-Q8 ルック・スルー方式によりファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合において、ルック・スルー明細情報は、内部格付手法採用行の自己資本比率算出の基準日よりも前の直近のものを利用することは許容されますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

ルック・スルー方式によりファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、内部格付手法採用行はルック・スルー明細情報を取得し、裏付けとなる個々の資産及び取引のエクスポージャーの詳細を把握する必要がありますが、ファンド毎に一貫性をもって用いることを前提に、内部格付手法採用行の自己資本比率算出の基準日に対応する明細情報に代えて、当該基準日前の直近の明細情報を利用することも可能とします。

<内部格付手法採用行がルック・スルー方式を適用する場合における標準的手法の適用>

【関連条項】第 167 条第 2 項

第 167 条-Q9 内部格付手法採用行がルック・スルー方式によりファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合において、ファンドの裏付けとなる個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの総額を算出する必要がありますが、当該裏付けとなる個々の資産及び取引の信用リスク・アセットの算出に当たり、どのようなときに標準的手法を適用することになりますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

内部格付手法採用行は、ファンド向け出資に係るエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にルック・スルー方式を用いる場合、原則として、ファンドの裏付けとなる個々の資産・取引（以下「裏付けとなる資産等」という。）ごとに、エクスポージャーに関する情報を把握し、内部格付及び信用リスクのパラメータ（PD、該当あればLGD及びEAD）の付与を行い、それぞれの信用リスク・アセットを算出することが求められます。ただし、自行の内部格付手法実施計画上、「適用除外」又は「段階的適用」として位置付けられている資産区分については、標準的手法による信用リスク・アセットの算出が認められることから、裏付けとなる資産等の中に当該資産区分に該当する資産・取引がある場合は、その該当する資産・取引について標準的手法の適用が許容されます。また、「適用除外」又は「段階的適用」として位置付けられている事業単位においてファンド向け出資のエクスポージャーを保有する場合においては、当該ファンドの裏付けとなる資産等についても、同様に標準的手法の適用が許容されます。（※1）。

一方で、裏付けとなる資産等について内部格付手法に基づく適切な信用リスク・アセットの算出が困難（例えば、ファンドの組入資産の債務者に対する直接の貸出取引がなく、外部格付も付与されていない状況など、取得可能な情報が限定的となることにより適切な内部格付が付与できない場合や、投資先が内部格付制度の適用対象セグメント（市場・業種等）の範囲外であるなど、内部格付手法採用行の内部格付制度における評価プロセスに照らして適切な内部格付や信用リスクのパラメータの付与が困難となる場合など。）であり、信用リスク・アセットの信頼性が確保できない場合は、当該「信頼性が確保できない」資産・取引については標準的手法の枠組みを適用すべきと考えられます（※1）。上記取扱いに当たっては、裏付けとなる資産等に対して内部格付やパラメータの付与が信頼性をもって実施できるか否かについて、内部格付手法採用行において判断の基準を内部規程等に定め、適切に運用することが必要になるものと考えられます（※2）。

※1：なお、裏付けとなる資産等の中に株式等エクスポージャーが含まれる場合は、当該株式等エクスポージャーに標準的手法を適用することは許容されず、告示第166条第3項第1号に規定する「簡易手法」を適用する必要があります。また、裏付けとなる資産等の中に証券化エクスポージャーが含まれる場合は、第258条から第260条までに規定する「外部格付準拠方式」を当該証券化エクスポージャーに適用する必要があります。（これらの点は、内部格付手法採用行がファンドにマンドート方式を適用する場合（即ち、保守的に仮定した資産構成に標準的手法を適用する場合）においても当てはまる注意点です。）

※2：裏付けとなる資産等に対して、内部格付手法による所要自己資本（EL+UL）を軽減する意図をもって標準的手法を適用することは許容されません。例えば、明らかにデフォルト相当と評価される資産や、そうした資産を投資対象とするファンドについては取扱いに注意が必要と考えられます。内部格付手法採用行が、内部格付やパ

ラメータの付与が信頼性をもって実施できるか否かの判断の基準を設定するに当たっては、上記のような点にも留意する必要があると考えられます。

<マンドート方式におけるマンドートの範囲>

【関連条項】第 167 条第 7 項

第 167 条-Q10 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、マンドート方式を適用する場合、どのような情報が資産運用基準（マンドート）として利用できますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

ファンドの運用対象資産の範囲や制約に係る情報については、①明確な遵守事項として設定される基準、②投資方針・ガイドラインといった（厳格に遵守を要請しない）目安としての基準の双方が存在するものと考えられます。

マンドート方式による信用リスク・アセットの額の算出においては、保守的に資産構成を仮定する必要がありますが、前者（①）の基準は明確な遵守事項であることから、保守的な仮定を設定する上で相応しい情報であると考えられる一方、後者（②）の基準については、必ずしも遵守が要請されないことから、資産運用基準（マンドート）として利用できる情報であるかが論点となります。

この点、マンドートとしての利用可否は、実態として遵守事項として機能しているか否かにあると考えられます。②のような、投資の方針や目安を示す情報であっても、毎期の運用報告書の確認その他のファンドに対するモニタリングを通じて、基本的には当該方針どおりの運用が行われていることが継続的に確認できる場合は、実態として遵守基準として機能していると考えられることから、マンドートに相当するものと評価して構いません。（※1、2）

※1：ただし、マンドートとして利用する情報は、上記①②のいずれについても、ファンド運用会社と（当該ファンドの）全ての投資家との間で共有する文書において、明記されていることを必要とします。当該情報が掲載される文書の態様（契約書、目論見書、事業体の定款等）や公表・非公表の別は問いません。

※2：また、マンドートの内容を特定するに当たっては、入手可能な全ての情報を考慮に入れる必要がある点にご留意ください（抽象度の高い情報のみを抽出してマンドートとして使用することは許容されません。）。

なお、マンドート方式においては、ファンドの運用対象資産の範囲や制約に係る情報として、ファンドのマンドートだけでなく、ファンドやその運用方針等を規制する各国の法令に含まれる情報も利用可能です。

<マンドート方式におけるリスク・ウェイトの計算方法>

【関連条項】第 167 条第 7 項・第 8 項

第 167 条-Q11 内部格付手法採用行が投資信託等の複数の資産を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、マンドート方式を適用する場合、どのような点に注意する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

内部格付手法採用行がマンドート方式を適用してファンドの信用リスク・アセットの額を算出する場合、告示第 167 条第 7 項及び第 8 項に従い、資産運用基準に基づき信用リスク・アセットの総額が最大となるよう裏付けとなる資産等の構成を想定し、当該額を算出する必要がありますが、このとき、内部格付手法採用行が当該裏付けとなる資産等のエクスポージャーを直接保有しているものとみなして、信用リスク・アセットの額を算出することが求められます。具体的には、次の 3 つのエクスポージャーについて信用リスク・アセットの額を算出し、その合計額を当該「信用リスク・アセットの総額」とすることとなります。なお、当該構成のうち、株式等エクスポージャーにはマーケット・ベース方式における簡易手法のリスク・ウェイトを、証券化エクスポージャーには外部格付準拠方式のリスク・ウェイトを、それ以外のエクスポージャーには標準的手法のリスク・ウェイトを、それぞれ適用します。

① オンバランス・シートのエクスポージャー

- バランスシートに計上される資産のうち派生商品取引に係る資産は除きます。

② オフバランス・シートのエクスポージャー

- オフバランス・シート項目や派生商品取引の対象資産（参照資産）について、第 1 の柱で信用リスク・アセットの額の算出が要請される場合はエクスポージャーを認識する必要があります。
- 派生商品取引の対象資産（参照資産）が不明な場合は、保守的に想定元本の全額をエクスポージャーとして認識する必要があります。（CCF を 100%とする取扱い。）
- 派生商品取引の想定元本が不明な場合は、保守的に、資産運用基準で許容される最大の想定元本を使用する必要があります。

③ 派生商品取引のカウンターパーティ信用リスクのエクスポージャー

- SA-CCR とカレント・エクスポージャー方式のいずれかを想定して、保守的にエクスポージャー額を認識するものとします（マンドート方式を適用するファンドについては、内部格付手法採用行が直接保有する派生商品取引に対して適用する方式と同じ方式を想定するものとします。）。
- カレント・エクスポージャー方式を想定する場合、

- ・ 再構築コストが不明な場合は、想定元本の額で代替する必要があります。
- ・ アドオンの額を算出するに当たって、アドオンの掛目が不明な場合は、想定される最も保守的な掛目を使用する必要があります。
- SA-CCR を想定する場合においても、同様に、SA-CCR の枠組みにおいて保守的な水準となる状況を設定するものとします。

<蓋然性方式の利用>

【関連条項】第 167 条第 10 項

第 167 条-Q12 投資信託等の複数の資産及び取引を裏付けとする資産（ファンド向け出資に係るエクスポージャー）のリスク・ウェイトを算出するに当たって、蓋然性方式を適用する場合、どのような取扱いとなりますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

告示第 167 条第 10 項に規定する蓋然性方式を利用する場合、ファンド向け出資に係るエクスポージャー自体のリスク・ウェイトの水準が、250%/400%を下回る蓋然性を評価することになります。この際、内部格付手法採用行は、自行に適用される信用リスク・アセットの額の算出の枠組みを前提とし、足許のファンドの裏付けとなる資産等（オフバランス取引や派生商品取引、株式等エクスポージャーのショート・ポジション等を含む。）の構成及びレバレッジの状況に基づいて当該蓋然性を評価することが必要となります（旧告示第 167 条第 4 項に規定される計算方式（所謂「内部モデル手法」）により蓋然性を評価することは許容されません。）。足許の裏付けとなる資産等の構成及びレバレッジの状況について、個別資産・取引毎の詳細や正確なレバレッジの比率（ファンドの総資産の純資産に対する比率）の水準に係る情報を取得しない場合でも、蓋然性評価に資する形で概要としての情報が提供されている場合は、保守性も勘案の上、各行においてファンド向け出資に係るエクスポージャー自体のリスク・ウェイトを見積もることが可能であると考えられます。

なお、蓋然性方式を、ファンドの裏付けとなる資産等の一部に適用すること（部分適用）ができない点には注意が必要です。

<ファンド・オブ・ファンズのリスク・ウェイトの計算方法>

【関連条項】第 167 条

第 167 条-Q13 内部格付手法採用行が投資しているファンドが別のファンドに投資している場合、どのようにリスク・ウェイトを算出する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

ファンド・オブ・ファンズのように、内部格付手法採用行が投資しているファンド（フ

ファンド①とします。)が別のファンド(ファンド②とします。)に投資している場合についても、告示第167条の規定がそれぞれのファンドに対して適用されることとなります。

例えば、ファンド①にルック・スルー方式を適用する場合、ファンド①が同条第2項の適用要件を充足することが必要となります。また、ファンド①のルック・スルー明細上にファンド②の投資持分が含まれることとなりますが、当該投資持分に係る信用リスク・アセットの額も、同条の規定に従い算出する必要があります。ファンド②に対してもルック・スルー方式を適用する場合は、同様に同条第2項の適用要件の充足が必要です。

なお、下位の階層のファンド(ファンド②)についてルック・スルー方式を適用するには、直前の上位の階層(ファンド①)においてルック・スルー方式が適用できることが前提となります。また、方式の部分適用やレバレッジの勘案に係るルールも同様に、各階層のファンドに対して適用されます。

<基礎的内部格付手法における投資事業組合等への出資枠の取扱い>

【関連条項】第167条

第167条-Q14 基礎的内部格付手法において、事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。(平成18年12月27日追加、平成31年3月15日修正(旧「第167条-Q3」の修正))

(A)

事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求(キャピタル・コール)があった場合に、一定の金額(出資枠)を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額(融資枠又はコミットメント額)を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、基礎的内部格付手法採用行が出資枠から既に出資した額を控除した未引出部分のデフォルト時損失額(EAD)を算出するに際しては、第157条第4項のコミットメントに係る掛目を当該未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に乗じることとします。従って、当該出資契約を任意の時期に無条件で取消可能な場合、第157条第4項第1号に基づき、未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に対して0%の掛目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係るEADとなります。また、その他の場合には、75%の掛目を未引出額又は債務者の報告するキャッシュ・フローに応じた信用供与可能額の上限の存在その他の利用制限を勘案した額のいずれか低い方に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係るEADとなります。

<ローン・パーティシペーションの取扱い>

【関連条項】 第 169 条

第 169 条-Q1 ローン・パーティシペーション（参加利益）を行った場合の取扱いは、どのようなものですか。

(A)

ローン・パーティシペーション（参加利益）については、参加利益の対象となる債権に係るリスクが参加割合に関してすべて参加利益を購入した金融機関（内部格付手法採用を採用する金融機関）に移転することになる場合、当該金融機関においては購入債権の取扱いが適用されることとなります。従って、参加利益を購入した内部格付手法を採用する金融機関は、第 169 条に基づき、参加利益の対象となる債権（購入債権）の信用リスク・アセットの額を、当該債権のデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の合計額として算出する必要があります。

もっとも、参加利益においては、参加利益を購入した内部格付手法を採用する金融機関は購入債権のデフォルト・リスク及び希薄化リスクだけでなく、参加利益の売却元（セラー）のデフォルト・リスクにも晒されることとなります。このため、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、購入債権のデフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額と、セラーに購入債権相当額について直接信用供与を行った場合の信用リスク・アセットの額の双方を足しあげることが求められます。

他方、希薄化リスクについては、例えば、参加利益の希薄化リスクが相殺リスクのみであり、相殺リスクが顕在化する局面はセラーにデフォルト事由が生じた場合に限られるものの、実際に相殺が行われた際はセラーに「弁済の受領」があったものと契約上見なされる場合など、相殺リスクを含めた「希薄化リスク相当部分が重要でない」ことを内部格付手法を採用する金融機関が監督当局に対し疎明できるときは、第 169 条に基づき、デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額を当該参加利益の対象となる債権（購入債権）の信用リスク・アセットの額とすることができま

このほか、参加利益の売却を行った内部格付手法を採用する金融機関については、現行規制と同様に、日本公認会計士協会の「ローン・パーティシペーションの会計処理及び表示（平成 7 年 6 月 1 日付会計制度委員会報告第 3 号）」に基づき、参加利益の対象となる債権に係るリスクが参加割合に関してすべて投資家に移転することになる場合、当該債権の信用リスク・アセットの額の計上は不要です。

<フル・リコース型の購入債権の取扱い>

【関連条項】 第 169 条

第 169 条-Q2 譲渡人（セラー）より債権を購入するに際し、購入債権にデフォルト等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた購入債権をセラーが買い戻すことが条件となっているときは、セラー向けの直接与信として信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加）

(A)

譲渡人（セラー）より債権を購入した場合、譲受人である内部格付手法採用行は当該購入債権の信用リスク・アセットの額を第 169 条に基づき算出することとなります。もっとも、購入債権にデフォルト等一定の事由が生じた場合に、当該事由が生じた購入債権をセラーが無条件で全額買戻すこと（補償・補填を通じ、譲受人の損失が発生しないことを含む）が条件となっているときは、セラー向けのエクスポージャーとリスク特性が同様になり得るほか、本邦の金融実務においてもセラー向けの直接与信として管理されていることが通常です。こうしたリスク特性及び本邦金融実務を踏まえ、次の 4 つの要件を満たしている購入債権については、第 153 条から第 165 条に基づき、セラー向けのエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出することを可能とします。なお、その際、買戻し条件が付されている購入債権の額が EAD となります。

- ① セラーが購入債権を買戻す事由に、当該購入債権について支払期日又は当初予定されていた返済スケジュールに遅延が生じることが含まれていること（注）。
- ② セラーが購入債権を買戻す事由に、当該購入債権に係る契約の取消し又は解除、当該購入債権の債務者の譲渡人に対する債権を自働債権、当該購入債権の譲受人が保有する購入債権を受働債権とする相殺その他の事由により、当該購入債権が減少すること（希薄化）が含まれていること（注）。
- ③ 購入債権を買戻す事由が発生した場合は、セラーは当初約定された回収金引渡し期日又は買い戻し期日までに遅滞なく当該事由が生じた購入債権を譲受人より買戻し、譲受人である内部格付手法採用行は、セラーに対して当該事由が生じた購入債権の残高相当額に関する支払いを求めることができるのと同等の請求権を有する旨契約書に定められていること。
- ④ セラーの内部格付を付与するに際し、当該購入債権をセラー向けエクスポージャーとして考慮することをはじめ、セラーの信用リスクを適切に評価していること。

なお、上記の取扱いは、例えば以下のような取引において適用されることが想定されます。

- 企業（例えば商社）が自社の売掛債権又は当該売掛債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（例えば製造業者）が自社の輸出手形債権又は当該輸出手形債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- 企業（例えば小売業者）が自ら賃借する建物等の賃貸人に対する貸付金債権又は貸付金債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。
- リース会社が自社のリース料債権又は当該リース料債権を信託譲渡して得る受益権を金融機関に売却する取引。

(注) セラーが購入債権を買戻す事由として要件①及び②通りの内容で契約上記されていない場合でも、当該契約上明記されている買戻し事由によって要件①及び②が実質的に担保されているならば、当該要件を満たす扱いとして差し支えありません。

<購入債権の希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額>

【関連条項】 第 172 条第 2 項

第 172 条-Q1 購入債権の希薄化リスクが相殺リスクのみであり、当該債権の希薄化リスク相当部分の $EL_{dilution}$ が推計できない場合、当該 $EL_{dilution}$ に代えてセラーの PD を希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に用いて良いですか。

(A)

購入債権の希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、第 172 条第 2 項に基づき、PD に代えて $EL_{dilution}$ を用いる扱いとなっております。従って、購入債権を保有している場合は、基本的に $EL_{dilution}$ を推計する必要があります。

もっとも、①購入債権の希薄化リスクが相殺リスクのみであり、「相殺リスクが顕在化する局面は当該債権の譲渡人（セラー）にデフォルト事由が生じた場合に限られる。」と想定することが、金融機関内部のリスク管理の適切性を損なうものでないことについて内部格付手法を採用する金融機関が合理的な説明を行え、かつ、②当該債権の希薄化リスク相当部分の $EL_{dilution}$ が推計できない場合は、購入債権の $EL_{dilution}$ に代えてセラーの PD を希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額の算出に用いることを可能とします。

【第7章（内部格付手法）－第4節（最低要件）関係】

＜内部格付制度の設計＞

【関連条項】第180条第2項第2号

第180条-Q1 グループ内における複数の事業体から同一債務者（事業法人等向けエクスポージャーに該当）に対して与信を行っている場合に、各事業体が付与する債務者格付が異なっていることは許容されますか。

(A)

第180条第2項第2号において、①トランスファー・リスクを考慮し、債務者の所在地国の通貨建て又はそれ以外の通貨建てであるかに応じて異なる債務者格付を付与する場合と、②当該エクスポージャーに関連する保証が債務者格付において勘案されている場合とを除き、「同一の債務者に対する複数の事業法人等向けエクスポージャーを有する場合は、これらに対して同一の債務者格付が付与されること。」と規定しています。所要自己資本の額の算出における恣意性排除やグループ全体として整合的なリスク管理態勢確立の観点から、金融機関のグループ内で内部格付手法を採用する事業体間で同一債務者に対する債務者格付が異なることは原則認められません。もっとも、このような取扱いについては、第179条第2項に示しているとおおり、複数の内部格付制度の整備を排除するものではありません。

なお、既に内部格付手法を採用している金融機関が、合併等を通じて新たに同一債務者を有することとなった場合においては、最低要件を満たさない事由が一時的に生じることになることから、第144条第2項の規定に基づき、当該事由に関する改善計画を記載した書類を速やかに提出して頂くこととなります。

＜案件格付＞

【関連条項】第180条

第180条-Q2 基礎的的内部格付手法における案件格付制度に求められるものは何ですか。

(A)

基礎的的内部格付手法においては、事業法人等向けエクスポージャーに係る所要自己資本の額の算出にLGDの当局設定値を用いることに鑑み、第180条第4項において、取引に特有の要素を評価した場合のデフォルト時の回収可能性のみを反映した案件格付制度の整備だけでなく、「債務者及び取引に特有の要素を勘案」した期待損失ベースの案件格付の整備も許容されることと規定されています。

第204条第1項において、「格付並びにPD及びLGDは、内部格付手法採用行の与信審査、リスク管理、内部の資本配賦及び内部統制において、重要な役割を果たすものでなければならない。」とされており、当該規定は基礎的的内部格付手法における案件格付についても適用されることから、デフォルト時の回収可能性又は期待損失ベースでの案件格付について相応の精緻化が求められることとなります。

具体的には、案件格付の整備については、換言すれば与信判断や案件審査の中で回収可能

性が明示的に捕捉されていることが求められる事項であり、この場合、連続的な格付体系（明示的に格付区分を設けず直接 LGD を推計する体系）を排除するものではなく、少なくとも金融機関が実際の与信判断や案件審査のベースとなる回収率や保全率といった、回収可能性に関する推計値に基づくものであることが求められます。当該推計値については、所要自己資本の額の算出に直接利用されないことに鑑み、当面の間は経験則に基づく値の使用を排除するものではありませんが、信頼性の欠けた推計値をベースにした案件格付が真の意味で「重要な役割を果たす」ことは困難であると考えられることから、実績データに基づく数値検証を経ることで、着実に精度向上を図って頂く必要があるものと考えています。

今後、金融機関のリスク管理実務の発展を踏まえつつ、基礎的内部格付手法を採用する金融機関における案件格付については、「格付の利用」の充足の観点も考慮し、引続き検討していきます。

<内部格付制度の設計>

【関連条項】第 184 条第 4 項、第 196 条

第 184 条-Q1 格付付与の際に定性的な評価を勘案している場合の留意点は何ですか。

(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

内部格付手法を採用した際には、自己資本比率規制において、自らの推計パラメータに基づき自己資本比率の算出が認められるため、自己資本比率計算に至るプロセスの客観性や算定根拠の明確化が求められることとなります。

内部格付制度においても、恣意的な運用がなされることのないよう事前に格付基準やプール割当て基準等を明確化することが求められ、例えば、第 184 条第 4 項では格付基準や格付プロセスに関して可能な限り手続きを明文化して再現性を確保することが規定されています。

一方で、一般的には数値基準等を設けることに限界があるとされる「定性的な評価」については、格付基準等の客観化に努力を要することが想定されるものの、金融機関内部に蓄積された与信実務に係る共有知見の活用や、中小企業等に係る債務者実態の適切な反映といった面で有用性が高いと認識されているところです。従って、格付制度の客観性等の観点のみから、徒に定性的な評価を格付プロセスから除外することではなく、審査担当者等に蓄積されたノウハウの普遍化・明文化を図り可能な限り格付基準等の客観化に努めると共に、実績検証からの内部格付の客観性の確認、内部統制による格付プロセスの適切性確保といった対応を総合して恣意的運用の余地を狭めつつ活用を図る等の検討が適切であると考えられます。

上記のとおり、内部格付制度において定性的な評価を用いる場合においては、①格付基準・格付プロセスの明文化（第 184 条第 4 項、第 196 条）、②実績検証による内部格付の客観性の確認（第 190 条第 3 項第 2 号、第 233 条）、③制度運用における適切性の確保（第 202 条、第 203 条）等の観点での対応を総合して、恣意的運用に関する懸念への対処が可能であり、これらも踏まえて各金融機関に適合した内部格付制度の設計及び運用を図っていくこ

とが重要であると考えています。

<内部格付制度の運用>

【関連条項】第 185 条第 3 項

第 185 条-Q1 「エクスポージャーに対して格付を付与し、又はエクスポージャーをプールに割当て際の主要な要素として外部格付を用いる場合」とありますが、この場合においては内部格付手法の最低要件を満たす必要はないとの理解で良いですか。

(A)

当該規定は、格付の付与及びプールへの割当てに際して、主要な要素として外部格付が利用される状況も想定した上で、関連する情報も考慮に入れた適切な格付制度の運営を求めています。例えば、各外部格付機関で採用されているデフォルト定義や評価基準等に係る差異の考慮、及び外部格付以外に金融機関内部にて保有する情報や参照すべき情報の勘案等が必要になると考えられ、これらを含め外部格付を用いる場合の内部格付の付与プロセスを定める必要があります。その場合、他の内部格付の付与プロセスとの整合性が確保され、内部格付手法で求める最低要件に適合した格付の付与及びプールへの割当てがなされることが求められます。

<外部ベンダーモデル等>

【関連条項】第 189 条、第 190 条第 3 項第 2 号、第 191 条、第 211 条、第 213 条

第 191 条-Q1 債務者格付やパラメータ推計において、外部モデルベンダーにより開発されたモデルを使用している場合の留意点は何ですか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

外部モデルベンダー等が提供するモデル(外部モデル)及び外部データの利用については、バーゼル銀行監督委員会による「Use of Vendor Products in the Basel II IRB Framework (Basel Committee Newsletter No. 8, March 2006)」において、利用に際しての前提条件や留意が公表されています。

このような留意等を必要とする背景として、例えば、外部モデルにおける一般論として、当該モデルを開発した外部ベンダーの知的財産権の保護やデータソースの秘匿等を理由として、モデル構築プロセスやモデル・ロジック、モデル構築データやその統計処理等の取扱い、及びモデル検証結果等に関する情報開示等に制約があり、金融機関がリスク管理を適切に行う上で必要となるモデルの性能検証等に工夫や努力を要する状況、所謂「ブラックボックス」部分が残る状況が想定されます。また、金融機関の内部データを使用した内部開発モデルとの比較では、モデル開発データ数の充実等のニーズが想定される一方で、金融機関の債務者特性の反映や与信プロセスとの適合等の観点で、実務でのモデル利用に際して留意を要することも想定されます。例えば、自行の与信実務に関する知見を加味したモデルの利用方法や、モデル構築データと自行ポートフォリオが相違することによる影響を踏まえたモデルの利用方法等を十分に分析・検討することが必要であると考えられます。

このような視点から、外部モデルについては、①モデルの制約や特性を踏まえた利用目的が明文化されているか、②モデル内容の理解・ブラックボックス部分の把握は適切であるか、③自行の格付基準等との整合性（評価ギャップの程度）や内部格付制度が前提とする最低要件の充足状況（デフォルト定義を含むモデル構築データと自行ポートフォリオとの整合性、第 189 条各号に関する事項等）は確認されているか、④当該金融機関の内部データに対するパフォーマンス評価（客観性・有意性・安定性等）は十分に把握されているか、等について説明が求められ、これを踏まえて第 190 条第 3 項第 2 号及び第 191 条に定める書類を整備し提出することが必要となります。その際、原則として、外部ベンダーが当該金融機関に開示したモデル解説書や検証報告書等の添付も求められます。

もっとも、これら説明は外部モデルの利用目的や内部格付制度に与える影響等を考慮した上で必要に応じた説明を求めるものであり、例えば、外部モデルを格付付与プロセスにおける債務者の序列評価の一要素としてのみ利用する場合は、必ずしもデフォルト定義に関する厳密な整合性を説明する必要はないと考えられます。一方で、例えばモデルの評価（推定デフォルト確率）を内部格付手法における PD 推計値として用いる場合にはデフォルト定義の整合性に係る説明は必要であり、また、モデルの評価（序列評価）をそのまま最終的な内部格付とするような取扱いを行う場合には、基本的には上記③の自行の格付基準等との整合性や最低要件の充足状況に関する疎明が必要になります。

なお、外部データの使用に際しても上記同様であり、特にパラメータ推計に外部データを使用する場合には、デフォルト定義、母集団性やデータ抽出された時点の貸出・回収基準、内部格付制度及び格付基準、並びにその他重要な特性に関して、当該パラメータを適用するエクスポージャーとの整合性・類似性の確認が求められると共に、外部データの利用により得られる格付区分ごと・プール区分ごとのパラメータ推計に関する結果と、内部データのみ利用により得られた結果とを比較・分析することが求められます（第 211 条第 1 項・第 2 項、第 213 条第 2 項）。

<船舶ファイナンスにおける親会社保証の取扱い>

【関連条項】第 192 条

第 192 条-Q1 船舶ファイナンスにおいて、借入人の親会社等が保証を提供している場合、当該親会社等向けのエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出することは可能ですか。（平成 19 年 5 月 9 日追加）

(A)

船舶ファイナンスにおいては、船舶法・船舶職員法等により、海運会社が便宜置籍国等に法人（以下、船舶 SPC）を設立し、当該船舶 SPC が船舶の建造や運行等を目的とした借入や為替取引等を金融機関より行うことがあります。こうした取引が、利払い及び返済の原資を当該船舶からの収益に限定し、当該船舶を担保の目的とする場合は、第 1 条第 44 号に規定されるオブジェクト・ファイナンスとして認識され、特定貸付債権の取扱いが適用されることとなります。ただし、本邦金融実務においては、こうした取引に際し、金融機関が船舶 SPC

の親会社等の保証を徴求することが通常となっており、そのような場合には、実質的に当該船舶 SPC の親会社等向けのエクスポージャーとして取扱うことが適当と考えられます。このような本邦金融実務を踏まえ、次の 2 つの要件を満たした船舶 SPC 向けエクスポージャーについては、第 153 条から第 165 条に基づき、当該船舶 SPC に保証を提供している親会社等向けのエクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出することで差し支えありません。なお、保証に代えて、保証予約が提供されている場合は、第 118 条-Q2 に規定される要件を満たしている必要があります。

- ① 船舶 SPC 向けのエクスポージャーに対して提供される保証が、第 118 条から第 121 条に規定される全ての条件を満たしていること。
- ② 内部格付手法を採用する金融機関が、第 192 条 2 項に基づき、保証人と同一の債務者格付を当該船舶 SPC に対して付与する方針を定めている場合であって、当該方針に従い一括して同一の債務者格付を付与していること。
- ③ 保証人の内部格付を付与するに際し、当該保証を保証人向けのエクスポージャーとして考慮することをはじめ、保証人の信用リスクを適切に評価していること。

<内部格付制度の運用>

【関連条項】 第 200 条第 1 項

第 200 条-Q1 第 200 条第 1 項 (信用リスクのストレス・テスト) に定める「緩やかな景気後退シナリオ」とは、どの程度の景気後退を想定するべきですか。

(A)

「緩やかな景気後退シナリオ」は置かれている経済状況や与信ポートフォリオとの相関等により異なるため、一律に想定することはできないと考えられます。バーゼル銀行監督委員会による最終文書「International Convergence of Capital Measurement and Capital Standards: A Revised Framework (June 2004, Updated November 2005)」の paragraph 435 においては、連続 2 四半期ゼロ成長が続く程度 (two consecutive quarters of zero growth) の状況を想定したシナリオが例示されていますが、通常の景気循環の中で各金融機関の与信ポートフォリオが受ける影響 (ストレス) が適切に反映されるシナリオの設定が求められます。

<内部統制>

【関連条項】 第 202 条

第 202 条-Q1 信用リスク管理部署の独立性は、どの程度求められますか。

(A)

内部格付手法においては、金融機関の内部格付制度や推計パラメータに基づき早期是正措置の前提となる自己資本比率を算出することが認められる一方、その正確性・客観性を堅固な内部統制により担保させる観点から、第 202 条第 2 項において、「与信部門及び与信業務の担当者から機能的に独立した」信用リスク管理部署の設置が求められています。これは、信用リスク管理部署が、内部格付制度の設計、格付制度の検証及び運用の監視、これらの報告書作成や格付手続の管理等を所管し、格付制度の適切な運営や、格付の正確性・一貫性の確保に責任を負う内部牽制部門であり、その牽制機能はバーゼル II で定める内部格付手法

の採用及び継続利用の観点からは不可欠な機能であると考えているためです。

信用リスク管理部署が担うとされる内部格付制度の設計や監視・検証業務について考えると、恣意性が入る隙のない客観的・機械的なプロセスに基づき明確な結論を導き出すといった作業は想定され難いため、上記のような内部牽制機能が十分に発揮されるための組織的及び機能的な分離が強く期待される状況であると考えています。

例えば、顧客と相対して案件を組成する機能、融資推進機能、又は個別与信先への営業方針に係る決定機能が信用リスク管理部署の中に並存している場合に、個別案件に対する内部格付付与に対する監視や、融資推進において重要視されているセクターの内部格付制度の設計・検証において、十分な内部牽制機能を確保することは難しいものと考えられます。

また、信用リスク管理部署が、担当役員も含めて与信部門と切り離された組織でない場合にも、上記と同様の理由から、十分な内部牽制機能を確保は難しいものと考えられます。

この他、信用リスク管理部署の主要な業績評価項目の一つとして「信用リスク計測の正確性」等の信用リスク管理に係る項目が含まれているか否かについては、内部格付制度の設計・検証等の信用リスク管理実務の発展が求められる位置付けにあって、信用リスク管理部署が真に内部牽制機能を発揮する上では不可欠な要素であると考えています。

もっとも、与信部門に該当する部署は各金融機関により部署名や組織体制が異なるものと想定され、また告示においても「機能的」な独立性を重視していることに鑑み一律の判断を行うことは適当ではないとも考えられるため、与信部門及び与信業務の特定に際しては上記のような状況を総合的に踏まえて、各金融機関内部で組織及び機能の整理について検討を行うことが必要であると考えています。

<内部統制>

【関連条項】第 203 条

第 203 条-Q1 内部格付手法において求められる内部監査部署の業務とはどのようなものですか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

内部格付手法においては、内部監査部署が最低要件の遵守状況等を年一回以上の割合で監査していること自体が最低要件の一つとされている他、内部監査部署が独立した立場で内部格付制度及びその運用の適切性を確認することが求められており、内部格付制度が適切に設計及び運用されることに責任を負う部署に対する内部牽制部門と位置付けられています。従って、内部格付手法を採用する金融機関においては、内部監査部署は従来から所管している業務に加えて、内部格付制度に関する確認業務も所管業務としている必要があります。

内部監査部署の当該確認業務について例示すると、①内部格付制度に関する業務執行状況の適切性確認、②これを統制する信用リスク管理部署の与信部門からの独立性の確認、③内部格付や格付付与・プールへの割当ての正確性や一貫性の確認、④推計パラメータの適切性の確認、⑤内部格付制度や推計パラメータの検証に係る適切性の確認、⑥データ管理や担保評価の適切性の確認、⑦信用リスク・アセット額等の算出に係る IT システムの適格性の確認等が挙げられます。具体的には、③では大口与信先や格付修正先（一次格付が修正された先）のサンプル・チェック、④では実績観測データや推計プロセスの適切性の確認、⑤では検証要領等に照らした検証プロセスの適切性や検証項目の十分性の確認、検証結果の評価やこれを踏まえた対応の適切性の確認等が含まれると想定されるところです。

もっとも、内部格付手法を採用する金融機関における内部統制機能の整備に関しては、内部監査部署の確認業務に先立って信用リスク管理部署等による業務執行プロセスにおける統制機能の発揮が期待されることから、信用リスク管理部署による制度運用に関する監視の深度、格付基準や格付プロセスの客観性の程度、内部格付制度の設計部署と検証部署との

分離状況等も勘案した上で内部監査部署による確認業務の範囲や深度を定め、関与部署を総合して有効な内部統制機能を確保することが重要であると考えられます。また、上述の確認業務の過程において、内部監査部署が業務執行部門に対して必要となる検証等の再履行を指示し、所期の目的を達成することで当該確認業務を遂行することが可能な分野も想定されること、当該金融機関における組織体制等の変遷経緯や陣容等を踏まえる必要もあると想定されることから、必ずしも過度に重層的な態勢整備や画一的な態勢整備を求めるものではありません。

なお、こうした内部監査部署による確認業務を的確に実施するため、組織体制面の整備や業務範囲の定義等に加えて、内部格付制度及びその運用の適切性に係る確認手法の確立やマニュアル等の整備が求められます。

<デフォルトの定義>

【関連条項】第 205 条第 1 項

第 205 条-Q1 リテール向けエクスポージャーにおけるデフォルト事由に当たらない場合として、「元金又は利息の支払が約定日の翌日を起算日として延滞している期間が、百八十日を超えない範囲で信用リスク管理指針に記載された一定の日数を超えないとき」が規定されていますが、当該「百八十日」を「六月」と読替えることは許容されますか。

(A)

一貫性をもって利用するのであれば、差し支えありません。

<デフォルトの定義>

【関連条項】第 205 条第 1 項第 2 号

第 205 条-Q2 デフォルト事由として規定されている、「重大な経済的損失を伴う売却を行うこと」を運用するにあたっての留意点は何ですか。

(A)

「重大な経済的損失を伴う売却を行うこと」をデフォルト事由の一つとする理由は、エクスポージャーの売却時に、当事者間の合意で決まる価格から判断して「要管理債権」相当以下に信用状況が下がっていたと判断すべきことが明らかになる場合にも、デフォルトとしての取扱いをする必要があることです。

株式等エクスポージャーを除くエクスポージャーに対する当該デフォルト事由の運用に当たっては、少なくとも「要管理債権」の引当率レベル相当（保全状況にも拠りますが、当分の間は、30 パーセント程度を目安とします。）の個別債務者の信用リスクに起因すると判断すべきディスカウントを伴う売却が行われた場合は、当該デフォルト事由に該当するものとして取扱うべく、各金融機関において基準を設定し運用されることが求められます。

これに対し、株式等エクスポージャーに関しては、取得価額と売却価額の差であるディスカウントのみを以ってして個別発行体の信用状況の変化を定義することが困難であることから、「要管理債権」の引当率レベル相当のディスカウントを伴う売却が行われた場合でも、これ自体が直ちにデフォルト事由に該当すると取扱う必要はありません。

<デフォルトの定義とパラメータの推計（株式等エクスポージャー）>

【関連条項】第 205 条第 1 項、第 213 条第 1 項第 1 号

第 205 条-Q3 直接に信用供与を行っていない事業法人等が発行する株式等エクスポージャーに対して PD/LGD 方式を用いる場合に、各債務者格付に対応する PD の実績値の算出に当たり、当該事業法人等のデフォルト実績等を含めるべきですか。

(A)

PD/LGD 方式を用いて株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を算出する場合、当該株式等エクスポージャーの対象となる事業法人に直接に信用供与を行っていても、第四節第一款から第八款までに規定されている最低要件を満たしている限りにおいて、金融機関内部にて推計した PD を用いることが認められています（第 166 条第 9 項及び第 10 項）。

もっとも、当該株式等エクスポージャーの対象となる事業法人のデフォルトに関する十分な情報を有し、PD を適切に推計し得たとしても、「要管理債権に該当する」とされる延滞や重大な経済的損失を伴う売却などの第 205 条第 1 項に規定されるデフォルトの定義は、株式等エクスポージャーに適用されるものでありません。このため、デフォルトの実績データを用いて事業法人等向けエクスポージャーの債務者格付に対応する長期平均 PD を推計する場合には、株式等エクスポージャーのみを保有する事業法人は PD 推計のための母集団には含めないことが原則となると考えられます。

<デフォルトの定義とパラメータの推計（リテール向けエクスポージャー）>

【関連条項】第 205 条、第 219 条等

第 205 条-Q4 リテール向けエクスポージャーに対して保証が付されている場合、代位弁済を用いてデフォルト事由を把握し、PD や LGD のパラメータを推計することに問題はありますか。

(A)

リテール向けエクスポージャーについてのデフォルト事由は、要管理債権に該当するものと査定する事由の発生が原則ですが、元金又は利息の延滞の期間が 180 日を越えない一定の日数が信用リスク管理指針に記載されている場合に限っては、当該日数を超えていない場合はデフォルト事由にあたらぬ、とすることができることが規定されています。一般的に保証人による代位弁済はデフォルト事由にあたるものと考えられますが、代位弁済が実施されていない場合であってもデフォルト事由に当たる状況があり得ることは留意が必要です。具体的には、PD の推計を実施する際に保証人による代位弁済率のデータを活用しようとする場合には、上記の点を考慮し適切な取扱いが求められます。

他の留意点として、内部格付手法においては、一定の場合を除き、債務者のデフォルト事由と保証人のデフォルト事由との相関関係が低いことを想定した信用リスク削減効果勘案（所謂ダブル・デフォルト効果の勘案）が認められないことが挙げられます。そのため、例えば、リテール向けエクスポージャーの LGD を推計する際に、代位弁済による回収額をそのまま勘案することは、基本的に認められません。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 205 条第 3 項・第 4 項、第 213 条、第 215 条、第 216 条

第 205 条-Q5 デフォルト後にデフォルト事由が解消されたエクスポージャーは非デフォルトとして債務者格付を付与し、その後、再びデフォルトした場合にはデフォルトとして認識することが規定されていますが、パラメータ推計における実績観測データ上でも、非デフォルトへの復帰や再デフォルトはすべて認識することが求められるのでしょうか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

第 205 条に定めるデフォルト事由が解消されたと認められる場合、当該エクスポージャーは非デフォルトに該当する債務者格付が付与され、再びデフォルト事由が生じた場合はデフォルトに該当する債務者格付が付与されることとなりますが、期初に非デフォルトであった先が期中（1 年間）に複数回のデフォルト及び非デフォルト復帰が生じた場合に、PD 推計や LGD 推計及び EAD 推計に係る実績観測データにおいて 1 回目のデフォルトのみ認識する等の取扱いも可能と考えられます。例えば、延滞債権等において頻繁にデフォルトと非デフォルトを行き来するような場合、実績デフォルト率や実績損失率の観測実績値が影響を受け、これら実績値を基礎として推計される PD や LGD 及び EAD が実態から乖離する可能性も想定されます。従って、パラメータ推計の適切性が確保される場合においては、実際の債務者格付の付与とは別に、実績観測データ上の取扱いとしてこのような取扱いが認められ得ると考えられます。

もっとも、このような取扱いを行うに際しては、各パラメータの推計に使用する実績観測データを総合的に取扱うことが前提であり、デフォルト実績観測データにおいて 1 回目デフォルトのみ認識する場合には、LGD 実績観測データにおいても 1 回目のデフォルトを起点とした LGD 実績（それ以降の期中デフォルトに起因する損失を包含する LGD 実績）を観測すること等が求められます。また、これら対応の結果として、推計パラメータが非保守的となっていないことの確認や、データ観測やパラメータ推計の正確性を担保するために、規程類の整備や内部牽制部門による確認等が適切に行われることが必要と考えられます。

<信用リスク・アセットの額>

【関連条項】第 210 条、第 211 条、第 212 条、第 213 条等

第 210 条-Q1 デフォルト実績が少なく、定量的な手法では PD が推計できないエクスポージャーについてはどのように取扱うべきですか。(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

デフォルト実績の少ないエクスポージャーや格付区分等については、金融機関の内部データに基づくパラメータ推計や検証実施における困難性が認識されています。このような状況が生じる場合としては、例えば、過去からの経験値としてデフォルト件数が少ないソブリン等向けエクスポージャー、高格付の事業法人等向けエクスポージャー、又は一つの金融機関が保有する債務者数が限られているケース等が代表的なものとして挙げられます。これらエクスポージャー等では、実績観測データの期間が十分でないことや債務者数の絶対

数が不足することによるパラメータ推計の精度や、推計パラメータの検証の有意性に関する懸念が共有化されているところです。

このようなケースについては幾つかの対応が想定されており、例えば、パラメータ推計の際に第 213 条第 1 項第 2 号等に示されているように、一定の条件を満たすことを前提に外部格付等の外部情報を利用することが許容されています。また、バーゼル銀行監督委員会による「Validation of low-default portfolios in the Basel II Framework (Basel Committee Newsletter No.6、 September 2005)の Annex」においては、主として PD 推計や PD 検証に用いるデータとして、外部格付に係る情報を始めとする外部情報の利用に加えて、金融機関の内部データを利用する場合の対応として、①内部の類似ポートフォリオを統合したパラメータ推計、②隣接した格付区分を統合したパラメータ推計（第 182 条第 2 項及び第 3 項と整合する範囲にて）、③格付遷移情報を利用したパラメータ推計（例えば長期累積遷移率を期間 1 年に換算した上で 1 年間の PD 推計の基礎とする方法）等が例示されています。

なお、パラメータ推計に用いるデータについては、デフォルト定義、母集団性やデータ抽出された時点の貸出基準、内部格付制度及び格付基準、並びにその他重要な特性に関して当該パラメータを適用するエクスポージャーと整合していること等が求められるため、これらが比較可能なデータを用いた上で、当該金融機関のデータとの相違点の分析を実施し、必要に応じてパラメータを保守的に修正する等の対応が必要となります（第 211 条、第 213 条第 2 項）。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 210 条、第 212 条～第 217 条、第 224 条～第 227 条、第 236 条

第 212 条-Q1 パラメータ推計に際して「推計値を保守的に修正しなければならない」との規定がありますが、どのような場合に修正が求められますか。
(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

過去の実績値が将来推計の基礎となるため、適切な実績観測データの整備及び当該データから観測される実績値をベースとしたパラメータ推計の実施が基本となります。具体的には、①実績観測データの確定（実績観測データの正確性・適切性の確認を含む）、②実績観測データに基づく実績値の把握、③観測実績と既推計パラメータとの比較検証、④検証結果を踏まえたパラメータの維持又は修正の検討、⑤パラメータの確定（保守的修正を含めたパラメータ値の確定）等が、パラメータ推計プロセスの例示として挙げられます。

保守的な修正の必要性については、例えば、PD 推計においては、ア) 実績観測データが景気循環（サイクル）を網羅していない（景気後退期を含まない）データの場合、イ) 観測データを跨いで信用供与実務や回収手続が変更された場合、ウ) 債務者又はエクスポージャーの異動や増減等により観測実績の母集団の安定性が確保されない場合、エ) 所謂「シーズニング効果」が認められる場合（主にリテール区分）、オ) データ数やデータ観測期間の不

足等により統計的な有意性に配慮が必要な場合等が挙げられます。

このような一連のパラメータ推計プロセスを経ることで、第 210 条及び第 211 条～第 217 条、並びに第 224 条に定める「実績観測データの整備」や「推計値の保守的な修正」に適合するものと想定されます。また、適切な実績観測データにより安定的な数値として推計されたパラメータは、第 213 条第 1 項第 1 号で示される「長期平均 PD」、第 216 条第 1 項第 2 号で示される「長期平均デフォルト時損失率」（以下「長期平均 LGD」とする）、第 224 条第 3 項第 1 号で示される「長期的なデフォルト加重平均 EAD」等の概念や、第 236 条（推計値の是正）で想定する検証内容とも整合するものと考えられます。

なお、長期平均 LGD については、更に景気後退期における実績デフォルト率と実績 LGD との関係も考慮して、景気後退期を勘案した LGD が長期平均 LGD を上回る可能性を勘案した上で、最終的な LGD の推計値を設定することとなります。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 213 条第 1 項第 1 号

第 213 条-Q1 「長期平均 PD の推計」を実施する際には、例えばどのような方法が想定されますか。

(A)

一般的な方法としては、期初（前期末）の非デフォルト債務者数と、これら債務者のうち期末（1 年後）までにデフォルトに至った債務者数とを観測し、後者を前者で除した値（デフォルト債務者数÷期初非デフォルト債務者数）を求めることで当該期（1 年間）の実績デフォルト率を算出するプロセスを、長期の観測対象期間に渡り行った上で、各期の数値を単純平均して長期平均実績デフォルト率を算出してパラメータ推計の基礎とすることが想定されます。この場合、期中に実行した新規先から生じたデフォルト債務者もカウントする取扱いや、期中の消滅先及び期中の新規先を考慮して期初・期末の平均を期初の非デフォルト債務者数とする取扱い等、推計パラメータの保守性や適切性を考慮した対応も検討すべき事項となります。

このようにして算出した長期平均実績デフォルト率をベースに、実績値に対する保守的補正を主とした将来見込の考慮、これらを踏まえたパラメータ維持又は修正の検討など、一連のパラメータ推計プロセスを実施することが想定されます。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 214 条第 4 項

第 214 条-Q1 「リテール向けエクスポージャーについて、PD が信用供与の時期又は経過期間に依存するものであって、短期的な PD の推計値を用いることが不適切である場合は、PD の推計値を上方に修正することを検討しなければならない」とありますが、具体的にはどのような事例を想定していますか。（平成 18 年 7 月 28 日追加）

(A)

リテール向けエクスポージャーの中には、与信時から一定期間後にデフォルト発生がピークに達する種類のエクスポージャーがあると想定され（所謂「シーズニング効果」）、このようなリスク特性を有するリテール区分の残高が増加しているケース等においては、将来的にデフォルト率が高騰して所要自己資本が増加する蓋然性が高いと認められるため、予め、当該シーズニング効果を見込んだPD推計が必要であると考えられます。また、残高が安定的である場合においても、将来の残高変動の可能性に鑑み、シーズニング効果の有無に関する確認と、シーズニング効果を考慮したリテール区分の検討を行うことが必要となります。

なお、このようなリスク特性は、プール区分に関する分析・検証を行う際に認識され得るものと想定され、プール管理の過程においても継続的に監視されるべき事項と考えられません。

<パラメータの推計>

【関連条項】第215条、第216条、第217条、第205条第3項

第215条-Q1 LGD推計における実績観測データの取扱いについて、例えば、デフォルト後に非デフォルトへ復帰したエクスポージャーに関しては、その時点の残高が全額回収されたものとしてLGD推計に取り込むことは認められますか。

(平成18年7月28日修正)

(A)

第205条に定めるデフォルト事由が解消されたと認められる場合、当該エクスポージャーは非デフォルトに該当する債務者格付が付与されることとなりますが、LGD推計に係る実績観測データにおいても、デフォルトした時点から非デフォルトに復帰する期間に係る費用を計上した残額を回収額として認識することが可能です。ただし、貸出条件緩和債権に係る取扱いについては、「主要行等向けの総合的な監督指針」、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」、及び「貸出条件緩和債権関係Q&A」に準拠した取扱いがなされていることが前提となります。また、実際のパラメータ推計に際しては、非デフォルトへの復帰とマクロ経済や金融機関内部の与信ポートフォリオとの関係等について分析を行い、非保守的な推計値とならないよう適切なパラメータ推計が求められます。

なお、LGD推計における実績観測データの取扱いについては、本件以外についても留意が必要です。また、LGD推計に関しては実績観測データの取扱い以外にも整理が必要であると認識していますが、現状、バーゼル銀行監督委員会での検討が継続して進められている状況にあるため、その結果も踏まえて整理を行っていく予定としています。

<パラメータの推計>

【関連条項】第215条、第216条

第215条-Q2 LGD推計における実績観測データの取扱いについて、回収が完了していな

い案件（未最終先）やデフォルト後の追加与信に関する留意点はありますか。
(平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

回収実績データに基づき LGD の推計を行う場合においては、回収実績を認識するに際して事前の基準が必要となるものと考えられ、具体的には実績観測データの整備に関する基準設定が求められます。例えば、非デフォルトへ復帰した案件の取扱いや、回収が完了していない案件（未最終先）の取扱い、或いはデフォルト後の追加与信の取扱いが挙げられます。

このうち未最終先については、一般的に、早期に回収が図られる案件に関しては回収率が高くなる（LGD が低くなる）傾向があると考えられており、未最終先を除外して実績観測データを設定し、これを基礎として LGD 推計を行った場合には推計値が非保守的となることが想定されます。一方で、未最終先を含めて実績観測データを設定する場合については、推計時点までの回収額のみ認識する方法を採る場合では推計値が必要以上に保守的となることや、推計時点までの回収額に加えて将来の回収見込みを認識する場合では将来見込みの予測精度により推計 LGD の信頼性が損なわれることや推計値が非保守的となることが想定されます。従って、その取扱いについては十分なデータ分析に基づく慎重な検討が必要であると考えられ、金融機関による手法選択の判断根拠、及び LGD の推計値が保守的であることの疎明が求められます。なお、そもそもの回収完了の認識に関して、例えば、デフォルト時から一定期間経過した案件や、回収率が一定程度に達した案件等を「見做し最終先」として取扱うことも想定されますが、その場合も当該取扱いの適切性を確認した上で定義等を定めることが求められます。

また、デフォルト後の追加与信については、当該金額をデフォルト時のエクスポージャー額（EAD）に含めて認識した上で、当該追加与信に係る回収を回収額に含めて認識する取扱いが想定されますが、追加与信の割合が大きい場合で当該追加与信すべてが回収できた事例等では、実績値が非保守的となることが考えられ、これを基礎として LGD 推計を行った場合には推計値も非保守的となることが想定されます。従って、このような取扱いは避けることが適当であると考えられ、別途の与信として取扱う方法や、追加与信額をマイナスの回収として計上した上で当該追加与信に係る回収を回収額に含めて認識する取扱い等が想定されます。もっとも、前者の取扱いについては、回収実績を既往与信（追加与信を行う前の与信）からの回収と、追加与信からの回収とに区分することが可能であるか否かの確認が求められ、後者については追加与信が回収されない事態になった場合には非常に大きなマイナスの回収率（非常に大きな LGD 値）となることが想定されその際の取扱いについて検討が求められます。

なお、前掲設問（第 215 条-Q1）に記載した非デフォルト復帰先の取扱いも含め、適切な LGD 推計が可能となるよう実績観測データの取扱いを検討することが重要であると考えられます。

<手形割引の取扱い>

【関連条項】第 216 条第 5 項、第 221 条

第 216 条-Q1 手形の割引を行った際の信用リスク・アセットの額の算出はどのように行えばよいですか。

(A)

手形割引に関するリスクの判断を行うにあたっては、金融機関は、振出人の支払い能力の他、割引依頼人の業況、自行預金、自行に差し入れられている担保の価値に鑑みた割引依頼人の買い戻し能力を総合的に考慮しているものと考えられます。

手形の割引は、一般に手形の売買であると解されており、手形の売買であるとするれば、特約がなければ、割引を行った金融機関は手形が不渡りになって遡求権が発生したときにはじめて割引依頼人に対する権利を取得するに過ぎないこととなります。このような理解を前提として、割引手形の買戻請求権を規定し、一定の事由がある場合には手形の呈示期間到来前にも割引依頼人に対して手形金から満期までの利息を控除した額の支払いを請求できるものとしている銀行取引約定書も見られます。このような理解に立つ場合、振出人に対するエクスポージャーについて、割引依頼人(裏書人)による保証が付されていると考えることが素直であると考えられます。このような考え方に立つ場合は、信用リスク・アセットの額の算出を行うにあたっては、振出人に対するエクスポージャーとして算出した上で、保証による信用リスク削減効果を勘案することが可能です。なお、信用リスク削減効果の勘案に当たっては、第 221 条に規定されている適格保証に関する要件等を満たす必要があります。

もともと、割引依頼人と割引人の関係は手形割引に関する当事者間の契約条項によって定まる問題であると考えられ、割引依頼人と割引人との間では消費貸借が成立することを前提とする銀行取引約定書も想定し得ないわけではありません。このような考え方を前提とする場合、金融機関は手形割引をした時点で即座に消費貸借上の権利を割引依頼人に対して取得することとなります。このような考え方に立つ場合には、割引依頼人に対するエクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額を算出し、その際に振出人に対する手形債権が担保に付されていることを踏まえて LGD について調整を行うことが可能です。なお、債権担保による信用リスク削減効果を勘案するためには、基礎的内部格付手法を採用する金融機関であって割引依頼人が事業法人である場合には、第 156 条第 4 項第 1 号等の適格要件(ただし、金融機関が割引手形を所持しており、かつ、銀行取引約定書等により手形の買戻特約が設けられている場合には、担保契約に相当する文書は必ずしも要しません。)を、それ以外の場合には第 216 条第 5 項の LGD の推計に係る要件を、それぞれ満たす必要があります。

<パラメータの推計>

【関連条項】第 216 条第 6 項

第 216 条-Q2 内部格付手法における EL_{default} は、どのように推計するのが適切でしょうか。

(平成 19 年 5 月 9 日追加)

(A)

第 216 条第 6 項に定めるデフォルトしたエクスポージャーに係る期待損失 (EL_{default}) の推計については、基礎的内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポージャーにおいては当局設定 LGD の 45% (劣後債権の場合は 75%) を、内部格付手法採用行の株式等エクスポージャー (PD/LGD 方式) においては当局設定 LGD の 90% を利用することが認められます。また、事業法人等向けエクスポージャーを被担保債権とする適格金融資産担保や適格資産担保が設定されている場合には、当該担保による信用リスク削減の効果を勘案した当局設定 LGD を利用することも可能です。

一方で、先進的内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポージャー、及びリテール向けエクスポージャーについては、第 216 条第 6 項に定めるとおり、経済状況や当該エクスポージャーの状態を考慮するほか、過去の実績に照らして想定される回収期間における追加損失の可能性等を考慮した期待損失の最善の推計値としての EL_{default} 推計が求められます。当該 EL_{default} については、損失の認識手法の違い等から必ずしも会計上の貸倒引当金と一致するものではないと考えられますが、DCF 法により算定された貸倒引当金等については、内部格付手法と整合した推計方法であることや非保守的な推計値となっていないこと等が説明される場合には、内部格付手法における EL_{default} とすることも許容されます。

なお、先進的内部格付手法採用行の事業法人等向けエクスポージャー、及びリテール向けエクスポージャーにおける LGD (景気後退期を勘案した LGD) の値が EL_{default} の値を上回る場合には、当該デフォルトしたエクスポージャーについて、LGD 及び EL_{default} を用いて第 153 条及び第 154 条の 2 第 3 項、並びに第 159 条から第 162 条までに掲げる算式により信用リスク・アセットの額を算出することが求められることに留意が必要です。

<保証及びクレジット・デリバティブに関する要件>

【関連条項】第 219 条第 3 項

第 219 条-Q1 保証による信用リスク削減手法として、PD の調整を選択している場合、あるエクスポージャーの保証人の PD が上昇した場合であっても、引き続き PD の調整を継続して行う必要はありますか。

(A)

先進的内部格付手法における事業法人等エクスポージャー及び内部格付手法におけるリテール向けエクスポージャーに対しては、PD 又は LGD を調整することにより保証効果の勘案をすることが認められていますが、当該調整方法の恣意的運用を防ぐことを趣旨として、継続的な使用を要件としています。そのため、PD の調整を選択している場合に保証人の PD 上昇によって信用リスク削減効果が減少することを理由として、LGD の調整に変更することは認められません。もっとも、信用リスク削減手法適用後の信用リスク・アセットの額が増加してしまう場合には当該削減手法の適用を要しない旨、第 80 条第 3 項に規定されており、保証効果を勘案しない取扱いは認められます。

<トップ・ダウン・アプローチ等の最低要件>

【関連条項】第 232 条第 4 項第 4 号

第 232 条-Q1 「特定又はすべての購入債権のプールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続」とは、どのような指針及び手続を想定していますか。

(A)

第 232 条第 4 項第 4 号では、購入リテール向けエクスポージャー及びトップ・ダウン・アプローチを用いる適格購入事業法人等向けエクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に当たっては、プールに属する購入リテール向けエクスポージャー及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーの損失のボラティリティが適切な範囲に収まるように、プール内でのリスクの分散が確保されることを求めています。このような観点から、「特定又はすべての購入債権のプールにおける総額ベースで一債務者に対する信用供与の集中を監視する有効な指針及び手続」が設けられているというためには、少なくとも個別の購入債権プールにおいて、債務者ごとにプール内のエクスポージャーを名寄せした上で、第 1 条第 60 号（及び本 Q&A【第 1 章（定義）＜内部格付手法関係＞】第 1 条 60 号-Q1）に掲げる要件が満たされていることを監視するための指針及び手続を設けることが必要です。

＜内部格付制度及び推計値の検証＞

【関連条項】第 233 条、第 234 条、第 235 条

第 233 条-Q1 「内部格付制度及びその運用、PD、LGD 及び EAD の推計値の正確性並びにその一貫性を検証する頑健な制度を設けなければならない。」とありますが、内部格付制度を検証する際の留意点は何ですか。

(A)

内部格付手法においては、自己資本比率規制において、自らの推計パラメータに基づき自己資本比率を算出することが認められますが、当該パラメータの正確性・一貫性を担保する観点から、パラメータ推計の前提となる内部格付制度の適切性に関する定期的な確認・分析が求められます。

例えば、債務者格付制度に関する定量的な検証としては、格付区分ごとの PD とデフォルト実績との整合性や、格付区分の序列精度（AR 値等）等の視点にて、業種ごと・企業規模ごと・与信額ごと等のクロスセクション分析や時系列分析等を実施することが考えられます。また、主要な格付付与プロセスごと（財務評価、非財務評価等のステップごと）の検証も格付制度の有効性を確認し維持していくために必要と想定され、この中には主要な統計モデルやスコアリング評点等に係る検証も含まれます。このうち、統計モデル等の改訂に伴う検証に関しては、原則として統計モデル等の構築時に利用していないデータによる検証を要することに留意が必要です。

上記の検証事例では、特定業種や大口与信先等に甘い格付制度になっていないか否かの「客観性」や、格付区分の序列に意味があるか否かの「有意性」、及び景気変動と格付遷移の連動性等の「安定性」等を確認することとなりますが、プール区分に関する検証も含めて

内部格付制度の検証を実施することにより、適切性や信頼性のある格付区分やプール区分に基づく一連のパラメータ推計プロセスを実施することが可能となります。従って、これら検証を適切に実施するため、検証内容の要件定義、検証の実施と報告、検証結果を踏まえた制度運営等の一連の業務運営を担保する組織態勢の整備及び検証要領等の規程類の整備についても適切な対応が求められます。

なお、検証内容の要件定義に際しては、個々の金融機関ごとに与信ポートフォリオの特徴、債務者データ数及びデフォルト先数、並びに格付付与プロセスや使用モデルの種類等に違いがあると想定されることから、必ずしも画一的な検証内容に限定するものではなく、個々の状況に適合した検証を実施することが重要であると考えられます。

<内部格付制度および推計値の検証>

【関連条項】 第 233 条、第 234 条、第 235 条

第 233 条-Q2 内部格付制度及び推計値の検証に関して「頑健な制度を設けなければならぬ。」とありますが、一般的にはどのようなことが求められますか。 (平成 18 年 7 月 28 日追加)

(A)

内部格付手法においては、内部格付制度や推計パラメータの信頼性、格付付与やプールへの割当てにおいて使用するモデルやその他の評価プロセスの客観性や有意性、及びパラメータ推計プロセス等の適切性等について定期的な分析や確認を行い、その結果に基づき必要に応じた内部格付制度の調整や改訂を図っていく検証プロセスを確立し運営していくことが求められます。

検証プロセスのうち、内部格付制度に関する定量的な検証については前掲設問（第 233 条-Q1）に事例を挙げたところですが、これ以外の検証の事例としては、①格付付与やプールへの割当てに係る基準やプロセスの合理性や演繹性等の定性的な評価、②統計モデルやスコアリング評点（モデル等）を含む各種計算プロセスの正確性、③債務者情報や債権情報等の入力データの正確性及び適切性、④モデル等を使用する際の前提条件と実際の利用状況の整合性、⑤内部格付制度の景気変動との整合性、⑥パラメータ推計に使用する実績観測データの正確性及び適切性、⑦推計パラメータに関する定量的・定性的検証、⑧外部に検証を委託した場合にその検証結果の正確性及び適切性の確認等が想定されます。

また、定量的な検証については、その検証手法の観点から、事前の予測値と事後の実績値との比較分析（バック・テスト）に加えて、外部情報や過去の内部実績等との比較分析（ベンチマーキング）の有効性が認識されており、より多面的な検証を行うことにより内部格付制度やモデル等の構造的な弱点の把握や相対的な性能評価が強化されることが期待されます。大企業・中堅企業等向けの格付推定モデルやこれに類する機械的な手法を使用する金融機関においては、外部格付機関による外部格付と当該モデル等による評価との対応関係の分析（評価ギャップ分析及び格付遷移分析）を行うことが適切であると考えられます。

なお、ベンチマーキングに関する一般論として、当該金融機関に適した比較対象（ベンチマーク）を選択することが重要であること、分析結果は直接に内部格付制度等の評価となるものではなく詳細な分析の必要性を示唆するものであること等に留意を要します。

このような視点による包括的な検証プロセスの整備に際しては、検証結果に関する評価基準（検証結果の許容水準）の設定や、検証結果を踏まえた対応（制度の調整・改訂等）、制度改訂及び新規導入時の検証プロセス、及びこれらの文書化も含めて、内部格付制度に関する業務執行プロセスの一貫として設計・運用されることが求められます。また、個々の金融機関ごとの与信ポートフォリオや内部格付に対する考え方（クレジット・ポリシー）等に違いがあると想定されることから、必ずしも画一的な検証制度の整備を求めるものではなく、主要なエクスポージャーに重心を置いた検証プロセスを構築することも含めて、個々の状況に適合した検証制度の整備を図ることが重要であると考えられます。

【証券化エクスポージャー】

【第1章（定義）＜証券化エクスポージャー関係＞等】

＜再証券化取引＞

【関連条項】第1条第2号の2イ

第1条第2号の2-Q1 原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーである証券化取引のうち、どのような取引が再証券化取引から除かれますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

告示第1条第2号の2に規定されているように、証券化取引の原資産の一部又は全部が証券化エクスポージャーで構成されている場合であっても、同号イ又はロのいずれかに該当するものは、再証券化取引から除外されることとなります。

同号イにおいて、「当該証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローが、いかなる状況においても、証券化エクスポージャーを含まない一原資産プールによる一の証券化取引に係るエクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現できるもの」とされており、各金融機関において、保有する証券化エクスポージャーのキャッシュ・フロー（受取キャッシュ・フローのみならず、該当あれば支払キャッシュ・フローも含まれます。）が（再証券化エクスポージャーではない）証券化エクスポージャーのキャッシュ・フローとして再現／復元されることを疎明できる場合に限り、再証券化取引として扱わないことが認められます。

＜住宅金融公庫が発行する資産担保証券の取扱い＞

【関連条項】第1条第16号等

第1条第16号-Q1 住宅金融公庫が発行する資産担保証券に対しては、証券化エクスポージャーの取扱いを適用して良いですか。（平成19年3月23日追加、令和2年3月31日修正）

(A)

住宅金融公庫（平成19年4月1日以降は住宅金融支援機構）が発行する貸付債権担保住宅金融公庫債券（以下、「住宅金融公庫債」という。）については、住宅ローン債権プールを裏付けとしており、超過担保が実質的な劣後部分として機能しているという意味で「優先劣後構造」を有すると解することができることから、告示第1条第16号に基づき、証券化エクスポージャーの取扱いが適用されます（※）。

もっとも、住宅金融公庫債には、住宅金融公庫の解散や株式会社化等の「制度的な変更」を発動事由とする受益権行使事由が設定されており、当該事由発生前は投資家への支払いは発行体である住宅金融公庫が行うことから、受益権行使事由発生前は住宅金融公庫向けのエクスポージャーとして取扱うことも可能です。

※ 証券化エクスポージャーとして取扱う場合、適格 STC 証券化エクスポージャーとして取扱い可能か否かは、個別に判断する必要がありますが、住宅金融公庫債については、適格 STC 証券化エクスポージャーの趣旨に合致すると合理的に判断できる限り、適格 STC 証券化エクスポージャーとしての取扱いも認められます。

<米国政府関連モーゲージ担保証券の取扱い>

【関連条項】第1条第16号等

第1条第16号-Q2 米国政府関連のモーゲージ担保証券（MBS）等の住宅ローン担保証券に対しては、証券化エクスポージャーの取扱いを適用して良いですか。（平成19年3月23日追加）

(A)

米国政府関連のモーゲージ担保証券には、①米国連邦政府機関である政府抵当金庫（ジニーメイ＜Ginnie Mae＞）が裏付けとなる住宅ローン債権（モーゲージ）プールからの投資家への支払いを保証するパススルー証券、②米国政府関係機関である連邦抵当金庫（ファニーメイ＜Fannie Mae＞）又は連邦住宅貸付抵当公社（フレディーマック＜Freddie Mac＞）が住宅ローン債権プールを裏付資産として発行・保証するパススルー証券、及び③これらの機関が発行・保証する CMO や REMIC 等のペイスルー証券があります。いずれも住宅ローン債権プールを裏付けとしていますが、投資家への支払い順序（ウォーター・フォール）に「優先劣後構造」は基本的にみられません。これらの一部には、金利水準や最終償還日が異なる二以上のエクスポージャーに原資産の信用リスクを区分するものもありますが、あくまでキャッシュ・フローの加工に留まり、優先部分に対する契約上の支払いを妨げることなく劣後部分が損失を吸収する「優先劣後構造」を構成すると解し得るものは含まれていないと考えられます。従って、これらについては、発行体による保証が付された債券と認識し、①は米国政府向けのエクスポージャー、②及び③は現時点においては米当局により公共部門として認識されていることを踏まえ、標準的手法では外国の中央政府等以外の公共部門向けエクスポージャー（第59条）、内部格付手法では金融機関等向けエクスポージャー（第1条第37号）として取り扱うこととなります（注）。

（注）米国政府関連のモーゲージ担保証券の取扱いについては、発行体による保証が投資家への支払い全額に及ぶ限りにおいて、発行体向けの直接の与信と同様に扱うことを可能とします。

<証券化エクスポージャーの定義>

【関連条項】第1条第2号等

第1条-Q3 個々の金融商品が証券化エクスポージャーに該当するか否かを判断するに際し、どのような点に留意すれば宜しいですか。（平成19年5月9日追加、平成23

(A)

第1条第2号及び第16号では、証券化エクスポージャーを、①ノン・リコース（投資家への支払いがオリジネーターでなく、原資産に係る信用リスク<又は原資産のキャッシュ・フロー>に依拠すること）及び②優先劣後構造の2つの特徴をもとに定義しています。「ノン・リコース」とは、通常、信用供与の返済原資が一定の責任財産に限定され、責任財産のみからでは当該信用供与の返済ができなかったとしても、オリジネーターに遡及（リコース）できない形態をいいます。証券化取引では、通常、投資家は証券化目的導管体（SPE）に対して債務の履行を請求することができるに留まり、オリジネーターに対しては原則として遡及できないこととなりますが、このような仕組みにおいては、当該信用供与のリスクは、オリジネーターの信用度（信用リスク）ではなく、裏付けとなっている特定の資産のキャッシュ・フローに限定的に依拠することとなります。

他方、「優先劣後構造」とは、裏付けとなる資産のキャッシュ・フローが、予め契約で定められた支払い順序（ウォーター・フォール）に従って、まず優先部分（優先トランシェ）に対して割り当てられた後、残余の部分が劣後部分に割り当てられる仕組みを言います。裏付資産からのキャッシュ・フローは、まず最優先部分の投資家に対する返済に充てられ、続いてメザニン（中間）部分、最劣後部分の投資家に支払われることとなります。逆に言えば、キャッシュ・フローが割り当てられる順序と逆の順序で損失が割り当てられることとなります。このような階層的な仕組みにおいては、優先部分に対する契約上の支払いを妨げることなく劣後部分が損失を吸収することとなります。

個々の商品（エクスポージャー）が、こうした証券化エクスポージャーに該当するか否かについては、当該エクスポージャーがこれら2つの特徴をともに有しているのかを各金融機関が確認・判断することが求められます。その際、法的形式や呼び名ではなく、あくまで経済実態をもとに判断することが必要です。なお、裏付資産が不動産である場合と、市場性商品（株式、債券等）である場合の代表的な判断事例を、図1及び図2に提示いたします。

図1：不動産証券化商品・ファンドの取扱い事例*

主要な不動産証券化・ファンドのスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 上場不動産会社：株式会社	△	×	デット：法人等/不動産取得等 事業向け(65条、70条) エクイティ：出資等(76条)	デット：事法等 エクイティ：株式等
● 上場不動産ファンド：上場J-REIT	△	×	デット：不動産取得等 事業向け(70条) エクイティ：出資等(76条)	デット：事法等/ 特定貸付債権 エクイティ：株式等
● 私募ファンド：不動産投資法人	△	△	デット：不動産取得等 事業向け(70条) エクイティ：ファンド (ルックスルー)	デット：特定貸付債権 エクイティ：株式等
● 私募ファンド：匿名組合(TK)+有限会社(YK)/株式会社(KK)	△	○		
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託 受益権)：TK+YK/KK	○	○		
● 不動産証券化(裏付資産は不動産・信託 受益権)：特定目的会社(TMK)	○	○	デット：証券化 エクイティ：証券化 (経過措置あり) ***	
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコース ローン)：TK+YK/KK	○	○		デット：証券化 エクイティ：証券化
● 不動産証券化(裏付資産はノンリコース ローン)：TMK	○	○		

* ここで取り上げている不動産証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスポージャーに該当するか否かを確認・判断していくこととなります。また、「デット」及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名ではなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

** ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特性を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。

*** 特定貸付債権に該当するものについては、証券化エクスポージャーに係る計算方法により信用リスク・アセットの額を算出して差し支えありません。

図2：市場性証券化商品・ファンドの取扱い事例*

主要な市場性証券化商品・ファンド のスキーム	①ノンリコース**	②優先劣後構造**	標準的手法	内部格付手法
● 投資事業を業務の一部とする上場株式会社	×	×	デット: 法人等(65条) エクイティ: 出資等(76条)	デット: 事法等 エクイティ: 株式等
● 上場証券投資信託(ETF)	△	×		
● 公募ファンド: 証券投資法人、証券投資信託	△	△		
● 私募ファンド: 証券投資法人、証券投資信託	△	△	デット: 法人等(65条) エクイティ: ファンド (ルックスルー)	デット: 事法等 エクイティ: ファンド (ルックスルー)
● 私募ファンド: ヘッジファンド	△	△		
● PE/LBOファンド: 投資事業組合	△	△		
● CDO (Collateralised Debt Obligation)	○	○	デット: 証券化 エクイティ: 証券化 (経過措置あり)	デット: 証券化 エクイティ: 証券化

* ここで取り上げている不動産証券化・ファンドのスキームの取扱いは、あくまで代表的な事例を想定したもの(目安)であり、個々の取引については各金融機関が証券化エクスポージャーに該当するか否かを確認・判断していくこととなります。また、「デット」及び「エクイティ」は、法的形式や呼び名ではなく、経済実態をもとに判断されることとなります。

** ○は「通常は明確な特性を有している」、△は「明確な特性を有している場合と有していない場合がある(ケース・バイ・ケース)」、×は「通常は明確な特性を有していない」を指します。

<証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額>

【関連条項】第5条第2項第1号ホ、第17条第2項第1号ホ、第28条第2項第1号ニ、第40条第2項第1号ニ

第5条-Q1 調整項目として普通株式等Tier1資本又はコア資本(以下「普通株式等Tier1資本等」という)から控除される「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」を普通株式等Tier1資本等から控除する際には、法人税の支払及び償却による「自己資本に相当する額」の減少を考慮することは可能ですか。(平成25年9月20日修正)

(A)

第5条第2項第1号ホ等においては、「証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額」は、普通株式等Tier1資本等から控除することが求められています。こうした取扱いの背景には、証券化の実行時点においては売却される優先部分について会計上売却益が認識される場所、通常の債権譲渡において認識される売却益と異なり、オリジネーターが劣後部分を保有している限り、必ずしも当該売却益が実際に金融機関の損失の緩衝装置(バッファ)として機能するとは限らないことがあります。このような点に着目して、第5条第2項第1号ホ等においては、当該売却益を規制上の自己資本比率算出に際し自己資本としては認識しない取扱いとしています。

こうした中、証券化を行った後において、法人税等の支払、保有部分の償却・減損が行われた場合には、当該部分に関しては会計上も自己資本とは認識されておらず、自己資本比率算出上さらに控除を行う意味は失われていることから、当該額を差し引いた残りの部分について控除項目とすることが可能です。

例えば、銀行Xが簿価65,000の貸出債権を以下のトランシェに分けて証券化し、銀行XはクラスC受益権のみを継続保有する場合について考えますと、

受益持分	帰属元本額	公正価値額
クラスA受益権(最優先受益権)	50,000	50,000
クラスB受益権(優先受益権)	14,000	14,000
クラスC受益権(劣後受益権)	1,000	2,000
合計	65,000	66,000

売却部分と留保部分に簿価を配分するための計算は以下の通りとなります。

受益持分	公正価値構成比	簿価配分額
クラスA受益権(最優先受益権)	75.76%	49,242
クラスB受益権(優先受益権)	21.21%	13,788
クラスC受益権(劣後受益権)	3.03%	1,970
合計	100%	65,000

この場合、売却益は

売却収入（クラス A 受益権の公正価値額 50,000＋クラス B 受益権の公正価値額
14,000）－取引関連費用（例えば 100）－売却原価（例えば 63,030）＝870

となります。

しかしながら、期末においては法人税及び未払法人税が計上されることになり、例えば実効税率 40%の場合には 348 が負債認識されることになることから、自己資本控除の対象となる「証券化に伴い増加した自己資本に相当する額」は 522 となります。また、クラス C 受益権（劣後受益権）の償却及び減損が、期末において 97（税効果勘案後）行われた場合には、自己資本控除の対象となる「証券化に伴い増加した自己資本に相当する額」は $522 - 97 = 425$ となります。

【第8章（証券化エクスポージャーの取扱い）関係】

<資産譲渡型証券化取引としての適格性>

【関連条項】第247条第1項第7号

第247条-Q1 資産譲渡型証券化取引につき、証券化エクスポージャーとしてのリスク・アセットを算出するためには「当該証券化取引を早期に終了させる権利又は条件を定めた条項が含まれないこと」が要件とされていますが、その例外として規定されている「やむを得ないと認められる場合における取引の終了」とは具体的に何を指しますか。（平成31年3月15日追加）

(A)

税務上の事由や規制上の事由（規制の変更等により、当該証券化エクスポージャーが証券化エクスポージャーとしての適格性を失う（証券化エクスポージャーとしてのリスク・アセットの算出ができなくなることを含む。以下同じ。）おそれがある場合又は適格性を失った場合等）のほか、反社条項への違反等、取引の早期終了がやむを得ないと認められる場合を指します。

<証券化取引のデュー・ディリジェンス体制の具備>

【関連条項】第248条第1項第1号・2号・3号・4号

第248条-Q1 証券化取引における格付の利用に関する基準のうち、保有する証券化エクスポージャーの情報等を把握するために必要な体制の整備が求められていますが、具体的にどのような体制の整備が求められていますか。（平成23年9月12日追加、平成31年3月15日修正）

(A)

各金融機関において、証券化エクスポージャーに関する投資方針並びに保有している証券化エクスポージャーの額、種類、複雑性及び保有形態等を勘案して、適切なモニタリング体制の整備を行っていただく必要があります。

この際、把握が必要な情報の深度や取得の頻度等は、証券化エクスポージャーのポートフォリオに占める割合、満期の長さ、想定される保有期間、リスク等に応じて大きく異なると考えられ、各金融機関における証券化エクスポージャーに対するリスク・プロファイルやビジネスモデルに応じた体制の整備を行うことが重要と考えられます。

もともと、証券化エクスポージャーをほとんど保有していない金融機関においては、情報の把握や情報取得の頻度等について、保有額が大きい金融機関と同様の厳格な体制の整備が必ずしも求められていないなど、各金融機関の個別事情に応じた体制の整備を行うことも許容されるものと考えられます。

なお、把握すべき情報の整理としては、各金融機関の個別事情にもよりますが、少なくとも日本証券業協会により公表されている「証券化商品の販売等に関する規則」及び「標準情報レポーティングパッケージ（SIRP）」（平成21年3月17日公表時点のものをいう。）を参考にすることが望ましいものと考えられます。ただし、当該規則等に記載のない商品や、

複雑なリスク特性を含む商品等において、当該規則等の枠組みでは情報が不足する場合については、別途整理が必要となることにもご留意下さい。

なお、平成23年12月31日より前に保有している証券化エクスポージャーについては、契約上、取得できる情報に制約がある場合等やむを得ない事情により、情報の把握に制限がある場合であっても、それに代替する情報の取得を行うなど、各金融機関において必要とされる情報の整理を行った上で、適切な情報把握に努めて頂くことが必要です。

なお、体制の整備については、各金融機関の状況の変化に応じ、適切に見直しが行われることが期待されています。

<「不適切な原資産の組成がなされていない」と判断できる場合>

【関連条項】第248条第3項

第248条-Q2 「不適切な原資産の組成がなされていない」と判断できる場合とは、どのような場合ですか。(平成31年3月15日追加)

(A)

証券化取引において不適切な原資産の組成がなされていないかどうかの判断は、オリジネーターの原資産に対する関与の状況や原資産の質等を個別具体的に行う必要がありますが、不適切な原資産の組成がなされていないと判断できる場合としては、例えば、以下のような場合が考えられます。

- ① オリジネーター等が第248条第3項各号に掲げる信用リスクと同等以上の信用リスクを負担していると確認できる場合の例
- ・ オリジネーターが第248条第3項各号の条件を満たす信用リスク負担を行っていることを確認できない場合であっても、オリジネーターの親会社やいわゆるアレンジャー等の証券化商品の組成に深く関与したオリジネーター以外の関係者が信用リスクを負担しており、これらの者とオリジネーターの負担する当該信用リスクの合計が同項各号に掲げる信用リスクと同等以上であることが確認できる場合
 - ・ オリジネーターにおいて証券化エクスポージャーの保有によるリスクの負担はなされていないものの、劣後部分についてオリジネーターによる信用補完(※1)がなされており、これらの者が負担する当該信用リスクが同項各号に掲げる信用リスクと同等以上であることが確認できる場合
 - ・ 多数の債権等(証券化商品を除きます)が含まれる資産プールから、証券化商品の裏付資産となる債権等が無作為に選別される場合(※2)において、オリジネーターが当該資産プールに含まれる裏付資産となる原資産以外の全ての債権等を継続的に保有すること(または、資産プールから原資産となる債権と同時に無作為に選別された特定の債権等をオリジネーターが継続的に保有すること)により負担する信用リスクが、当該資産プールの総エクスポージャーの5%以上であることが確認できる場合
 - ・ 合成型証券化取引において、原資産たる債権に生じた損失をオリジネーターと投資家

とが分担して負担する内容となっており、かつ、オリジネーターの負担する信用リスクが第 248 条第 3 項各号に掲げる信用リスクと同等以上であることが確認できる場合

※1 劣後トランシェに対する信用補完の方法として、組成時における各トランシェへの配当額の調整等によってエクセス・スプレッドが設定されることがあります。これは、オリジネーターが保証を行う場合と異なり、仮に、リスクが顕在化した場合であってもオリジネーターにおいて特段の出捐等を伴うわけではありませぬ。このため、基本的にオリジネーターやその関係者による信用補完がなされているとはいえないと考えられます。

※2 無作為に選択されたといえるためには十分な量及び質を有する債権等が必要となります。量の面では、資産プールには一般的には 100 以上の債権等が含まれることが求められます。また、質の面では、証券化商品の原資産となる債権等と、オリジネーターが保有する債権等とを選別するに当たっては、オリジネーターの保有する債権等に特定の債権等が集中することがないよう、債権等の組成時期、種類、組成された地域、満期日、借入金の比率、権利の種類、事業セクター、未払残高等の事情を適切に考慮することが求められます。

② 原資産の質（※3）につき深度ある分析を行い不適切な原資産の組成がなされていないと判断できる場合の例

- ・ 適切な鑑定評価書やエンジニアリングレポートが作成されている不動産（不動産に関する信託受益権を含む）を原資産とする証券化商品のように、オリジネーターのリスク負担の有無にかかわらず、客観的な資料等から不適切な原資産の組成がなされていないと判断できる場合
- ・ 証券化商品の組成を行う者が、保有する資産を原資産として証券化商品の組成を行うのではなく、原資産たる債権を市場から購入する方法により証券化商品の組成を行う場合において、市場で調達される当該債権の質が不適切なものではないことについて、客観的な資料等から判断できる場合

※3 証券化商品の投資に当たっては、信用リスク等の観点から、原資産の質につき深度ある分析を行うことが特に重要となります。このため、原資産の質の判断方法として、証券化商品の外部格付けや原資産の市場での取引価格、原資産の短期間（特に好況期）のパフォーマンスのみをもって判断することは不十分であると考えられます。

これらに加えて、例えば原資産がローン債権であれば、オリジネーターによるローンの審査基準が適切なものか、ローン契約のコバナンツの内容が投資家の

権利保護に資する内容となっているか、ローン債権に対する担保の内容や条件が適切なものか、オリジネーターやサービサー等における債権回収の能力等に問題がないかといった観点から確認・検証を行うことが求められます。

かかる確認・検証においては、実際に証券化商品の原資産たるローン債権の確認・検証が必要となりますが、その方法として金融機関自身が個別のローン債権について確認・検証が困難である場合には、上記の観点を含め、証券化目的導管体によるローン債権の取得・入替えの基準として客観的かつ合理的な基準が定められているか（証券化商品の組成に関与する者に原資産の選択に関し過大な裁量を与えられていないか）を確認の上、当該基準通りに裏付資産となる債権が適切に取得・入替えがされていることを適時に確認・検証すること（例えば、必要に応じ現実に取得・入替えがなされた原資産のサンプルチェックを行うことによる確認・検証）が考えられます。

その他、合理的なシナリオ・期間を前提としたストレステストを実施すること等により証券化商品全体のリスク分析を行っておくことも望ましい対応であると考えられます。

以上の確認・検証の結果を踏まえ、金融機関において定める投資基準に照らし原資産の不適切な組成がなされていないと判断できることが求められます。

- ③ 証券化商品の取得後の状況の変化等により第 248 条第 3 項各号の要件を満たさなくなったもののリスク保有が継続的になされていると判断できる場合の例
- ・ 証券化商品の取得時にオリジネーターが第 248 条第 3 項各号の条件を満たしており、かつ、オリジネーターが当該エクスポージャーを継続保有しているにもかかわらず、原資産のデフォルトによりオリジネーターの保有するエクスポージャーの総額が同各号の要件を下回ってしまったに過ぎない場合

<オリジネーターによる信用リスクの負担状況の判断基準>

【関連条項】第 248 条第 3 項第 1 号

第 248 条-Q3 「オリジネーターが当該エクスポージャーに係る信用リスクを実質的に負担していない場合」とは、どのような場合ですか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

証券化エクスポージャーを保有しているものの、当該エクスポージャーの保有により負担するリスクを保証等によりヘッジすること等により、実質的に信用リスクを負担していないと評価できる場合を指し、保証のほか、CDS を購入することにより信用リスクをヘッジする場合等も含まれます。

なお、オリジネーターがヘッジを行う等していないことの確認方法としては、アレンジャーからの情報開示や、オリジネーターから確認書を徴求する等の方法が考えられます。

<オリジネーターによる信用リスクの負担状況の判断基準>

【関連条項】第 248 条第 3 項第 4 号

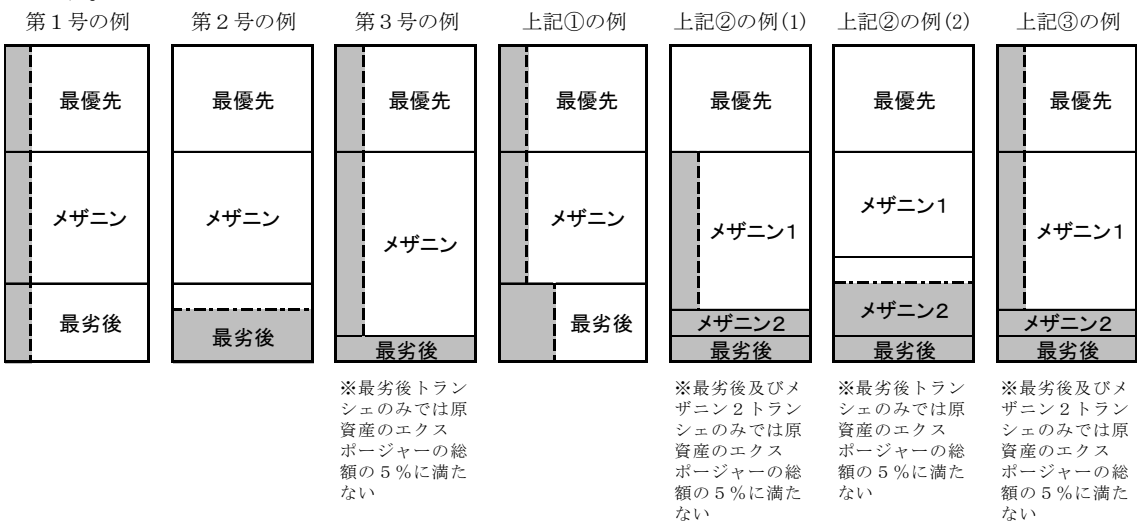
第 248 条-Q4 「オリジネーターが負担する信用リスクが前各号と同等以上であると認められる」とは、どのような場合ですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

オリジネーターの信用リスクの負担状況については個別具体的に判断する必要がありますが、オリジネーターが負担する信用リスクが第 248 条第 3 項第 1 号～第 3 号と同等以上であると認められる場合としては、例えば、以下のような場合が考えられます。

- ① 各トランシェを 5%以上保有している場合
- ② 最劣後のトランシェ、又は、順に劣後するトランシェを合算しても 5%未満である場合であって、オリジネーターがこれらのトランシェを全て保有するとともに、これらのトランシェに順に劣後するトランシェを保有し、これら保有部分の合計が全体の 5%以上である場合
- ③ 最劣後のトランシェ、又は、順に劣後するトランシェを合算しても 5%未満である場合であって、オリジネーターがこれらのトランシェを全て保有するとともに、当該トランシェ以外の各トランシェを均等に保有し、これら保有部分の合計が全体の 5%以上である場合

第 248 条第 3 項第 1 号～第 3 号とあわせ、これらの例を図式化すると以下のようになります。



<オリジネーターによる信用リスクの負担状況の確認時期・方法>

【関連条項】第 248 条第 3 項

第 248 条-Q5 第 248 条第 3 項の要件に該当することは、いつ、どのように確認すればよいですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

第 248 条第 3 項の要件を満たすかどうかは、原則として、デュー・ディリジェンスに係る体制整備のもと証券化商品の取得時のみならず、リスク・アセットの計測の都度、継続的に判断する必要があります。

また、告示の要件を満たすかの判断方法は、基本的にはオリジネーターから書面により確認を受ける等の方法が適切ですが、実務上、書面による確認が困難である等の場合には、書面に代えて、オリジネーター等の関係者からのヒアリング等の合理的な方法により確認することも許容されると考えられます。

なお、証券化商品によっては、その組成された法域において、(投資家に対してオリジネーターが信用リスクを継続保有していることの確認が求められるのではなく) オリジネーター又はこれに相当する者(以下「オリジネーター等」といいます。)に対し、第 248 条第 3 項各号の要件と同等程度の信用リスクを保有することが直接義務付けられている場合も考えられます。このような場合、当該オリジネーター等は信用リスクの保有義務を遵守しているのが通常であり、また、投資家としても、当該オリジネーター等による当該義務の遵守が当然の前提とされることにより、証券化商品の販売者等から当該オリジネーター等による信用リスクの保有状況について開示を受けることが難しい場合も想定されます。そのため、このような証券化商品については、当該オリジネーター等による信用リスクの保有状況について合理的に疑わしめる特段の事情がない限り、第 248 条第 3 項各号の要件を満たすものとして取り扱って差し支えありません。

他方で、証券化商品の組成された法域においてオリジネーター等に信用リスクの保有が義務付けられていない場合や、米国において組成されるいわゆる Open-Market-CLO のように、特定の証券化商品について信用リスクの保有を義務付けられる者が存在しない場合には、オリジネーター等の信用リスクの保有状況が開示されない限り、信用リスクの保有状況の確認はできませんので、金融機関においては深度ある分析によって「不適切な原資産の組成がなされていない」かどうかを判断する必要があります(第 248 条-Q1 を参照)。

<証券化エクスポージャーの重複>

【関連条項】第 248 条の 3

第 248 条の 3-Q1 一の証券化取引において、銀行が複数の証券化エクスポージャーを保有している場合において、エクスポージャーの重複が発生することがありますが、信用リスク・アセットの額の算出における取扱いはどのようになりますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)
--

(A)

一の証券化取引において、銀行が複数の証券化エクスポージャーを保有している場合に、ある証券化エクスポージャーに係る損失が、別の証券化エクスポージャーに係る義務を履行することによって、如何なる状況下においても回避されるのであれば、これらの証券化エクスポージャーの間には「重複」の状態が存在しているものと評価されます。こうしたエク

スポンジャーの重複部分については、信用リスク・アセットの額の算出対象から除外することが許容されます。

例えば、ABCP プログラムのスポンサー銀行が当該プログラムに信用補完を提供すると同時に、証券化目的導管体に対する投資持分（ABCP/ABL）を保有する場合においては、証券化エクスポージャーの間で重複が発生しうるものと考えられます。如何なる状況下においても、当該信用補完の契約上の義務を履行することにより当該投資持分に係る損失が回避されるのであれば、「重複」の状態が存在していることから、当該投資持分に係る信用リスク・アセットの計算は不要となります。この場合、重複の対象となる複数の証券化エクスポージャーについて、重複する部分と重複しない部分に分割し（エクスポージャーの分割）、重複する部分については二重計算とならない形で、分割後の各証券化エクスポージャーについて信用リスク・アセットの額を算出し、合算する方法をとることが可能です。

他方で、当該信用補完の契約上、補完の対象となる資産や事由が限定されている場合など、「如何なる状況下においても当該投資持分に係る損失が回避されること」が疎明されないときは、「重複」の状態にあるとは評価されません。このとき、信用リスク・アセットの額の算出上の取扱いとして、信用補完と投資持分のそれぞれの証券化エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額の合計額に代えて、信用補完の条件（対象資産や事由など）を上記の「重複」の状態に達するまで信用補完の条件を変更した場合に重複が発生し得る当該信用補完に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額のみを自己資本比率算出に利用することが認められます（投資持分に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出は不要となります。）。

このように重複の状態を作り出す方法は、銀行が一の証券化取引において流動性補完と信用補完をそれぞれ提供している場合や、銀行が信用補完を提供すると同時にマーケット・リスク相当額（個別リスク）の算出対象となる投資持分を保有している場合にも適用されうるものと考えられます。

<証券化取引における格付の公表要件>

【関連条項】第 249 条第 3 項第 3 号

第 249 条-Q1 証券化取引における格付の適格性に関する基準のうち、当該格付が「公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。」とありますが、具体的にどのような情報項目の公表が必要ですか。（平成 18 年 7 月 28 日追加、平成 22 年 3 月 31 日修正、平成 23 年 3 月 31 日修正）

(A)

バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額の算出の際に、「証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与された」格付の利用を認めています（第 249 条第 3 項第 2 号を参照）。

しかしながら、証券化エクスポージャーは、公募・私募を問わず個々の案件の詳細を第三者が把握することは難しいほか、過去のデフォルト実績も僅少であるため、格付をデフォル

ト実績値（例えば、3年累積デフォルト率）によって有意に検証することが困難であるのが実情です。このため、事業法人等に対する格付と比較して、証券化エクスポージャーに対する格付には市場規律が働き難いという特徴があります。こうした特徴を踏まえ、バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する格付の適正さが市場規律を通じて担保されることを可能とするため、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」（同項第3号）も求めています。

これらの点に鑑みると、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット算出の際に用いられる格付に関しては、事業法人等に対する格付以上に、適格格付機関が設定した格付基準（クライテリア）に基づき厳格に付与され、個々の証券化エクスポージャーに対する格付及び格付基準そのものの適切性が常に第三者によって評価され得ることが重要と考えられます。このような観点から、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」という要件を充足するためには、以下の項目について、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であること（注1）が必要であると考えます。

なお、当該公表項目は、平成19年3月末のバーゼルⅡの実施開始までに整備されることを期待されています。また、「既存の証券化エクスポージャー」（発行日が平成18年9月30日までのものをいう。）については、「劣後比率」、「発行日又は発行月」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であることを「推奨」することに留めることと致します（開示推奨項目）。同様に、「海外の案件」（海外で発行され、裏付資産に本邦の資産を残高ベースで10%以上含まない証券化エクスポージャーをいう。）に関しても、「劣後比率」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を開示推奨項目に留めることと致します。

このほか、上記及び開示情報項目の背景に関しては、平成18年7月28日公表の「「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件（案）」への意見一覧」を併せて御参照下さい。

1. 一般情報

① 格付基準（クライテリア）

- 「格付基準」については、バーゼルⅡの要件（例えば、第249条第3項第3号を参照）に従って公表される格付の適切性を市場参加者が評価する際に最低限必要な程度の内容の開示が期待されます。具体的には、格付付与の際に注目する代表的なリスク特性や指標（例えば、ストレス倍率）を含む格付付与の考え方やプロセスに関する説明が想定されており、裏付資産ごとの基準や全ての裏付資産を網羅するような基準の開示を想定していません。

② 格付推移行列（マトリックス）

- グローバル・ベース及び本邦ベース
- 公表格付ベース（但し、公表格付と同様の格付基準に基づく非公表格付を含めることは可）

2. 案件情報（注2、3、4）

- ① 案件の名称
- ② 格付
- ③ 発行金額
- ④ 通貨
- ⑤ 裏付資産の種類
 - 例えば、住宅ローン債権、オート・ローン債権、リース債権等
- ⑥ 劣後比率
 - 「劣後部分の額/原資産の額」を基本的に想定していますが、他の定義であっても、当該定義が明確に記載され、格付機関毎に一貫性をもって用いられている場合は、許容されます。
 - 適格格付機関のレポート等の中で「劣後部分の額」と「原資産の額」が明記され、市場参加者がこれらを容易に入手し、「劣後比率」を算出することが可能である場合には、必ずしも「劣後比率」を具体的な比率（パーセンテージ）として開示していないことをもって、本公表要件が充足されていないとするものではありません。
- ⑦ 発行日又は発行月
 - 当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は、「格付付与日又は格付付与月」で代替することも可能です。
- ⑧ 法定最終償還日又は法定最終償還月
- ⑨ クーポン・タイプ（固定/変動）
- ⑩ 利率
 - 所謂「クーポン」を意味し、「利回り」を意味するものではありませんが、市場参加者が通常利用している情報端末等を通じて市場流通価格を入手可能である場合は、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。
 - 変動金利型の証券化エクスポージャーの場合は、参照金利とそのスプレッドを開示することを想定しています。
 - 実績配当型の証券化エクスポージャーの場合は、「実績配当型」である旨記載することで、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。
- ⑪ スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート
 - 当該適格格付機関の格付プロセスの信頼性に重大な疑義が生じない場合には、作成・公表が行われていないことのみをもって、適格格付としないことは想定し

ていません。

⑫ 格付を変更した際の理由

(注 1) 「市場参加者が容易に入手可能であること」とは、原則として適格格付機関のウェブサイト等にて無料で閲覧可能であることを想定していますが、上記の公表項目のうち、例えば、より詳細な「格付基準 (クライテリア)」を有料で公表することを排除するものではありません。また、「海外の案件」については、証券化市場の状況が異なることを踏まえ、市場関係者が通常利用している情報端末等を通じて公表項目に関する情報を入手可能であれば、必ずしも無料で公表されていないことをもって、適格格付と扱わないものではありません。

(注 2) 「案件情報」は、「格付」及び「格付を変更した際の理由」を除き、基本的に発行時点 (当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は格付付与時点。(注 3) において同じ。) の情報を想定しています。

(注 3) 「案件情報」のうち、「⑩利率」については、これまで移行期間終了時 (平成 23 年 3 月 31 日) に見直すことを前提に、開示を推奨することに留めていました (開示推奨項目)。

見直しの結果、発行時点が平成 23 年 4 月 1 日以降の証券化エクスポージャーについては、「⑩利率」を公表項目とすることと致します。ただし、発行時点において適格格付機関が当初格付を付与する前提とした当該証券化エクスポージャーに係る裏付資産のパフォーマンス情報等が公表されており、市場参加者が格付の適切性を評価できる場合には、引続き開示推奨項目に留めることと致します。なお、発行時点が平成 23 年 3 月 31 日までの証券化エクスポージャーについては、従前のおり開示推奨項目と致します。

(注 4) ABCP プログラムに代表される同一のスキームで反復継続して発行される証券化エクスポージャーの場合 (所謂「プログラム型」) で、プログラムとして格付が付与されているときは、「発行金額」、「発行日」、「利率」等、発行の都度設定・更新される情報については、当該プログラムに対して適格格付機関が格付を付与した際の条件が開示されることを基本的には想定しています。なお、「法定最終償還日又は法定最終償還月」のように案件情報が「未定」であるときは、その旨記載し、確定次第開示することが求められます。

<証券化取引における格付の利用に関する基準>

【関連条項】 第 249 条第 4 項第 3 号・4 号・5 号・6 号

第 249 条-Q2 証券化取引における格付の利用に関する基準のうち、保有する証券化エクスポージャーの情報等を把握するために必要な体制の整備が求められていますが、具体的にどのような体制の整備が求められていますか。(平成 23 年 9 月 12 日追加)

(A)

各金融機関において、証券化エクスポージャーに関する投資方針並びに保有している証券化エクスポージャーの額、種類、複雑性及び保有形態等を勘案して、適切なモニタリング体制の整備を行っていただく必要があります。

この際、把握が必要な情報の深度や取得の頻度等は、証券化エクスポージャーのポートフォリオに占める割合、満期の長さ、想定される保有期間、リスク等に応じて大きく異なると考えられ、各金融機関における証券化エクスポージャーに対するリスク・プロファイルやビジネスモデルに応じた体制の整備を行うことが重要と考えられます。

もともと、証券化エクスポージャーをほとんど保有していない金融機関においては、情報の把握や情報取得の頻度等について、保有額が大きい金融機関と同様の厳格な体制の整備が必ずしも求められていないなど、各金融機関の個別事情に応じた体制の整備を行うことも許容されるものと考えられます。

なお、把握すべき情報の整理としては、各金融機関の個別事情にもよりますが、少なくとも日本証券業協会により公表されている「証券化商品の販売等に関する規則」及び「標準情報レポーティングパッケージ (SIRP)」（平成 21 年 3 月 17 日公表時点のものをいう。）を参考にすることが望ましいものと考えられます。ただし、当該規則等に記載のない商品や、複雑なリスク特性を含む商品等において、当該規則等の枠組みでは情報が不足する場合には、別途整理が必要となることにもご留意下さい。

また、適用日（平成 23 年 12 月 31 日）前に保有している証券化エクスポージャーについて、契約上、取得できる情報に制約がある場合等やむを得ない事情により、情報の把握に制限がある場合であっても、それに代替する情報の取得を行うなど、各金融機関において必要とされる情報の整理を行った上で、適切な情報把握に努めて頂くことが必要です。

なお、体制の整備については、各金融機関の状況の変化に応じ、適切に見直しが行われることが期待されています。

<原資産のリスク・ウェイトが全て 20%以下のもので構成される場合の取扱い>

【関連条項】 第 249 条

第 249 条-Q3 標準的手法において、証券化エクスポージャーの最優先部分が最上位区分（信用リスク区分 6-1）の格付を取得しており、かつ、当該証券化エクスポージャーの裏付となる原資産のリスク・ウェイトが全て 20%以下のもので構成されている（20%のみで構成される場合を除く）ことが明らかな場合において、当該裏付資産の加重平均リスク・ウェイトに基づき、信用リスク・アセットを計算することは可能ですか。

（平成 19 年 12 月 6 日追加）

(A)

第 249 条における標準的手法による証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの計算においては、適格格付機関の付与する格付の有無に対応した信用リスク区分に応じてリスク・アセットの額を計算することとなります。

ただし、当該証券化エクスポージャーの裏付けとなる個々の原資産を参照し、それら全てが 20%以下の資産で構成される（20%のみで構成される場合を除く）ことが明らかな場合においては、①当該証券化エクスポージャーが最優先部分を構成するものであり、かつ、②当該証券化エクスポージャーの裏付となる資産の構成を常に把握していることを条件に、裏付となる資産の加重平均リスク・ウェイトに基づきリスク・アセットを計算しても差し支えありません。

なお、当該取扱いは、最上位区分（信用リスク区分 6-1）の格付を取得している最優先部分以外については適用できないことに留意が必要です。

<派生商品取引に係る証券化取引の取り扱い>

【関連条項】第 251 条第 1 項

第 251 条-Q1 「マーケット・リスクに対するヘッジ手段の提供を目的として」については、自己資本比率算出上、特定取引勘定設置銀行のうち一定条件を満たす金融機関に計測を求められるマーケット・リスクを想定しているのでしょうか。金融機関の中には、当該マーケット・リスクを計測対象外とする先も存在しますが、その場合に、本条文を適用してよいのでしょうか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

本条文は一般に証券化のスキームを組成する中で、金利スワップや通貨スワップ等の派生商品取引をスキームに組み込む際に、証券化目的導管体が保有するマーケット・リスクをヘッジすることを想定しています。したがって、自己資本比率算出上、マーケット・リスク相当額を計測しない金融機関においても、本条文にある条件に該当すれば適用して差し支えありません。

<内部格付手法準拠方式によるリスク・ウェイト>

【関連条項】第 252 条

第 252 条-Q1 証券化エクスポージャーの裏付資産（購入債権）において返金を要しないディスカウント部分がある場合、内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を使用するに当たり、どのような点に留意する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

証券化エクスポージャーの裏付資産において返金を要しないディスカウント部分がある場合について、当該証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に当たって内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を用いるときの留意点を、計算例と併せて以下にお示します。

① 所要自己資本率 (K_{IRB}) の算出

K_{IRB} とは、第 254 条第 1 項において、「裏付資産の所要自己資本の額」が、「裏付資産のエクスポージャーの総額」に対して占める割合であると規定されています。ここで「裏付資産の所要自己資本の額」は、裏付資産に係る期待損失額と信用リスク・アセットの額の八パーセントを合計した額を指しますが、当該証券化エクスポージャーの裏付資産は購入債権であることから第 169 条から第 173 条の取扱いが適用され、期待損失額及び信用リスク・アセットの額には、デフォルト・リスクだけでなく、希薄化リスクを勘案することが必要となります。

また、第 254 条第 5 項において「所要自己資本率の算出のために裏付資産の所要自己資

本の額及び裏付資産のエクスポージャーの総額を算出するに当たって、裏付資産のエクスポージャーに対する個別貸倒引当金及び購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）を勘案してはならない。」と規定されていることにも留意が必要です。これらを踏まえると、当該証券化エクスポージャーの K_{IRB} の算出は以下の通りとなります。

$$K_{IRB} = \left\{ \begin{aligned} &EAD_{dilution} \times EL_{dilution} \\ &+ \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\% \\ &+ (EAD \times EL \\ &+ \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%) \end{aligned} \right\} \\ \div EAD_{dilution}$$

$$EAD = EAD_{dilution} \\ - (EAD_{dilution} \times EL_{dilution} \\ + \text{希薄化リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%)$$

なお、 $EAD_{dilution}$ は、第 170 条第 6 項に規定されていますが、ここでは返金を要しないディスカウントであるため、ディスカウント部分を勘案せず、グロス・ベースで推計することになります。また、希薄化リスク相当部分が重要でない場合には、第 169 条ただし書きの規定により以下のように算出することとなります。

$$K_{IRB} = \frac{EAD \times EL + \text{デフォルト・リスク相当部分の信用リスク・アセットの額} \times 8\%}{EAD}$$

$$EAD = EAD_{dilution}$$

② アタッチメント・ポイント (A) とデタッチメント・ポイント (D) の算出

A と D は、第 256 条第 1 項及び第 2 項において規定されているように、それぞれ次の算式により求めることとなります。上記①の取扱いと同様、それぞれの分母の「裏付資産のエクスポージャーの総額」には、購入債権のディスカウント部分（返金を要しないものに限る。）が含まれる点に留意が必要です。

アタッチメント・ポイント(A)

= (裏付資産の残高の合計額

- RW算出の対象となる証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額

- 同順位であるトランシェの残高の総額)

÷ 裏付資産の残高の合計額

デタッチメント・ポイント (D)

= (裏付資産の残高の合計額

- RW算出の対象となる証券化エクスポージャーに優先するトランシェの残高の総額)

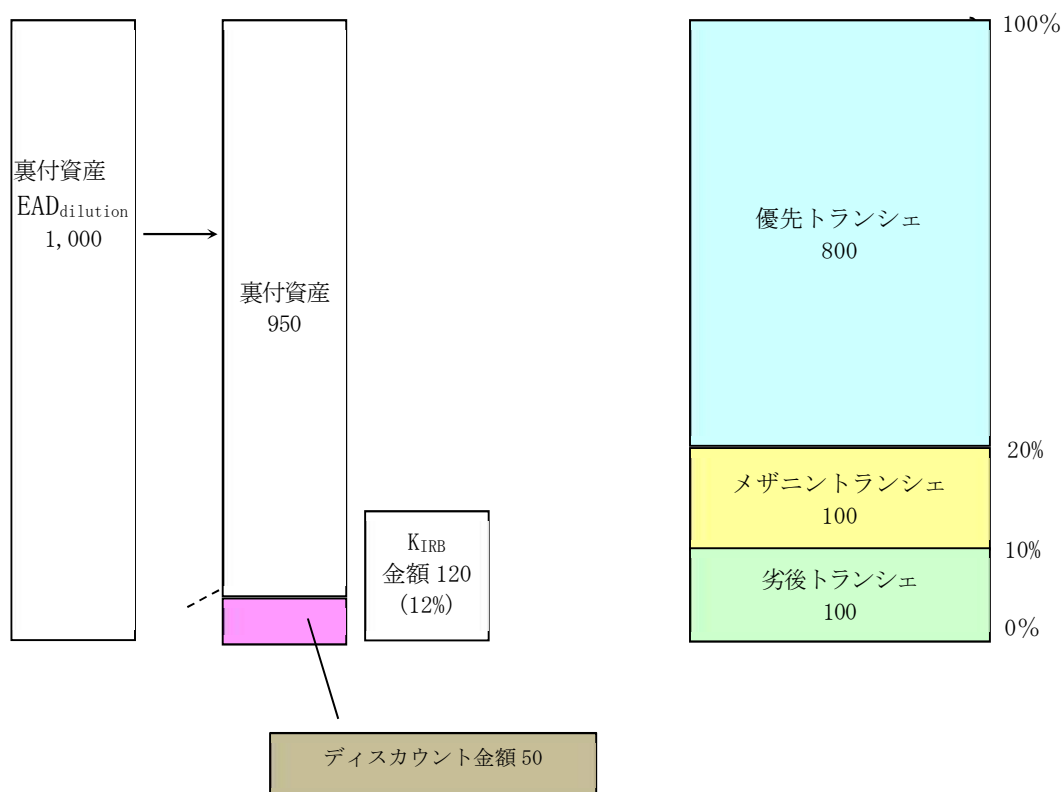
÷ 裏付資産の残高の合計額

③ リスク・ウェイトの算出

上記の K_{IRB} やアタッチメント・ポイント (A)、デタッチメント・ポイント (D) の数値例とともに、内部格付手法準拠方式によるリスク・ウェイトの計算例を以下に記載します。

<前提条件> (図1を参照) (単位百万円 (以下、同様))

<図1>



- | | |
|------------------|--|
| ・裏付資産の種類 | : ホールセール |
| ・裏付資産総額 | : 1,000 (ディスカウントを勘案しない額面ベースでの額) |
| ・ディスカウント後の裏付資産総額 | : 950 |
| ・ディスカウント金額 | : 50 (=1,000-950) |
| ・優先トランシェ金額 | : 800、残存期間: 3年 |
| ・メザニントランシェ金額 | : 100、残存期間: 4年 |
| ・劣後トランシェ金額 | : 100、残存期間: 5年 |
| ・ K_{IRB} (金額) | : 120、 K_{IRB} (率): 12% (=120÷1,000) |
| ・エクスポージャーの実効的な個数 | : N=50 |
| ・裏付資産の加重平均 LGD | : <u>LG</u> D=45% |

<計算結果>

優先トランシエ

- ・アタッチメント・ポイント (A) =20%
- ・デタッチメント・ポイント (D) =100%
- ・トランシエのマチュリティ (Mt) =3 (年)
- ・パラメータ (p) 算出上の各係数
〈A〉:0、〈B〉:3.56、〈C〉:-1.85、〈D〉:0.55、〈E〉:0.07
- ・パラメータ (p) =Max (0.3 , 0+3.56×(1/50)+(-1.85)×0.12+0.55×0.45+0.07×3)
=0.3067
- ・ $K_{SSFA(K_{IRB})} = (e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}) / (a(u - l)) = 0.0052$
ただし、 $a = -(1 / (p \times K_{IRB}))$
 $u = D - K_{IRB}$
 $l = \text{Max}(A - K_{IRB}, 0)$
- ・リスクウェイト (RW) は、アタッチメント・ポイント (A) が K_{IRB} を超えることから、
 $RW = \text{Max}(15\%, K_{SSFA(K_{IRB})} \times 12.5) = 15\%$

メザニントランシエ

- ・アタッチメント・ポイント (A) =10%
- ・デタッチメント・ポイント (D) =20%
- ・トランシエのマチュリティ (Mt) =4 (年)
- ・パラメータ (p) 算出上の各係数
〈A〉:0.16、〈B〉:2.87、〈C〉:-1.03、〈D〉:0.21、〈E〉:0.07
- ・パラメータ (p) =Max (0.3 , 0.16+2.87×(1/50)+(-1.03)×0.12+0.21×0.45+0.07×4)
=0.4683
- ・ $K_{SSFA(K_{IRB})} = (e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}) / (a(u - l)) = 0.5332$
- ・リスクウェイト (RW) は、アタッチメント・ポイント (A) が K_{IRB} 以下であり、かつ
デタッチメント・ポイント (D) が K_{IRB} を超えることから、
 $RW = \text{Max}(15\%, ((K_{IRB} - A) / (D - A) + (D - K_{IRB}) / (D - A)) \times K_{SSFA(K_{IRB})} \times 12.5) = 783\%$

劣後トランシエ

- ・アタッチメント・ポイント (A) =0%
- ・デタッチメント・ポイント (D) =10%
- ・トランシエのマチュリティ (Mt) =5 (年)
- ・パラメータ (p) 算出上の各係数
〈A〉:0.16、〈B〉:2.87、〈C〉:-1.03、〈D〉:0.21、〈E〉:0.07
- ・パラメータ (p) =Max (0.3 , 0.16+2.87×(1/50)+(-1.03)×0.12+0.21×0.45+0.07×5)
=0.5383
- ・ $K_{SSFA(K_{IRB})} = (e^{a \cdot u} - e^{a \cdot l}) / (a(u - l)) = 1.1721$
- ・リスクウェイト (RW) は、デタッチメント・ポイント (D) が K_{IRB} 以下であることから、
 $RW = 1250\%$

※ なお、オリジネーターにおいては、ディスカウント金額(返金を要しないものに限る。)

について、1250%のリスク・ウェイトが適用される証券化エクスポージャー（この例では劣後トランシェ）を保有している場合は、当該証券化エクスポージャーの額から控除することが可能です。

<デフォルト・リスクと希薄化リスクを同等に扱わない信用補完>

【関連条項】第 252 条、第 254 条

第 252 条-Q1 証券化取引における信用補完の仕組がデフォルト・リスクと希薄化リスクを同等に扱わない場合であって、内部格付手法採用行が当該証券化取引に係るエクスポージャー（証券化エクスポージャー）に内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を用いる場合、どのように裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）及び信用リスク・アセットの額を算出すればよいですか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

証券化エクスポージャーの裏付資産がデフォルト・リスクと希薄化リスクの双方を有する証券化取引において、信用補完の仕組（優先劣後構造）が裏付資産のデフォルト・リスク／希薄化リスクのいずれに起因する損失も同等に扱う仕組となっている場合は、内部格付手法採用行が SEC-IRBA を用いて当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト及び信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、告示第 254 条に規定する所要自己資本率（ K_{IRB} ）を、購入債権の枠組みに基づき、デフォルト・リスク相当部分と希薄化リスク相当部分を合算する形で算出することとなります。

他方で、証券化取引における優先劣後構造が双方のリスクを同等に扱わない場合（ウォーター・フォールがデフォルト・リスクと希薄化リスクで異なる場合）は、適切に信用リスク・アセットの額を算出するためには、上記とは異なる取扱いが必要になると考えられます。優先劣後構造が双方のリスクを同等に扱わない仕組として様々なものが考えられることから、規制資本計算上の取扱いとして一律の計算方法が求められるものではなく、個々の証券化案件について、優先劣後構造の仕組を踏まえた適切な取扱いが期待されます。

<希薄化リスクのみを負担する購入債権のディスカウント部分>

【関連条項】第 252 条、第 254 条、第 173 条第 4 項第 1 号

第 252 条-Q2 希薄化リスクから生じる損失のみについて最劣後の信用補完を提供するために購入債権の価額がディスカウントされている場合において、内部格付手法採用行が当該購入債権の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって、当該ディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として扱う場合に、どのような点に留意する必要がありますか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

告示第 173 条第 4 項第 1 号に規定されているように、デフォルト・リスク又は希薄化リスクから生じる損失額について最劣後の信用補完を提供するために購入債権の価額がディスカウントされている場合において、ディスカウントされた額から当該損失額を差し引いた額（正の値をとる場合に限る。）を当該購入債権の譲渡人に対し返還することが約定され

ているときは、当該購入債権のディスカウント部分を証券化取引における最劣後部分として扱い、購入債権の価額（ディスカウント後の額）を優先トランシェとみなし、証券化エクスポージャーとして信用リスク・アセットの額を算出することが可能です。

こうした取扱いは、希薄化リスクから生じる損失額のみに対して信用補完を提供するためにディスカウントされた購入債権についても該当します。ただし、裏付資産がデフォルト・リスクと希薄化リスクの双方を有する証券化取引において、信用補完の仕組（優先劣後構造）が裏付資産のデフォルト・リスク／希薄化リスクのいずれに起因する損失も同等に扱う仕組となっている場合は、内部格付手法採用行が SEC-IRBA を用いて当該証券化エクスポージャーのリスク・ウェイト及び信用リスク・アセットの額を算出するに当たっては、告示第 254 条に規定する所要自己資本率（ K_{IRB} ）を、購入債権の枠組みに基づき、デフォルト・リスク相当部分と希薄化リスク相当部分を合算する形で算出することとなります。

<内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）における裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）の算出>

【関連条項】 第 254 条

第 254 条-Q1 証券化エクスポージャーについて、内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を適用する場合、どのように裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）を算出すればよいですか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

内部格付手法採用行が、証券化エクスポージャーについて内部格付手法準拠方式（SEC-IRBA）を用いる場合、信用リスクの内部格付手法に係る最低要件を充足していることを前提に、裏付資産の所要自己資本率（ K_{IRB} ）を算出する必要がありますが、 K_{IRB} は次の算式により求められます。

$$K_{IRB} = \frac{\text{裏付資産の所要自己資本の額}}{\text{裏付資産のエクスポージャーの総額}}$$

分子となる「裏付資産の所要自己資本の額」は、ルックスルーにより証券化エクスポージャーの裏付けとなる全ての資産を把握した上で、自行がこれらの裏付資産を直接保有しているものと仮定して、内部格付手法により算出される所要自己資本の額（裏付資産の期待損失額及び信用リスク・アセットの額に 1.06 を乗じて得た額の八パーセントの合計額）となります（第 254 条第 1 項）。裏付資産が購入債権である場合は、第七章第三節第六款の規定に基づき、希薄化リスクに係る所要自己資本の額を適切に反映させる必要があります。他方、分母となる「裏付資産のエクスポージャーの総額」は、分子の「裏付資産の所要自己資本の額」の算出対象となる裏付資産のエクスポージャーの総額とすることが基本となります。ただし、金利スワップ・通貨スワップなど、トランシェへの元利払いに対する信用補完を提供しない裏付資産は、エクスポージャーの総額（分母）に含めない点には留意が必要です（なお、この場合であっても、こうしたスワップ取引の相手方に対する信用リスクについて、所

要自己資本の額を算出し、分子に含める取扱いが求められます。)

また、資金の払込みのある合成型証券化取引において、払い込まれた資金により証券化目的の導管体が保有・運用する担保資産（国債、高格付社債、預け金等）についても、当該担保資産の所要自己資本の額は分子に含まれる一方で、当該担保資産のエクスポーザーの額は分母には含まれない点にも留意が必要です。

<アタッチメント・ポイント (A) とデタッチメント・ポイント (D) >

【関連条項】 第 256 条

第 256 条-Q1 アタッチメント・ポイント (A) / デタッチメント・ポイント (D) の算出において、どのような点に留意する必要がありますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

リスク・ウェイトの算出対象となる証券化エクスポーザー（以下「対象トランシェ」という。）のアタッチメント・ポイント (A) / デタッチメント・ポイント (D) は、それぞれ次の算式により算出されます。

アタッチメント・ポイント (A)

$$= \frac{\text{全ての裏付資産の残高} - \text{優先トランシェの残高} - \text{同順位トランシェの残高}}{\text{全ての裏付資産の残高}}$$

デタッチメント・ポイント (D)

$$= \frac{\text{全ての裏付資産の残高} - \text{優先トランシェの残高}}{\text{全ての裏付資産の残高}}$$

(注)「優先トランシェの残高」は対象トランシェに優先する全てのトランシェの残高を、「同順位トランシェの残高」は対象トランシェと同順位の全てのトランシェ（対象トランシェについて金融機関が保有する証券化エクスポーザーを含む。）の残高を示しています。

これらの算出においては、対象トランシェに対して提供される信用補完の水準が適切に反映されるよう、証券化取引のストラクチャーの経済的実態を踏まえた適切な取扱いが求められます。

例えば、原資産のうち発行トランシェ総額を上回る超過担保部分や、裏付資産からの回収キャッシュ・フロー（信用リスク・アセットの額の算出基準日時点までに実際に回収されたキャッシュ・フローに限る。）を蓄積させた準備金及び準備金勘定を構成する資産のうち信用補完機能を提供するものは、アタッチメント・ポイント (A) / デタッチメント・ポイン

ト (D) の算出に当たって勘案される (算式中の「全ての裏付資産の残高」に含まれる。) こととなります。他方で、信用補完機能を提供しない、通貨スワップ・金利スワップ、準備金、純粋な流動性補完などは勘案することはできません。

なお、 K_{IRB} 又は K_{SA} の分母に含まれない資産は、アタッチメント・ポイント (A) / デタッチメント・ポイント (D) それぞれの分子及び分母にも含めないものとします。

<証券化エクスポージャーにおけるマチュリティの取扱い>

【関連条項】 第 257 条

第 257 条-Q1 銀行が証券化取引に関連してコミットメント等の契約を通じて信用補完を提供する場合において、当該コミットメント等に係るエクスポージャーのマチュリティは、どのように考える必要がありますか (平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

証券化取引に関連して銀行が、コミットメント、保証、資産の買取等の契約を通じて何らかの信用補完を提供することによりエクスポージャーを保有する状況が考えられますが、当該エクスポージャーのマチュリティの計算に当たっては、こうした契約自体の残存期間だけではなく、契約期間中に契約上の信用供与枠からの資金拠出が行われることを通じて損失リスクを抱えることになる潜在的なエクスポージャーの残存期間も考慮すべきであると考えられます。

例えば、銀行が一定の上限枠の範囲内で、原資産のプールのファーストロスを引き受けるような信用補完を提供する場合においては、信用補完に係る契約期間中において実際に資金拠出 (保証の履行や資産の買取り等) により信用補完が実行された後は、銀行は当該資金拠出の原因となった原資産の信用リスクに晒されることが想定されます。こうした信用補完の契約に伴う証券化エクスポージャーのマチュリティについては、資本賦課計算上の取扱いとして、当該契約自体の残存期間に、原資産のプールに含まれるエクスポージャー (プールに原資産が事後的に追加される可能性がある場合はプールへの追加が想定されるエクスポージャーを含む。) の中で残存期間が最長のものを加算した期間を用いるべきと考えられます。

他方で、銀行が提供する保証等により負担する損失が、当該保証等の契約期間中に発生した損失に限定される場合は、当該契約自体の残存期間を資本賦課計算上のマチュリティとして差し支えありません。なお、上記取扱いは流動性補完を提供する場合においても同様です。

<証券化エクスポージャーにおけるマチュリティ計算方法の選択>

【関連条項】 第 257 条

第 257 条-Q2 第 257 条第 8 項第 1 号に規定の「証券化取引の契約に基づいて証券化エクスポージャーに配分されるキャッシュ・フローが、原資産のパフォーマンスその他の条件に依存せず、無条件に決定されるものである場合に限る。」とは、どのようなケースを想定していますか。 (平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

投資家たる金融機関が保有する証券化エクスポージャーに対するキャッシュ・フローの配分方法が契約に基づき予め取り決められている場合（約定弁済に基づくキャッシュ・フローの配分等）が想定されます。しかし、特定の条件を満たすときにキャッシュ・フローの配分方法がパススルー型による配分等に変更されることが同じく契約に基づき予め取り決められている場合、配分方法が変更された時点をもって第 257 条第 8 項第 1 号の適用は認められません。

<証券化取引における外部格付の利用要件>

【関連条項】第 260 条第 1 項第 2 号

第 260 条-Q1 適格格付機関が証券化エクスポージャーに付与する格付が、裏付資産の全部又は一部に対して提供されている保証又はクレジット・デリバティブの効果を反映したものである場合に、保証人又はプロテクション提供者が第 122 条で定める要件を満たさないときであっても当該外部格付を利用できるのはどのような場合ですか。（平成 31 年 3 月 15 日追加）

(A)

保証人又はプロテクション提供者が第 122 条に定める要件を満たさないときであっても、実務上、当該保証人の関係者の信用力が証券化エクスポージャーの外部格付に反映される場合があります。

そのため、当該保証人等と密接な関係を有する者が第 122 条の要件を満たしており、かつ、その信用力が当該証券化エクスポージャーに付与された外部格付に適切に反映されている場合には、当該外部格付を利用できることとしています。具体的には、オリジネーター以外で、①保証人等の 100%親会社や、②当該保証人等に係る再保証契約やサポート契約の締結、ステップ・インや損失補填に係る事前合意等を行っている者が第 122 条に定める要件を満たしており、かつ、かかる資本関係や特約の存在が証券化エクスポージャーの外部格付に反映されている場合には、当該外部格付を利用できると考えられます。

なお、上記にかかわらず、第 247 条 2 項柱書により、証券化目的導管体は保証人又はプロテクション提供者としての適格を有しないことには留意が必要です。

<証券化取引における格付の公表要件>

【関連条項】第 260 条第 2 項第 2 号

第 260 条-Q2 証券化取引における格付の適格性に関する基準のうち、当該格付が「公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること。」とありますが、具体的にどのような情報項目の公表が必要ですか。（平成 18 年 7 月 28 日追加、平成 22 年 3 月 31 日修正、平成 23 年 3 月 31 日修正、平成 31 年 3 月 15 日修正）

(A)

バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセットの額の算出の際

に、「証券化エクスポージャーの格付機関として実績のある適格格付機関により付与された」格付の利用を認めています（第260条第2項第3号を参照）。

しかしながら、証券化エクスポージャーは、公募・私募を問わず個々の案件の詳細を第三者が把握することは難しいほか、過去のデフォルト実績も僅少であるため、格付をデフォルト実績値（例えば、3年累積デフォルト率）によって有意に検証することが困難であるのが実情です。このため、事業法人等に対する格付と比較して、証券化エクスポージャーに対する格付には市場規律が働き難いという特徴があります。こうした特徴を踏まえ、バーゼルⅡでは、証券化エクスポージャーに対する格付の適正さが市場規律を通じて担保されることを可能とするため、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」（同項第2号）も求めています。

これらの点に鑑みると、証券化エクスポージャーに対する信用リスク・アセット算出の際に用いられる格付に関しては、事業法人等に対する格付以上に、適格格付機関が設定した格付基準（クライテリア）に基づき厳格に付与され、個々の証券化エクスポージャーに対する格付及び格付基準そのものの適切性が常に第三者によって評価され得ることが重要と考えられます。このような観点から、「当該格付は、公表されており、かつ、格付推移行列に含まれるものであること」という要件を充足するためには、以下の項目について、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であること（※1）が必要であると考えます。

なお、「既存の証券化エクスポージャー」（発行日が平成18年9月30日までのものをいう。）については、「劣後比率」、「発行日又は発行月」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を、適格格付機関からウェブサイトやレポート等の手段を通じ、市場参加者が容易に入手可能であることを「推奨」することに留めることと致します（開示推奨項目）。同様に、「海外の案件」（海外で発行され、裏付資産に本邦の資産を残高ベースで10%以上含まない証券化エクスポージャーをいう。）に関しても、「劣後比率」、「クーポン・タイプ」、「利率」及び「スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート」を開示推奨項目に留めることと致します。

このほか、上記及び開示情報項目の背景に関しては、平成18年7月28日公表の「「本邦における証券化取引に対する適格格付の公表要件（案）」への意見一覧」を併せて御参照下さい。

1. 一般情報

① 格付基準（クライテリア）

- 「格付基準」については、バーゼルⅡの要件（例えば、第260条第2項第3号を参照）に従って公表される格付の適切性を市場参加者が評価する際に最低限必要な程度の内容の開示が期待されます。具体的には、格付付与の際に注目する代表的なリスク特性や指標（例えば、ストレス倍率）を含む格付付与の考え方やプロセスに関する説明が想定されており、裏付資産ごとの基準や全ての裏

付資産を網羅するような基準の開示を想定していません。

② 格付推移行列（マトリックス）

- グローバル・ベース及び本邦ベース
- 公表格付ベース（但し、公表格付と同様の格付基準に基づく非公表格付を含めることは可）

2. 案件情報（※2、3、4）

① 案件の名称

② 格付

③ 発行金額

④ 通貨

⑤ 裏付資産の種類

- 例えば、住宅ローン債権、オート・ローン債権、リース債権等

⑥ 劣後比率

- 「劣後部分の額/原資産の額」を基本的に想定していますが、他の定義であっても、当該定義が明確に記載され、格付機関毎に一貫性をもって用いられている場合は、許容されます。
- 適格格付機関のレポート等の中で「劣後部分の額」と「原資産の額」が明記され、市場参加者がこれらを容易に入手し、「劣後比率」を算出することが可能である場合には、必ずしも「劣後比率」を具体的な比率（パーセンテージ）として開示していないことをもって、本公表要件が充足されていないとするものではありません。

⑦ 発行日又は発行月

- 当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は、「格付付与日又は格付付与月」で代替することも可能です。

⑧ 法定最終償還日又は法定最終償還月

⑨ クーポン・タイプ（固定/変動）

⑩ 利率

- 所謂「クーポン」を意味し、「利回り」を意味するものではありませんが、市場参加者が通常利用している情報端末等を通じて市場流通価格を入手可能である場合は、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。
- 変動金利型の証券化エクスポージャーの場合は、参照金利とそのスプレッドを開示することを想定しています。
- 実績配当型の証券化エクスポージャーの場合は、「実績配当型」である旨記載することで、「利率」が開示されているものとみなすことは可能です。

⑪ スキームの概略等を記載した適格格付機関のレポート

- 当該適格格付機関の格付プロセスの信頼性に重大な疑義が生じない場合には、作成・公表が行われていないことのみをもって、適格格付としないことは想定していません。

⑫ 格付を変更した際の理由

※1 「市場参加者が容易に入手可能であること」とは、原則として適格格付機関のウェブサイト等にて無料で閲覧可能であることを想定していますが、上記の公表項目のうち、例えば、より詳細な「格付基準（クライテリア）」を有料で公表することを排除するものではありません。また、「海外の案件」については、証券化市場の状況が異なることを踏まえ、市場関係者が通常利用している情報端末等を通じて公表項目に関する情報を入手可能であれば、必ずしも無料で公表されていないことをもって、適格格付と扱わないものではありません。

※2 「案件情報」は、「格付」及び「格付を変更した際の理由」を除き、基本的に発行時点（当該証券化エクスポージャーの発行後に格付が付与された場合は格付付与時点。（注3）において同じ。）の情報を想定しています。

※3 「案件情報」のうち、「⑩利率」については、これまで移行期間終了時（平成23年3月31日）に見直すことを前提に、開示を推奨することに留めていました（開示推奨項目）。

見直しの結果、発行時点が平成23年4月1日以降の証券化エクスポージャーについては、「⑩利率」を公表項目とすることと致します。ただし、発行時点において適格格付機関が当初格付を付与する前提とした当該証券化エクスポージャーに係る裏付資産のパフォーマンス情報等が公表されており、市場参加者が格付の適切性を評価できる場合には、引続き開示推奨項目に留めることと致します。なお、発行時点が平成23年3月31日までの証券化エクスポージャーについては、従前のおり開示推奨項目と致します。

※4 ABCP プログラムに代表される同一のスキームで反復継続して発行される証券化エクスポージャーの場合（所謂「プログラム型」）で、プログラムとして格付が付与されているときは、「発行金額」、「発行日」、「利率」等、発行の都度設定・更新される情報については、当該プログラムに対して適格格付機関が格付を付与した際の条件が開示されることを基本的には想定しています。なお、「法定最終償還日又は法定最終償還月」のように案件情報が「未定」であるときは、その旨記載し、確定次第開示することが求められます。

<内部評価方式の運用要件>

【関連条項】第260条第2項第4号、第261条の3第2項第1号

第261条の3-Q1 内部評価方式（SEC-IAA）適用要件の1つとして、ABCPプログラム

から発行される ABCP が、外部格付準拠方式 (SEC-ERBA) の格付の適格性の基準 (第 260 条第 2 項) を充足していることが求められています。しかし、当該プログラムから発行される ABCP は ABCP スポンサーが提供する流動性補完等を勘案した外部格付を有しているため、その ABCP を ABCP スポンサーが保有した場合に、SEC-ERBA の運用要件の一つである第 260 条第 2 項第 4 号「銀行が保有する証券化エクスポージャーに対して付与された適格格付機関の格付が、当該銀行による流動性補完、信用補完その他の事前の資金の払込みを伴わない方法による信用供与に基づき付与されたものではないこと。」を充足しない場合があります。この場合、第 260 条第 2 項第 4 号は ABCP スポンサー以外の第三者である投資家から見たものとしてみなすことが可能でしょうか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

バーゼル合意文書「Revisions to the securitisation framework」(2016 年 7 月公表)では、内部格付方式 (SEC-IAA) の適用要件として、外部格付準拠方式 (SEC-ERBA) の適用要件を直接参照せずに、”The ABCP itself is subject to the SEC-ERBA” (ABCP 自体は SEC-ERBA の対象である) と定められています。しかしながら当該記載に従うと、ABCP スポンサーは、当該プログラムの発行する ABCP を保有する場合において SEC-ERBA を適用することができず実務との乖離が懸念されることから、第 260 条第 2 項第 1 号から第 3 号全ての充足を求めることとします。

<特定貸付債権に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額>

【関連条項】第 262 条

第 262 条-Q1 特定貸付債権にかかるエクスポージャーの信用リスク・アセットの額を標準的手法準拠方式で計算する場合、純粋な証券化商品で示されるような明確な資料の入手が困難となることが想定されます。このような場合、与信管理業務で取得する決算資料等に基づき必要な計数(延滞率等 (W)) を推計してよいですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

標準的手法採用行が標準的手法準拠方式により特定貸付債権に係る証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額を計算する場合において、延滞率 (W) の算出は、各々の証券化取引において一貫性をもって使用することを前提に、入手可能な範囲の情報に基づき実施することも許容されます。

<原資産プールの延滞率>

【関連条項】第 266 条

第 266 条-Q1 証券化商品のトラスティレポートの内容等からは、原資産プールの延滞率 (W) の算定にあたって必要となる情報を全て取得することが困難である場合が想定されます。このような場合、実務上入手可能な範囲の情報に基づいて延滞率を算定してよいですか。(平成 31 年 3 月 15 日追加)

(A)

延滞率 (W) の算出にあたっては、裏付資産について三月以上延滞エクスポージャー等の

総額を把握するための情報を収集することが必要となります。もっとも、例えば、平成 31 年 3 月末時点において金融機関が既に保有している証券化商品等について、オリジネーター等から開示される情報が限定されている等の事情から、延滞率の算定に必要な情報の一部を取得することが実務上困難である場合には、当面の間、合理的に入手可能な情報に基づき延滞率の算出を行うことも許容されます。なお、保有する証券化エクスポージャーの情報等を把握するための体制については、248 条-Q1 をご参照ください。

<適格 STC 証券化取引>

【関連条項】第 267 条の 2 第 3 項等

第 267 条の 2-Q1 適格 STC 証券化取引の要件への充足状況は、オリジネーター及び投資家においてどのように確認する必要がありますか。(平成 31 年 3 月 15 日追加、令和 2 年 3 月 31 日修正)

(A)

オリジネーター及び投資家は、告示第 267 条の 2 第 3 項各号に規定する要件を満たすことを常に確認することができる証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出において同条第 1 項及び第 2 項によるリスク・ウェイトの軽減措置の適用を受けることができます。それぞれの要件について、充足するか否かを判定する上で必要となる確認事項や要件充足の目安などを以下にお示しします。

確認対象となる個別の要件の充足方法については、各項目に記載の通りですが、例えばオリジネーターが証券化エクスポージャーにつき一定期日において全ての要件を満たしていることをスポンサーに対して表明・保証する旨の書面を提出し、投資家が目論見書・商品概要書等でこれを一括して確認することも考えられます。

第 1 号 原資産の特性が同質であること。

原資産の同質性を評価するに当たっては、原資産の中で、「資産種類」、「法域」、「準拋法」、「通貨」が明確に異なる資産が混在していないこと（原資産の信用リスクの分析・評価にあたり実質的に影響を与えるような差異がないこと）を確認することが求められます。具体的には、原資産がローンであれば、「資産種類」については、債務者の属性（個人、事業法人、中小企業等）、資金使途（住宅ローン、オートローン、売掛債権等）、担保の有無・内容・順位等を考慮することが求められます。その他、「法域」としては債務者の住所・所在地や担保物件の所在地について、「準拋法」としては原資産たるローンにかかる契約の準拋法について、「通貨」としてはローンの通貨について考慮することが求められます。

また、原資産のプールを構成する債務に係る債務者との契約で、定期的な債務の返済期日が規定されていることその他、こうした債務の商品設計に当たって参照される（参照された）市場金利が一般的に用いられるものであること（複雑な計算式やデリバティブ取引に

依拠するものではないこと)の確認が求められます。

本邦住宅ローン担保証券(以下、「本邦 RMBS」という。)を例にすれば、以下の点から同質性を確認することが考えられます。

- ・ 資産種類：原資産は抵当権付住宅ローン(告示第69条)のみ
- ・ 法域：債務者の貸出日における住所及び担保物件の所在地は日本のみ
- ・ 準拠法：ローン契約の準拠法が日本法のみ
- ・ 通貨：ローンが円建てのみ
- ・ 定期的な債務の返済：返済期日(支払日)が原則として月次で定められているもののみ
- ・ 参照される市場金利：金利が一般的に用いられる金利指標(短期プライムレート等)であるもののみ

第2号 投資家が証券化取引のリスク特性を把握するために十分な期間にわたる原資産と実質的にリスク特性が類似する資産に係る損失実績(延滞状況を含む。)に関する情報を入手可能であること。

損失実績に関する情報の対象となる資産につき、原資産と実質的にリスク特性が類似することの根拠も併せて投資家が入手可能である必要があると考えられます。

「リスク特性を把握するために十分な期間」は商品や参照する期間の市況等によっても異なるため一律に期間を示すことは困難ですが、投資家が投資判断を行うにあたって、適切なデュー・ディリジェンスを実施するために、原資産の期待損失にかかる算定の正確性を確保できる程度の情報が入手可能である必要があると考えられます。

第3号 オリジネーターが、原資産と実質的にリスク特性が類似する資産につき、次のイ又はロに掲げるエクスポージャーの区分に応じて、当該イ又はロに定める組成の経験年数を有していること。

イ 個人向けのエクスポージャー又はこれに類するもの 五年以上

ロ イに掲げるもの以外のエクスポージャー 七年以上

ここでいう「組成の経験」は、あくまで原資産と実質的にリスク特性が類似する資産の組成の経験であり、かかる資産を原資産とする証券化商品の組成の経験ではないことに留意する必要があります。

第4号 原資産が原資産プールに含まれる時点で、次に掲げる要件の全てを満たすこ

と。

イ 当該原資産プールに延滞若しくはデフォルトの状態又はこれらの兆候を示す債権が含まれていないこと。

ロ 証券化取引の関係者がデフォルトの可能性が高いことを示す証拠を認識している債権又は差押え、仮差押えその他の強制執行手続が行われている債権が含まれていないこと。

第 5 号 原資産プールを構成する全ての債権が次のイからニまでのいずれにも該当しないことについて、オリジネーターによる確認が原則として証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間に行われていること。

イ 債権の組成に先立つ三年の間に債務者が破産手続開始の決定、再生手続開始の決定、更生手続開始の決定、特別清算開始の命令若しくは外国倒産処理手続の承認の決定（これらに準ずる外国の手続を含む。）を受けていること又は債務者について、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成十一年法律第百五十八号）第二条第三項に規定する特定調停が成立していること。

ロ 債務者に係る事故情報（延滞、債務整理、代位弁済その他債務者の支払能力が低下していることを推認させる情報をいう。）が信用情報機関に登録されていること。

ハ 債務者が適格格付機関による格付又はこれに類する外部信用評価を付与されている場合において、信用リスクが著しく高いと評価されていること又はデフォルトしていると評価されていること。

ニ 当初の債権者（オリジネーターを含む。）と債務者との間で民事上の紛争が起きていること。

オリジネーターによる確認の具体的な態様としては、以下のような方法が考えられます。

イ：オリジネーターが知りうる限り、証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間において債務者がイに掲げる事項に該当するとの情報を認識しておらず、実行日後に、この期間において実際に債務者がイに掲げる事項に該当していたことをオリジネーターが認識した場合においては、例えばオリジネーターが当該債権の買戻し（主要なリスク移転の要件に反しない範囲に限る。以下ロ及びニにおいて同じ。）を行うことにより原資産から除くこと等が関連契約に規定されていること。

ロ：オリジネーターが、証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間において信用情報機関に照会のうえ、債務者がロに該当しないことを確認すること。ただし、オリジネーター及び債務者間の契約において個人情報利用目的が制限されている等の理由によりかかる照会が困難である場合に限り、証券化取引の実行日の四十五日前から実行日

までの間において、債務者がロに掲げる事項に該当するとの情報をオリジネーターが知りうる限り認識しておらず、実行日後に、この期間において実際に債務者がロに掲げる事項に該当していたことをオリジネーターが認識した場合においては、例えばオリジネーターが当該債権の買戻しを行うことにより原資産から除くこと等が関連契約に規定されていること。

ハ：オリジネーターが、証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間において、債務者に当初の外部格付又は外部信用評価を付与した適格格付機関等に対する照会又は公表情報等により、債務者がハに該当しないことを確認すること。

ニ：オリジネーターが知りうる限り、証券化取引の実行日の四十五日前から実行日までの間において、債務者がニに掲げる事項に該当するとの情報を認識しておらず、実行日後に、この期間において実際に債務者がニに掲げる事項に該当していたことをオリジネーターが認識した場合においては、例えばオリジネーターが当該債権の買戻しを行うことにより原資産から除くこと等が関連契約に規定されていること。

上記の確認においては、イ～ニと併せて、オリジネーターの知り得る限りにおいてこれらの債権に係る債務の支払状況について悪化の兆候がないことの確認も行われていることが求められます。

第6号 原資産プールを構成する債権が当該原資産プールに含まれる時点で、当該債権の返済実績が原則として一回以上あること。

支払回数が1回のみ の債権や、クレジットカード債権等のリボルビング型の資産（信用枠が付与された資産）等については、本要件を満たす必要はないと考えられます。

また、原資産プールに含まれる時点では返済実績のない債権が含まれている場合であっても、証券化された後に初回の支払いがなされなかった債権が僅少であり、かつ、オリジネーターによる買戻しが義務付けられることによって、裏付資産たる全債権について返済実績が1回以上あることが遅滞なく確保される場合には、本要件を満たすものとして取り扱って差し支えありません。

その他の例として、本邦 RMBS のうち、原資産プールにいわゆる据置期間（元金等の返済が猶予される期間）が設定されている住宅ローン債権が含まれている場合が考えられます。この場合、その債権が原資産プールの一部であって、かつ、その返済の猶予が債務者の信用を減損するものとはいえないときには、本要件を満たす必要はないと考えられます。

第7号 原資産プールを構成する債権が、著しい信用力の劣化を伴わず、かつ、著しく資産を劣化させないオリジネーターの一貫した審査基準に基づいて組成されていること。

証券化目的導管体に譲渡される原資産がオリジネーターの一貫した審査基準（原資産の

著しい信用力の劣化をもたらさないような基準である必要があります。)により組成されていることを確認する必要があります。

この中で、①証券化取引に伴い証券化目的導管体に譲渡される原資産と、譲渡されずにオリジネーターが引続き保有する(同種の)資産の双方が、一貫した審査基準により組成されたものであること(特に、証券化目的導管体に譲渡される原資産がオリジネーターにより引続き保有される資産よりも緩和された審査基準により組成されたものでないこと)や、②仮にオリジネーターの審査基準について原資産の信用力の劣化をもたらす可能性のある変更が生じた場合には、変更されたタイミングとその目的が投資家に開示されるようになっていることについての確認もなされるべきと考えられます。

なお、原資産のプールを構成する債権が第三者から購入した債権である場合は、オリジネーターが当該第三者の審査基準を(審査基準の存在とその質を確認する観点から)レビューし、当該第三者により債務者の「適時の支払いを行う能力と意思」が評価されていることをオリジネーターが検証していることを確認する必要があります。

第8号 原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないこと。

原資産の抽出基準が明確である場合には、オリジネーターによって恣意的に選択されたものではないと考えられます。投資家は、入手可能な取引関連書類(第15号参照)に当該抽出基準が記載されていることをもって、原資産がオリジネーターによって恣意的に選択されたものではないことを確認できます。

第9号 オリジネーターが原資産に対して有効な支配権を有せず、当該オリジネーターの倒産手続等においても当該オリジネーター又は当該オリジネーターの債権者の支配権が及ばないように、原資産が法的に当該オリジネーターから隔離されており、かつ、かかる状態について弁護士等による適切な意見書を具備していること。

原資産についてオリジネーターの倒産手続等からの法的な隔離性の有無を判断する際には、全ての原資産の譲渡につき以下の点を充足していることを確認したうえ、真正売買(オリジネーターにつき倒産手続等が開始した場合においても、オリジネーターから証券化目的導管体等に対する原資産の譲渡が裁判所や管財人等により担保目的の取引として再構成される可能性が低いこと)についての弁護士意見が必要です。

- ① 有効な債務者対抗要件が具備されており(必要に応じて有効な債務者対抗要件が速やかに具備可能な状態にあることで足りる。)、債務者への執行が可能であること(当該証券化取引の原資産が債権の場合、譲受人による回収に悪影響を及ぼす可能性がある条件が付されておらず、又はそのような制約の対象となっていないことを含む。)がオリジネーターの表明保証に含まれていること。

- ② 有効な第三者対抗要件が具備されていること。
- ③ クレジット・デフォルト・スワップやその他デリバティブ、保証による効果としてではなく、証券化対象資産として証券化目的導管体等への譲渡が行われていること。
- ④ 譲受人が原資産に係る契約の最終的な債務者に対し、当該証券化取引に基づく有効な請求権を有していること。

「弁護士等」とは、証券化取引一般に関する知見及び経験を有しており、かつ取引当事者のいずれかによりリテインされた弁護士等をいいます（以下第 15 号において同様）。

第 10 号 投資家が原資産に係る個別明細データ又はリスク特性を把握することができる階層別データ（分散度の高い原資産プールである場合のものに限る。）を証券化取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

発行市場・流通市場での証券化商品への投資の場面で、投資前の適切なデュー・ディリジェンスの実施を確保する観点や、投資後において対象商品のパフォーマンスについて適切かつ継続的なモニタリングを確保する観点から、個別明細データ又は（分散度の高い原資産プールである場合は）リスク特性の把握が可能となる階層別データについて、投資家（潜在的な投資家を含む。）が入手可能となるようオリジネーターの態勢が整備されていることが求められます。投資後のモニタリングの場面では、標準的な投資家向けレポートを入手可能であることも必要です。既発行の商品については、こうしたデータや投資家向けレポートは、証券化取引期間中にわたって、少なくとも四半期に一回の頻度で更新されるものであり、また両者の間で基準日の整合性も確保されていることが求められます。

なお、こうした原資産に関するレポートが正確であり、また原資産が適格要件を充足していることについて一定の裏付けを提供する観点から、当初の原資産ポートフォリオは、外部の会計専門家や当該証券化商品の計算代理人又は管理会社といった、法的な説明責任を負う独立した第三者により確認（※）される必要があります（但し、投資家自身が原資産の適格要件を充足していることを確認している場合は除く）。当該確認による報告書は投資家に対して開示する必要はありませんが、確認結果は目論見書等の中で開示されるべきと考えられます。

※ 当該確認は、最低限の信頼水準を確保したうえで、当初のポートフォリオの代表的なサンプルに基づいて行うことも可能とします。

第 11 号 証券化取引における投資家への償還が原資産の売却や借換えに依存するものではないこと。

原資産がリファイナンス・リスクに晒されている場合、投資家による証券化商品に対す

る評価・分析はより複雑なものとなり得ます。特に、原資産のプールの分散度が低く、原資産からの返済プロファイルの発生時期・金額に偏りがある場合においては、投資家への償還は原資産のリファイナンス・リスクの影響を強く受けることが想定されます。こうした観点から、原資産のプール及びその返済プロファイルが十分に分散されていない状況においては、証券化商品（投資持分）に対する償還原資は、原資産の売却又は借換えに依存するべきではないと考えられます。

要件充足の判定に当たっては、原資産の種類とその特性を踏まえた上で、投資持分に対する償還原資が売却又は借換えによって得られているものではないこと、及び、将来においてそれらに依拠することが想定されないことを確認することが求められます。

第 12 号 元本及び利息の支払に関し金利リスク又は外国為替リスクが存在する場合に、かかるリスクが適切にヘッジされ、かつ、投資家がヘッジ取引に関する情報を入手可能であること。

証券化目的導管体の資産と負債の間で金利・通貨が異なる場合は、投資家への支払リスクを軽減するとともに、投資家によるキャッシュ・フローの予想を容易にする観点から、金利リスクと外国為替リスクは適切に軽減された状態である必要があります。また、こうしたリスク軽減のために金利・外国為替のヘッジ取引が行われる場合には、当該取引は業界標準のマスター契約（ISDA マスターアグリーメント等）に準拠する形で文書化されており、また純粋に金利・通貨による資産と負債のミスマッチをヘッジする目的で用いられるデリバティブ取引である必要があります。

信用リスク・アセットの額の算出において、リスク・ウェイトの優遇措置を受ける場合には、上記の点を確認する必要がありますが、金利リスクや外国為替リスクが「適切に軽減された状態である」ことを確認する観点では、適切なストレス・シナリオの下でヘッジの有効性を説明した感応度分析や、ヘッジされた元本金額の割合を含む定量的情報が適時かつ定期的に投資家（潜在的な投資家を含む。）に還元される形で、ヘッジ取引の期間中にわたってリスク軽減の適切性が示されていることの確認が求められます（なお、当該ヘッジ取引は完全ヘッジである必要はありません。）。

また、ヘッジがデリバティブを通じて行われない場合にも、例えば、現金準備金や超過担保、エクセス・スプレッドといったリスク軽減手法がありますが、これらは、個別に設けられた、個々の特定のリスクをヘッジするために利用されるリスク軽減手法のみが認められます。すなわち、投資家においてリスク軽減手法と当該手法がヘッジの目的としているリスクとの対応関係を踏まえ、個々のリスクが適切に軽減された状態であることを検証できる必要があります。上記の検証が困難であるような（信用リスクと金利リスクなど）複数のリスクを同時にヘッジするリスク軽減手法は認められない点に留意が必要です。こうしたデリバティブ以外のリスク軽減手法は、全額資金手当てされ、常に利用可能となっている必要があります。

第 13 号 元本及び利息の支払順位が関連契約において適切に規定され、かつ、元本及び利息の支払に関する情報（支払に影響を与える可能性がある事項に関する情報を含む。）が取引の実行前及び取引期間中に投資家に対して開示されていること。

具体的には、証券化取引に係る関連契約（信託契約や債権譲渡に係る契約を含みますが、これらに限られない。以下、第 14 号において同じ。）において、

- ① 各トランシェにおける投資家への支払順序（ウォーター・フォール）
- ② 償還方法の変更事由が発生した後等における元本及び利息の支払方法

が有効に規定されていることが必要であると考えられます。ただし、証券化取引の期間を通じ、履行期が到来した上位トランシェの債権者への金銭による支払よりも下位トランシェの債権者の金銭による支払が優先されることになるような規定や、回収状況に係るトリガー、デフォルト事由又は早期償還事由が生じた後において、裏付資産の即時の現金化が義務付けられるような規定は適切ではないと考えられます。

元利払いに影響を与える可能性がある、原資産にかかる債権放棄・支払猶予等の措置については、投資家がかかる措置の実施を特定できるよう、予め明確な基準を設けておくことが必要と考えられます。

また、リボルビング期間が設定されている証券化取引においては、早期償還事由、リボルビング期間終了事由の双方又は一方に該当する事由として、次のすべての項目が規定されていることが必要と考えられます。

- ① 原資産のプールの信用状態の劣化に係る項目
- ② 補充前と同様の信用リスク水準の原資産が十分に補充されないことに起因する項目
- ③ オリジネーター又はサービサーの信用力の悪化に係る項目

さらに、オリジネーターは、投資家が証券化商品の償還分析を容易に可能とするため、ウォーター・フォールに影響を与えうる事項に関する十分な情報を投資家に対して適時に提供する必要があります。

第 14 号 個々の原資産に係るオリジネーターの一切の権利（議決権を含む。）が当該原資産の証券化目的導管体への譲渡に伴い当該証券化目的導管体に移転され、かつ、投資家が有する権利が関連契約において明確に規定されていること。

本号の趣旨は、証券化取引の個々の原資産に係る一切の権利に対して投資家が有する権利について、当該投資家自身が明確に確認できることを求めるものです。オリジネーター

自身が受託者となるいわゆる自己信託(信託法第2条2項3号・第3条3号)においては、原資産及び当該原資産に係る権利については、受託者たるオリジネーターが有することになります。例えば信託設定が公正証書によりされていることや受益権譲渡の対抗要件が具備されていることによって、投資家が原資産に係る自己の権利について確認することが可能であれば、本要件を充足しているものと考えられます。

第15号 投資家が弁護士等により確認されている適切な取引関連書類又はその写しを実務上可能な範囲で取引の実行前及び取引期間中に入手可能であること。

「取引関連書類」とは、目論見書、信託契約書、債権譲渡に係る契約書、サービシングに係る契約書、事務管理に係る契約書、債権者間契約書その他の契約書、合意書、誓約書、約定書、規約、定款、資産流動化計画等、証券化取引に関する一切の文書(取引の実行前においては、直近におけるこれらの草案又は仮文書)をいうと考えられます(以下、第17号及び第18号において同じ。)

開示対象となる取引関連書類に重要な変更が生じた場合には、オリジネーターが遅滞なく投資家に通知するように決められていることが必要です。

第16号 オリジネーターが証券化エクスポージャーの一部を適切な態様で保有していること(第二百四十八条第三項各号に掲げる条件のいずれかを満たしていることを含む)。

オリジネーターが当該法域における適切なリスク・リテンションの要件を満たしている場合、本要件を充足しているものと考えられます。本邦では、告示第248条第3項各号に定める要件を満たす場合、本要件を充足しているものと考えられます。

第17号 証券化取引に係る業務受託者が次に掲げる要件の全てを具備していること。

イ 受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていること。

ロ 取引関連書類において、当該業務受託者につき、各トランシェの債権者の衡平を害しないよう行動する義務が規定されていること。

ハ 業務内容に応じた報酬体系が定められていること。

規制金融機関ではない事業体がサービシング等の業務を受託しているときは、外部の第三者たる専門家(適格格付機関を含む)が、当該事業体が証券化取引に係る受託業務について高度な専門的知識をもって適切に業務遂行できる能力及び十分な実績を備えていることについて確認していることが必要になると考えられます。

なお、ロについては、例えば、信託会社が信託法に基づき公平義務(同法第33条)を負っているような場合には、当該義務を取引関連書類において重ねて規定する必要まではあ

りません。

第 18 号 取引関連書類に次に掲げる事項が明記されていること。

イ 当該証券化取引の関連当事者の契約上の義務及び責任

ロ 重要な関連当事者の信用力悪化時の交代に関する事項

第 19 号 投資家が次に掲げる情報を入手可能であること。

イ 原資産に係る元本及び利息の支払実績（予定されていた支払額、期限前償還元本額及び未収利息の額を含む。）

ロ 原資産に係る延滞状況等

ハ その他証券化取引に係る収入及び支払に関する情報

元本及び利息の支払実績については、多数の小口分散した債権により原資産プールが構成される場合であって、オリジネーターのシステム上の制約等から個別の債権毎の支払い実績が入手不能な場合には、回収期間単位の総計の把握をすることでも許容されます。また、このような場合において、開示項目に未収利息の額が含まれないものの、延滞債権の金額や加重平均利率等から未収利息が推計可能であれば本要件を満たすと考えられます。

第 20 号 原資産のカットオフ日（証券化目的導管体に譲渡する原資産を確定する基準日をいう。次号において同じ。）において、原資産が不動産取得等事業向けエクスポージャーではなく、かつ、第六章の規定により算出される原資産のリスク・ウェイト（信用リスク削減手法の効果を勘案することができる場合にあっては、当該効果の勘案後のリスク・ウェイト）が、次のイからハまでに掲げる原資産の種類に応じ、当該イからハまでに定める要件を満たしていること。

イ 抵当権付住宅ローン又は十分な保証が付された住宅ローン 当該住宅ローンで構成される原資産のポートフォリオにおける金額加重平均リスク・ウェイトが四十パーセント以下であること。

ロ 中小企業等向けエクスポージャー又は個人向けエクスポージャー（イに該当するものを除く。） 個々の原資産のリスク・ウェイトが七十五パーセント以下であること。

ハ イ及びロに掲げるもの以外のエクスポージャー 個々の原資産のリスク・ウェイトが百パーセント以下であること。

今後、信用リスクの標準的手法におけるリスク・ウェイトが改訂された場合には、それに応じて本号のリスク・ウェイトも改訂することが想定されます。

第 21 号 原資産のカットオフ日において、個々の原資産の債権の残高が原資産プールの全ての債権の残高の合計額に占める割合がいずれも一パーセント（原資産がいずれも事業法人向けエクスポージャーであり、かつ、オリジネーターが証券化取引における証券化エクスポージャーの最劣後のトランシェを保有し、当該証券化エクスポージャーの合計額が当該証券化取引の原資産のエクスポージャーの総額の十パーセント以上である場合（オリジネーターが負担する信用リスクがこれと同等である場合を含む。）にあつては、二パーセント）以下であること。

第 22 号 法令（外国の法令を含む。）又は契約に基づき、当該証券化取引につき、前各号に掲げる要件又は外国におけるこれらの要件と同種類の要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することがオリジネーターに義務付けられていること。

本邦においては、現時点でオリジネーターに対して証券化取引の STC 適格要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することを義務づける法令は存在しませんが、外国において同様の法令が存在する場合や、同様の義務を契約に基づいて規定している場合（投資家に直接開示することのみならず、スポンサーや信託受託者を通じて開示することを含みます。）には本号の要件を満たすことになると考えられます。

なお、例えば、STC 適格要件を確認するために必要な情報を投資家に対して適切に開示することが目論見書等に記載されており、オリジネーターがかかる開示の義務を負っていると見える場合には、本要件を満たすものとして取り扱って差し支えありません。

<適格 STC 証券化取引の範囲>

【関連条項】第 267 条の 2 第 3 項等

第 267 条の 2-Q2 ABCP プログラムにおける証券化目的導管体のスポンサーとして流動性補完または信用補完を提供する場合における証券化エクスポージャーは、告示第 267 条の 2 第 3 項各号に規定する要件を満たすことを常に確認できるとき、適格 STC 証券化エクスポージャーとすることが可能ですか。（令和 2 年 3 月 31 日追加）

(A)

告示第 267 条の 2 第 3 項では、一般的な ABCP プログラムの特徴を踏まえ、ABCP については適格 STC 証券化エクスポージャーの対象から除外しています。

ただし、ABCP の投資家ではなくスポンサーとして流動性補完または信用補完を提供する場合、通常、当該スポンサーは、ABCP プログラムにおける個々の原資産の取引状況を常に確認できる立場にあります。このとき、一般的な証券化エクスポージャーと同様に告示第 267 条の 2 第 3 項各号に規定する要件を満たすことを常に確認できる場合には、適格 STC 証券化エクスポージャーとすることも許容されます。

<他法域において組成された証券化商品の取扱い>

【関連条項】第 267 条の 2 第 3 項等

第 267 条の 2-Q3 本邦以外の法域において組成された証券化商品について、適格 STC 証券化エクスポージャーとして取り扱うことは可能ですか。(令和 2 年 3 月 31 日追加)

(A)

本邦以外の法域において組成された証券化商品については、その法域において、適格 STC 証券化取引に係る本邦規制に相当する現地規制が設けられており、オリジネーター及び投資家において、当該現地規制上の要件を充足することが確認できる場合には、特段の事情がない限り、適格 STC 証券化エクスポージャーとして取り扱って差し支えありません。

他方で、証券化商品の組成された法域において適格 STC 証券化取引に係る本邦規制に相当する現地規制が設けられていない場合、本邦において組成された証券化商品と同様に、オリジネーター及び投資家において、告示第 267 条の 2 第 3 項各号の要件を充足するか否かについて確認する必要があるものと考えられます。

【CVA リスク】

【第 8 章の 2 (CVA リスク) 関係】

<CVA リスク相当額の算出対象>

【関連条項】 第 270 条の 2 第 1 項

第 270 条の 2-Q1 デフォルト先との派生商品取引について、CVA リスク相当額を算出する必要がありますか。(平成 25 年 3 月 28 日追加)

(A)

デフォルト等の事由により、早期解約条項等に抵触した結果、派生商品取引としての特性を失っている取引については、CVA リスク相当額の算出対象から除外することが可能です。

なお、銀行取引約定書等に基づく派生商品取引であって、期限の利益喪失事由に抵触している場合であっても、当該取引が未解約である場合には、CVA リスク相当額を算出することが必要となります。ただし、この場合において、一般的に随時解約可能な状態と考えられる債務者との取引であれば、CVA リスク相当額の算出における満期について、フロアである 1 年とすることが可能です。

<CVA リスクのヘッジ手段>

【関連条項】 第 270 条の 3 第 2 項

第 270 条の 3-Q1 CVA リスクのヘッジ手段についてヘッジ効果を認識する場合、信用リスク削減手法の要件を充足する必要がありますか。(平成 24 年 6 月 6 日追加)

(A)

CVA リスク相当額の算出にあたっては、クレジット・デフォルト・スワップ等、同条第 6 項に規定された取引を用いて、ヘッジ効果を認識することが可能となっています。

このヘッジ手段については、CVA の変動リスクをヘッジすることを目的として取組まれている取引であれば、第六章第五節に規定されている信用リスク削減手法にかかる要件を充足する必要はありません。但し、規制裁定を目的とした内部取引等については、その趣旨に鑑み、ヘッジ効果を認識することはみとめられません。

なお、CVA リスクのヘッジ手段については、第 10 条第 2 項第 2 号の規定に基づき、信用リスク・アセットの額及びマーケット・リスク相当額の算出に勘案することは認められません。

<標準的リスク測定方式>

【関連条項】 第 270 条の 3 第 2 項

第 270 条の 3-Q2 標準的リスク測定方式での CVA リスク相当額の算出にあたり、留意すべき点は何ですか。(平成 24 年 6 月 6 日追加、平成 25 年 3 月 28 日修正)

(A)

標準的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合、信用リスク区分、すなわち、外部格付に応じた掛目を適用することとなります。この場合において、参照すべき適格格付機関やカウンターパーティが複数の外部格付を有している場合の取扱いについては、

信用リスクの標準的手法に係る格付の使用基準に準じて取扱うことが適切と考えられます。すなわち、掛目の判定に当たっては、あらかじめ適格格付の使用基準を設けることが必要となるほか、複数の格付がある場合は2番目に低い掛目を用いることとなります。

一方で、適格な外部格付を有しないカウンターパーティについては、信用リスク・アセットの計測手法に基づき、掛目を適切に判断することとなります。

内部格付手法採用行においては、基本的に全ての債務者について、内部格付制度に基づき債務者格付を付与する一方、当該債務者格付については、それぞれの格付区分について外部格付との対応関係をもたせることが一般的と考えられます。したがって、カウンターパーティの債務者格付に対応した外部格付に係る掛目を適用することとなります。この場合において、債務者格付毎に適用される掛目については、外部格付との対応関係とともに、あらかじめ信用リスク管理指針に規定することが必要となります（注）。

標準的手法採用行においては、内部格付制度を用いて信用リスク・アセットの額を算出することは認められていないことから、債務者格付を付していたとしても対応した掛目を適用することは認められません。この場合、標準的手法の法人等向けエクスポージャーにおいて無格付のエクスポージャーについては、外部格付 BBB 相当（信用リスク区分 4-3）と等しい 100%を適用することとなっていることにかんがみ、外部格付 BBB 格相当（信用リスク区分 1-3）に応じた掛目である 1%を適用することとなります。

（注）ただし、リテール先や一部の中小企業等、外部格付へのマッピングが適切ではないと考えられる相手先については、機械的にマッピングすることが求められるわけではなく、標準的手法採用行の取扱いに準じて一律の掛目を適用することも認められます。

<CVA のマーケット・ヘッジの自己資本規制上の取り扱い>

【関連条項】第 270 条の 3 第 1 項、第 11 条、第 22 条、第 34 条、第 45 条

第 270 条の 3-Q3 CVA のエクスポージャー変動をヘッジする目的で行うヘッジ手段については、マーケット・リスク相当額の算出から除外することができますか。（平成 31 年 2 月 18 日追加）

(A)

CVA のエクスポージャー変動をヘッジする目的で行うヘッジ手段については、バーゼルⅢにおける「CVA の枠組みの見直し」の実施を見据え、現在、本邦金融機関による CVA の会計上の取扱いやヘッジのあり方が移行期にある状況を踏まえ、CVA の管理を行うデスクにおいて行う取引であって、リスク管理上も CVA のヘッジとして明示的に仕組まれたものに限り、当面、CVA リスク相当額の算出に反映されたものとみなして、第 11 条によりマーケット・リスク相当額から除外することを可能とします。

<CVA リスクのヘッジ手段>

【関連条項】第 270 条の 3 第 6 項

第 270 条の 3-Q4 CVA リスクのヘッジ手段として、クレジット・デフォルト・スワップションを用いることは可能ですか。（平成 31 年 2 月 18 日追加）

(A)

クレジット・デフォルト・スワップションについては、クレジットイベントに付随してオプションの権利が消滅するような、所謂ノックアウト条項が付されていない限り、単一の債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップション及びインデックス・クレジット・デフォルト・スワップションのいずれについても、CVA リスクのヘッジ手段として用いることが可能です。

ただし、第八章の二第三節に規定する先進的リスク測定方式を採用している場合には、CVA バリュエーション・アット・リスク及び CVA ストレス・バリユエーション・アット・リスクにクレジット・

デフォルト・スワップションの非線形リスクを反映する必要があります。

また、第八章の二第二節に規定する標準的リスク測定方式を採用している場合には、原資産のポジションにデルタを乗じて得たものを、想定元本額とみなします。

<取引相手方の親会社・子会社を参照するヘッジ手段>

【関連条項】第 270 条の 3 第 6 項

第 270 条の 3-Q5 CVA リスクに対するヘッジ手段として、取引相手方の親会社もしくは子会社を参照するクレジット・デフォルト・スワップも、取引相手方に対するヘッジ手段として CVA リスク相当額の算出にヘッジ効果を反映させることができますか。(令和元年 10 月 24 日追加)

(A)

ヘッジ手段が参照する債務者（以下、「参照債務者」という。）と取引相手方との間に、非常に高い出資割合による資本関係等があること及び保証その他これに類する条項が存在することなど、各金融機関が客観的な基準を自ら定め、当該基準に基づき、参照債務者が取引相手方と実質的に同一とみなせる旨を適切に判断している場合には、そのような債務者を参照するクレジット・デフォルト・スワップは、第 270 条の 3 第 6 項第 3 号に該当すると考えられ、取引相手方に対するヘッジ手段として CVA リスク相当額の算出にあたりヘッジ効果を反映させることが可能です。

<先進的リスク測定方式>

【関連条項】告示第 270 条の 4

第 270 条の 4-Q1 先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出するに当たり、留意すべき点は何ですか。(平成 25 年 3 月 28 日追加)

(A)

先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合、予め金融庁長官より承認を受けた内部モデルに基づき、将来時点の期待エクスポージャーの額 (EE) を用いて、信用スプレッドの変動を要因とした CVA の変動に係るマーケット・リスクの額を算出することとなります。

ここで、内部モデルを用いてマーケット・リスク相当額を算出する場合には、日次でそのリスク量を計測することが必要となるのに対し、先進的リスク測定方式を用いて CVA リスク相当額を算出する場合には、必ずしも日次でそのリスク量を計測することは求められていませんが、最低限月次で計測することが必要となります。

なお、ウインドウ・ドレッシングを防ぐ観点から、CVA リスクを日次で計測している場合にはマーケット・リスク相当額の場合と同様に 60 営業日の平均値をもって、また、CVA リスクを月次で計測している場合には四半期中の各月次計測値 (月末) の平均値をもって、その基準日の CVA バリュエーション・アット・リスク又は CVA ストレス・バリュエーション・アット・リスクとすることが求められます。

【中央清算機関向けエクスポージャー】

【第8章の3（中央清算機関向けエクスポージャー）関係】

<適格中央清算機関の定義>

【関連条項】第1条第7号の3、改正告示（平成30年金融庁告示第13号）附則第3条

第1条第7号の3-Q1 エクスポージャーを有する中央清算機関が「適格中央清算機関」に該当するか判断する際に、留意すべき点は何ですか。（平成25年3月28日追加、平成30年3月23日修正）

(A)

第1条第7号の3に規定のとおり、第1条第7号の2に規定する中央清算機関のうち、

- a 銀行が第270条の8第1項に定めるところにより当該中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であること
- b 本邦の中央清算機関である者又は海外の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者であること

の両要件を満たす中央清算機関が、適格中央清算機関に該当することとなります。

ただし、平成30年改正告示附則第3条各項の規定により、当分の間、旧告示（平成30年改正告示による改正前の告示）第1条第7号の3に規定のとおり、旧告示第1条第7号の2に規定する中央清算機関のうち、

- ① 銀行が旧告示第270条の8第2項に定めるリスク・センシティブ手法により当該中央清算機関に係る清算基金の信用リスク・アセットの額を算出するに当たって必要な情報を銀行に提供している者であること
- ② 本邦の中央清算機関である者又は海外の中央清算機関のうち当該中央清算機関が設立された国において適切な規制及び監督の枠組みが構築されており、かつ、当該規制及び監督を受けている者であること

の両要件を満たす中央清算機関が、適格中央清算機関に該当することとなります。

このうち、①に関しては、バーゼル銀行監督委員会が作成及び公表した統一的なフォーマット（<https://www.bis.org/publ/bcbs227.htm>）が示されています。

また、②のうち海外の中央清算機関については、当該中央清算機関が設立された国において、国際決済銀行・支払決済システム委員会（BIS/CPSS）及び証券監督者国際機構（IOSCO）専門委員会が平成24年4月16日付で公表した「金融市場インフラのための原則」（原題：Principles for financial market infrastructures）と整合的な国内規則や規制が適用されており、かつ、当該規則等に基づき適切に監督されていることが、公表されている必要があります。

<マルチレベル・クライアント・ストラクチャー>

【関連条項】第270条の6

第270条の6-Q1 間接清算を行う際に、下位間接清算参加者が上位間接清算参加者及び直接清算参加者を通じて間接清算を行うスキーム（いわゆるマルチレベル・クライアント・ストラクチャー）を用いる場合は、どのように考えればよいですか。（平成30年3月23日追加）

(A)

銀行が下位間接清算参加者である場合における、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー並びに上位間接清算参加者及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、銀行が上位間接清算参加者であると仮定した場合にお

る、中央清算機関に対するトレード・エクスポージャー及び直接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの算出と同じ方法を用いて算出するものとします。

他方、下位間接清算参加者向けのトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの額は、銀行が直接清算参加者である場合の、上位間接清算参加者向けトレード・エクスポージャーの信用リスク・アセットの算出と同じ方法を用いて算出するものとします。

【マーケット・リスク】

【第9章（マーケット・リスク）関係】

<ストレス・バリュー・アット・リスク>

【関連条項】第274条第3項第9号

第274条-Q1 「適切なストレス期間を含む十二月」はどのように特定されますか。（平成23年9月12日追加）
--

(A)

「適切なストレス期間を含む十二月」とは、銀行のポートフォリオに関連する市場リスク・ファクター等が大きく変動することにより、金融システム全体に重大な損害が発生した期間を含む連続した12ヶ月間をいいます。

バーゼル銀行監督委員会による最終文書「Revisions to the Basel II market risk framework」（平成21年7月13日公表）の paragraph 718(L x x vi) (i)においては、多くのポートフォリオで、2007年/2008年の12ヶ月間がストレス期間に当たることが例示されていますが、銀行は、当該記載も踏まえつつ、自行のポートフォリオのリスク特性等に照らし、適切なストレス期間を含む12ヶ月を特定することが必要となります（注）。

なお、ストレス・バリュー・アット・リスク計測の趣旨に鑑み、「適切なストレス期間を含む十二月」については、特定後も適時に（例えば、市場が大きく変動した場合、ポジションに大きな変更が生じた場合等）及び定期的な検証を行い、必要がある場合にはこれを見直すことが求められています。

（注）内部モデル方式を用いていない銀行が新規に内部モデル方式の承認申請する場合には、「適切なストレス期間を含む十二月」の特定を含めて、第272条の金融庁長官の承認を受けることが必要となります。他方で、既に内部モデル方式の使用の承認を受けている銀行が新たに「適切なストレス期間を含む十二月」を特定する場合には、第278条に基づいて、金融庁長官に変更に係る届出を行うことが必要となります。

【オペレーショナル・リスク】

【第 10 章（オペレーショナル・リスク）関係】

<粗利益>

【関連条項】第 304 条第 1 項及び第 2 項、第 305 条第 3 項

第 304 条-Q1 一年間の粗利益を計算する場合は、どのように考えればよいのですか。
(平成 20 年 3 月 31 日修正)

(A)

基礎的手法および粗利益配分手法における「一年間の粗利益」については、自己資本比率の計算基準時点が 9 月末または 3 月末となる場合は、その各時点を基準時点とする 1 年前までの、連続した 2 半期の粗利益の合計値とします。当該計算基準時点が 6 月末または 12 月末となる場合には、各々直前の 3 月末または 9 月末において算出した粗利益を、そのまま当該計算基準時点における粗利益とします。

また、「直近三年間のうち一年間の粗利益が正の値とならない年がある場合」(第 304 条第 1 項)および「年間合計値が負の値である場合」(第 305 条第 1 項)の判断においても、同様の取り扱いとします。

<粗利益>

【関連条項】第 304 条第 2 項、第 305 条第 3 項

第 304 条-Q2 粗利益におけるアウトソーシングと役員取引等費用の関係は、どのように整理されるのですか。

(A)

アウトソーシングの費用は、通常、役員取引等費用として計上されるものをいいます。アウトソーシングの費用が、役員取引等費用以外の勘定科目として計上されている場合において、役員取引等費用には含まれていないことが明確に識別可能な場合は、役員取引等費用の全体を粗利益から除くことができます。

<粗利益>

【関連条項】第 304 条第 1 項及び第 2 項、第 305 条第 3 項

第 304 条-Q3 連結ベースの粗利益はどのように算出すればよいのですか。

(A)

連結ベースで基礎的手法または粗利益配分手法を適用する場合は、原則として、連結修正仕訳後の粗利益を算出することになります。

また、連結ベースで先進的計測手法を採用し、一部の法人単位に対して基礎的手法または粗利益配分手法を部分的に適用する場合や、先進的計測手法の部分適用における 2%および 10%基準を適用する場合の粗利益についても同様の取り扱いとなりますが、この場合において、内部取引部分を切り出すことができない場合には、当該法人単位の連結修正仕訳前の粗利益を用いることとなります。

なお、第 304 条第 2 項における「他の者」には、連結自己資本比率算定上の連結の範囲（親銀行等がある場合は、当該親銀行等の連結範囲）に含まれる法人を含めないこととします。従って、当該法人に対する支払費用が役員取引等費用に含まれる場合は、自己資本比率の算定上、当該費用を粗利益から除く取り扱いとなります。

<粗利益>

【関連条項】第304条第1項、第305条第1項

第304条-Q4 法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関が基礎的手法または粗利益配分手法を採用する場合、「一年間の粗利益」についてどのように考えればよいのですか。(平成19年3月23日追加)

(A)

基礎的手法及び粗利益配分手法における「一年間の粗利益」については、原則として、「自己資本比率規制に関するQ&A」第304条Q-1に基づいて、算出されることとなります。

ただし、法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関においては、当該「一年間の粗利益」について、自己資本比率の計算基準時点が3月末となる場合は、その時点を起算点とする1年前までの一事業年度の粗利益とします。当該計算基準時点が9月末となる場合には、採用している基礎的手法または粗利益配分手法により直前の3月末において算出したオペレーショナル・リスク相当額を、そのまま当該計算基準時点におけるオペレーショナル・リスク相当額とすることとなります。

<粗利益>

【関連条項】第304条第1項、第305条第1項

第304条-Q5 合併、会社分割、事業の譲渡、株式の取得／譲渡、株式交換、株式移転等(以下、「再編成」という。)により、銀行の連結の範囲に、連結対象外であった法人・事業が新たに加わる、あるいは、連結対象であった法人・事業が除かれるなどの事象が生じた場合、基礎的手法又は粗利益配分手法の計算において、粗利益をどのように計算すれば良いですか。(平成22年3月31日追加)

(A)

粗利益の計算方法としては、形式的に連結損益計算書上の計数を遡及するのではなく、再編成後の業務実態を考慮し、法人・事業単位で遡及する必要があります。すなわち、例えば、期中にA法人が連結対象となる場合には、A法人の過去の粗利益を遡及した上で連結損益計算書上の粗利益の計数に加算し、期初時点でB法人が連結対象から外れる場合には、B法人の過去の粗利益を遡及した上で、連結損益計算書上の計数から減算するなど、再編成後の業務実態を考慮した計算を行うこととなります。(図1参照)

なお、再編成後の業務実態の在り方は様々であり、やむを得ない事情で、法人・事業単位での遡及が困難な場合や、法人・事業単位の粗利益が非常に僅少で、自己資本比率への影響が非常に軽微である場合なども想定されることから、そうした場合には、各金融機関にて合理的な計算方法を判断の上、事前に当局に計算方法を相談するなど、適切な計算に努めることが重要です。やむを得ない事情として、下記のような例が考えられます。

- ・ 金融機関Xの連結の範囲に、法人が新設された場合
- ・ Xの連結子会社の粗利益を過去に遡る過程で、当該子会社も再編成が行われているなど非常に複雑な計算を要する場合

また、再編成後の粗利益を反映させるタイミングについては、下記「再編成が行われた時期」に対して、下記パターン①を原則としますが、子法人等の決算スケジュール等の相違や適時に遡及困難な事情などを考慮し、下記パターン②とすることでも差し支えありま

せん。ただし、一決算期間において、パターン①との間で数値上の差異が甚大である場合、開示において注記を付すなど、適切な対応が必要です。

再編成が行われた時期	パターン①	パターン②
〔法律上、中間決算が義務付けられている金融機関の場合〕		
Y年4月1日からY年9月末までの間	Y年9月末	(Y+1)年3月末
Y年10月1日から(Y+1)年3月末までの間	(Y+1)年3月末	(Y+1)年9月末
〔法律上、中間決算が義務付けられていない金融機関の場合〕		
Y年4月1日から(Y+1)年3月末までの間	(Y+1)年3月末	(Y+2)年3月末

図1 一遡及方法の例（表内の数字は各年度の粗利益を指す。）

	(Y-2)年度	(Y-1)年度	Y年度
〈金融機関 X の連結損益計算書の粗利益〉			
金融機関 X (単体)	90	100	110
A 法人			50
B 法人	10	20	
金融機関 X (連結)	100	120	160
〈再編成後を考慮した粗利益の計算〉			
A 法人	+60	+70	+30
B 法人	-10	-20	
金融機関 X (連結)	150	170	190

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 305 条第 1 項、別表第一

第 305 条-Q1 別表第一の業務区分に配分した粗利益が負の値となる場合は、どのような取扱いになるのですか。

(A)

配分した業務区分の粗利益が負の値となる場合には、当該負の値に当該業務区分に対応する掛目を乗じることとなります。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 306 条

第 306 条-Q1 国内で粗利益配分手法の採用を予定している金融機関について、海外現地法人が基礎的手法を採用せざるを得ない場合は、どのような取扱いになるのですか。

(A)

グループ連結ベースで粗利益配分手法を採用する一方、海外現地法人における粗利益配分手法の採用が、現地当局からの要請により、やむを得ず認められない場合は、当該海外現地法人は当該現地当局に対してのみ、基礎的手法により算出した額をオペレーショナル・リスク相当額として届け出ることが認められ、グループ連結ベースでは粗利益配分手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算出することとなります。その場合においては、当該海外現地法人においても粗利益配分手法の要件を充足する必要があります。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 306 条

第 306 条-Q2 粗利益配分手法について、どのような承認プロセスとなりますか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

粗利益配分手法の3月末からの採用を希望している金融機関は、原則として、前年の5月頃（第1回）及び11月頃（第2回）に行われる全2回のセルフアセスメント・アンケートを提出する必要があります。

ただし、既に粗利益配分手法の承認を受け、当該手法を採用している金融機関と、他の金融機関（採用手法は問わない。）との合併等が行われ、新たな金融機関又は連結グループが構成された場合、当該金融機関、当該連結グループ及び当該グループに含まれる傘下の金融機関（以降、「当該金融機関等」という。）は、当該合併等の後に行われる直近のセルフアセスメント・アンケート（第1回又は第2回）のみを提出することにより、粗利益配分手法の承認の申請を行うことができます。

なお、当該合併等の後に行われる直近の自己資本比率の開示が、当該直近のセルフアセスメント・アンケートの実施以前に行われる等、やむを得ない事情により、当該金融機関等が上記の原則及び但し書きの取り扱いとは異なる取り扱いを希望する場合には、個々の状況に応じて個別具体的に判断することとなります。当該合併等が具体的に予定されている場合は、早めに当局に相談してください。

<オペレーショナル・リスク全般>

【関連条項】第 307 条第 2 項第 3 号括弧書き

第 307 条-Q1 オペレーショナル・リスクと、法務リスク、戦略リスクおよび風評リスクとの関係はどのように整理されるのですか。

(A)

オペレーショナル・リスクには、法務リスク（法務リスクによる損失には、監督上の措置並びに和解等により生じる罰金、違約金および損害賠償金等も含まれます）が含まれ、戦略リスクおよび風評リスクは含まれません（ただし、これらのリスクを各金融機関の判断で内部管理上、オペレーショナル・リスクとして捕捉することは差し支えありません）。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 308 条

第 308 条-Q1 持分法適用会社には、粗利益配分手法の適格性基準が適用されるのですか。

(A)

持分法適用会社についても、適格性基準が適用されることが望ましいですが、必ずしもこれを義務付けるものではありません。

<粗利益配分手法>

【関連条項】第 308 条第 6 号

第 308 条-Q2 「オペレーショナル・リスク損失のうち重大なもの」に当たるかどうかは、具体的にどのように判断するのですか。

(A)

オペレーショナル・リスク損失のうち重大なものに当たるかどうかについては、粗利益配分手法を採用する予定の金融機関内部において、実態に照らして合理的に基準を策定し、当該基準に基づき収集を行うこととなります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 311 条

第 311 条-Q1 グループ連結ベースで先進的計測手法を適用し、子銀行についても先進的計測手法を適用する場合は、当該子銀行の計測手法として、連結ベースで先進的計測手法により計算したリスク相当額を配分する手法も認められるのですか。

(A)

原則として、銀行は、妥当であると認められた場合に、連結ベースで先進的計測手法により計算したリスク相当額を配分する手法（以下「配分手法」といいます。）を用いてオペレーショナル・リスク相当額を子銀行に配分することができます。ただし、配分手法を用いる場合において、銀行は配分手法の妥当性を監督当局に説明できなければなりません。配分手法を用いる場合は、子銀行のテール付近のリスクプロファイルが子銀行のオペレーショナル・リスク相当額に適切に反映され、かつ、内部でリスク管理・削減の対象とされている必要があります。（その結果、子銀行等に配分されるオペレーショナル・リスク相当額を合計した額は、連結ベースのオペレーショナル・リスク相当額と一致しない場合もあります。）

ただし、監督当局（外国の当局を含む。）が重要であると認めた子銀行については、銀行持株会社または親銀行を頂点とする連結の範囲においては、当該銀行持株会社または親銀行から当該子銀行への配分手法の使用は認められず、当該子銀行は単独（スタンド・アローン）で先進的計測手法によりオペレーショナル・リスク相当額を計算しなければなりません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 313 条（銀行持株会社告示第 291 条）

第 313 条-Q1 グループ連結ベースで先進的計測手法を用いる場合に、傘下の子銀行においても別途承認を得る必要はあるのですか。

(A)

グループ連結ベースで先進的計測手法を用いる場合は、子銀行において単独（スタンド・アローン）で計算を行うか配分手法を用いるかに関わらず、親銀行等（銀行持株会社または親銀行）における承認に加え、傘下の子銀行においても、別途先進的計測手法（粗利益配分手法を部分適用する場合は、粗利益配分手法）の承認が必要となります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号

第 315 条-Q1 財務会計処理額とオペレーショナル・リスク損失（認識）額とは、整合的でなければならないのですか。

(A)

財務会計処理額とオペレーショナル・リスク損失（認識）の額とは、必ずしも整合的である必要はありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号

第 315 条-Q2 機会費用や逸失利益もオペレーショナル・リスク損失として収集しなければならないのですか。

(A)

いわゆる機会費用や逸失利益については、当面の間、必ずしも規制上のオペレーショナル・リスク損失の額に含める必要はありません。ただし、各金融機関の判断で内部管理上、機会費用や逸失利益をオペレーショナル・リスク損失の額に含めることや、データを収集し内部管理上使用することは望ましいことであり、これを妨げるものではありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号

第 315 条-Q3 同一の原因に基づく損失事象が、複数の期を跨いで複数回発生する場合には、その内部損失データの整理の方法として、下記のいずれの方法をとればよいのですか。

1. 最初に損失が発生した時期に全て合算する。
2. 最後に損失が発生した時期に全て合算する。
3. それぞれ合算せずに損失が発生した都度収集する。

(A)

同一の原因に基づく損失事象が、複数の期を跨いで複数回発生する場合において、内部損失データは、原則として、各金融機関が内部で定める客観的な基準に基づいて整理されることになり、当該整理の方法が、内部の計量方法において想定されている損失事象の特性と整合的であることおよび継続して使用していることを条件として、上記の 3 通りの方法のうち、いずれの方法も用いることができます。

ただし、第 315 条第 3 項第 5 号イに規定するオペレーショナル・リスク損失の額および回収額を業務区分ごとに損失事象の種類に応じて配分する場合においては、上記 3. の方法によることとします。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号イ

第 315 条-Q4 粗利益の業務区分への配分方法と内部損失データの業務区分への割当方法は、整合的でなければならないのですか。

(A)

リスク管理上、内部損失データの割当方法が合理的であることを当局に証明できる場合には、粗利益の業務区分への配分方法と、内部損失データ収集上の業務区分への割当方法は、必ずしも一致していなくても差し支えありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号ロ及びハ

第 315 条-Q5 「すべての業務における一定の閾値」は、地域（国）や法人単位ごとに異なる設定が許容されるのですか。

(A)

閾値の適用がオペレーショナル・リスク相当額の算出に重要な影響を与えないことを前提として、業務区分、損失事象、地域（国）または法人単位等により異なる閾値を設定しても差し支えありません。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 315 条第 3 項第 5 号ニ

第 315 条-Q6 オペレーショナル・リスク相当額の計量を行う際に用いる内部損失データについては、回収実績等を反映した後（ネット）のオペレーショナル・リスク損失の額を用いてもよいのですか。（平成 22 年 3 月 31 日修正）

(A)

オペレーショナル・リスク相当額の計量においては、適切に内部損失データが収集されていることを条件として、ネットのオペレーショナル・リスク損失の額を用いても差し支えあ

りません。但し、保険による回収実績を反映した後のオペレーショナル・リスク損失の額を用いる場合、第320条の要件を満たす必要があります。

また、その場合においても、グロスのオペレーショナル・リスク損失の額についても収集・蓄積しなければならず、当該損失の額については各業務部門におけるオペレーショナル・リスクの管理の向上のために適切に活用することが必要です。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号ト

第315条-Q7 マーケット・リスクに該当するとともにオペレーショナル・リスクにも該当する損失は、オペレーショナル・リスク・データベースにおいてすべて特定されている必要がありますか。

(A)

すべて特定されている必要があります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第6号

第315条-Q8 外部損失データをシナリオ作成における参照情報等に使用する等、オペレーショナル・リスクの計量モデルに直接投入しない方法も認められますか。

(A)

第315条第3項第6号に規定する要件を満たした上で、シナリオの作成や業務環境および内部統制要因の勘案において外部損失データを適切な方法により使用していると認められれば、計量モデルに直接当該外部損失データを投入しない場合においても、第315条第3項第3号に規定する外部損失データにかかる要件を満たしているものと考えられます。

<先進的計測手法>

【関連条項】第315条第3項第5号

第315条-Q9 顧客からの手数料を数年間に渡り本来定められた金額より多く徴収していたが、発覚後、当該超過部分の金額を当該顧客に払い戻し、会計上の損失処理を行った場合は、内部損失データの対象となるのか。(平成23年9月12日追加、平成27年3月31日修正)

(A)

「自己資本比率規制に関するQ&A」第315条-Q1にあるとおり、オペレーショナル・リスク損失の金額と財務会計処理額は整合しないことがあります。例えば問にあるように過年度の手数料の過徴収が判明し、これを払い戻した額については財務会計上は損失に計上することになりますが、オペレーショナル・リスク上の内部損失データの対象とする必要はありません。

また、財務会計上の損失処理額のうち、過年度の決算相違による修正等において、キャッシュフローに変動がなく計数の計上タイミングのみの修正の場合も内部損失データの対象とする必要はありません。

ただし、手数料の過徴収の払い戻し等が明らかな銀行の誤処理に基づくものでなく、オペレーショナル・リスク事象に起因する訴訟等（訴訟上又は訴訟外の解決、調停、示談又は訴

訟を提起されるリスクを避ける目的で、金融機関が自主的に支払った場合等を含む。)の結果として生じた場合の払い戻した額は別の損失として内部損失データの対象となります。なお、決算訂正によって当局から課された制裁金、修正申告によって生じた附帯税等追加的に生じた損失は、いずれの事象においても、内部損失データの対象となります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 318 条、第 319 条

第 318 条-Q1 粗利益配分手法を採用している金融機関が、グループ連結ベースで先進的計測手法に移行しようとする場合、子銀行を除く子会社について部分適用として基礎的手法を用いることが認められますか。(平成 19 年 3 月 23 日追加)

(A)

当該金融機関及び子会社が第 318 条及び第 319 条の要件を充足している場合、当該子会社について部分適用として基礎的手法を用いることができます。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 319 条第 1 項第 3 号

第 319 条-Q1 「法人単位の粗利益が、銀行の連結財務諸表に基づく粗利益の二パーセント以上を占める」かどうか、および「先進的計測手法を使用しない業務区分又は法人単位の粗利益の合計が当該先進的計測手法採用行の連結財務諸表に基づく粗利益の十パーセントを超える」かどうかは、何年間の判定によるのですか。また、一旦 2% 以上の粗利益を計上して、先進的計測手法を適用した場合、次年度以降は、当該業務区分または法人単位の粗利益が 2% 以上か未満かにかかわらず永続的に先進的計測手法を用いてよいのですか。(平成 22 年 3 月 31 日修正)

(A)

先進的計測手法における重要性の原則のうち、各法人単位の粗利益が銀行グループ（最上位の銀行または銀行持株会社）の 2% 以上を占めるかどうかの基準および先進的計測手法を採用しない法人単位の粗利益の合計が 10% 以下であるかどうかの基準についての計算方法は、原則として、3 年間の粗利益の平均値により、半期に一度の頻度で判定することとなります。

先進的計測手法の承認を受けた銀行は、第 317 条に基づき承認が取消された場合を除き、先進的計測手法を継続して用いなければなりません（第 312 条第 2 項）。従って、粗利益が 2% を下回った場合においても、やむを得ない場合を除き、先進的計測手法を継続使用しなければなりません。

一方で、当初の粗利益が 2% を下回っており先進的計測手法を適用していなかった法人単位において、その後粗利益が 2% を上回った場合には、第 316 条第 2 項に照らして、改善計画を提出した上で先進的計測手法の適用に向けた取り組みを行うこととなります。

<先進的計測手法>

【関連条項】第 319 条第 1 項第 3 号

第 319 条-Q2 先進的計測手法の部分適用の特例における「粗利益の 2%」基準を適用するに当たり、孫会社についてはどのように判断すればよいのですか。

(A)

第319条第1項第3号における「粗利益の2%」基準に該当するか否かについては、金融機関の子会社、孫会社それぞれの単体ベースの粗利益をもとに、法人単位ごとに判断することとなります。

【附則<オペレーショナル・リスク関係>】

<旧告示におけるオペレーショナル・リスクの取扱い>

【関連条項】附則（平成 18 年金融庁告示第 19 号）第 11 条等

附則第 11 条-Q1 事業の全部または一部について、旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、新告示に基づいてオペレーショナル・リスク相当額を算出する必要がありますか。

(A)

第 146 条および附則第 11 条に基づき、事業の全部または一部について旧告示により自己資本比率を計算している金融機関は、当該部分について、新告示に基づきオペレーショナル・リスク相当額を算出して自己資本比率を計算する必要はありません。

【最終指定親会社関係】

【附則<総論、自己資本比率計算関係>】

<その他の包括利益累計額及び評価・換算差額等に係る経過措置の計算方法>

【関連条項】改正告示（平成 24 年金融庁告示第 29 号）附則第 5 条

附則第 5 条-Q1 米国式連結財務諸表の作成を行っている場合には、「その他の包括利益累計額」について、米国会計基準に基づいて対象範囲を考えることは許容されますか。 (平成 24 年 6 月 6 日追加)

(A)

許容されます。

【協同組織金融機関関係】

【<総論、自己資本比率計算関係>】

<普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額>

【関連条項】信金告示（平成 18 年金融庁告示第 21 号）第 4 条第 1 項、第 13 条第 1 項等

第 4 条-Q1 普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額には、資本金、資本準備金、その他資本剰余金、利益剰余金、優先出資申込金等が含まれるのでしょうか。また、資本金の額を変更することなく優先出資の消却を行ったことにより、当該優先出資消却後も貸借対照表に「優先出資」の科目が残存したままとなる場合、この部分についてもコア資本に係る基礎項目の額に含まれるのでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

いずれも普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額としてコア資本に係る基礎項目の額に含まれますが、仮に累積型の優先出資などコア資本に係る基礎項目に含まれるために満たすべき告示上の要件を充足していない優先出資を発行している場合には、当該優先出資に係る資本金及び資本準備金はこれに含めることができません。

<一般貸倒引当金の算入可能額及び調整項目の額の計算>

【関連条項】信金告示（平成 18 年金融庁告示第 21 号）第 4 条第 1 項第 4 号、第 2 項第 4 号～第 7 号等

第 4 条-Q2 信用金庫（国内基準金庫）について、少数出資に係る 10 パーセント基準額、連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額、特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額はコア資本に係る基礎項目の額からコア資本に係る調整項目のうち告示に定めるものの額を控除することで計算されること、コア資本に係る基礎項目の額には、一般貸倒引当金の額が含まれます（信金告示第 4 条第 1 項第 4 号）。一般貸倒引当金については、その額のうち信用リスク・アセットの額の合計額に 1.25 パーセントを乗じて得た額（「一般貸倒引当金上限額」）までコア資本に算入することができますが、この信用リスク・アセットの額の合計額には、少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額のうち少数出資に係る 10 パーセント基準額以下の部分、信用金庫連合会の対象普通出資等のうち連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額以下の部分又はその他金融機関等の対象普通出資等の額のうち特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額以下の部分に相当するため自己資本比率の計算において信用リスク・アセットの額に算入されるもの（「基準額以下部分」）も含まれることとなり、計算が循環構造となる場合があります。このような場合のコア資本に係る調整項目の額及び一般貸倒引当金上限額の具体的な計算方法を教えてください。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

循環構造となるため計算が困難な場合には、以下の方法で計算することが可能です。

まず、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして少数出資に係る 10 パーセント基準額、連合会向け出資に係る 20 パーセント基準

額、特定項目に係る 10 パーセント基準額及び特定項目に係る 15 パーセント基準額を計算した上で、これを前提に全てのコア資本に係る調整項目の額を計算します。これらの計算によりコア資本に係る調整項目の額が確定することで、基準額以下部分の信用リスク・アセットの額も確定することとなりますので、当該基準額以下部分の信用リスク・アセットの額を、自己資本比率計算式の分母に含まれる信用リスク・アセットの額の合計額に含めた上で、これに 1.25 パーセントを乗じて得た額を、最終的な一般貸倒引当金上限額とします。その上で、一般貸倒引当金の額のうち、当該一般貸倒引当金上限額以下に収まった額を、自己資本比率の分子部分のうちコア資本に係る基礎項目の額に最終的に算入することとなります。

以下、計算例をお示しします。

<前提条件>

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）：2000…(a)
- ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
- ・信金告示第 4 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げるコア資本に係る調整項目の額：100…(c)
- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額：25…(d)
- ・保有する少数出資金融機関等が発行する対象普通出資等の額：300…(e)
- ・保有する信用金庫連合会が発行する対象普通出資等の額：670…(f)
- ・保有するその他金融機関等が発行する対象普通出資等の額：240…(g)
- ・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額：200…(h)
- ・信用リスク・アセットの額の合計額（上記(e)ないし(h)に掲げるものに係る信用リスク・アセットの額を除く。）：10,000…(i)

※ モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産はないものとする。

<計算例>

(ア) 少数出資に係る 10 パーセント基準額を計算します。この計算において、コア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額は、上記(e)ないし(h)のうちコア資本に係る調整項目の額に含まれず信用リスク・アセットの額に算入される部分の額を一般貸倒引当金上限額に含めないものとして算出した、一般貸倒引当金上限額以下の額に限られます。

・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 (min ((b)、(i)×1.25%))

$$\min (150、10000 \times 1.25\%) = 125 \dots (j)$$

・少数出資に係る 10 パーセント基準額の計算 ([(a) + (j)] - [(c) + (d)]) × 10%)

$$\{(2000 + 125) - (100 + 25)\} \times 10\% = 200 \dots (k)$$

(イ) コア資本に係る調整項目である少数出資金融機関等の対象普通出資等の額を計算します。(e) - (k))

$$300 - 200 = 100 \dots (l)$$

(ウ) (イ) において算出された額に含まれなかった部分の額については、分母計算を行います。(e) - (l))

- 300-100=200…(m)
- (エ) 連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額を計算します。
 $\{ \{ (a) + (j) \} - \{ (c) + (d) \} \} \times 20\%$
 $\{ (2000+125) - (100+25) \} \times 20\% = 400 \dots (n)$
- (オ) コア資本に係る調整項目である信用金庫連合会の対象普通出資等の額を計算します。 $((f) - (n))$
 $670 - 400 = 270 \dots (o)$
- (カ) (オ) において算出された額に含まれなかった部分の額については、分母計算を行います。 $((f) - (o))$
 (分母計算の対象となるものの額) $670 - 270 = 400 \dots (p)$
 (連合会向け出資に係る 10 パーセント基準額) $\{ (2000+125) - (100+25) \} \times 10\% = 200$
 (信用リスク・アセットの額) $200 \times 100\% + (400 - 200) \times 250\% = 700 \dots (q)$
- (キ) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を計算します。 $(\{ \{ (a) + (j) \} - \{ (c) + (d) + (1) + (o) \} \} \times 10\%)$
 $\{ (2000+125) - (100+25+100+270) \} \times 10\% = 163 \dots (r)$
- (ク) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を計算します。 $(\{ (g), (h) \} - (r))$
 (その他金融機関等の対象普通出資等の額) $240 - 163 = 77 \dots (s)$
 (繰延税金資産) $200 - 163 = 37 \dots (t)$
- (ケ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。 $((g) + (h) - \{ (s) + (t) \})$
 $240 + 200 - (77 + 37) = 326 \dots (u)$
- (コ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。 $(\{ \{ (a) + (j) \} - \{ (c) + (d) + (g) + (h) + (1) + (o) \} \} \times 15/85)$
 $\{ (2000+125) - (100+25+240+200+100+270) \} \times 15/85 = 210 \dots (v)$
- ※ 経過期間中については、平成 25 年改正告示附則第 11 条第 3 項の適用により計算方法が異なることに留意する必要がある。具体的には、協同組織金融機関に関する平成 25 年改正告示附則第 8 条-Q2 を参照のこと。
- (サ) 特定項目に係る調整対象額を算出します。 $((u) - (v))$
 $326 - 210 = 116 \dots (w)$
- (シ) その他金融機関等の対象普通出資等の額から信金告示第 5 条第 7 項第 1 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。 $(\{ (g) - (s) \} \div (u))$
 $(240 - 77) \div 326 = 0.5 \dots (x)$
- (ス) 繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) の額から信金告示第 5 条第 7 項第 3 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。 $(\{ (h) - (t) \} \div (u))$
 $(200 - 37) \div 326 = 0.5 \dots (y)$
- (セ) 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額を算出します。 $((w) \times (x), (w) \times (y))$
 (その他金融機関等の対象普通出資等) $116 \times 0.5 = 58 \dots (z)$
 (繰延税金資産) $116 \times 0.5 = 58 \dots (aa)$
- (ソ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び特定項目に係る 15 パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250 パーセントのリスク・ウェイトの適用対象となります。 $((g) - (s) - (z), (h) - (t) - (aa))$
 (その他金融機関等の対象普通出資等) $240 - 77 - 58 = 105$
 (繰延税金資産) $200 - 37 - 58 = 105$
 (これらの信用リスク・アセットの額) $105 \times 250\% + 105 \times 250\% = 525 \dots (bb)$

(タ) (ウ)、(カ) 又は (ソ) において分母計算の対象とされたものの信用リスク・アセットの額を、信用リスク・アセットの額の合計額に加算し、これに 1.25% を乗じたものが、最終的な一般貸倒引当金上限額となります。 $\{(i) + (m) + (q) + (bb)\} \times 1.25\%$

$$(10000 + 200 + 700 + 525) \times 1.25\% = 142.81$$

※1 少数出資金融機関等の対象普通出資等のリスク・ウェイトは 100% と仮定している。

※2 小数点第 3 位を四捨五入している。

【経過措置 ＜総論、自己資本比率計算関係＞】

＜中央機関等向け出資の自己資本比率計算上の取扱い＞

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 8 条第 6 項

附則第 8 条-Q1 信用金庫が信用金庫連合会の発行する対象普通出資等を保有する場合、このうち連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額を超過する部分について、コア資本に係る調整項目の額に含めて自己資本比率を計算することとなりますが、経過期間中においては、平成 25 年改正告示附則第 8 条第 6 項に従い、当該コア資本に係る調整項目の額に含まれる部分のうち所定の割合相当額について、「なお従前の例による」ことができるものとされています。この点、旧告示においては、信用金庫が保有する信用金庫連合会の資本調達手段のうち自己資本の額の 20 パーセントを超える部分が控除項目として自己資本から控除されていた他、監督指針においてグランドフェザリングも設けられていましたが、「なお従前の例による」とは、具体的にはどのように取り扱えば良いのでしょうか。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

旧告示に拠った場合の取扱いをもとに按分比例の方法による計算を行うことが考えられますが、当該計算を行うことが実務的に難しい場合においては、一律リスク・ウェイト 100 パーセントを適用する方法によることも考えられます。

＜調整項目に係る経過措置（信用金庫）＞

【関連条項】改正告示（平成 25 年金融庁告示第 6 号）附則第 8 条第 5 項、第 6 項

附則第 8 条-Q2 信用金庫に関する調整項目に係る経過措置の計算事例を示してください。（平成 25 年 9 月 20 日追加）

(A)

以下に計算例を示します。

- (1) 信金告示第 4 条第 2 項第 1 号から第 3 号までに掲げる項目の経過措置期間における取扱い例

平成 25 年改正告示附則第 8 条第 5 項により、対応する期間に応じて同附則第 6 条第 1 項の表の下欄に掲げる率を乗じて得た額を、コア資本に係る調整項目の額に算入することができます。

この場合において、同附則第 8 条第 5 項によってコア資本に係る調整項目の額に含まれない額については、同条第 6 項に従い、このうち旧信金告示第 4 条第 1 項各号に定める基本的項目から控除されるもの又は旧信金告示第 6 条第 1 項各号に定める控除項目に該当するものについては、コア資本に係る調整項目の額に含まれることとなり、他方で、これらに該当しないものについては、従前同様にリスク・アセットの額を計算して分母に計上されることとなります。

以上を踏まえた計算例を以下に示します。

項目	金額例	取扱い	金額		
			～27年 3月30日	～28年 3月30日	～29年 3月30日
のれんに係る無形固定資産の額	100	資本控除 ^(注1)	100	100	100

のれん又はモーゲージ・ サービシング・ライツ以 外の無形固定資産の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60
繰延税金資産（一時差異 に係るものを除く。）の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算 ^(注2)	100	80	60
内部格付手法採用金庫に おいて、期待損失額が適 格引当金を上回る額	100	資本控除	100	100	100
証券化取引に伴い増加し た自己資本に相当する額	100	資本控除	100	100	100
意図的に保有している他 の金融機関等の対象資本 調達手段の額（旧信金告 示において控除項目に該 当していたものと仮定）	100	資本控除	100	100	100
退職給付に係る資産又は 前払年金費用の額	100	資本控除	0	20	40
		分母計算	100	80	60

(注1) 資本控除とは、コア資本に係る調整項目の額に含めることを意味する。

(注2) この場合に分母計算として適用されるリスク・ウェイトは、250パーセントではなく100パーセントとなる。

(2) 少数出資金融機関等の対象普通出資等の額の経過措置期間における計算例
 <前提条件> ※ 信金告示第4条-Q2と共通の事例を用います。

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）^(注)：2,000…(a)
 (注) 平成25年改正告示附則第3条ないし第7条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
- ・信金告示第4条第2項第1号又は第2号に掲げるコア資本に係る調整項目の額^(注)：100…(c)
 (注) 平成25年改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額^(注)：25…(d)
 (注) 平成25年改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・保有する少数出資金融機関等が発行する対象普通出資等の額：300…(e)
 うち、
 - ・保有するA社^(注)の普通株式の額：150…(ea)
 - ・保有するB社^(注)の強制転換条項付優先株式の額：100…(eb)
 - ・保有するC社（協同組織金融機関）^(注)の優先出資の額：50…(ec)
 (注) A社、B社及びC社はいずれも少数出資金融機関等に該当するものとする。
- ・信用リスク・アセットの額の合計額^(注)：10,000…(i)

(注) 信金告示第4条-Q2に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通出資等、信用金庫連合会が発行する対象普通出資等、その他金融機関等が発行する対象普通出資等及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る信用リスク・アセットの額を含めない。

- ・平成25年改正告示附則第8条第5項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなるものの割合：x%

① 新告示（平成25年改正告示による改正後）における算出手順

(ア) 少数出資に係る10パーセント基準額を算出します。なお、この場合におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の計算方法については、信金告示第4条-Q2を参照のこと。

- ・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 $(\min((b), (i) \times 1.25\%))$

$$\min(150, 10000 \times 1.25\%) = 125 \dots (j)$$

- ・少数出資に係る10パーセント基準額の計算 $(\{(a) + (j)\} - \{(c) + (d)\}) \times 10\%$

$$\{(2000 + 125) - (100 + 25)\} \times 10\% = 200 \dots (k)$$

(イ) コア資本に係る調整項目である少数出資金融機関等の対象普通出資等の額を計算します。 $((e) - (k))$

$$300 - 200 = 100 \dots (l)$$

うち、

(A社の普通株式) : $150 \times 100 / 300 = 50 \dots (1a)$

(B社の強制転換条項付優先株式) : $100 \times 100 / 300 = 33.33 \dots (1b)$

(C社の優先出資) : $50 \times 100 / 300 = 16.67 \dots (1c)$

※ 小数点第3位を四捨五入している。

(ウ) (イ)において算出された額に含まれなかった部分の額については、それぞれにつき分母計算を行います。 $(\{(ea), (eb), (ec)\} \times \{(e) - (l)\} / (e))$

(A社の普通株式) : $150 \times (300 - 100) / 300 = 100 \dots (ma)$

(B社の強制転換条項付優先株式) : $100 \times (300 - 100) / 300 = 66.67 \dots (mb)$

(C社の優先出資) : $50 \times (300 - 100) / 300 = 33.33 \dots (mc)$

※ 小数点第3位を四捨五入している。

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出されたコア資本に係る調整項目の額について、平成25年改正告示附則第8条第5項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目の額を算出します。経過措置の適用によりコア資本に係る調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		26年3月	27年3月	28年3月
A社の普通株式	資本控除 (1a) × x%	0	10.0 (50 × 20%)	20.0 (50 × 40%)
	旧告示取扱い (1a) × {100% - x%} (経過措置分) (注)	50.0	40.0 (50 × 80%)	30.0 (50 × 60%)
	分母計算(ma) (非控除部分)	100	100	100
B社の	資本控除 (1b) × x%	0	6.67 (33.33 × 20%)	13.33 (33.33 × 40%)

強制転換条項 付優先株式	旧告示取扱い (1b) × {100%-x%} (経過措置分) (注)	33.33	26.66 (33.33 × 80%)	20.00 (33.33 × 60%)
	分母計算(mb) (非控除部分)	66.67	66.67	66.67
C社(協同組織 金融機関)の 優先出資	資本控除 (1c) × x%	0	3.33 (16.67 × 20%)	6.67 (16.67 × 40%)
	旧告示取扱い (1c) × {100%-x%} (経過措置分) (注)	16.67	13.34 (16.67 × 80%)	10.00 (16.67 × 60%)
	分母計算(mc) (非控除部分)	33.33	33.33	33.33

(注)「旧告示取扱い」とされる部分については、旧告示における意図的保有等の控除項目に該当する場合には、コア資本に係る調整項目の額に含まれる(資本控除)こととなり、これに該当しない場合には、新告示に従いリスク・アセットの額を計算する(分母計算)こととなる。

(3) 信用金庫連合会の対象普通出資等の額の経過措置期間における計算例

<前提条件> ※ 信金告示第4条-Q2と共通の事例を用います。

- ・コア資本に係る基礎項目の額(一般貸倒引当金の額を除く。)(注) : 2,000…(a)
(注) 平成25年改正告示附則第3条ないし第7条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・一般貸倒引当金の額 : 150…(b)
- ・信金告示第4条第2項第1号又は第2号に掲げるコア資本に係る調整項目の額(注) : 100…(c)
(注) 平成25年改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額(注) : 25…(d)
(注) 平成25年改正告示附則第8条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・保有する信用金庫連合会が発行する対象普通出資等の額 : 670…(f)
うち、
 - ・普通出資A(平成10年3月31日より前に取得かつ継続保有)の額 : 100…(fa)
 - ・普通出資B(平成10年3月31日以後平成26年3月30日以前に取得かつ継続保有)の額 : 300…(fb)
 - ・普通出資C(平成26年3月31日以後に取得)の額 : 200…(fc)
 - ・優先出資A(平成26年3月30日以前に取得かつ継続保有)の額 : 50…(fd)
 - ・優先出資B(平成26年3月31日以後に取得)の額 : 20…(fe)
- ・信用リスク・アセットの額の合計額(注) : 10,000…(i)
(注) 信金告示第4条-Q2に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通出資等、信用金庫連合会が発行する対象普通出資等、その他金融機関等が発行する対象普通出資等及び繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る信用リスク・アセットの額を含めない。
- ・平成25年改正告示附則第8条第5項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなるものの割合 : x%

① 新告示（平成 25 年改正告示による改正後）における算出手順

(ア) 連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額を計算します。なお、この場合におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の計算方法については、信金告示第 4 条-Q2 を参照のこと。

・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算 ($\min((b)、(i) \times 1.25\%)$)

$$\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125 \cdots (j)$$

・連合会向け出資に係る 20 パーセント基準額の計算 ($\{ \{ (a) + (j) \} - \{ (c) + (d) \} \} \times 20\%$)

$$\{ (2000 + 125) - (100 + 25) \} \times 20\% = 400 \cdots (n)$$

(イ) コア資本に係る調整項目である信用金庫連合会の対象普通出資等の額を計算します。($(f) - (n)$)

$$670 - 400 = 270 \cdots (o)$$

うち、

$$(\text{普通出資 A}) 100 \times 270 / 670 = 40.30 \cdots (oa)$$

$$(\text{普通出資 B}) 300 \times 270 / 670 = 120.90 \cdots (ob)$$

$$(\text{普通出資 C}) 200 \times 270 / 670 = 80.60 \cdots (oc)$$

$$(\text{優先出資 A}) 50 \times 270 / 670 = 20.15 \cdots (od)$$

$$(\text{優先出資 B}) 20 \times 270 / 670 = 8.06 \cdots (oe)$$

※ 小数点第 3 位を四捨五入している。

(ウ) (イ) において算出された額に含まれなかった部分の額については、分母計算を行います。($(f) - (o)$)

$$670 - 270 = 400 \cdots (p)$$

うち、

$$(\text{普通出資 A}) 100 \times 400 / 670 = 59.70 \cdots (pa)$$

$$(\text{普通出資 B}) 300 \times 400 / 670 = 179.10 \cdots (pb)$$

$$(\text{普通出資 C}) 200 \times 400 / 670 = 119.40 \cdots (pc)$$

$$(\text{優先出資 A}) 50 \times 400 / 670 = 29.85 \cdots (pd)$$

$$(\text{優先出資 B}) 20 \times 400 / 670 = 11.94 \cdots (pe)$$

※ 小数点第 3 位を四捨五入している。

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出されたコア資本に係る調整項目の額について、平成 25 年改正告示附則第 8 条第 5 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目の額を算出します。経過措置の適用によりコア資本に係る調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		26 年 3 月	27 年 3 月	28 年 3 月
信用金庫連合会の対象普通出資等	資本控除 (o) × x%	0	54 (270 × 20%)	108 (270 × 40%)
	旧告示取扱い (o) × {100% - x%} (経過措置分)	270	216 (270 × 80%)	162 (270 × 60%)
	分母計算(p) (非控除部分)	400	400	400

なお、上記「分母計算」とされる部分のうち、連合会向け出資に係る 10 パーセント基準額を超過するため 250 パーセントのリスク・ウェイトが適用される 200 については、(i) うち平成 26 年 3 月 31 日以後に取得した普通出資 C 部分又は優先出資 B 部分に相当する 65.67 (= (119.40+11.94) × 200/400) については 250 パーセントのリスク・ウェイトが適用されますが、(ii) 平成 26 年 3 月 30 日以前に取得しかつ継続保有している普通出資 A 部分、普通出資 B 部分又は優先出資 A 部分に相当する 134.33 (= (59.70 + 179.10 + 29.85) × 200/400) については附則第 12 条-Q1 記載の表に従ったリスク・ウェイトが適用されます。

※ 小数点第 3 位を四捨五入している。

また、上記のうち、「旧告示取扱い」とされる部分については、以下の取扱いを行います。

(i) まず、普通出資 A、普通出資 B、普通出資 C、優先出資 A 及び優先出資 B のそれぞれにつき、旧告示に従ったものとした場合の取扱いを確認します。ここでは、旧告示に従ったものとした場合の取扱いを、以下のように仮定します。

- ・普通出資 B 及び普通出資 C: 合計 500 のうち、450 (9/10 相当) については 100 パーセントのリスク・ウェイトで分母計上し、残り 50 (1/10 相当) については控除項目に含める。

※ 旧告示に従って計算した信用金庫の自己資本の額の 20 パーセントが 450 であった場合。なお、20 パーセントを上回る額の計算において、劣後ローン等の信用金庫連合会が発行する対象普通出資等に該当しないものを含める必要はない。

- ・普通出資 A、優先出資 A 及び優先出資 B: リスク・ウェイト 100 パーセントで分母計上。

※ これらについては旧監督指針に従い控除項目の額の計算に含まれていなかったものと仮定している。

(ii) (i) を前提に、普通出資 A、普通出資 B、普通出資 C、優先出資 A 及び優先出資 B のそれぞれにつき、按分計算によって、「旧告示取扱い」に含まれるであろうと考えられるものの額を算出し、上記(i)において確認した旧告示における取扱いを適用することとなります。

	金額			適用される取扱い	
	26 年 3 月	27 年 3 月	28 年 3 月		
旧告示取扱い (o) × {100%-x%} (経過措置分)	270	216 (270×80%)	162 (270×60%)		
(按分計算による内訳)	普通出資 B	120.90	96.72	72.54	・ 9/10 相当につき、RW100%で分母計上 ・ 1/10 相当につき、資本控除
	普通出資 C	80.60	64.48	48.36	
	普通出資 A	40.30	32.24	24.18	RW100%で分母計上
	優先出資 A	20.15	16.12	12.09	
	優先出資 B	8.06	6.45	4.84	

※1 ただし、協同組織金融機関に関する附則第 8 条-Q1 に記載のとおり、このような計算を行うことが実務的に難しい場合には、一律リスク・ウェイト 100 パーセントを適用する方法によることも可能。

※2 小数点第 3 位を四捨五入している。

(4) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び 15 パーセント基準超過額の経過措置期間における計算例

<前提条件> ※ 信金告示第 4 条-Q2 と共通の事例を用います。

- ・コア資本に係る基礎項目の額（一般貸倒引当金の額を除く。）^(注)：2000…(a)
（注）平成 25 年改正告示附則第 3 条ないし第 7 条の経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・一般貸倒引当金の額：150…(b)
- ・信金告示第 4 条第 2 項第 1 号又は第 2 号に掲げるコア資本に係る調整項目の額^(注)：100…(c)
（注）平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額^(注)：25…(d)
（注）平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・コア資本に係る調整項目としての少数出資金融機関等の対象普通出資等の額^(注)：100…(k)
（注）平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・コア資本に係る調整項目としての信用金庫連合会の対象普通出資等の額^(注)：270…(o)
（注）平成 25 年改正告示附則第 8 条の調整項目に係る経過措置適用前の完全実施ベースの額
- ・保有するその他金融機関等が発行する対象普通出資等の額：240…(g)
うち、
 - ・保有する A 社（関連会社）の普通株式の額：160…(ga)
 - ・保有する B 社（議決権の 10%超を保有する非関連会社・非子会社）の普通株式の額：80…(gb)
- ・繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）の額：200…(h)
- ・信用リスク・アセットの額の合計額^(注)：10,000…(i)
（注）信金告示第 4 条-Q2 に記載のとおり、少数出資金融機関等が発行する対象普通出資等、信用金庫連合会が発行する対象普通出資等、その他金融機関等が発行する対象普通出資等及び繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に係る信用リスク・アセットの額を含めない。
- ・平成 25 年改正告示附則第 8 条第 5 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合：x%

※ モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産はないものとする。

① 新告示（平成 25 年改正告示による改正後）における算出手順

(ア) 特定項目に係る 10 パーセント基準額を計算します。なお、この場合におけるコア資本に係る基礎項目の額に算入される一般貸倒引当金の額の計算方法については、信金告示第 4 条-Q2 を参照のこと。

- ・算入可能な一般貸倒引当金の額の計算（ $\min((b)、(i) \times 1.25\%)$)
 $\min(150、10000 \times 1.25\%) = 125…(j)$

- ・特定項目に係る 10 パーセント基準額の計算 ($\{ \{ (a) + (j) \} - \{ (c) + (d) + (k) + (o) \} \} \times 10\%$)
 $\{ (2000+125) - (100+25+100+270) \} \times 10\% = 163 \dots (r)$
- (イ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額を計算します。 ($\{ (g), (h) \} - (r)$)
 (その他金融機関等の対象普通出資等の額) $240 - 163 = 77 \dots (s)$
 (繰延税金資産) $200 - 163 = 37 \dots (t)$
- (ウ) 特定項目に係る 10 パーセント基準対象額を算出します。 ($(g) + (h) - \{ (s) + (t) \}$)
 $240 + 200 - (77 + 37) = 326 \dots (u)$
- (エ) 特定項目に係る 15 パーセント基準額を算出します。 ($\{ \{ (a) + (j) \} - \{ (c) + (d) + (k) + (o) \} \} \times 15\%$) ^(注)
 $\{ (2000+125) - (100+25+100+270) \} \times 15\% = 244.5 \dots (v')$
 (注) 経過期間中であるため、平成 25 年改正告示附則第 11 条第 3 項に基づき読み替えられた特定項目に係る 15 パーセント基準額の算出方法に従っている。
- (オ) 特定項目に係る調整対象額を算出します。 ($(u) - (v')$)
 $326 - 244.5 = 81.5 \dots (w')$
- (カ) その他金融機関等の対象普通出資等の額から信金告示第 5 条第 7 項第 1 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。 ($\{ (g) - (s) \} \div (u)$)
 $(240 - 77) \div 326 = 0.5 \dots (x)$
- (キ) 繰延税金資産 (一時差異に係るものに限る。) の額から信金告示第 5 条第 7 項第 3 号に掲げる額を控除した額を特定項目に係る 10 パーセント基準対象額で除して得た割合を算出します。 ($\{ (h) - (t) \} \div (u)$)
 $(200 - 37) \div 326 = 0.5 \dots (y)$
- (ク) 特定項目に係る 15 パーセント基準超過額を算出します。 ($(w') \times (x), (w') \times (y)$)
 (その他金融機関等の対象普通出資等) $81.5 \times 0.5 = 40.75 \dots (z')$
 (繰延税金資産) $81.5 \times 0.5 = 40.75 \dots (aa')$
- (ケ) 特定項目に係る 10 パーセント基準超過額及び特定項目に係る 15 パーセント基準超過額に含まれない部分の額については、250 パーセントのリスク・ウェイトの適用対象となります ($(g) - (s) - (z'), (h) - (t) - (aa')$)
 (その他金融機関等の対象普通出資等) $240 - 77 - 40.75 = 122.25 \dots (cc)$
 (繰延税金資産) $200 - 37 - 40.75 = 122.25 \dots (dd)$
 (これらの信用リスク・アセットの額) $122.25 \times 250\% + 122.25 \times 250\% = 611.25$

② 経過措置期間中の取扱い及びその対象となる金額

①の計算により算出されたコア資本に係る調整項目の額について、平成 25 年改正告示附則第 8 条第 5 項によりコア資本に係る調整項目の額に算入されることとなる額の割合を乗じ、経過措置適用後のコア資本に係る調整項目に含まれる額を算出します。経過措置の適用によりコア資本に係る調整項目の額に含まれない部分については、旧告示の取扱いが適用されることとなります。

項目	取扱い	金額		
		26 年 3 月	27 年 3 月	28 年 3 月
その他金融機関等の対象普通出	コア資本控除 $\{ (s) + (z') \} \times x\%$	0	23.55 (117.75 × 20%)	47.1 (117.75 × 40%)

資等	旧告示取扱い $\{(s)+(z')\} \times \{100-x\%$ (経過措置部分) (注1)	117.75	94.2 (117.75×80%)	70.65 (117.75×60%)
	分母計算(cc) (RW250%対象分)	122.25	122.25	122.25
繰延税金資産 (一時差異に係 るもの)	コア資本控除 $\{(t)+(aa')\} \times x\%$	0	15.55 (77.75×20%)	31.1 (77.75×40%)
	旧告示取扱い $\{(t)+(aa')\} \times \{100-x\%$ (経過措置部分) (注2)	77.75	62.2 (77.75×80%)	46.65 (77.75×60%)
	分母計算(dd) (RW250%対象分)	122.25	122.25	122.25

(注1) 設例では、当金庫は、その他金融機関等の対象普通出資等として、A社（関連会社）の普通株式を160、B社（議決権の10%超を保有する非関連会社・非子会社）の普通株式を80保有している。そのため、「旧告示取扱い」とされる部分のうち、A社の普通株式に相当すると認められる部分（3分の2相当）については、旧告示でも金融業務を営む関連法人等として控除項目に該当していたことから、コア資本に係る調整項目の額に算入することとなる。他方、B社の普通株式に相当すると認められる部分（3分の1相当）については、旧告示において意図的保有に該当していなかったと仮定すると、リスク・アセットの額を計算することとなる。したがって、例えば、26年3月末時点では、 $117.75 \times 2/3 = 78.5$ がコア資本控除となり、27年3月末時点では、23.55に加え、 $94.2 \times 2/3 = 62.8$ の合計86.35がコア資本控除となり、また、28年3月末時点では、47.1に加え、 $70.65 \times 2/3 = 47.1$ の合計94.2がコア資本控除となる。

(注2) この場合に適用されるリスク・ウェイトは、250パーセントではなく100パーセントである。

以 上